

平成26年第6回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成26年12月5日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成26年12月 5日
2. 閉 会 平成26年12月11日
3. 会 期 7日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

- | | | |
|----------------|----------------|-------------|
| 1番 小 柴 敬 | 6番 猪 俣 常 三 | 11番 清 野 佐 一 |
| 2番 三 留 正 義 | 7番 鈴 木 満 子 | 12番 五十嵐 忠比古 |
| 3番 長谷川 義 雄 | 8番 多 賀 剛 | 13番 武 藤 道 廣 |
| 4番 渡 部 憲 | 9番 青 木 照 夫 | 14番 長谷沼 清 吉 |
| 5番 伊 藤 一 男 | 10番 荒 海 清 隆 | |

2. 不応招議員

な し

平成26年第6回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成26年12月5日（金）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
陳情の受理、委員会付託
- 日程第4 管外行政調査実施報告
- 日程第5 保育施設運営に係る調査特別委員会の中間報告
- 日程第6 例月出納検査報告
- 日程第7 付議事件名報告
- 日程第8 提案理由の説明

平成26年12月8日（月）

- 日程第1 一般質問（猪俣常三 伊藤一男 三留正義 小柴敬 長谷川義雄
多賀剛）

平成26年12月9日（火）

- 日程第1 一般質問（鈴木満子 青木照夫 五十嵐忠比古 清野佐一 長谷沼清吉）

平成26年12月10日（水）

- 日程第1 議案第1号 平成26年西会津町一般会計補正予算（第7次）の専決処分の承認について
- 日程第2 議案第2号 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例
- 日程第3 議案第3号 職員の自己啓発等休業に関する条例
- 日程第4 議案第4号 職員の配偶者同行休業に関する条例
- 日程第5 議案第5号 西会津町地域連携販売力強化施設条例
- 日程第6 議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第9号 西会津町文化財保護条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 平成26年度西会津町一般会計補正予算（第8次）
- 日程第11 議案第11号 平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第12 議案第12号 平成26年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次）

日程第13 議案第13号 平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算
(第1次)

平成26年12月11日(木)

- 日程第1 議案第14号 平成26年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1次)
- 日程第2 議案第15号 平成26年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第
2次)
- 日程第3 議案第16号 平成26年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)
- 日程第4 議案第17号 平成26年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算
(第1次)
- 日程第5 議案第18号 平成26年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)
- 日程第6 議案第19号 西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定
について
- 日程第7 議案第20号 西会津町温泉リハビリプールの管理に係る指定管理者の指
定について
- 日程第8 議案第21号 西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定につ
いて
- 日程第9 議案第22号 西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の
指定について
- 日程第10 議案第23号 西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の
指定について
- 日程第11 議案第24号 西会津町野沢保育所の管理に係る指定管理者の指定につ
いて
- 日程第12 議案第25号 西会津町へき地保育所の管理に係る指定管理者の指定につ
いて
- 日程第13 議案第26号 西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の
指定について
- 日程第14 議案第27号 西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の
指定について
- 日程第15 議案第28号 西会津町さゆり公園の管理に係る指定管理者の指定につ
いて
- 日程第16 議案第29号 西会津町ふれあい交流施設の管理に係る指定管理者の指定
について
- 日程第17 議案第30号 西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管
理者の指定について
- 日程第18 議案第31号 西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指
定について
- 日程第19 議案第32号 西会津町総合計画基本計画(後期)の策定について

- 日程第20 議案第33号 西会津町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第21 議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第1 提案理由の説明
- 追加日程第2 議案第35号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第3 議案第36号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 追加日程第4 議案第37号 平成26年度西会津町一般会計補正予算（第9次）
- 日程第22 陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情
- 日程第23 陳情第6号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第24 陳情第7号 町公共施設へのLPガス供給に関する陳情書
- 日程第25 意見書案第1号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める意見書
- 日程第26 意見書案第2号 「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書
- 日程第27 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第28 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第29 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 日程第30 保育施設運営に係る調査特別委員会の継続審査申出について

平成26年第6回西会津町議会定例会会議録

平成26年12月5日(金)

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
総務課長	伊藤要一郎	会計管理者兼出納室長	会田秋広
企画情報課長	杉原徳夫	教育委員長	五十嵐長孝
町民税務課長	新田新也	教 育 長	新井田大
健康福祉課長	渡部英樹	教 育 課 長	成田信幸
商工観光課長	大竹享	代表監査委員	佐藤泰
農林振興課長	佐藤美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第6回議会定例会議事日程（第1号）

平成26年12月5日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告
陳情の受理、委員会付託

日程第4 管外行政調査実施報告

日程第5 保育施設運営に係る調査特別委員会の中間報告

日程第6 例月出納検査報告

日程第7 付議事件名報告

日程第8 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）

○議長　ただ今から平成26年第6回西会津町議会定例会を開会します。(10時04分)
開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、師走に入り、公私誠にご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望しますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、高橋謙一君。

○議会事務局長　報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり34件の議案が提出され、受理いたしました。

次に、本定例会までに受理した陳情は2件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、11議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告がありましたので、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長　以上で諸報告を終ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、6番、猪俣常三君、14番、長谷沼清吉君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの7日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月11日までの7日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

9月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました陳情は2件であります。会議規則第93条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第4、管外行政調査実施報告を行います。各常任委員長の報告を求めます。

報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。なお、報告は簡潔にお願いいたします。

総務常任委員会委員長、青木照夫君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 次に、経済常任委員会委員長、五十嵐忠比古君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、管外行政調査実施報告を終わります。

日程第5に入る前に皆さんに申し上げます。

保育施設運営に係る調査特別委員会から調査中の事件について、中間報告をしたい旨の申出があります。

お諮りします。

保育施設運営に係る調査特別委員会の継続審査事件の中間報告について、申出のとおり報告を受けることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、保育施設運営に係る調査特別委員会からの申出のとおり、中間報告を受けることに決定しました。

日程第5、保育施設運営に係る調査特別委員会の中間報告を行います。

保育施設運営に係る調査特別委員会の報告を求めます。

保育施設運営に係る調査特別委員会委員長、鈴木満子君。

○保育施設運営に係る調査特別委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、保育施設運営に係る調査特別委員会の中間報告を終わります。

日程第6、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、佐藤泰君。

○代表監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第7、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第8、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(11時43分)

平成26年第6回西会津町議会定例会会議録

平成26年12月8日(月)

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
総務課長	伊藤要一郎	会計管理者兼出納室長	会田秋広
企画情報課長	杉原徳夫	教育委員長	五十嵐長孝
町民税務課長	新田新也	教育長	新井田大
健康福祉課長	渡部英樹	教育課長	成田信幸
商工観光課長	大竹享	代表監査委員	佐藤泰
農林振興課長	佐藤美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第6回議会定例会議事日程（第4号）

平成26年12月8日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（議会活性化特別委員会小委員会）

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 猪俣 常三 | 2. 伊藤 一男 | 3. 三留 正義 |
| 4. 小柴 敬 | 5. 長谷川義雄 | 6. 多賀 剛 |
| 7. 鈴木 満子 | 8. 青木 照夫 | 9. 五十嵐忠比古 |
| 10. 清野 佐一 | 11. 長谷沼清吉 | |

○議長 おはようございます。平成 26 年第 6 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。6 番、猪俣常三です。

今次の議会に、町政運営や町民の生活に関わる重要な課題について、12 月定例議会において一般質問をさせていただきます。

一般質問に入る前に、11 月 22 日に長野県北部におきた大地震によりまして、甚大な被害をうけられた方々に心からお見舞いを申し上げます。特に大被害をうけた小谷村は、空き家対策に取り組んでいる先進地の自治体であり、本町に空き家対策条例を制定するにあたって、大きな知恵を与えていただいたところから、復旧復興を願うと同時に、被害をうけられました他の自治体におかれましても、災害から早期の復旧復興をお祈り申し上げたいと思います。

最近の経済の動向について報道が賑わいをみせております。日本銀行において経済の再生に思い切った政策を打ち出したと報道され、総合戦略の一環として追加金融緩和の決定をされました。物価は上昇、円安、そして平成 27 年 10 月には 10 パーセントの消費税増税が法律で定められているとし、その判断が現政府において 12 月中に、7 月から 9 月期の国内総生産、GDP、その速報値、経済指標をみて首相が判断をすとしておりましたが、政府において 11 月 4 日に経済財政諮問会議が開かれ、有識者からは社会保障の安定的な執行、経済や財政に対する信頼の維持、社会保障と税の一体改革は待ったなしで、議員の定数の削減も必要、子育て世代の家計費の負担軽減、低所得者への支援対策の実行など、賛否の激論があったことなど、首相判断に慎重な姿勢を求め、有識者からの経済対策を強く要請されたとのことでもあります。

これを受けて、現政権では、日経平均株価の上昇により、経済の見通しを次のようにされております。年金の運用もプラスになる、物価が上がることで資産効果と呼ぶ、それが消費に結びつくとして、経済成長にプラスになるとの見方を示している報道がなされております。

しかしながら、先月 11 月 21 日に、安倍政権といたしましてアベノミクスの効果や消費税増税 10 パーセントの時期を平成 29 年 4 月に判断することや、国際安全保障、社会保障など国民の審判を問うといたしまして、国会が解散されたことはご存知のとおりであります。県内の家計動向などを調べた機関によると、消費動向や景気動向に 4 月の消費税増税 8 パーセント後、消費者の節約志向が続き、消費意欲が後退していると分析されております。これに関連して、日本銀行の分析によると、急速な円安進行に関して、実体経済に及ぼす影響を注意深くみていくとしております。そして物価上昇、目標 2 パーセントの達成、賃金が上昇することが必要であるということから、来春の春闘に期待感を示されております。

す。

今後注目すべきことは、国は人口流出の原因を探り、データを集めて、特に大学など学びの場、雇用の受け皿、保育所などの子育て環境に着目、一旦地元を離れたのちに再び戻るUターンや、都市部から地方に移る、また移り住むIターンについて、若い世代にとって暮らしやすさを考えていくとしております。地域経済活性化に取り組む地方創生の施策を掲げる法案が11月21日可決され、経済再生の効果を検証し、女性の活躍、働く環境づくりの場、若者の雇用の創出の場を確保し、出産や子どもを育てることができる豊かな地域社会の実現を目指しているとしております。小規模の切捨てにならないように祈っております。

県内では、原発事故後、復旧復興、再生が求められており、会津地方においても風評被害払拭が急務となっております。同時に経済成長が不透明であり、各自治体の共通の悩みである過疎化の歯止めに苦慮している状況で、この地方創生の施策がよい方向に働いてくれるよう、早く待ち望んでいるところであります。

さて、伊藤町政において、平成27年度の主要事業の内容や今後の課題など、目の前に山積しておりますが、中でも平成27年4月に開校を目指している新西会津小学校の建設や、町道野沢柴崎線新郷樟山バイパス、奥川工区までの西会津縦貫道路の促進に、県代行事業で建設中の新橋屋橋と橋立3号橋の橋台や橋脚の工事も順調に進められております。さらに県道喜多方西会津線の尾登駅付近の急こう配の解消工事や、明神橋耐震補強工事など、ハードな事業が完成に近づいている状況となっております。

さらに伊藤町政は、たゆまぬ行動力を持続され、議会からの要請や住民の目線に沿って、意見を聞きながら行政に反映して執行していただくことを大いに期待するものであります。今後、よりよい町政の進展にご尽力を願うため、多くの課題の中から何点か伺ってまいりたいと思います。

農業問題についてであります。近年米の値段が市場により決められるようになってから、農家経営に大きな変化が起きております。生産者が報われないような社会の仕組みであってはならない。そこで平成26年度産の米の価格の下落で収入が減少する米農家の現況の中、県は関係機関と連携して、農家経営安定資金を設けて支援策を打ち出しましたが、借金の上にまた資金を借りるとしても、厳しい農業経営を強いられている状況にあります。

この現況を踏まえて、1点目は米農家の方々は、来年の作付けに向けて資金繰りの悪化が懸念されております。農家の経営安定を図る上で、融資制度を活用することによって、農家の負担が大きいのと思われます。基幹産業として農業を支えることから、支援策等について町の方針が示されているのであれば、詳細をお伺いいたします。

2点目は、近年、米農家の後継者が減少する中、耕作放棄地の増大が考えられ、耕作可能な水田について遊休地化が進み、雑草等の水田管理がいき届かなくなるなど、その対策をどのように進めていくのか、町の考えをお伺いいたします。

次に、子ども・子育て支援新制度についてであります。この制度が平成27年4月からスタートすることにより、これまで、よりよい保育サービスを利用しやすくなるということから、新しい保育施設はどのように対応されるのか、何点かお伺いいたします。

1点目は、本町において保育所の運営はどのように変わるのかお伺いいたします。

2点目は、1、2年後、新たな認定施設ができたときの対応など、町はどのように考えているのかお尋ねいたします。

以上をもって一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おはようございます。6番、猪俣議員のご質問のうち、私からは農業問題について、特に米価下落に対する町の支援策についてお答えをいたします。

J Aの平成26年産米の概算金は、コシヒカリ1等米60キロ2,100円の下落となりました。この影響により、町全体では米の販売額で約1億円の減収となる見込みであります。この減収額を補填するために、国の制度で、ナラシ対策があります。制度に加入されている方に対しては、減収額の9割が交付金として、今後交付される予定であります。

町では、本町の基幹作物である稲作を来年度以降も継続して取り組んでいただくことと、来季への耕作意欲につなげていただくため、ナラシ対策との差額1割相当額、10アール当たり1,800円に対して、町独自の支援策、稲作経営緊急支援事業を行うこととし、経営所得安定対策に加入している農家に支援することといたしました。今次の補正予算に総額1千万円を計上いたしましたのでご理解をいただきたいと思っております。

また、来年度以降の稲作経営に対する対策としては、米価の下落傾向が今後も相当続くことや、稲作を縮小する農家から担い手への集積が進むことが予想されることから、認定農業者への誘導と、ナラシ対策の加入促進に努めてまいります。さらには、ライスセンター等の組織に対しましては、生産体制の強化のため、機械整備補助事業を実施し、品質の向上と経営規模の拡大を支援してまいりたいと考えております。加えて、福島県は米価下落に伴い、稲作農家に必要な運転資金として、平成26年稲作経営安定資金を創設したところであり、そしてまた、会津いいで農業協同組合でも独自の再生産資金として、組合員を対象とした低利の融資を実施しています。

町といたしましては、融資制度の利用者に対して次年度以降の借入の利子補給について、現在検討を進めているところであります。

今年は、本町の米の美味しさが改めて実証されました。稲作農家の皆さんには、引き続き自信と誇りを持って米づくりに取り組んでいただきたいと考えております。そのために、町として必要な施策を積極的に推進してまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 6番、猪俣常三議員の農業問題についてのご質問のうち、耕作放棄地対策についてにお答えいたします。

現在、高齢化や米価下落の影響により農地の活用が困難になり、今後、耕作放棄地が増えることが懸念されます。西会津町においては、町内全域を対象に全ての自治区で、農地・農道・水路を守る多面的機能支払交付金事業、通称、水土里事業に取り組んでおります。今年度からは、制度の一部が変更され、対象農地の保全管理についても、活動の対象となりましたので、米をつくれなくなった田は、集落の共同作業で農地としての保全管理を行っていただきたいと考えております。

また、耕作放棄地については再生するための補助事業があり、町内でもこの補助を活用して農地の再生を行っている自治区もあります。

これら各種制度を有効に活用し、町民の皆さんとの共同活動により、守るべき農地はしっかりと守っていきたいと考えていますのでご理解願います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 6番、猪俣常三議員の子ども・子育て支援に関する質問にお答えします。

子ども・子育て関連3法の制定により、平成27年4月から、子ども・子育て支援制度に移行します。子ども・子育て支援制度は、子どもを生き育てやすい社会の実現を目指して創設されたもので、新制度においては、町は実施主体となり、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を提供することが求められています。

具体的な内容といたしましては、質の高い保育と幼児教育を一体的に提供する認定こども園制度の充実、地域のニーズを踏まえた子ども・子育て支援事業計画の策定、地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブなどの充実などを進めていくこととなります。なお、西会津町の子ども・子育て支援事業計画につきましては、現在、子ども・子育て会議でご意見をいただきながら策定をすすめているところであります。

新制度がスタートしますと、保育所や認定こども園等の施設の利用を希望する保護者は、支給認定申請書を町に提出することとなります。町では申請のあった家庭の状況や年齢により、その子どもを3つの認定区分に区分し、保護者はその区分に応じて保育所等の利用希望の申し込みをすることになります。本町においては、新たな保育施設が開所するまでの間は、従来どおりの保育所利用となります。

次に、新たな保育施設が整備された時の対応につきましては、新たな施設につきましては、保育所型の認定こども園を想定しておりますので、両親の働き方に応じて、保育所や幼稚園として、また、短時間保育や必要なときだけ利用する預かり保育としての利用など、多様な利用の仕方が可能となります。さらに、相談・情報の提供など子育て支援の拠点としての充実が図られます。今後も、安心して保育所に預け、子育てできる環境の整備を進め、若者が住みやすいまちづくりに努めてまいりますのでご理解願います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 先ほど詳しく方針をお示しいただきましたこと、縷々再質問をさせていただきたいと思います。

非常に町の考え方、難しい農業の中で、これだけの予算を捻出しなければならない現状において、再度お尋ねをいたしますが、たぶんナラシ対策の問題等が中にはあるわけであって、まず人数がどのくらい予想されているものなのか、それから基礎的なものがわかれば、そういったところの細かい点をご説明いただければありがたいと思います。再度お尋ねいたしたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

ナラシ対策加入者であります。現在、本対策に加入しておられる方は26名、それからナラシに入らなくて、円滑化対策に加入されている方が、残りの492人ということで、こ

の2つの制度により、1億円の減収のうち約4千万はナラシの部分での交付金が該当する予定です。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 内容、理解はいたしました。この中の、例えば1反未満の方については、たぶん足切があるんだらうと、こんなふう思うんですけども、そういったところの小さい農業をなさっている方についての支援というのは、この中には含まれているのか、含まれていないのか、そこら辺のところをお尋ねいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えをいたします。

ナラシ対策加入者の方については、1反については、自家消費分ということで控除にされます。基本的に販売されている方に対する支援になりますので、自家消費の方については、米価の下落によって受ける影響は少ないわけですので、今回の下落は、やっぱり大規模の方、販売を主とされている方に大きな影響があるということで、こういう制度が発動されましたので、町でもその制度の内容に沿って、同じような形で緊急的な支援をしていきたいと考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 難しい農業施策のことですので、私もいろいろ勉強しておかなければならない部分もあります。難しい部分もあります。この農業というのは、一番町にいたしましては基幹産業でもあることですし、非常に、なんととっても基本が農業にあるというふうに私も認識しているものですから、あえてお聞きしていくわけですが、これらの難しい問題を解決していただくために、支援策を打ち出していただいたということに対しては、私は本当に大変ありがたいことだと、こんなふうに思っております。さらにこの支援策が、今の農業の下落をされている方々の米の補償に、ある程度の効果をもたらしていただければいいなと、こんなふうには思っております。

しかしながら、反面、拡大規模を行おうとする際の農家の方の作付けに対する不安というものはあるようでございます。それらについては、先ほど縷々お話をいただきました。水土里事業というものもあるようでございます。たまたま、この高齢ということがどうしても出てきている関係上、その地域において、若い人がいない、いなくなっている、じゃあその高齢者が増えてきている中で、この制度をいかに利用しようかなというふうに思っていたとしても、これに対するところの考え方、これらについて再度お尋ねしたいと思えます。

高齢者に対する、高齢化が進んでいると、この高齢化が進んでいるところの部分で、いかに労働力の確保ができるかという点をお尋ねしたいと思えます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えをいたします。

水土里事業の運営に関しての高齢化ということでよろしいですか。議員ご指摘のとおり、共同活動で、その農地の草刈り、つくれなくなったところの草刈りだったり、そういうのができるといっても、なかなか集落によっては高齢化でできないというような集落もあると思えますので、いろんな取り組みをみていますと、中核的な皆さんにその重労働の作業

をお願いしてやっている集落もありますし、あとは外部から人材をお願いして、高齢化の部分で補っているような集落もありますので、せつかく交付金は交付されますので、農地維持のための交付金が交付されますので、それらをうまく活用の仕方を検討しながら、なるべく集落の農地を守っていただくような取り組みを実践していただきたいと思います。

来年度については、そういう集落については、個々に相談に応じながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ある程度行政側のほうから、細かい点の指導等も含めて対応していただければありがたいと、こんなふうに思います。

さらに1点お伺いしておきたいと思うのが、農振法の中に、この放棄地というふうになっているのがあるんですが、これというのは、基盤整備の部分がものすごくこれから放置されていくことが予想されるということでお尋ねするんですけども、私が今一番心配しているのは、基盤整備されている部分がどうしても人がいなくなって、その地主がいなくなって、それをどういうふうにしてやっていったらいいのかなという悩みもあるわけです。そういったところについて、水田の基盤整備をされているところが荒れないようにするというのは、今のような考えでやっていくしかないのかなというふうに思うんですが、その点をお尋ねしたいと思っております。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 農振地内の遊休地化についてのご質問ですが、それぞれほ場によって、放棄地になる原因は異なっていると思っておりますので、今回、農振地域の見直しを行っております。その中で、それぞれに応じた原因等が出てくると思っておりますので、内容によっては共同で、町全体で農振農用地といいますか、82パーセントは農地・水で守っていくということで、守られていますので、その残りの部分がたぶん農業委員会の調査でも同じような数字が出ていますので、その部分については適切な判断をしていく必要があるのかなと思います。農地・水で守っている82パーセントの農地については、できるだけ継続して農地として守っていききたいというふうに考えています。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 細かいところまで説明をいただきました。本当に農地を守ることが一番難しいところにきている現状でありますので、今のところその悩みをいかに解決していただけるのかということについても、一踏ん張り、二踏ん張りしていただきたいとこんなふうに思いますので、要望だけしておきたいと思っております。

質問を変えさせていただきますが、子ども・子育ての件について何点か再質問させていただきます。

まず西会津、本町においては、やがては保育を重点にというような内容でお話されておりましたので、だとしますと、尾野本保育所の建物が老朽化しているということは、前々から指摘されているわけであって、これらの緊急な対策としてはどのようにお考えになっておられるのか、お尋ねだけさせていただきます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 尾野本保育所の老朽化対策ということでございますが、本当に尾野本保

育所につきましては、築 35、6 年、今の保育所の部分ができから 35 年ほど経過しております、建物自体はその前から寄宿舎として使っていたというようなことがございまして、だいぶ老朽化しております。その対応については、いろいろこうやってきたところではありますが、やはり根本的な対応というのはなかなか、今の状況では難しいという部分がございますので、そのために今、新しい保育施設を早急に整備したいということで町のほうとしては今、進めているところであります。ただその間につきましても、尾野本保育所の環境の整備ですとか、そういった部分に力を入れていきまして、危険対策、そういったものについても対応していきたいと、抜本的な対策はなかなかできないものですから、そういった部分でのちょっと対策を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 非常に難しい問題であろうとは思いますが、何もできないだろうとは思いますが、非常に喫緊の課題であろうと、こんなふうに思っています。それであえてお尋ねをしたわけでありまして。ということは、平成 29 年 4 月ごろに、新しい保育所が予想されるということが私の頭の中にあるものであって、いかにその間、こういった危険なところに子どもさんや、あるいは保護者の方が利用されているということになったときの、危険な箇所の対応が遅れてはいけないのではないかなとこういうことがあったものでお尋ねしたわけでありまして。ですから、何らかの解決になるような取り組みをしていただきたいと、要望、お願いをしておきたいと思っております。

それから、保育料金の件についてだけちょっとお尋ねさせていただきます。新しい保育施設になった場合の給食は、どのような考えでおられるのか、その保育料金というのは、私が考える、予想していることであって、例えば児童 1 人あたりはいくらなのかということ、1 人あたりですよ。それから児童が 2 人いるんだといった場合の料金はどういうふうになっているのかということと、それから児童年少児と児童年長児の場合、年少、年長児の場合はどうような扱いになっているのか、その料金の設定などを含めてお尋ねをいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 保育料金のご質問にお答えいたします。

新しい保育施設ができてからの保育料につきましては、これからいろいろ検討していくことになると思います。基本的に保育料につきましては、保護者の方の収入等に応じて段階がございまして、国のほうで徴収基準表というものをつくっております。それに対して町では、ある程度の軽減、それをそっくり使うのではなく、そこから軽減をしながら保育料表をつくって対応しております、1 人当たりの料金ということでございましたが、現在の部分でお答えをいたしますと、所得税がかかっていなくて、住民税だけがかかっているような世帯でありますと、3 歳未満児、ゼロ、1、2 歳になりますが、その方は 1 万 4,620 円というようなことでございます。3 歳以上児、3、4、5 歳児になりますが、その方については、1 万 2,370 円というような料金設定になっております。そういう料金設定になっておりますが、現在、保育所 2 人同時ですと無料化ですとか、軽減措置もいろいろやっているところでありまして、保護者の負担軽減等を図っているというところがございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 細かいところまでお話をいただきました。今現在、それは27年の4月になったと、29年の4月前までについても、だいたい同じ考え方で進められるのかということだけお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

先ほども言いましたとおり、新しい保育施設が完成するまでの間につきましては、現在の状況と同じでございますので、料金についてもこの料金で進めていきたいということでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 最後お願いになるかとは思いますが、例えば、この利用しやすい状況になってきている。それからあと、いろんな保護者の方が、ニーズがいっぱいあると思いますね。年長児、このような子どもさん何人かもっておられて、そして4歳児をもっている方、あるいはゼロ歳児から6カ月くらいのもっておられる方、非常にさまざまだと思います。そういうことを考えたときに、子どものもっておられる方の家計負担を、家計負担ですね、これをいかに軽減してあげていただけるのかということをお尋ねしていくわけですが、そういう部分を先駆けて、本町で素早く取り入れていただけるのであれば、いろんな角度から軽減策を講じていただきたいと、こんなふうに考えておりますが、1点だけお尋ねして、そういう家計負担の軽減を踏まえて、料金の設定をされるのか、そういったところをちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 家計負担の軽減ということでございますが、保育料金、結構、若い家庭の、若い保護者の家庭ではだいぶ負担が厳しいのかなという部分もありますので、そういう家庭状況等に配慮しながら、軽減策、いろいろ検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 細かいところをお尋ねをし、そしてまたお答えをいただきました。今後とも子ども・子育ての支援については、非常に保護者のほうの方々が注目されている部分がございますので、それに応えていただけるような行政の施策を打ち出していきたいと、こういうことをお願いを申し上げて、要望を申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 皆さん、おはようございます。5番、伊藤一男です。私は今議会定例会において、2項目にわたって一般質問を通告しておりますので、順次これから質問をいたします。

まず最初に、役場本庁舎整備事業についてお伺いをいたします。町の行政機能が集中している現在の役場本庁舎は、築50年が経過し、老朽化が著しいことから、町では防災危機管理上の災害対策の拠点ともなる役場本庁舎の移転は、喫緊の課題であります。その対応策として、現在、新築中の西会津小学校が来年4月に開校後、空き校舎となる現西会津小

学校への移転が計画され、具体的な準備作業に入っていると思いますので、次の2点についてお伺いをいたします。

まず一つ目として、本年度の事業計画では、3千万円の予算で実施計画をすることになっているが、その結果と、次年度の事業計画はどのようなになるのかお伺いをいたします。

二つ目として、移転整備事業等にかかる全体の事業費と財源措置についてお伺いをいたします。

次の質問は、イザベラ・バードによる新たな観光資源についてお伺いをいたします。イザベラ・バードはイギリスの牧師の娘として生まれ、旅行家で紀行作家として知られ、47歳のときに日本を訪れ、東北地方、北海道などを旅し、著書、日本奥地紀行などを出版している。バードが来日したのは明治11年、戊辰戦争からちょうど10年の歳月が経過していたときであった。この年の5月にイギリスからアメリカを経由し、船で横浜にやってきましたと思われます。それから6月24日に日光を出発し、今市、田島、下郷を経由し、6月28日に坂下に宿泊した。翌日、坂下を出発し、東松峠を越え、野沢宿に入り、夕暮れに上野尻宿、下野尻宿を経て、車峠の急峻な越後街道をのぼり、車峠の茶屋に6月29日、30日、連泊したといわれております。そののち、白坂宿、宝川宿を通り、鳥井峠を越えて津川へ向かったと記述されております。とりわけ車峠の茶屋に連泊した当時の人々の暮らしや生活の様子が事細かく著書に記されております。

そこで、バードが歩んだ車峠、鳥井峠の越後街道の整備、保存を図り、茶屋跡に東屋、展望台などを含め、公園化してはいかがでしょうか。そのほかにも本町を旅したときの手記をもとに、越後街道をテーマとした新たな史跡観光資源の掘り起しに、町として取り組む考えはないかお伺いをしたいと思います。

以上で私の質問といたします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 5番、伊藤一男議員のご質問のうち、役場本庁舎の移転事業について、お答えいたします。

現在の役場本庁舎は、昭和38年に完成し、築50年を経過して、老朽化が著しく、耐震補強も困難な状況となっております。役場庁舎は、町行政機能の中核であり、災害時においては、その対策本部にもなることから、町の地域防災計画においても、耐震化された建物に設置することが定められております。

このような状況を踏まえ、町といたしましては、平成27年4月に新校舎へ移転する現在の西会津小学校施設を活用して、役場本庁舎機能を移転することとしております。その移転準備について、庁内に検討組織を設置し、町民の皆さんが利用しやすい役場庁舎となるよう、その検討を進めているところであります。

ご質問のありました実施計画の結果についてであります。現在、新庁舎移転に係る実施設計業務を発注し、庁内検討組織での検討と、設計業者との打合せを繰り返し行い、課題整理を図りながら、鋭意作業を進めているところであります。移転における最大の課題は、学校として造られた施設を、役場の窓口や事務室等として活用するためには、その空間利用にかなりの制限があることであります。町民の利便性、事務室等の機能性をできる限り確保するため、その検討にかなりの時間を要しているところであります。なお、この

設計業務は、来年2月を工期としておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、次年度の事業計画及び移転に係る全体事業費並びに財源措置についてのご質問であります。現段階では、平成27年3月までは現小学校において通常の学校活動が行われることから、4月以降に一定の整理期間が必要であると見込んでおります。このため、まずはプールの解体を行い、夏休み終了後に庁舎の改修工事に着手していきたいと考えております。また、財源措置につきましては、庁舎整備基金に積立てを行い、事業費の確保に努めております。現在進めております実施設計業務が完了しなると、その具体的な全体事業費及び事業スケジュールが定まらないところであります。いずれにいたしましても、町民の皆さんの利便性の確保と安全・安心の視点から、今後、十分に検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 5番、伊藤一男議員のイザベラ・バードによる新たな観光資源についてのご質問にお答えいたします。

本町は、旧越後街道の宿場町として栄え、江戸時代には新発田藩や村上藩の参勤交代や十返舎一九、吉田松陰などの歴史上の人物が旅し、また、おただしのイザベラ・バードについては明治初期の車峠の茶屋に宿泊し、宿の様子やそこから見える眺望の良さなどを著書に記しております。また、現在、史跡や寺社仏閣めぐり、旧街道や著名な人物の足跡など、歴史、文化を辿る小旅行が人気を博しており、本町といたしましても、著名な人物が往来した旧越後街道は、有用な観光資源であると認識しているところであります。

おただしの旧越後街道車峠・鳥井峠の整備・保存や茶屋跡の公園化についてであります。町では地域の自主的な取り組みによる、地域の貴重な史跡、名所の発掘、保存や観光資源の開発、伝統行事の継承などに対し、町の補助事業である、活力ある地域づくり支援事業や国、県の補助事業などの活用を通して、魅力あるまちづくりを推進しているところであり、本事業についてもこうした補助事業の活用などを提起しながら、地域の自主的な取り組みを支援してまいりたいと考えております。

また、越後街道をテーマとした観光資源の掘り起しについてであります。来年度、県の補助事業、観光力づくり支援事業に旧越後街道を活用した観光事業を要望しているところであり、案内看板の設置や案内パンフレットの作成のほか、歴史やまちなか観光など観光全般にわたる案内ボランティアの養成など、観光交流協会と連携しながら、取り組んでいきたいと考えております。

今後、地域の自主的な取り組みへの支援や町内に埋もれている観光資源を掘り起こしながら、交流人口の拡大や地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願ひます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 ただいま、それぞれ答弁いただいたわけですが、これから再質問をさせていただきます。

まずはじめに、役場本庁舎移転整備事業について質問したいと思ひます。まだ実施計画については、2月が工期というようなことで、まだ全体的な計画は示せない、ということでありましたが、それでは、役場内でもう検討部会を立ち上げているということであ

りますが、どのような職員をもって検討委員会を組織しているのか。また、検討内容についてもどのようなことが検討されているのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず検討委員会でございますが、町の最高の審議機関といたしまして、政策調整会議というものがございます。その下部機関といたしまして、この本庁舎の整備にかかる検討部会を、その下部機関として設置したところでございます。その部会の責任者は私がさせていただいておりますけれども、その構成委員としましては、各課の課長補佐相当職の職員を中心としまして、この部会を立ち上げさせていただいております。それぞれ課長補佐クラスの職員でありますので、責任のある職員として、各課の状況を出していただいております。

それから、検討の内容でありますけれども、庁舎の活用にあたりまして、まず町民の皆さんの視点に立って、どういった、まず1階、2階、3階の配置がいいのか、それから、町民の皆さんが来たときの動線、どういった動きがしやすいか、そういったところを中心に検討をしているところであります。また、いろんな、移転にあたってさまざまな課題がございますので、それらにかかる事業費、課題、そういったところの精査も行っているところであります。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いろいろ検討なされているようですが、例えば教育委員会については、現在の公民館の施設に留まるのか、それとも新しい新庁舎のほうに移転するのか、その辺の検討なんかはなされておりますか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 教育委員会につきましては、ご承知のように、現在、町の公民館の中にその組織を設置しておりますけれども、今回の庁舎の移転にあたりまして、教育委員会も含めて、その中に入ることができないかどうか、十分に検討をしたところでございます。先ほども申し上げましたように、これから移転しようとしている建物が学校という施設でありますので、非常に、教室としてつくられた施設ということでもありますので、正直、使い勝手がなかなか厳しい状況でございます。また、スペースもかなりあるように当初は感じたわけではありますが、実際に各課の状況を張り付けしていきますと、今回のその移転にあたっては、教育委員会までは入りきれないということで、当面は現状のままいかざるを得ないのかなというふうに考えております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 わかりました。それでは、議会の議場なんかはどの辺に予定されるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議場につきましては、現在の建物の3階部分、一番広いその部屋を、かつて図書室として活用していた部屋、そこを想定しております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 だいたいその辺の議場についても、3階というようなことで理解しております。

それでは、来年4月に学校が移転するわけで、そのあとの日程については、なかなかまだ役場庁舎の移転については、まだ話せる時期ではないのかもわかりませんが、4月に学校が新しい校舎に移ったそのあとには、移転工事が始まるということになるわけですが、1年、4月から12月まで、次にまた来年の4月、その辺の役場本庁舎の移転なんていうことは考え、想定しているのかどうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 移転の時期でございますけれども、先ほどもお答え申し上げましたように、まず3月までは小学校が授業として活用しておりますので、その3月いっぱいまでは小学校として、4月以降に移転をされるわけでありますが、先ほど申し上げましたように、その移転後の学校の中の整理がすぐにはできない状況でございます。これまでも中学校の統合、それから小学校の統合のときも、やはり3カ月程度、3カ月から4カ月、夏休みくらいまではどうしても整理期間が必要であるということでやってまいりました。今回もそのようなことで、夏休みくらいまで整理期間を取りまして、その後に改修の工事を発注していきたいというふうに考えております。

現在、概算の設計、実施設計を組んでおりますけれども、事業費が数億という大きな事業費になりますので、発注しても、やはり標準工期として1年近く必要になります。したがって、夏休みが終わって発注いたしましても、1年くらいはやはり工事期間として必要になりますので、来年、再来年の28年4月に移転というのは、現時点では難しいというふうに判断しております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 わかりました。それでは、体育館についてお伺いしたいんですが、やはり体育館については、地域住民のスポーツや運動、そして健康増進、それから生徒が来年の4月から新しい校舎に移るということで、生徒もいなくなるので、平日における各種イベント、そういったものに十分使用できると思いますので、ぜひ体育館については、あのまま残していったほうがいいのではないかとこのように思いますが、いかがですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 移転後の体育館の活用につきましても、その検討部会の中で検討をさせていただきました。いろんな、例えば講演会ができるような、そういった施設に改修をするとか、そういったことも検討はいたしましたけれども、当面は校舎の改修のほうに重点をおきまして、体育館のほうについては、引き続き現状のような活用をしていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは役場移転に伴う全体の計画については、議会にはいつごろ説明をされるのか、またできるのか、お伺いしたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 実施設計業務の工期が2月ということでございますので、それ前には、当然議会の議員の皆さん、それから町民の皆さんに対しましても、こういった使い方をしていきたいというような説明をさせていただきまして、議会の皆さん、それから町民の皆さんからご意見をいただいて、最終的な配置案にしていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 わかりました。それでは、町民の間では、やっぱり役場移転後の跡地の利活用、それについて皆さん、どうなるのかなど、そういうようなことをおっしゃっておる人が多いので、その辺の計画については、またいつごろ町民の皆さんにお示し、また議会にお示しできるのか、お伺いしたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

役場庁舎、現在の役場庁舎の敷地への質問でございます。今回の総合計画の中でも、仮称町民文化センターというようなことであげさせていただいたわけではありますが、まだ場所の決定をしているわけではございませんが、その有力候補地というふうにとらえているところでございます。そういった計画につきましては、やっぱり時間をかけて、町民参加の中で検討委員会をつくって、じっくりどういった施設にしていくのかというようなことを検討していかなければならないと思います。そういった計画がまとまるまでには、やっぱり2、3年は要するというふうを考えておるところでございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、仮称町民センターについては、建設をしたいということで理解してよろしいですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回の総合計画の中に盛り込んだということでございまして、今後整備に向けて動き出していくというふうを考えているところでございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 わかりました。これで役場本庁舎の移転に伴う再質問を終わりますが、事業推進にあたっては、やはりスピード感をもって、なおかついい施設をつくって、町民の皆さんに喜んでいただけるような施設をぜひつくっていただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。それでは、次のイザベラ・バードによる新たな観光資源について再質問をいたします。車峠の整備にあたっては、当然地域の人や、整備に賛同する人の協力を得ながら、これから車峠を守る会などを組織して進めていきたいというふうを考えております。町が推進している交流人口の拡大ということを考えると、新たな観光資源の掘り起しをして、観光の引き出しを多くして、グリーンツーリズムを含め多くの観光需要に応えていくことが、町交流人口の拡大につながると思っておりますが、その辺についてはどういうふう考えておりますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

今、議員おただしのおとり、町では交流人口の拡大に向け、また町外からの観光誘客の増加に向けて、いろいろな手当をしているわけではありますが、特にその中で、やはりグリーンツーリズムということで、地域の自然、それから史跡、やはり埋もれた文化財、そういったものを素材にすることによりまして、結構今、都会の方々がそういった地方の貴重な自然なり、史跡なりを発掘してみたいということで、先日も東松峠のモニターツアー

一などをやった際には、多くの都会の方々においでいただいたというような状況でありますので、西会津にまだまだ埋もれているような、そういった素材があるのかなということ、そういったものについて発掘しながら、グリーンツーリズムなどと連携しながら観光誘客を図っていききたいというふうに考えております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 課長も話されたわけではありますが、やはり今年というか、都会から西会津のそういう自然や史跡、名所、旧跡などの観光で、西会津に訪れた人、訪れた団体、そしてまたイザベラ・バードに関して、そういう問い合わせとか、そういうのがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

イザベラ・バードについては、やはり最近いろいろな雑誌とか、観光雑誌なんかで取り上げられたせいか、役場にも、この辺にイザベラ・バードが通られた街道があるということで、直接おいでになった方もおりますし、また電話等で問い合わせなんかもきております。あと、ちなみに何か上野尻の駅前辺りで、この辺にそういった峠があるのかとか、そういったことも聞かれたというようなことで、そういった問い合わせは、そんなに件数は多いというわけではないですけれども、2、3あるというような状況でございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 先ほど答弁の中で、そういう自然や史跡の観光といいますか、そういうことで来たその団体というのは、先ほど申されたんですが、どのような団体だったんですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

団体というか、モニターツアーを観光協会のほうで、そういったツアーを取り組みまして、首都圏のほうからいろいろとPRしまして、そういった方々においでいただいたというのが団体としての実績でございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 野沢町内には、ふるさと自慢館があるわけではありますが、そこにバード自身が残した野沢の宿場としての様子、そして宝川地区、白坂地区、上野尻地区、下野尻地区におけるいろんな様子が、バードの著書に記されておりますので、イザベラ・バードの歩んだ越後街道というようなことで、やっぱりコーナーをつくっていただいて、やはり自慢館の引き出しを多くしてもらって、やはりいろんな人の需要に応える。また、来た人が喜んでいただけるような、そういうような施設、またそれによって自慢館を訪れる人が多くなるかもしれませんので、やはり自慢館なんかにも、そういうイザベラ・バードのコーナーをつくっていただくことによって、やはり観光の拡大につながっていくのではないかと思いますので、いかがですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

確かに自慢館には、町の歴史というか、本当に江戸時代の野沢の宿場の状況とか、それ

から明治維新後の町出身者のそういった偉人の方々の、そういった紹介など、そういったものがありまして、本当に西会津の歴史をよく紹介していただけるような施設なのかなというふうに思っております。

ただ現在、商工会がそこを管理しておりますので、そういった内容につきましても、商工会と十分協議しながら、せっかくそういった歴史上の人物が西会津を通っているわけですので、そういった方の紀行文なんかもそこに載せることによって、さらに自慢館のまた魅力が増えるのかなというふうに思っておりますので、商工会とも十分協議してみたいなと思います。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 これまで観光面での質問をしてきたわけでありましたが、越後街道や車峠の茶屋については、文化財や史跡には当たらないかと思いますが、これから教育委員会として、文化財保護条例の一部見直しと、そのようなことで、これから取り組まれるということですので、そういうバードに関しても、そういう歴史上の旧跡といいますか、史跡に当たらないものですが、そういうことで街道の道路の整備とか、そういうことに積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思っていますが、いかがですか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 今ほどご指摘をいただきました伊藤議員のご質問にお答えいたします。

イザベラ・バードも含めて、西会津町にはイザベラ・バードが通ったことによる史跡等も含めて、西会津町には多様な文化財があります。それぞれ総合的にそういうふうな文化財の価値を把握して、関連する文化財を、その周辺環境も含めて整備していく視点は、本当に重要な視点だというふうに考えております。

今回のこの議会にご提案させていただきました西会津町文化財保護条例の一部改正に関する条例ですね、これはそういうふうなものについて幅広く調査、ご審議をいただくことを可能とするように改正をお願いするものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 ぜひ関わっていただいて、専門的な見地からいろんなアドバイスをいただければ、よりよい正確な、そういういいものができると思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

あと、今いろんな面で、文化財分野にわたって、また文化にわたっていろんなことを調査されるあれができるということでもありますので、ここでバードが来たときに、車峠に宿泊したときに食べた食事などについて、ちょっと話してみたいと思うんですが、明治の初期に食事としてバードは、出されたものとして貝類の佃煮、それからナマコの佃煮、それから串刺しの干したマス、そしてノリ煎餅といいますか、あと主食としてはソバが出されたと、そういうふうに記述されておりますので、やっぱり当時の、明治初期の食文化を知る上で大事なことではないかと思います。西会津町史においても、やはりそういう食文化についてのあれというのはあまり触れられていなかったのではないかと、そういう意味で、ただ群岡地区の宿については、やはり越後との交流、交易が盛んだったのかわかりませんが、ただ野沢地区については、会津との関わりとか、そういうものが確か強いのではない

のかと、そういう意味でやはり、野沢地区との食事といいますか、食文化の違いはあると思うんですけども、その辺についても、その明治の食文化、そういったものについて調査していただければ、またいいのではないかとそのように思いますが。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 食も文化の重要な一つの分野でありますので、そういうことについても、幅広く調査、ご審議をいただくような、そういう柔軟性を持ったものに新しく条例改正で進めていくものについては、できるようにしてまいりたいなというふうに思っております。いろいろご指摘ございましたら、よろしくお願ひいたします。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 よろしくお願ひしたいと思います。

これで私の質問を終わりますが、このイザベラ・バードによる車峠の観光資源化というのは、上野尻出身の渡部耕司さんという方が毎年在京西会津会が5月にあるんですが、その席上、提案されておりますし、ぜひ実現に向けて、町として取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上、申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 こんにちは。2番、三留正義です。師走に入り、また今年も同じことを思っております、大雪にならなければいいなと。今議会では、まずはじめに、西会津健康ミネラル野菜普及会の豊かなむらづくり農林水産大臣賞受賞、まことにおめでとうございました。受賞式の会場でも言葉を発する機会がなかったので、この場を借りてお祝いを申し上げたいと思います。その受賞の中で、私、非常に注目していたのが、その受賞の評価の中で、女性の活躍できる場所の創造と、女性が所得を確保できる取り組み、ここを非常に重要な評価をいただいたということで、さらに普及会の皆さま方の、さらなる進展をご祈念申し上げます。

さて、昨年6月から街路灯等のLED化の問題についてただしてまいりましたが、平成26年度の予算にはコミュニティ育成事業ということで、基本予算化がなされ、12月の議会でも補正予算化がされるなど、伊藤町政のもとで一定の道筋ができましたこと、本当にうれしく思っております。今後はさらに、みんなの声が響くことをご期待申し上げておきます。

では、今議会に一般質問の通告をいたしましたので、質問に入ります。

大きなテーマの一つ目は、今年度産米の現状と今後の農業振興についてであります。その中で2つに分けて、一つ目は、平成26年度産米の概況と本町の現状はどのようになっているのか。また、米価対策があれば併せて伺います。この質問の中で、後段、また、米価対策があれば併せて伺いますという部分につきましては、同僚議員の質問の中で十分に理解できましたので、この部分は答弁を求めません。

2つ目、町ではミネラル栽培を奨励、振興していくようですが、今後、農家の大半の方が導入していけるような具体的な対策はどのようにされるのか伺います。

次の大きなテーマなんですが、豊かで魅力あるまちづくりについて、UIターンなどで定住促進の根幹は、まず一次産業などに携わり低所得でも安心して生活できる環境を実現

することにあると私は考えております。そこで、町では、豊かで魅力あるまちづくりを創造するにあたって、どのような事業を展開していくのかを伺いたい。しかしながら、ゆりかごから墓場まで、山から川までと、多種多様な分野にわたるので、今議会では次のことについて伺います。

一つ目は、生活用水に不安な地区の解消と悪化しつつある舗装道路の整備について。

二つ目は、保育料の負担軽減についてであります。

これが私の今回の質問になります。よろしく答弁のほどお願いいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 2番、三留正義議員の今年度産米の現状と今後の農業振興についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、今年度産米の作柄概況については、会津管内の作況指数は103と平年よりやや多い収量となりました。品質面ではカメムシやイモチ病などの影響により、収量や等級に影響を受けた地区もあり、JA会津いいで管内では一部の品種で品質低下が見られましたが、西会津町の1等米比率は94.6パーセントと昨年と比べ品質面でも良好な状況となりました。販売状況については、全国的な米の消費量減少と昨年からの米の在庫がだぶついていることなど全国的な余剰米の影響を受け、流通面でも米が動いていない状況であります。さらには、福島県産については風評被害の影響もあり、販売面では苦戦を強いられている状況であります。

次に、ミネラル栽培の振興についてのご質問にお答えいたします。

平成10年より町が取り組んできたミネラル栽培は、今年で16年が経過しました。この間、取り組み農家はもとより、関係機関の皆からのご協力により、年々生産量も拡大しミネラル野菜の生産だけでなく、活動の輪が広がり今回の農林水産大臣賞受賞となりました。

現在の取り組み状況については、町内農家の平成25年度JAへの野菜出荷額は、約9千万円でしたが、そのうちミネラル野菜の販売額は6,200万円と全体の約7割を占めており、道の駅や町内スーパー等での販売を含めると9,700万円と年々増加しています。また、今年度実施したミネラル野菜の成分分析結果では、標準値と比較するとミネラル野菜は糖度も高くビタミンやミネラルの含有量が多く栄養価が高いことが実証されました。

ご質問の取り組み者を増やしていくための具体的な振興対策については、一つ目としては、成分分析結果の優位性を活用した生産者向けと消費者向けのPRチラシの作成を現在取り組んでいます。二つ目は、新規取り組み者や生産拡大のための補助事業を実施しております。三つ目は、園芸作物用農業機械購入補助を今年度から取り組んでいます。四つ目は、パイプハウスのリース事業の活用です。五つ目は、県やJA、町専門員による栽培指導など、さまざまな事業と関係機関の連携により、さらなる事業推進を図ってまいります。

さらに、県では水稲経営依存から園芸作物との複合経営を推進しております。町農業の三本柱である米・ミネラル野菜・キノコは、今後も農業政策の重要な取り組みであると考えていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 2番、三留正義議員のご質問のうち、生活用水に不安な地区の解消と悪

化しつつある舗装道路の整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、生活用水に不安な地区の解消についてお答えいたします。本町において水道は日常生活に欠くことのできない重要なインフラであると認識しており水道の未普及地域の解消のため、町営水道の拡張や町の補助事業等により対応してまいりました。

平成26年4月1日現在13の集落の皆さまが町や水道組合等の運営する水道を利用できない状況となっております。このため今年度は4つの水道組合等の皆さまと、整備等に向けた協議や作業を行っております。今後も、西会津町簡易水道施設整備事業等を活用し水道未普及地域の解消に努めてまいりますのでご理解願います。

次に舗装道路の整備についてのご質問にお答えいたします。町では町道の舗装箇所について路面調査用の車両を走行させ、路面状況を調査する道路ストック総点検を実施しております。この調査結果を参考に、舗装道路の損傷度合いを把握し、交通量や幹線道路の有無等を勘案しながら、順次補助事業等を活用し、整備を進めておりますので、ご理解願います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 2番、三留正義議員の豊かで魅力あるまちづくりについてのご質問うち、保育料の負担軽減についてお答えいたします。

本町では、基本計画の「こころ豊かな人を育むまちづくり」において、子育ての充実に重点目標と位置付けて取り組んでまいりました。その中で、保護者の経済的負担の軽減を図ることは、子育てしやすい環境づくりを目指すものです。具体的には、保育料につきましては、国の保育所徴収金基準額の45パーセントから82パーセントに軽減して設定しております。また、平成22年度からは保育所同時入所児2人目以降の無料化を実施しております。そのほかに、県の事業により平成20年度から多子世帯保育料軽減補助制度を設け、満18歳未満の児童が3人以上いる世帯において、第3子以降の3歳未満児の保育料の2分の1から4分の1の補助を行っているところであります。保育料軽減のほか、保護者の経済的負担軽減策としまして、乳幼児家庭子育て応援金事業や子育て医療費サポート事業、妊婦検診費の無料化などを実施しております。

町としましては、子育てしやすい環境づくりは、若者の定住促進の一助となることから、今後も子育て支援の一層の充実に努めてまいりますのでご理解願います。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 それでは、ミネラル栽培ということでお伺いしたいんですが、私も質問の中でミネラル野菜と書かないで、ミネラル栽培ととどめたんですが、何が言いたかったかという、野菜に対しては、先ほどの説明で確かに、こう移行していく部分と複合経営ということ、説明で当然だと思います。ただ一つ、現状、水稲が圧倒的な量、経営している方が圧倒的な数いらっしゃるわけなんです、ミネラルということで、ミネラル資材を使って作付けしていらっしゃる方が結構な方いらっしゃると思います。ただ、生科研さん、中島農法さんのほうで、インターネットでご案内されている内容などをちょっと私も見てみたんですが、サポートしているのは野菜とか、そういった園芸関係ですか、具体的に稲、米についてサポートするという標記はなかったようなんですが、そこの考え方と今の農協さんの扱い方についてご説明いただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

米におけるミネラル栽培の取り組みということですが、当初この事業が始まったときに、米についても同じように土壌診断をして、施肥設計に基づく取り組みをしていたわけですが、この取り組みを平成18年に新たな形で再生をしまして、JAあいづの中の特裁米のグループとして一定の施肥基準をつくりまして、それがよりミネラル栽培に近い形で、西会津ミネラルげんき米という形で、現在取り組みを進めております。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 げんき米については、私も名前をうかがっております。結局ミネラル野菜とミネラルの米、土壌診断をやってきた経緯はあるというお話でしたが、水田については何せ水を入れてかき混ぜてしまう、代掻き作業等で流出する部分かなりの量あるのかなと、丘作、園芸、畑作は、ある程度土中に散布剤が定着して残っているということかなと、ちょっと私、頭の中で考えたんですが、そういったことから水田の施肥基準、そういったもので、一定のミネラルの指標を与えるという部分について、私はちょっと、そののところがよく理解できないんですが、そういったものもこの町で普及拡大を、今後図っていく方向で考えていらっしゃるのか、その辺お答えいただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 米、稲作の部分につきましては、JAとそれから稲作部会の中の特裁米の皆さんが、現実的には取り組んでおります。ただ、この取り組みについても、やっぱり今後の町の関わる方向性であります。今後やっぱり、どんな米づくりをしている米なのかという、そういう違いといいますか、付加価値というのが、必ず売る場合の優位性になってくると思いますので、具体的な施肥の基準だったり何かについては、十分部会として検討を進めているところですので、販売面でのそういう部分を優位性を取っていくため、あとは西会津の米ということで、特色ある米づくりが売る上でも今後は必要になってきますので、有効的な取り組みであると考えていますので、その辺はJAさん、それから生産者の皆さんと方向性を見極めながら、町として必要な対策を取っていきたいと考えております。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 できるだけスピード感といいますか、米の現状というのは、皆さん、まったく見たとおり非常に厳しい状況の中におかれていると私も感じています。その中で、総合計画の中でも、そういった6次化なり、特産化なりを目指すということであっているようですから、その辺、もっと踏み込んで、どういうふうにして、やっぱりリーダーシップをとっていくのか、その辺をやっぱり強い方向で、早い段階で皆さんをけん引していただきたいと思っております。

そして、ちょっとインターネット上で他の自治体のものを見ていたんですが、補助、病害虫がらみの補助を出しているところが結構あったようなんですが、私も今後やっぱり農家の負担の軽減もありますけれども、先ほど品質の向上と均一化、整粒度合いもありますけれども、高い次元で高いブランドを求めていくとすれば、やはりできるだけ品質の低下したものは出さないような町で、町の稲づくり、米づくりというのを目指していかなければ

ば、どこかから不良なものがどどっと流れて、やっぱり西会津はこの程度かということがあっては、今後はやっぱりならないだろうと、できるだけ消費者から信頼されるもの、期待されるものというのは、やはり基本的にやっぱり均一化、良品質化を目指していかなければならないと思うので、やはりそういった面で、今後、27年に向かっていろいろそういった補助、考えられるようであれば、検討していただきたいと思います。

次に、豊かで魅力あるまちづくりのほうに入りたいと思います。先ほど答弁の中で、健康福祉課長のほうから、ちょっとテーマが違うのではないかというような表現であったんですが、確かに、豊かで魅力あるまちづくりというのは、総合計画の中では、農林業の振興というところでテーマにあがっているんですが、私自身、これずっと何回か見ていて、ちょっとおかしいかと、豊かで魅力あるまちづくりというのを農林業のところにもってきてあるというのは、ほかの章のテーマは非常にぴったり合っているようなんですが、なんかちょっと言葉が足りないのか、豊かで魅力あるまちづくりというのは総合計画そのものではないのかなと私は個人的に感じて、今回はそういうテーマで使わせていただきました。その辺ちょっと私の解釈にずれがあったので、その点はお詫び申し上げます。

それで、一つ目の生活用水と舗装路についてなんですが、これをやはり、今回2つだけにしましたけれども、定住促進といったことで、外部の人がこの町を見たときに、魅力があるかないかがまずチャームポイントというか、動機の一步手前、まず見てみようかなと、そこに移ってくる、町の人が自分自身で住んでいても不便であれば、当然、外から見てもあまり魅力がありそうだなというようなふうには感じないと私は思うんですけれども、やはり生活用水に不安な地区、ここというのは、できるだけ早い段階で改善していかないと、ネット上で西会津に来て、いろんな話をこう求めていったときに、実際にここに入りたい、入植していききたい、そういったときに、この水が不便だと、お盆になると親戚も帰ってくるのがなかなか容易じゃないような地区もあるやに私も聞いていますので、やはりまず早期解消に向けて、ある程度町で運営していく方向というのも、時代が変わり、人口も変わり、世帯の構成人数も変わり、水道組合をつくってくださいといっても、なかなか難しい現況にあるのかなと、行く行くはある程度町営で、町で運営していかざるを得ない部分というのが出てくるのかと私は思うんですが、その辺についてどうでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

今、町では上水道、100人を超えるものについては簡易水道、50人以上のものは飲料水供給施設というようなことで、町、町営の水道を運営しているところであります。50人未満につきましては、集落で水道組合をつくっていただきまして、80パーセントの町の補助事業というようなことで、町民の皆さんの水道について整備しているというような状況でございます。

今、議員おただしのように、高齢化とか、そのようなことで進んでいるということでございますので、その辺につきましては、町といたしましても、もう少し制度の見直しとか、その辺についても考えていかなければならないのかなというふうに考えておりますが、現在においては、そのようなことで事業を進めているということでございます。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 将来的に本当に戸数が少なくなっていくということが現実には起きている中で、必ずしも水道組合で2割負担と迫られても、なかなか対応できない集落もあるやにうかがっております。今後、確かにそういったもの将来に向けて検討していただきたいと思っております。

2つ目の保育料の負担軽減についてですが、これは私、なぜ保育料をここにあげたかというのは、入植して来た方を想定したとして、やはりゼロスタート、ゼロ円スタートで生活できる町というのを私自身では描いたんですが、やはりそれに近いものが町の受け皿として、空き家対策だけでもっていても、入るものはあってもその先がないと、やはり最後の定住動機にはつながってこないのかなと、やはり町で受けていく部分、いろいろ保育料についても軽減策、先ほど説明いただいた軽減策があるのも承知しております。しかし実際に所得で軽減するという区割り、これも果たして山村部、親子同居世帯で、最近いろいろな形で生活費が変わってきているというのは、両親または配偶者の両親を面倒みている方が結構出てきていると思っております。ですから一律何百万、所得何百万と分けていっても、実際にはそこに大学進学の子どもがいて、両親のうち2人面倒みなければいけない、施設に入れなければいけない、そういった方もあるやにうかがっております。あるやにうかがうのではなく、結構何件か、私の聞くところにもいらっしゃるようです。

そうしたことで、やはりできるだけ生活費の負担といった部分では、やはりもっと踏み込んでこれからも考えていかないと、決して生活しやすい環境下ではなくなりつつあるのかな。若い夫婦で子どもさんがいて、両親がある程度今度手がかかるのではなくて、金がかかる。そういった中での保育、教育というものが、この町の中にひしひしと迫ってきている現状を、やはりそういった家計費負担を軽減させてあげる、そういったものをやはり総合計画の中でもそうなんですけれども、やはり視点として、入植という言い方はちょっと悪いかもかもしれませんけれども、ここに定住したいという方がもし出れば、今現在、奥川のほうにもいらっしゃるようですけれども、そういう方たちが入ってきて、生活していくパターンを考えていけば、配偶者を求めたい、子どもを育てたい、どれをとってもまだ魅力がある町なのかといわれたときには、私はちょっとなかなか難しい部分が多いのかなと。そういったものをやはり解消していく、そういったものを今後27年手始めに、これから先、そういったものを力強く目指していただきたいと思っております。

とりとめのない話になってしまいましたけれども、今回は、この一般質問はこの程度で私は終らせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(11時52分)

○議長 再開します。(13時00分)

1番、小柴敬君。

○小柴敬 1番、小柴敬でございます。わが町でも本格的な冬が訪れてまいりました。除雪など業務に携わる方々の安全及び雪による事故防止を切に願うものであります。

さて、中小企業庁の商店街まちづくり事業を活用しての野沢町内商店街の街路灯LED化がほぼ完了いたしました。各町内独自による街路灯や防犯灯のLED化も進み、当初町が予定しておりましたLED化の助成予算もなくなってきたと聞いております。来年度へ向けての予算編成に本年以上の予算付けを望むものであります。

今次2件の一般質問を予定しております。それでは述べさせていただきます。

まず第1点目でございますが、西会津町木質エネルギー地産地消計画についてであります。町では、豊かな森林資源を有効活用するために、今回、西会津町木質エネルギー地産地消計画策定業務のための業務委託を実施しましたが、以下の3点についてお伺いをするものであります。

1点目、具体的な委託業務内容について。

2点目、町が考えるエネルギー対策について。

3点目、私ども経済常任委員会が実施をいたしました所管事務調査、阿賀町におけるバイオマスタウン構想についての報告書はどのように受け止められたのでしょうか。

次に移ります。平成27年度西会津小学校開校について、平成27年2月完成予定の西会津小学校新校舎は、71パーセント完成し、予定通りに建設が進められているとうかがっており、新校舎については大変安心をしております。保護者の間では、工事の進捗状況や開校後の送迎等の説明がなく、不安を感じられている方がおります。そこで以下の3点についてお伺いをします。

1点目、徒歩で通う生徒は、地域的にどの範囲までとするのか。

2点目、夏季の、夏の時期ですが、プール利用に対する計画はどのようにするのか。

3点目、冬季における、冬の時期ですが、徒歩通学者の安全対策はどのようにするのか。

以上、私の一般質問をいたします。よろしく申し上げます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 1番、小柴敬議員の木質エネルギー地産地消計画に関するご質問にお答えいたします。

町では、地域にある森林から燃料を生産し、地域で消費する燃料として活用する、木質エネルギー地産地消のまちづくりを進めています。本事業は、地域の新たな産業の創出による雇用の拡大と林業の活性化、低炭素社会の実現等を目指し実施するもので、事業のスタートとして西会津小学校にバイオマスボイラーの導入を図ったところであり、今後も道の駅に整備される、地域販売力強化施設や新たな役場庁舎などにも導入を図る計画であります。

ご質問の、西会津町地産地消計画策定業務につきましては、これらの計画を一步前進させるため、環境省所管の助成事業を活用し実施するもので、東京都に本社を有する有限会社アースキップズに業務委託しているところでございます。委託事業の具体的な業務内容でございますが、町民や公共施設を対象としたアンケート調査の実施、それらの結果を踏まえた、今後の燃料消費量の把握、また、それらにもとづく本町の実態に合った燃料供給システム提案のほか、バイオマス燃料導入による経済効果、二酸化炭素排出量の削減量の算出などを行うこととしております。

次に、町のエネルギー対策についてでございますが、国や県の取り組みなどに合わせ、再生可能エネルギー事業を積極的に推進しているところであります。特に、公共施設への太陽光発電設備の設置を進めているほか、西会津町再生可能エネルギー設備等設置費補助金を創設しまして、個人住宅への太陽光発電や木質燃料ストーブ等の導入を支援しているところであります。今後も国のエネルギー政策の動向を注視し、町に適したエネルギー政策

に取り組んでいきたいと考えております。

次に、阿賀町のバイオマスタウン構想についてのご質問にお答えいたします。阿賀町の取り組みについては、町でも視察をさせていただきまして、町担当者や生産施設の運営者から説明を聞いてまいりました。阿賀町においては、燃料製造業務は、民間業者に委託しているものの、間伐の推進による原料の調達、公共施設への木質ボイラーの設置、ペレットストーブの普及拡大などをタウン構想に位置付け、町全体が一丸となり取り組んでおり、計画的に事業推進が図られていると感じてまいりました。町としましては、阿賀町での取り組みも参考にしながら、本町の実態に合った計画づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 1番、小柴敬議員のご質問のうち、平成27年度西会津小学校開校に関するご質問にお答えをいたします。

はじめに、ご質問にありました、新校舎の工事内容や進捗状況、また通学方法については、11月13日に開催しました小学校統合推進委員会の中でご説明し、保護者に対しましては、事前にアンケートでいただいたご意見を踏まえ、西会津小学校のわくわくフェスティバルの際に、学校長と教育長よりご説明申し上げたところでございます。

それでは1点目の通学についてのご質問にお答えをいたします。小学校児童の通学方法は、距離が2キロメートル未満の自治区は徒歩により、2キロメートル以上の自治区はスクールバスを原則としております。小学校が移転をすることで通学距離が変わることから、この基準をもとに通学方法の見直しをしたところでございます。この結果、徒歩で通学する児童は、野沢地区では1町内から10町内まで、尾野本地区では西原、森野、萱本、松尾、西林、西林東、さゆりが丘となったところでございます。

次に、2点目の体育のプールでの授業については、以前にもお答えしましたように、さゆり公園の屋内プールを利用し、学校からさゆり公園まではスクールバスで移動します。水泳の授業は、学習指導要領に示されているように、各学年、年間で10単位時間程度であり、2単位時間程度を連続して実施する計画です。なお、夏季休業中におけるプールでの水泳等については、さゆり公園までスクールバスを運行する予定です。

次に、3点目の冬季における徒歩通学者の安全対策についてお答えをします。小学校の移転に伴い徒歩通学となる自治区は、先ほど申し上げたとおりです。学校から近い萱本を除き、全ての自治区から小学校まで歩道が整備されており、冬期間は除雪もされております。冬期間は、降雪により視界は悪く、滑りやすくなるなど夏季に比べ危険性は高くなります。初めて徒歩通学を経験する児童もいることから、交通安全団体等と連携し、通学の安全性を確保するとともに、家庭においても見守りをお願いできればと考えています。なお、歩道の除雪については、安全確保のため関係課と連携し万全を期してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 まず木質エネルギー地産地消計画について何点か再質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、この策定にあたって導入されました東京あきる野市の有限会社アースキッズ、このほかに何件かプロポーザルに参加をしたいと申し出があったんで

しょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回、業者決定にあたっては、一般競争入札、もしくは広く、公告しながら業者決定をしてくださいというようなことで補助事業者から言われているというようなことでございまして、今回プロポーザルという形を取らせていただきました。今回、応募があったのは、このアースキッズのほかもう1社でございました。2社が申し込みございまして、最終的にアースキッズに決定したということでございます。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 了解いたしました。2社ということでございますね。それで、今回の町が考えるエネルギー対策について、森林組合とのコラボレーションというようなことに関して、今のところどのように踏み込んで考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回の最終的な計画は、燃料を地域でつくって、それを地域の燃料として活用していただくという計画でございます。最終的には燃料生産というような形になってくるわけでございます。燃料生産するためには森林組合の協力は欠かせないというふうに考えているところでございます。

そういったことで、今回の計画策定にあたりまして、検討委員会を立ちあげて進めるということでございますが、森林組合からも委員の参加をいただくつもりでございます。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 私のちょっと小耳にはさんだというか、その西山地区におきまして、約300町歩ほど町外の方が所有をしていらっしゃるということでありますので、その点に関してどのような情報を町としてはとらえていらっしゃるのでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

噂話では聞きましたが、町に対して何も業者からの申し入れもございませんし、詳しい話は一切聞いていないのが実態でございます。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 今回のこの策定にあたりましては、756万という高額の実施計画、これを業務策定されたわけでございます。これについては、おそらく次回、2月までに調査ということをお聞きしておりますので、次回でのすばらしい報告、これを楽しみにしたいと思っております。

化石燃料である石油等も限界があります。太陽光、風力、それから今回の木質バイオマスと組み合わせました次世代につながるエネルギー推進の町、こちらを目指してほしいと思っておりますが、国では、次世代につながる燃料電池、この導入を検討しているということですが、これに対して、町としてはお考え、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。

今、町で公共施設に、太陽光の発電施設を公共施設に設置をいたしました。その際には、セットで燃料電池も設置しているところをごさいますて、昼間発電したものを夜間にも蓄えて使用できるというような形で、今、施工しているということをごさいますて、現在整備しております西会津小学校にも、そういった形で設置をしたいというふうに考えております。

家庭用の燃料電池につきましても、最近少しずつ普及が拡大しているということをごさいますて、再生可能エネルギー、そういった観点で補助制度などを設けて、普及拡大を図っている自治体もごさいますて、まだ西会津町の補助制度の中には組み込まれておりません。今後、他町村の動向であったり、そういったものを確認しながら、町としても普及拡大を図るべきだというような判断になった際には、補助制度の中に盛り込んでいきたいというふうに思っているところをごさいますて。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 あと、それにちょっと付け加えさせていただきますが、阿賀町の宣伝をするわけではありませんけれども、今回、私どもが調べたところによりますと、阿賀町で現在年間2,800トンほどペレットがつくられております。それで、1トン当たり約5万円ということになっております。これからいろいろな町としての計画、こういったものを踏まえまして、計画を立てて費用対効果ということを目指していくんでしょうけれども、こういったことも近所にあるということ踏まえまして、今後の検討をお願い申し上げます。

次に移ります。徒歩で通う生徒というのが2キロということでありましたが、これに対して、若干、夜間につきまして、町でどのくらい把握しているのかということをお聞きします。それは、今回、議会報告会でもありましたけれども、西林の点滅信号から下って、橋があって森野の林研センターがありますけれども、あそこまで全然防犯灯等が設置されていないんですが、その辺に対して町はどのくらい把握していますでしょうか。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 ただいま防犯灯ということで、町へのご質問ですが、通学路はうちのほうの担当ですので、私のほうで答えさせていただきます。

西林の点滅信号から森野に行きまして、林研センターということで、あそこ町道でございまして、そこについては、基本的には街灯等はなく、人家の近くに防犯灯があるという状況になっております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 今後、小学校の高学年になりますと、だいたい3時半、4時ぐらいになると、暗くなるのではないかとというふうに考えられます。あと1年後というようなことを見据えますと、やはりあそこを明るくして、さゆりが丘、あちらのほうの生徒の通学、これの安全、そういったものを確保するという予算付け、そういったものは検討されますでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 森野の点滅の信号から林研センターまでについては、町道に歩道がついております。その歩道につきましての照明につきましては、次年度、歩道用の照明をつけ

るということで、今、計画中でございます。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 もう1点、道路に関してお伺いをします。また森野から通学路に、たぶん場所によってはあたると思うんですが、新大槻橋、10年くらい経っておりますけれども、それから赤城輪店、旧ですね、本町信号機、ここまでの間、夜間真っ暗になって非常に危険でありますけれども、それに対する対策はいかがお考えですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 おただしの路線につきましては、県道の喜多方西会津線となっております。それにつきましては、照明につきましては県で設置することになっておりますので、町のほうから県のほうに要望するというような形も取れるかと考えております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、県のほうにしっかりと町のほうから要望をよろしくお願ひしたいと思ひます。

質問を変えます。夏休み中というか、前回、私の質問に対して町の教育課のほうからは、プールに関して、温水プールを利用するんだと、身長が低い子どもたちのために、現在110センチという高さの水を90センチ下げて対応するというふうに答弁がありましたけれども、90センチに下げるために時間的にはどのくらいかかるんでしょうか。また、それをさらに戻すために時間、抜く時間と戻す時間、どのくらいみこんでいらっしゃるでしょうか。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 さゆりの屋内プールについてのご質問にお答えします。

前にご質問いただいたときに、あそこは水深が110ということで、小学1年生とか小さい身長の子どものには、ちょっと深いということで、浅くして対処をしたいということでお答え申し上げております。その際に、一つの方法としては、今議員がおっしゃいました水を抜いて浅くする方法が一つあると、もう一つは、板状のものをに入れて、実質的に水深を浅くするという、この2つの方法があるということで、お答え申し上げておりました。

今回、その後内容について十分に精査をしていただきましたところ、やはりその水深を少なくしてまた戻すというのは、かなり時間もかかりますし、あそこは温水のプールであるということで、温度調整等があるということで、当然あその場合、ほかのお客さんもおりますので、それはなかなか実際的には困難であるということから、プールの中に板状のものを、要するにゲタ状のもので、それを置きまして、実質的に水深を浅くするという方法で、来年度から実施をするというふうに考えております。

あそこは110センチ水深ありますが、それを入れますと30センチから40センチ浅くなるということで、十分水深は浅くなるようなことで実施ができますので、その方法でやっていきたいというふうに考えております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 それに関しまして、どのくらの部分、面積的なものをお考えでしょうか。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 あのプール、6レーンほどございますが、全部のレーンを使うというのはなかなか難しいということで、実際にはレーンを分けまして、1レーン、もしくは2レーン、

そういう形で台をずっと、25メートルですか、敷き詰めた形で安全を確保しながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 レーン確保ということで答弁をいただきましたが、そのレーンの間の安全、要は板からすっというってしまって、深いところに入って、監督者がいつの間にかいなくなったというような事故が起きないように、そのレーンの間の安全対策、それだけはしっかりとさせていただきたいというふうに考えます。

それから、夏休み中の温水プールの利用につきましてですが、今答弁いただいたスクールバスの利用ということですが、どこからどこまでのスクールバスの利用なんでしょうか。それから、まさか夏季利用時の料金、児童から取るなんていうことは考えないと思いますが、その辺、答弁をお願いします。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 夏季休業中のプールの利用ということです。これまでは学校にプールがございましたので、学校に来て、そこで水遊び等をして帰るというふうになっていたわけですが、来年度からはプール自体がさゆり公園のプールを使うということでございます。場所が学校からさゆり公園に移るというようなことで、場所が変わるような形での運行を現在考えております。

なお、さゆり公園、当然貸切ではなく、ほかの一般のお客さんもいるということから、さゆり公園、また関係する機関とちょっとお話を今後させていただいて、どういう方法が一番いいのかを学校を含めながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、また質問を変えさせていただきます。冬の時期の徒歩通学者、これに対してですけれども、あそこの森野地区、非常に萱本、近いですけれども、松尾、あの辺からだ非常に横殴りの嵐、それが強いと考えます。それで、それに関して防雪対策、それから通学路対策、これに関してどのようにお考えですか。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 冬期の通学ということで、風対策ということでございます。町道、県道ともに風が強いところは、基本的に防風柵というのが設置されている箇所が若干ございます。ただ中には、そういう柵がないところもありますことから、特に西風があその場合、結構強いので、ない箇所については、県であれば県に要望するなり、町のほうでは事業を起こすなりやっていきたいと思っております。

なお、その通学につきましては、当然、初めて徒歩になる子どももおりますことから、学校の家庭、よく連携をしまして、実際どのような形になるか、天候状態をみながら対処はしていきたいというふうに考えております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 登校時、それから登校時だけではなく、下校時、好天の場合は、どちらかというと朝だけの除雪で下校時には除雪されていないというところが多々見受けられますけれども、それに対する安全確保はどのようにお考えでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 除雪のご質問ですので、私のほうから答えさせていただきます。

これから通学路になるというようなことをございますので、地吹雪等によって交通に支障があるというような箇所につきましては、道路パトロールを行いながら除雪に取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 それに合わせまして、各場所に、おそらく農道等の側溝、そういったもの、おそらくあると思いますので、そういったところの安全確保、そういったものをしっかりと今から対策を立てて、子どもたちの安全に寄与していただきたいと、こういうふうに考えます。

それから、急激な天候の変化で、今日はおそらくメール等で各家庭等のつながりを持っていると思うんですが、今回はバスを利用するとか、今回は、じゃあ家庭で送迎してくださいというようなことに対しては、事前の、前の日等々のしっかりとした天候、予想をつけまして、今後安全確保に努めて、学校生活、子どもたちに危険のないようにしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

(「議事進行」の声あり)

○議長 議事進行の声があります。これを許します。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ただいまの1番の質問の中で、夏季プールの利用、スクールバスで行くと、そして一般の人も乗るといような発言だったと聞き取ったわけですが。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 スクールバス、今回、子どもたちがプールでの水遊びをするために、これまでは小学校にプールがありましたから、小学校までスクールバスで、夏季休業中でも行っていたということです。

来年度からは、プールはさゆり公園のプールを使うものですから、その児童に限り移動をスクールバスで行うというふうに考えております。

○長谷沼清吉 一般も乗ると。

○教育課長 それは関係機関とかそういうところと協議をしながら、当然やっていくということで、一般の方はお乗りになりませんので、よろしくお願ひします。

○議長 プールも一般の人が入るから、そこを協議するという事です。

3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町民の皆さん、こんにちは。議員番号3、長谷川義雄です。12月定例議会にあたり、町当局に2つの課題について質問をさせていただきます。

はじめに、皆さまに身近に関わる2つの条例が10月1日より施行になっていますが、すべての町民によく周知されていないことがあります。その一つとして、西会津町快適環境づくり条例です。趣旨はごみのない美しいまちづくりを進めるものです。町制施行60周年にあたり制定された町民憲章でも、愛します豊かな自然、住まう人と示されています。条例の中においても、町の責務、町民の責務もはっきりとうたわれています。また、先に行われた12月6日の西会津町少年の主張大会においても、西会津町を少しでもよくしたい

と思う高校生によるごみ問題に対しての発表もありました。未来にわたり美しい町をつかっていくことは、現在に生きる私たちの責務だと思います。

このことを踏まえて、質問として西会津町快適環境づくり条例の施行前、施工後では、町民の意識がどのように変わったととらえているかお伺いします。

同じくもう1点ですが、今後、ごみのない町を目指すため、毎月1回、美しいまちづくりの日などを設ける考えはないかお聞きします。

それと同じく、10月1日より施行された条例があります。それは今に始まったことではありませんが、どの地区にでもある空き家の問題です。見ただけでは生活しているのかいないのかわからず、防犯上、防火上、または美観上と多くの課題があります。西会津町空き家等の適正管理に関する条例も、条例制定、施行とすでになっていますが、すべての方にはよく理解されていません。確かに町の担当課の努力で、何件かの家屋解体など、目にすることもあります。今後さらによく知ってもらうためにもチラシを配るだけでなく、工夫して町民に説明してほしいと考えます。

このようなことから、私は西会津町空き家等の適正に関する条例の施行後、町内、町外所有者に対して、町では周知されたと思うが、町民の意識がどのように変わったととらえているのか、また問題点はなかったのかお聞きします。

次の課題ですが、町の農業政策について当局にお聞きしたいと思います。農業問題については、午前の一般質問でも触れていました。大変深刻な状況だと思います。今年は特に米価下落で、農家は大きく打撃を受けています。このままでは農家の生産意欲もなくなるばかりでなく、多くの農地が荒れることも危惧されます。町長の提案理由においても、当局も心配していることがわかりました。今回の西会津町総合計画基本計画においても、稲作の経営改善への支援、集落営農組織の育成と法人化支援などがあります。また、基本計画策定町民懇談会の結果をみても、もう稲作は個人で行うには限界がきている、農地の集積や法人化を検討していく必要があると、町民の意見に対して回答もありました。町独自による今回の緊急支援も必要と思いますが、今後、長期的観点で農業政策を進めてほしいと思います。

このような現状を踏まえ、町の農業政策についてですが、西会津町総合計画基本計画においても、今後、農業従事者に対して効果がみえる具体的施策はどのようなものかお聞きします。

以上を私の今回の一般質問といたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 3番、長谷川義雄議員のご質問のうち、西会津町快適環境づくり条例及び西会津町空き家等の適正管理に関する条例についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、西会津町快適環境づくり条例であります。本条例は、本町が現在取り組んでおります定住促進と交流人口の拡大をより一層推進するため、良好な環境維持やごみの無い美しいまちづくりなどを目的として制定し、本年10月1日より施行したところであります。施行にあたりましては、条例をわかりやすく解説した冊子の全世帯及び事業所への配布、広報紙の掲載などをおして周知するとともに、国や県の関係機関にも連携協力を依頼したところであります。

条例の施行により、町民の意識がどのように変わったかとおたがひでございますが、ごみのない美しい町は誰もが望む姿であり、この条例の施行により、町民の皆さんの美化に対する意識はより高まったものと考えております。町といたしましては、この条例の趣旨をより一層理解していただくため、今後も引き続きケーブルテレビや広報紙などをおして周知して参る考えでありますのでご理解願います。

なお、議員お質しの美しいまちづくりの日の制定につきましては、本条例を推進する上で有効な手段であると考えますので、今後検討してまいります。

次に、西会津町空き家等の適正管理に関する条例についてのご質問にお答えいたします。

本条例につきましては、本町において年々増加する空き家等の適正管理を促すとともに、町民の安全で安心な暮らしを確保することなどを目的に制定し、本年10月1日より施行したところであります。施行にあたりましては、西会津町快適環境づくり条例と同様に、条例の解説冊子を町内全世帯に配布するとともに、広報紙の掲載などをおして周知を図ったところであります。また、町外在住の所有者等に対しましても周知を図るため、冊子を送付いたしました。

この結果、解体補助や解体業者の紹介など10件を超える問い合わせがあったところであり、ある程度の反響はあったものと考えます。現在、町では自治区長に空き家等の所有者や所在地、状態などについて、調査を依頼しているところであり、調査の集約後、速やかに実態調査などを進めていく考えであります。また、実態調査の結果、危険な状態にある空き家等につきましては、専門家のアドバイスをいただきながら、条例に則した対応を進めてまいりる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 3番、長谷川義雄議員の町の農業政策についてのご質問にお答えいたします。

町総合計画の策定にあたっては、農林業の振興のため総合計画検討会議や担当課で担い手の育成や、農林産物の産地化などの課題について検討を重ね、今後必要な具体的な計画を掲げております。町ではこれまで、安定した農業経営を確立するため、稲作依存経営からの脱却を図り、複合経営を確立するため、米・ミネラル野菜・キノコを町農業の三本柱に据え重点的に取り組んでまいりました。このたび、それぞれ農家の皆さんの努力が認められ、高い評価をいただきました。今後もさらに町農林業の振興のため、総合計画を基に事業推進を図ってまいります。

具体的な対策としましては、①として、担い手の育成については、新規就農者育成のため、人・農地プランにより担い手に位置付け、青年就農給付金などの有利な国の制度が活用できるよう誘導を図り、パイプハウスのリース事業や園芸用機械購入補助、県やJA、町専門員による連携した栽培指導を行なってまいります。

2つ目としては、今後、国の農業支援は認定農業者であることが交付要件となってくるため、中核農家で認定農業者になっていない方については、認定に向けて誘導を図ります。

3つ目は、稲作については、営農組織や法人化組織への作業の受託が進むものと考えられることから、一定の組織や法人に対して生産体制を強化するため、施設・機械等の整備のための支援を行います。

4つ目は、町農林産物の産地化・ブランド化を推進するため、ミネラル栽培の生産拡大と販売のための支援を行います。

5つ目として、農林産物を活用した加工品開発に取り組む方に対しては、施設整備や加工機械の購入に対して、町独自の補助事業により商品開発を推進します。

さらに、現在、町農業振興地域整備計画の見直し作業を行っており、農家の皆さんのアンケート調査を実施していますので、結果をもとに今後必要な計画を検討してまいりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは再質問に入ります。まず最初に、快適環境づくり関係について、町にはごみに対するの対応として、クリーン推進員がおりますが、あまり積極的な活動がよく見受けられません。と私は思っています。それで、この条例をつくりましたが、クリーン推進員との関わりはどのようになるのでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず議員おただしのお通り、町にはクリーン推進員さん、各自治区合計140名の方に委嘱をしております。年に1回、クリーン推進員会議ということで、地区ごとに開催をしております。会議の中ではクリーン推進員さんには、ごみ出しのアドバイス、住民に対するアドバイスですとか、あとはプラスチック容器の再利用するためにはどうやって出したらいいかというような、住民の方でわからない方がいれば、クリーン推進員さんのほうから指導していただくと、そういった役割を担っていただいております。

今回、本年度、快適環境づくり条例が制定されましたことから、来年、4月ないし5月に開催するクリーン推進員会議では、そこら辺の条例の趣旨、中身等をご説明しながら、町と連携を図っていただきながら、ごみのないまちづくりを担っていただくというふうに考えてございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 そのクリーン推進員の関わりですけれども、ごみの分別の仕方というのは町の広報とか、ケーブルテレビでわかるんですけれども、私の考えですけれども、ケーブルテレビでも広報でもいいんですけれども、町から見せるのではなく、例えばクリーン推進員の中から地区の方へ直接やらしてもらえば、例えば身近な人がやるわけですから、やらなければという意識は高まると思うんですけれども、そういう考えはどうでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 今、議員おっしゃられたとお通り、グリーン推進員さんをとおしてそういった啓蒙、普及を図るといのも一つの手段であると考えてございます。町といたしましては、そこら辺、十分、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 その快適環境づくり条例の中で、まだその中で重点区域を指定することができると思いますが、まだ指定はされていませんか。というのは、まだないとしても、西会津町が町民憲章の中でもうたわれているように、町民憲章を掲げることも大事でしょうが、先ほども言いましたけれども、愛します、豊かな自然、住まう人とあるように、地元

の人はもちろん、町外の人にもわかるような看板のようなものを示すべきではないのかと私は思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

今おっしゃられた看板につきましては、現在、町で作成してございまして、多くの町民、町外の方が訪れる、例えばさゆり公園ですとか、大山祇神社等の観光地等に設置をするということで、現在作業を進めてございます。なお、ある程度大きな看板はそういった公共施設、観光地等に立てる予定でございまして、例えばポイ捨ての酷い区域等につきましても、啓発の看板をつくるということで現在作業を進めてございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 もう1点、ごみの減量化についてなんですが、総合計画の中では、ごみの減量化の数値目標というのがありました。年1パーセント、5年で5パーセントになっていきますが、その根拠は、一見すると人口減少のように感じますが、よくみるとそれだけではないと思います。何を根拠にして1年1パーセントと推測して、5年で5パーセントなのかお聞きしたいと思います。もうちょっと目標だったら10パーセントとか、上げるべきではないのでしょうか。いろんな総合計画の中でも、議員の中でも、一般に目標の数値が、できないことを掲げなくてもいいと思いますが、もうちょっと数値を上げるべきではないかという声もありますので。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 ごみの減量化の目標数値というご質問でございます。まず年1パーセントという数字の減少の目標の数値につきましては、過去の実績等を踏まえて割り出した数値でございます。ただ、議員おっしゃるとおり、町としましては、目標は1パーセントでありますけれども、それ以上の減量化を達成するような努力につきましては、今後努めてまいりたいと考えてございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ごみについてはその程度にして、次、空き家のほうに移りたいと思います。

確認も含めてお聞きしますが、空き家というのは人が住んでいない、空き家等とあります、等とあればいろんな幅広く考えられますが、すでに倒壊した建物や敷地を含むとなっておりますが、それ以外に何かあるのでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

空き家等ということで、等が付いてございますが、建物以外でも、例えば倒壊、その建物が倒壊しまして残材が残ってしまったり、周辺の環境状況を悪化させるようなものも空き家等ということで、この条例の範疇にしたところであります。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、先ほども説明を受けましたが、現在、空き家というのは、空き家等も含めて何軒くらいあるんですか。そして、空き家バンクに登録されているのはどのくらいですか。また、それは現実的には空き家バンクということは、利用を考えたことだと思いますが、それは実際生活するには可能なのでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

先ほど答弁の中で、現在自治区長さんをとおして各自治区の空き家がどのくらい、何軒くらいあるのかというような調査を実施してございます。回答期限が12月5日、先週の金曜日でございました。全自治区からの回答はまだ集まってございませんが、今時点、集まった回答の数字でありますと、300軒くらいの空き家が回答をよこされた集落にはあるということでございます。なお、その調査の中身につきましては、きちんと管理をしている空き家である、少し傷みが出てきている空き家である、あとはかなり傷みが激しいという、そのABC、3段階、自治区長さんの主観で評価をしていただいたわけでございますけれども、今のところ300軒近くの空き家がありまして、自治区長さんの判断でかなり傷みがひどいというようなお答えの空き家については、19軒ということでございます。

それから空き家バンクにつきましてであります。現在、登録軒数が1軒であります。なお、今回、空き家等の適正管理に関する条例ができて、かなり町外の方から、先ほどご答弁申し上げましたとおりの照会がきています。まだ比較的使える、体のいい空き家につきまして、所有者の方から、こっちに帰ってくる予定はないので、貸したり、売ったりしたいというような話がありましたら、空き家バンクのほう、商工観光課で担当してございますけれども、そちらと連携を図りながら、できるだけそういったバンクの登録に誘導するというような考えで、今、進めているところであります。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 実際、300軒もあって、1軒程度しかないというのは、やはり、たぶん家財道具の関係とか、あとは水回りの設備等いろいろあると思います。それで現実的に空き家はあるわけですから、それを登録だけではなく、交流人口の拡大がやはり必要だと思います。そういったために受け入れ態勢の充実も、あまりよいとは私は思えないんです。それで、空き家に対してリフォームの相談とか、地域の行事とか、いろんなサポート体制で、サポートできるそういう支援というか、そういうのをこれは考えるべきなのは、商工観光課長なんではないでしょうか、お願いします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それでは、空き家バンクについてのご質問ですので、お答えしたいと思いますけれども、今ほど町民税務課長がお答えしましたように、現在、空き家バンクに登録しておりますのは、1軒ということでありまして、今のお話にもありましたように、いろいろとこう問い合わせがきまして、一応今年、物件調査をただけでも3軒ほどあるんですけれども、今、議員さんおっしゃったように、相続の関係とか、それから水回りの関係とか、やっぱり家に家財があるからなかなか物を出すのが大変だとか、一定の期間だけはどうかとか、いろいろなかなかその家個人の事情がありまして、なかなかこう賃借にいたるような条件には、今年の物件調査ではなっていないというような状況にあります。

ですから、今議員さんおっしゃったように、そういったリフォームとか、あとは短期間の賃借とか、そういういろいろな、ちょっと条件をその事情に応じて設定するような、そういうことも今後検討していかなければいけないのかなというふうには、担当課では考えているところでございます。

- 議長 3番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 交流人口を拡大するにしても、担当課だけではなく、横のつながりをやってもらいたいと思うから、私、課を越えて質問したわけです。町内で解体している程度が10軒を超えるということですからけれども、補助金の交付の申請はどのくらいあったんでしょうか。
- 議長 町民税務課長、新田新也君。
- 町民税務課長 補助金の交付申請は、現在のところ1件もございません。すべて補助金を出すというような補助金の趣旨ではございませんので、本来、所有者がきちんと管理をし、解体撤去すべきものでございますので、すべての方が補助金に該当するということではございません。
- 議長 3番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 町担当課の連絡なり、説明の効果があったというふうに理解しています。それと、今年の冬の除雪に対して、そういった妨げとなる家屋はないんでしょうか。
- 議長 町民税務課長、新田新也君。
- 町民税務課長 先ほど調査、自治区の調査、区長さんから回答が、すべては集まってございませんけれども、その中で雪降ろしをしないと大変危険であるというような空き家も考えられますので、そこら辺につきましては、そうなる前に所有者の方に町のほうからご連絡を申し上げまして、きちんとした管理をお願いするということで考えてございます。
- 議長 3番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 空き家の問題で、今後についての質問に移りますが、空き家の問題では、国の重要な施策ととらえて、11月19日に空き家対策推進特別措置法というのが国会で成立して報道になっています。この措置法は、市町村の権限強化が柱となっていますので、西会津町のこの、今つくっている空き家条例については、どのような影響があると考えていますか。いつも答弁では、国、県の動向を注視しているとお答えいただいていますので、お聞かせください。
- 議長 町民税務課長、新田新也君。
- 町民税務課長 お答えいたします。
- 議員おっしゃられるとおり、空き家対策推進特別措置法、先月、成立をしたということではございまして、内容につきまして見ますと、市町村の権限が、例えば空き家の把握ですとか、そういったもので税の情報を使えるようになったり、それから、国、県の財政的な支援、例えば空き家を壊したりなんだりするときに、再利用したりするときの財政支援、それから行政代執行法の網掛けを、規制を緩めたりというような内容でございまして。
- 町といたしましては、まず条例を制定いたしまして、条例に則した対応をこれから行っていくわけではございますけれども、こういった法律ができたということで、当然、やりやすくなったというのはちょっと言葉がどうかわかりませんが、かつ財政的な支援もいくらかなりともいただけるということで、この条例の実施にあたっては、かなりやりやすくなったのかなということではございます。
- 議長 3番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 その中で、文言の中で、特定空き家とあります。その説明を見ますと、倒

壊の恐れがある、衛生面で有害、著しく景観を損なうなどとありました。これは私ちよつと見て、今町が進めている原町ポケットパークに該当するんじゃないかと思ったんですけども、どのようにとらえていますか、お答えできる範囲で結構です。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

今の景観上、それから危険な状態、それから著しく衛生上有害となるというような条項につきましても、町の空き家条例でもそういうものを対象として空き家等と定義付けをしてございます。町の条例、それから国のこの措置法につきましても、あくまでも空き家ということでございまして、人が常時住んでいない家屋が対象ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 空き家条例のほうはまだ施行にもなっていませんので、その程度にとどめます。

それでは、町の農業政策についてに入ります。今年の米価は大幅に下落して、農業従事者に対しても大変な問題となっています。町では農家の10アール当たりの米の販売額、原価生産はどのようにとらえていますか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えをいたします。

米の生産原価であります。一般的、町独自の数字はつかんではおりませんが、一般的に22年に米の戸別所得補償制度ができたときに、反当り、標準的な生産費は1万3,700円ということで、その内訳は、経営費と、それから家族労働費が7対3の割合だというふうにいわれています。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私、今、販売額と生産原価、両方と。お願いします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 失礼いたしました。

標準的な生産費が1万3,700円、当時の標準的な販売価格は1万2千円、その差額1,700円がコスト割れをしているということで、戸別補償制度、反当り1万5千円が新たな制度として22年に支援、交付が始まりまして、今年度はその半額、7,500円というふうな制度は変わったんですが、現状、経費と収入、それからコスト割れの部分はそのような数字になっています。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 一般企業からみれば、なかなか厳しい内容だと思います。それで、今回の補正予算の中でも稲作経営支援交付金が約1千万が計上されておりました。今後ですけれども、米価が上がればいいんですけども、据え置き、または下落となった場合、今後もその予算化を計上するのかお聞きします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 次年度以降の米価下落の対策についてのご質問にお答えしたいと思っておりますが、提案理由の中で、町長が説明をされましたように、今年の米価下落は緊急的な支援

という形で実施をし、来年の米づくりの生産意欲につなげたいということで、今回の補正に計上させていただきました。来年度以降について、米価の下落傾向は今後も続くものと思われますので、新たに担い手に作業受託が集中したり、そういう担い手となるべき人の支援だったり、担い手となる組織の生産強化の部分に町としては支援をしたいというふうに考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 担い手支援とかいろいろありますけれども、総合計画の中でも集落営農組織の育成とか、法人化支援とありますが、その中で法人化や組織化の人数、数字というのは示されていないのは実際成立が難しいということですか、その辺。その数字は示されなかったんですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご指摘のとおり、法人化といいますと一定のルールがありますので、なかなか簡単には法人化までには行くのは大変だということで、来年度、国の制度も多少緩和はされまして、認定農業者じゃないとだめだよという部分を、認定農業者はそうですが、その法人化の中でも、規約とそれから一定の経理が一元化している、その部分を認められれば、簡易な集落営農組織として支援をするようなことで検討も進められていますので、現実的にすべての形態が、法人化まではなかなか難しい状況であります。

今現在町では、組織として立ち上がっているもの、それが個人として法人化を実現させた方、それから現在法人化に向けて調整を図っているところがありますので、それらの皆さんに支援をしていきたいというふうに考えています。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 これはちょっと関連がありますので、総務課長にお聞きします。旧尾野本小学校は普通財産ですか、教育財産ですか。まず1点お聞きします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 旧尾野本小学校につきましては、普通財産でございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 はい、わかりました。旧尾野本小学校は耐震基準を満たしていないということで、いつも解体を説明されていますが、一部が利用されていますが、かなり維持管理もかかると思います。なぜ解体しないのでしょうか、それは交付税の関係も影響があるからですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今、基本的に維持管理経費はかけてございません。議員がおただしのように、非常に耐震結果が一番悪い施設でございますので、ここについては計画的に、一遍に、いろんな古い施設がございますので、順次、計画的な取り壊しはしていきたいというふうに考えております。ただ、あそこの施設、非常に大きい施設でございますので、解体経費もかなり何千万という経費がかかります。その財源捻出を見極めながら、今後検討していきたいと思います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、最後の質問は町長にお聞きします。なぜ今まで聞いたかとい

ますと、今、西会津町が当面している問題は小学校建設、保育所建設、役場移転と、さらには仮称ですけれども、町民文化センターと、大きなプロジェクトが目白押しです。また、現在、町の農業政策も大変な状況です。それで、旧尾野本小学校を解体して、跡地に体験型ライスセンターをつくって、農業公社を設立してはどうでしょうか。それはなぜかといいますと、尾野本近辺には専業農家もおりますし、そして学校もあるわけですから、食の教育もできると思います。地元でつくって地元で食べる。給食にまわす。子どもにも見せる。他の市町村から来る人にも見ることができる、体験させることができる、それも交流人口の拡大だと思えます。複合的な観点から、今すぐとは私は思いませんけれども、長期的な観点に入って検討するべきではないかと思えます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今、遊休施設の活用というのもまず第一に考えながら、すぐさま古くなったから取り潰す、あるいはそういう計画ということだけではなくて、何か新しい方向に政策転換できないかということでも今まで取り組んできたわけであります。まずそれが一つであります。そして、やっぱり安全性とか、あるいは設置基準の中で、どうしてもそれに耐えることができないということについては、最終的には、その施設はやっぱり取り壊して整地をするということの2段階で取り組んでいるわけであります。ですから、今議員が申された内容で、あの尾野本小学校の跡地利用ということで、これ具体的な方向付けがきちっとされておれば、早期にこれを着工していくとか、あるいはその利用目的に沿って計画を立てると、こういうことにも私はつながっていくのではないかというふうに思います。

しかしながら、今、具体的にこの数年間の将来見通しの中で、あの近辺をどういうふう
に活用するかということについては、いまだ検討中でありますから、今すぐにごうこうする
ということとはできないと思えます。

ただしかし、農業問題に関してご提言でありますから、私はそういうことも一つは、今、
農家の皆さんが来年以降の農業経営というのは、だんだん厳しくなってきましたし、米価が
これ以上上がる方向にあるかということ、そう楽観的な見通しはないだろうということであ
りますので、そこには、農地の集積なり、あるいは共同経営、さらには進んで法人化、こ
ういうような段階を踏んでいくということは、当然、西会津町の農業経営の中では避けて
通れない課題だろうというふうに思えます。

ですから、例えば尾野本地区でそうしたカントリーエレベーターまではいかない中でも、
ライスセンターとか、そうした形で、何か全体を共同で対応するような組織検討が、組織
ができれば、それに向けて町も鋭意努力をしてまいりたいというふうに思えます。

ですから、あの地域がそれにふさわしいと、そしてそういうことにぜひ取り組んでいた
だきたいという具体的な内容で、農家の皆さんや、あるいは地域の中から盛り上がってく
れば、町としても真剣に考えていかなければならないだろうというふうに思えます。

そしてもう一つは、跡地利用の関係で、いろいろな考え方がありますが、高速が近いと
いうこともありますので、あの地域の中には企業誘致の面も、これはある意味では出てき
た場合の対応の一つかなというふうに思えます。ですから、そういう複合的な経営内容と
いうものを総合的に判断しながら、検討していく施設の場になり得るところではないかな
というふうに思っております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 以上で私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。8番、多賀剛でございます。本日最後の一般質問となります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、今定例会に3件の一般質問通告をしておりますので、通告にしたがいまして順次質問をさせていただきます。

まず一つ目の質問といたしまして、自主財源確保の取り組みについてお尋ねをいたします。本町の財政状況の推移を見ますと、歳入においては2008年9月のリーマンショックの落ち込み以降、ここ数年は少しずつではありますが順調に歳入総額は伸びているようであります。特に平成23年3月に発生しました東日本大震災以降は、復旧、復興、再生のための資金や、風評被害払拭のための交付金、各種補助金などが歳入の増加要因の一つとなってきたところであります。

しかし、震災から3年9カ月が過ぎ、本町においてもいまだ風評被害の払拭にはいたっていないにせよ、今後は今までのように復興再生、あるいは風評被害払拭のための資金は減額されてくることも想定されます。依存財源が8割に近い本町にとっては、今後も国や県に対して復興、再生、風評被害払拭の必要な財源措置を適切に要請し、健全な財政運営を行うための努力は怠ってはいけなところであります。

そしてもう一つ、歳入総額の2割を占める自主財源の安定確保への取り組みも大変重要な課題であると考えます。その中の一つに未収金の収納対策があげられます。実は、これは11月に我々が行った議会報告会の意見交換会の中でも、町民の皆さんから話がありました。平成25年度の決算では、一般会計、特別会計の合計で収入未済が約9千万円。不納欠損は対前年比60パーセント増の約1,400万円となっております。景気の良し悪し、社会情勢に左右される面も当然あるでしょうが、それを理由に安穏としているわけにはいきません。また、税の公平性の観点からも、町民の皆さんから不満が出ないような抜本的な対策が必要であります。また、新たな自主財源の確保や増やすための努力も当然必要と考えますので、次の点についてお尋ねをいたします。

まず1点目は、未収金の収納対策はどのようになっているのかお尋ねをいたします。また、税等徴収対策本部の活動状況はどうなっておりますでしょうか。成果はあがっているのかもお尋ねいたします。

2点目といたしまして、未納者に対して行政サービス等の制限があるのかも併せてお伺いいたします。

3点目といたしまして、ここ何回か各定例会ごとに一般質問で出されておりますふるさと納税、いわゆるふるさと応援寄付金についてお尋ねをいたします。これは私、一昨年このふるさと応援寄付金について初めて質問をさせていただいたときには、積極的に取り組むべきではないかという質問に対して、あまりやりたくないような、前向きなご答弁をいただけませんでした。しかし最近の答弁では、前向きに検討するということでもありましたので、再度質問をさせていただくものであります。このふるさと応援寄付金、取り組み方いかんによっては自主財源確保の観点ばかりではなく、いろいろな相乗効果も期待できる

し、相当な成果も期待できるものと考えます。国においても、2015年税制改革の中で、このふるさと応援寄付金制度の拡充が示されました。私は地域経済の活性化の起爆剤にも十分なり得る可能性もあるものと考えます。この制度の効果的な取り組みの検討状況はどうなっておりますでしょうか、お尋ねをいたします。

4点目といたしまして、町民バスなどの広告掲載など、新しい収入源の検討も必要と思いますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

5点目といたしまして、遊休財産や普通財産の処分、あるいは有効活用に関して、抜本的な対策が必要と思われます。新たな対策は検討されておりますでしょうか、お尋ねをいたします。

2つ目の質問といたしまして、防災・減災対策についてお尋ねをいたします。古くから、備えあれば憂いなしという言葉が語り継がれておりますが、言葉ではわかっている、人間なかなかその場に出くわさなければ対応できないのが実態であります。先月の11月22日に発生した長野県北部地震では、あれだけの被害が発生しながら、奇跡的に死者がいませんでした。報道等での情報では、災害時の対応について、日ごろからしっかりと準備をし、自分の命は自ら守る、余裕があれば隣近所の手助けを行う。まさしく自助と共助の心構え、取り組みが功を奏したようであります。改めて日頃の防災・減災体制の重要性を再確認したところであります。防災・減災対策について次の点をお伺いいたします。

まず1点目は、緊急時の連絡体制や避難勧告等の広報体制、避難体制はどのようになっているのかお伺いいたします。

2点目といたしまして、統一した行動マニュアルも当然必要と考えますが、本町は広大な広さがあります。各集落ごとに地域の実情に合った対応策も必要と考えます。各集落、各地域ごとに防災・減災計画のようなものをつくる考えはないかお伺いをいたします。

3つ目の質問といたしまして、子ども議会についてお尋ねをいたします。今年は町制施行60周年の節目の年であります。先月の26日には、盛大に祈念式典、祝賀会を開催し、西会津町民憲章の披露も行われたところであります。私はこの事業の一環として、子ども議会の開催を提案するものであります。次世代を担う本町の小中学校の児童生徒に、行政や議会への理解を深めていただくとともに、本町のまちづくりに関心を持ち、将来の自分の夢や希望を実現するために、日頃の思いを語っていただくことは大変意義深いものと考えます。子どもたちの目線で、日頃疑問に思っていることや、豊かな感性から出される率直な意見を、子ども議会という場で議論していただくことは、子どもたちばかりではなく、行政・議会、さらには町民の皆さんにとっても有意義なものと考えます。子ども議会の開催はできないものかお伺いするものであります。

以上の3点を私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 8番、多賀剛議員のご質問のうち、はじめに自主財源確保の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

税の適正な課税と公平な負担、さらには税や使用料の収納率の向上は、本町の貴重な自主財源を確保する上でたいへん重要であると認識しております。

まず、一つ目のおただしの未収金の収納対策であります。税におきましては、臨戸徴

収をはじめ預金等の差し押さえ、県との連携などにより収納率向上に努力しているところ
であります。また、町長を本部長とする税等徴収対策本部会議であります。年末や出納
整理期間の管理職徴収の実施をはじめ、水道使用料等の未納に対するサービス停止に係る
町の方針策定などをおし、収納率の向上を図っているところでもあります。

次に、未納者に対する行政サービス等の制限はあるのか、とのおただしにお答えいたし
ます。現在、町では未納期間が一定の期間を超えた場合に、水道やインターネットのサー
ビスを停止しております。また、国民健康保険税の未納者に対しましては、短期保険証を
交付し、交付の際に納税相談を行っているところでもあります。

次に、ふるさと応援寄附金の効果的な取り組みは進んでいるのか、とのおただしにお答
えいたします。本年9月議会定例会で11番、清野佐一議員にご答弁申し上げましたとおり、
ふるさと応援寄附金は、地域の活性化や子育て支援など、本町の特色あるまちづくりを推
進する上で貴重な財源となっているところでもあります。本町といたしましては、ミネラル
野菜や米などの特産品の生産拡大や原発事故の風評被害払拭、さらには交流人口の拡大促
進などを踏まえ、来年4月からの新たな体制に向け、贈答品の内容やPR方法、手続きの
簡素化などについて、現在その作業を進めているところでもありますので、ご理解願います。

次に、町民バスの広告掲載についてのおただしであります。本町では、自主財源確保
の観点から、平成23年度に、有料広告掲載取扱要綱を制定し、広報紙やホームページ、町
民バスにつきまして、その対象としたところでもあります。町民バスにつきましては、いま
だ申し込みがないことから、今後、利用いただけるよう、PR等に努めてまいる考えであ
りますのでご理解願います。

次に、防災・減災対策についてのご質問にお答えいたします。

本町では、地震や風水害等の災害に対処するため、東日本大震災や新潟・福島豪雨災害
などの教訓を踏まえるとともに、さらなる防災体制の強化を図るため、平成25年3月に
町地域防災計画の見直しを行ったところでもあります。この見直しでは、初動体制や情報伝
達体制など、発災時に大変重要となる項目について修正を加えるとともに、町独自の防災
対策の初動体制と情報収集マニュアルを作成したところでもあります。

一方、防災対策に対する町民への周知であります。町ではこれまで、防災ガイドの全
世帯への配布や土砂災害危険区域ハザードマップの地区説明会をとおして周知を図ってき
たところでもあります。また、町では、地域防災計画に基づいた防災訓練を毎年開催し、避
難訓練や負傷者の救出訓練、応急手当訓練など、住民の皆さんに実際に参加いただき、地
域における防災意識の高揚に努めてきたところでもあります。

議員おただしにもありましたように、災害時における取り組みの基本は、自分の身は自
分で守る自助と、地域で助け合う共助であります。町といたしましては、今後も引き続き、
防災訓練や各種防災説明会の開催、自主防災組織の立ち上げや育成などをとおして地域防
災力の向上を図ってまいる考えであります。

次に、地域の実情に合った防災計画等を作る考えは、とのご質問にお答えいたします。
現在、町では土砂災害や洪水、地滑り、ため池の危険箇所を全て網羅したハザードマップ
の作成作業を進めております。このハザードマップは、避難所や避難経路についても見直
すこととしておりますが、地域の実態を十分に考慮するため、自治区等との協議を図りな

から作成する考えでありますので、ご理解願います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 8番、多賀剛議員のご質問のうち、遊休財産や普通財産の処分について、お答えいたします。

遊休財産の基本的な活用方針につきましては、町民の皆さんの声を最大限尊重し、活用できるものについては、施設整備等を行い、積極的に有効活用を図っているところであります。特に、小・中学校統合後の廃校利用につきましては、国際芸術村や奥川みらい交流館、農林産物加工研修施設などとして、有効に活用しているところであります。

次に、普通財産の処分についてであります。利活用目的のない普通財産につきましては、これまでも積極的にその処分を行い、財源の確保に努めてきたところであります。今後も不要不急な財産については、その処分に努めていく考えであります。なお、現在、町が保有する遊休財産の現況調査を行っているところであり、この調査結果をもとに、有効活用が見込まれる施設については、その活用方法の検討を、また老朽化の進行する施設や耐震性に問題のある施設など、利活用が困難な施設については、計画的に解体等の処分を行っていきたいと考えでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 8番、多賀剛議員の子ども議会についてのご質問にお答えいたします。

子ども議会につきましては、全国の多くの自治体で開催されているところであり、会津管内にあっては、会津若松市や喜多方市、会津美里町などで開催されています。全国市長会の開催事例集を見ますと、開催目的や主催団体についてもさまざま、行政への関心をもっていただくため、自治体が主催し実施している場合もあれば、児童・生徒の社会科学習活動の一環として教育委員会が主催しているもの、議会への関心を高めていただくために、議会が主催している事例も数多くありました。また、商工会議所や市民団体等が主催団体となり開催しているケースもあります。

議員が申されたとおり、子ども達の感性で町政についてさまざまなご意見をいただくことは、まちづくりのためにも重要なことだと考えています。また、議会や政治の仕組みを体験・学習することにより、子ども達の町の施策や郷土への関心も高まるものと考えており、子ども議会については大変意義のある取り組みだと考えています。

しかしながら、実施に向けては学校の協力が不可欠であり、計画的な事前学習や年度当初からの日程調整が必要でありますので、関係機関のご意見もいただきながら検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは順番に再質問をさせていただきます。まず、自主財源確保の観点から未収金の収納対策について、はじめにお尋ねをします。

まず税等徴収対策本部の前に、現在の徴収体制で十分成果はあがっていると認識されているのか、これで十分だと思いののか。はじめにお断りしておきますが、現在の徴収担当職員が一生懸命仕事をしていないとか、そういう意味で申し上げているわけではありません。一生懸命やっているのは十分承知しておりますが、現在の体制、人数等含めて、現在の体制で十分成果があがっていると思っているのか、その点をまずお尋ねをいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

税に限って申し上げますが、税務係の収納のキャップといいますか、が1人、それから補助、収税係には2人の職員がおります。主にやっているのはキャップが連日のように徴収に歩っていると、そこに補助で、その収税係、もう1人の職員も歩っていると。それであとは、それぞれそれ以外の税務係の職員には、その滞納者の方の担当を決めまして、随時徴収に歩っているということでございます。

今の体制で成果が出ているのかどうかというおたがしでございますけれども、税に限って申し上げますと、決算、9月議会でも収納対策ということでご質問ございましたが、徴収率は若干ではありますけれども、年々上がっている、もしくは税目によっては横ばいということで、徴収率が落ち込んでいる状態ではございませんので、担当の職員が一生懸命がんばってなんとか高い徴収率を維持していると。ただ、あくまでも100パーセントが、徴収率100パーセントが基本でございますけれども、なかなかそこまでは難しい面があるということで、認識してございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 今回の体制で、率直に聞きたいんですが、先ほど言いました十分に、いわゆる収納対策できているのかなと、私は常々思っております。実際に動いているのは担当職員1人の体制で、先ほど言ったように使用料、手数料等含めれば、特別会計、一般会計、合計で9千万円もの収入未済がある。それで、今の収納状況は上がっているということでありまして、それはあくまでも現年度分、私もずっと見ていて、現年度分が多少改善されているというようなことはわかりますけれども、過年度分に関しては、私は決してよくなっているなという思いはしません。もう一度、今の体制で十分だとお考えですか、あるいは人数的にもう少し補強することはできないのか、その点お尋ねをいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

主任1人が専属で歩って、それを税務係の職員が手伝うといったらあれですけども、カバーしながら今の徴収体制を取っているわけでございます。人数をもっと、じゃあ増やして、もっと徴収率を上げるべきではないかというようなご質問かとは思いますが、じゃあもう1人専属に増やしたり、2人増やしたりして、じゃあ徴収率がどこまで上がるのかということになりますと、なかなかどうなるかというのは難しいところかなと、私的には思っております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 難しいのかもしれませんが、実際に1人で歩いて出る成果というのは、私は、そのたかが知れていると言ったら失礼ですけども、成果はそんなものかなという思いがします。以前から私は、もう少しこの部分は増強する必要があるという思いしております。藤城副町長がいたときも、今のところは人数的には増やすことはしないというようなご答弁でしたので、致し方ありませんが、町長これ、うちの先ほど言いました25年度の決算で、収入未済が特別会計合わせて9千万円もあって、不納欠損に関しては、5年前のリーマンショック等の社会情勢などいろいろ難しいことがあったにしろ、1,400万円もの不納欠損

をしていると、うちの財政規模で、この金額は多いとお思いですか、少ないとお思いですか、妥当な金額ですか、その辺一つお尋ねいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず未収金と、あるいは税だけではなくて使用料、手数料も実はこれ精査してみれば、議員もおわかりだと思えますけれども、相当数ダブっているわけですよ。ですから、税だけ徴収が上がるかという、なかなかそうではなくて、同じように税の場合は5年経過しますと不納欠損の要件になるわけですが、使用料とか手数料とかというのは、そういう制度ではありませんから、やっぱりそうしたところにいろいろとお願いなり、未収金対策でうかがうということになってきますと、どちらが優先かということも実際あるわけです。そういうところのいろんな調整を行うのが、私を本部長とする税収等対策会議なんです。そこで、先ほどもありましたが、年末とか、あるいは部分的に税収等対策審議会を置いて、担当者、実はこれは具体的に対応している担当者からいろんな意見をいただいて、そして現状を報告していただきながら、その現在ある3人の職員だけではなくて、税収等というのは、管理職も含めながら一緒にこの対策をしましょうという対応を実はとってございます。

その結果、いわゆる徴収率というのは、私は未納金がどれくらいあって、不納欠損がどれくらいあるかというのは、これは最も大事なことでありますけれども、やっぱり徴収率がどう上向いてきているのか、あるいはどういう状況になっているかということについても、やっぱり大切な税の見方、徴収率の見方ではないかなというふうに思います。

そこで、1千万からの未収金があるということでありまして、非常にこれは金額的に、約1億近くの未収金が存在するわけでありまして、そういった場合に、はたして金額だけであれば、これは大変なことだとか認識せざるを得ません。しかし、その内容等をみながら、やっぱり判断をしていかなければならないというふうに実は思っているわけでありまして、その判断というのは何かというと、やはりその時代の、その年代の景気動向はどうであったのか、あるいは会社経営がどういう状況であったのか、あるいは所得の状態というのはどういう状況なのか、あるいは家計収支というのは、現在どういうふうに移しているのかというようなことで、総合的に西会津町の経済動向というものも、ある意味ではこの左右されて、税に左右されてくるだろうということで、その中でどうしても未納になるという状況が判断された場合については、本当にこれはしょうがないのかなというふうに実は思っているわけですが、しかしそうは言っても、これは税の公平性、平等、こういった課税をしているわけでありまして、そこを100パーセント納めていただくというのが町の課税のこの取り組みであります。

ですから、本当にこれだけ多く未収金があるというのは、私は非常に重大な問題だと、こう位置付けております。

そしてもう一つは、不納欠損であります。不納欠損は、いわばこの5年間、実は私、町長になってからですが、その以前の不納欠損を本来はせざるを得ないのが、ずっとこうたまっていった時代がありました。いつかはこれは、やっぱりもう10年も前の、本来不納欠損しなければならないものがあつたわけです。それも議会の皆さんの同意を得ながら、やはりそういったことは喫緊のところまできて、そして、その10年も20年も先のような不納

欠損の部分というのは、数的に大きく不納欠損の数字がありますけれども、これはなんとかご了承いただきたいということで、この不納欠損の数字というのがあがってまいりました。

最近では、この不納欠損の数字というのは、喫緊の状態に段々なりつつありますので、今後、不納欠損にすべて、5年を過ぎたから自動的に行くということでは決してありませんので、その経過なり、そして計画的な納税対策、これをもって少しでも不納欠損がないような方法をどうとっていいのかということで、税収等の対策の中では、そういったことも審議しながら、個別な納税相談に応じているということでもありますので、なんともこの数的に決算で表れてくる数字については、いかんともしがたい数字でありますので、ご了解をいただきたいと思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 町長ご答弁いただきましたけれども、私以前にも申し上げましたけれども、本当に今、少ない年金の中から税金を払い、保険料を払い、使用料を払い、本当にカツカツの状況で厳しい生活をなさっている人もいと、片や払えるのにそうでない人も若干見受けられると。本当にこれはもう不公平感、ものすごく強く感じるところで私はあります。だから、この徴収に関しては、ある程度毅然とした態度で、ときには厳しいことも言いながら私は収納にあたるべきかなと常々思っております。

町長ご答弁いただきましたので、税と徴収対策本部の話に移らせていただきます。町長がこれ本部長なり、トップにおつきになったときに、町長自ら先頭に立って収納対策を進めていくんだという話をされました。大変すばらしいことだと思いましたが、実際はどうか、ただ本部長というトップに上げられただけなのか、私は先ほど活動状況、税等徴収対策本部の活動状況をお尋ねしたわけなんですけど、活動日数、回数、どういう徴収体制を、管理職がやっているというのはわかりますけれども、どれだけの実績があったのか、その辺も合わせてお尋ねをいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 税等徴収対策本部会議の活動内容等についてのご質問にお答えをいたします。

基本的に会議につきましては、年に2回ないし3回、開催をしております。開催の内容でございますけれども、まず先ほどご答弁申し上げましたとおり、年末徴収、出納整理期間における管理職の一斉徴収、これの内容等の打ち合わせですとか、なお今申し上げました管理職の一斉徴収による徴収金額の実績でございますけれども、平成25年度につきましては、合計で61万円。24年度につきましては40万4千円の徴収実績がございます。

それから、同じく先ほど答弁で申し上げましたが、例えば水道料、インターネット使用料等の滞納者の方に対するサービスの停止要件、例えば水道料ですと、何か月間滞納された方は水道利用を停止します。インターネットについても、何か月未納の方についてはサービスを停止しますと、そういった基準の審査、審査といいますか協議、そこらをとおして、その本部会議で決まった基準、それを各課、担当のほうで、この基準がきたら水道を止める、インターネットを止めると、そういった対策についても本部会議の中で協議をしているところであります。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 町長にお尋ねしたいんですが、先ほど言った、自分が自ら税等徴収対策本部の本部長として、先頭に立って徴収対策を進めていくんだということに関しましてはどのようにとらえたらよろしいでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今まで町長が本部長になって、税収等対策本部を設置したということはなかったということです。ですから、私の目をもって、公平で、そしてやはり納得いくような課税と徴収に全体で力を合わせてやっていこうと、こういうことでありますから、当然その中には財産の差し押さえ、水道利用の停止、インターネットの停止、こういう厳しいある意味では対策等もこれは課せるといようなことで、今回対策をして、今日までいたっているわけです。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 先ほど活動状況はわかりました。実際、活動日数、税等徴収対策本部、私あまりこの実態がよく見えなかったと、出納閉鎖の前、あるいは年末徴収をやっているという話でしたが、実際何日おやりになりましたか、今年度。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

年末徴収、議会が終われば管理職1人に税の担当、使用料の担当、2人ないし3人1組で、実際10件から12件程度、1組、担当になりまして、1回行けば用が足りるということではございませんので、1班、3日ないし4日、夜間、出ております。それが出納整理期間合わせますと、管理職でほしい8日程度は年間、夜間徴収に歩っているという実態でございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 この未収金対策ばかりに時間とっているわけにいかないんですが、私は成果が出ているということでありますからこれ以上申し上げませんが、本当に収納に力を入れるというのであれば、実質、今のご答弁だと8日間くらいの、年間。8日間くらい、2回の徴収だということでありますから、私はもっとこれは積極的にやるべきだなと。出納室の閉鎖もありますでしょう、年末もあるでしょう、あともう一つ、この辺はまだ盆暮れ勘定というのがあります。盆。せいぜい隔月、あるいは今言った年間3回ないし4回くらいは、集中的にぜひ進めていただきたいと思います。そうでなければ、この税等徴収対策本部、機能しないと私は思うんですが、その点だけもう1回ご答弁ください。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 議員が今おっしゃられたとおり、年間2回、年末、出納閉鎖期間だけではなくて、お盆とか、いろんな機会をとらえてすべきではないかというおただしでございますけれども、当然、成果を上げるにはそのような取り組みも必要かと考えてございますので、本部会議の中で十分検討させていただきたいと思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 そのようにしていただきたい。

質問変えますけれども、次、ふるさと応援寄付金についてお尋ねします。町民税務課長

のご答弁では、今検討中みたいな話でありましたが、私、今の時期、これをお尋ねしたというのは、新年度の予算編成のもう時期になっている。この、いわゆるふるさと応援寄付金に関しましては、今までのような寄付金とはちょっと意味合いが違います。待っていてくるようなものでもありませんし、きてありがたいだけのものでもないです。だから、やっぱりこれは戦略的に考えていかなければならないと思いましたので、これ来年度に向けて、私は、例えばふるさと応援寄付金、1億円集めたいから、予算3千万とか4千万取るぐらいの、中身はまだ別にして、細かいところを詰めるにしても、そのぐらいの意気込みを私はほしかったんですが、そこまでは全然いっておりませんか、いわゆる寄付金の目標金額、そのためにどういう手当をしなければいけないか、これは今決めておかないと、新年度できないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 今議員が1億円くらい集めるような意気込みでというようなおただしで、仮にですか、おただしであります、今実際、来年4月に向けて、先ほどご答弁申し上げましたとおり、今は1万円以上の寄付をされた方には3千円相当の町の特産品の詰め合わせを贈っているわけがございますけれども、ミネラル野菜、米等の、それを今見直しの中で、もっともっと西会津の産品にしろ、あといろんな都市部からも来ていただけるような仕掛けとございますか、そういったものを含めて、今検討はしてございます。

あくまでも基本的な考え、町の考えでございますけれども、そういった特産品のPR、地域おこし、地域の活性化、それから交流も含めまして、そういったことがまず基本になってございます。今総務省からも通達来てございますけれども、ただ単に金集めに走るような、そういった取り組みはいかがなものかというような部分も一つございますので、町としては、町の活性化、それから都市との交流、いろんな面でこのふるさと応援寄付金については、大いに活用はしたいと思っておりますけれども、単なる金集め、それは簡単な話です。1万円いただいたら8千円、9千円のお返しをすれば、かなり寄付金は集まると思っておりますけれども、そこまで露骨にというのは大変言葉は悪いですが、ある程度の節操を持った対応をしながら、町の活性化を図っていくようなことで今考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私、そんなに露骨に金集めしろと言っているわけではありません。私どうしても民間に比べれば、その役所の方の考え方というのは、その辺は少しゆるいところがあるかなと思います。先ほど言ったように、本当に乱暴な言い方をすれば、これは戦略的な寄付金集めですよ、だから、あまり悠長なことを言っていたんでは集まらない。そのために、いわゆる金集めだけではなくて、町のPR、交流人口の拡大のため、いろんな策をこれ講じられるわけですよ。農林振興課だって、商工観光課だって、町長トップセールスしたって、これはいわゆる町のPR合戦ですよ、戦いですよ。その中の一つにこのふるさと応援寄付金、これ取り組めば、私さっき言った相乗効果の面でもものすごくいい効果が、寄付金、いわゆる自主財源の寄付金、そればかりではないです。極端な話、これツーペイになっても、私はやる価値は十分あると思うんです。

だから、露骨にその金集めとか、今、節操のないようなという話をしましたけれども、

そんなことではなくて、いわゆる町のPR合戦だと、そういう感じでとらえてもらえれば、これ十分取り組むに値するものだと思います。それで私が言ったのは、今決めておかないと、新年度、予算もないのに決められないような気がするんです。だから、気をもんで、この時期に同じようなことをまた改めてお尋ねしたんです。その辺の意気込みなんです。もう一度お尋ねします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

今、多賀議員おっしゃった部分というのは、十分町としても考えてございます。それで、とにかく今、来年4月に向けた見直し作業、関係課、総務課、町民税務課、商工観光課、農林課、さらには町の観光交流協会まで含めて、いろんな角度からどういったふるさと応援寄付金に、西会津町のもって行き方はどうしたらいいかということは、当然、今作業を進めてございます。来年度の予算編成、12月末までに提出するわけでございますけれども、ある程度そこらも含めて予算要求についてははしていく考えでございますので、あとは当座、足りれば、もっと寄付金が集まれば、補正対応も当然できるわけでございますので、とりあえず当初については、そこらを踏まえて予算要求していく考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ、目標は、現実的な目標とかさっき話ありましたけれども、これは目標を大きくつくっていただいて、予算もその分付けて取り組んでいただきたいと思います。

次に質問を変えます。防災・減災の対策についてお尋ねしますが、町民税務課長からご答弁いただきました。私も実は小谷村、白馬村、八方尾根、震災の2週間ほど前に行ってきたものですから、大変心配しておりました。その中で、先ほど言いましたけれども、あれだけのとんでもない被害がありながら、死者が出なかった。本当にすばらしい取り組みだったなと私は思っております。

その中で、私も議会報告会の中で、ある区長さんからも言われたんです。いざ緊急事態、あるいは避難勧告が出たときに、実際どうしたらいいかわからない。区長さんのレベルでもそういう方もいらっしゃいました。どこに避難したらいいのか、どういう避難の仕方をすればいいのか、そういうのがほとんど周知されていないと、いろんなご答弁の中で、今、できているもの、これから計画しているものと、ありましたけれども、まったくこれ、いわゆる町民の方の末端にまでは伝わっていないなということで心配してお尋ねしたんですが、本当に今のままで、新しい計画をつくっているということではありますが、周知体制には大変問題があるなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

実際その多くの方が、いざ災害が起きたときに、どうやって逃げたらいい、どこを逃げて逃げたらいい、わからないということでありましたら、まずやっぱりそれをきちんと区長さん、住民の方に、もし、いざこういう災害が起きた際には、どこを逃げてどこに逃げてください。それをまず徹底をしないと、徹底をすることが一番大切なことだと思いますので、そういった各自治区に問い合わせをしまして、もしわからなければ出向くなりして、

もし災害が起きた際には、こういう経路でどこに逃げてくださというのを徹底していかなくてはならないと考えております。

なお、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、今、土砂災害のハザードマップは何年か前につくって、地区説明会を開催し、避難場所、避難経路等、お示したところでありますけれども、土砂災害だけではなくて、洪水ですとか、ため池の決壊ですとか、地震ですとか、そういったすべての災害が起きた際に対応できるようなハザードマップ、それを今策定すべく作業を進めてございます。その中には避難経路、避難場所も見直すこととしておりまして、それも実際、町が考える避難経路で本当に安全なのかどうかというのは、やっぱり地域の方が、いやそこは逆に危ないぞというような話があれば、そこらも踏まえながら、自治区等との協議を図りながら避難経路、避難場所等もそのハザードマップに入れた中で策定していきたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしていただきたい。本当に区長さんには言っているんだということもあるんでしょけれども、区長さんも、やっぱりある程度定期的に替わられます。それで、新しくなられた方は、前の区長は知っていても知らないということも十分考えられますし、あと本当に、今ほど課長ご答弁いただいたように、やっぱり地域に出向いて行って、地域の方とよく話し合っ、一朝有事の際はどうぞればいいんだということも、やっぱり各集落ごとに決めていく、その計画をつくっていくということは大切なことだと思ひますので、これからぜひ進めていただきたいと思ひます。

逆に、いわゆるマニュアルはできていたが上に、マニュアルに沿って被害にあうというケースなんかは実際にありますから、8月の広島土砂災害、あれはあの大雨の中、避難勧告が出たんで、避難しようとして表に出たら、流されて亡くなったという方もいらっしゃいました。逆に、こんな豪雨では表に出られないと、家の中にいて助かったという人もいましたので、それはやっぱり地域の実情を十分知っているのは地域の皆さんですから、その方と一緒に、その計画をつくっていただくことが必要だと思ひます。

あともう一つ、告知の体制なんですけど、今は防災無線、あるいは広報車、ケーブルテレビの放送等がありますけれども、今のICTを使った、いわゆるマネージャーさんがいろんな活用方法を検討されているということでもあります。ケーブルテレビ網を使った告知の方法、そんなことは以前、必要だなというような話を聞いたんですけど、そんなことは進んでいますでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ケーブルテレビの関係でありますので、私のほうからお答えします。

今いろいろ情報化計画ということで、いろんな方法を考えているところでございます。今、各家庭に設置する音声告知につきましては、ケーブルテレビの活用がいいのか、今実際に防災行政無線が、無線でこうとばすというようなことでありまして、2つの伝達方法を一緒に導入するというのは、大きな財源が必要ですので、どういった方法が一番いいのか、FM放送なんかを通じて、町からケーブルテレビから流すような方法がいいのか、有線でやるというのはやはり災害時にはいろいろ障害もあるのかなというようなことでございますので、その伝達方法については、今、防災行政無線のデジタル化というようなこと

で考えているわけでありますが、そういったことも含めて、こういった伝達方法が一番いいのかというのは、これからじっくり考えていこうということで考えております。統一化を図ろうということです。

あと、タブレットの端末を活用して情報を伝達する方法であったり、そういった情報化のうまい、町民の皆さんに災害情報を伝えるような方法についても、現在計画の中に盛り込もうということで考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私はこのいわゆる災害時の告知方法というのは、いろんな手段がたくさんあればいいと思います。今言ったように防災無線、あとは今、携帯電話のエリアメールなんか使えるようになりました。あとケーブルテレビを見ている人には、そこで帯放送なり、使えるようになりました。私は一番心配なのは夜中だとか、皆さんが寝ている時間に、いざ災害が起こったときに、自動的に電源が入って視聴できるようなシステムができればなおいいのかなと、電波と有線と無線と、無線と有線と電話と、そういう複合的な、これからは告知方法をしっかりと整備していく必要があるかなという思いでおります。その辺は十分進めていただきたいと思います。

質問を変えます。最後の子ども議会についてお尋ねをいたします。今ほど企画情報課長の答弁では、大変有効性はわかるけれども、学校の協力も当然必要だと、学校の計画の中に組み込んでいかなないとなかなかやりづらいということでありましたが、これは皆さん、教育長も大変いいことだというお話をうかがっておりますが、これから年度末に向かって忙しい時期ではあると思いますが、教育長、これはぜひ私は実現したいなど、議会でも実は検討したことがあるんですが、これはやっぱり行政執行部の皆さんにまずやってもらうのが一番理想的だなという思いで今回質問させていただきました。教育長としてはいかがなお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

今ほど多賀議員さんがご指摘された件については、私は大変重要なことだなというふうに思っております。と申しますのは、将来、児童生徒が選挙を通して、直接国政、それから地方の政治に関わっていく、そういうときに、基本的な政治についての素養、これはしっかりと身に付けていかなければならないというふうに思っています。それを身に付ける上で、子ども議会というのは、やっぱり大きな意味を持つものだなというふうに考えております。子どもたちは教室の中で学ぶのが基本でありますけれども、やはりその学びがさまざまな体験を通して深められていきます。この政治についても、小学校の6年生の社会で学びます。それからあと、中学校3年生の公民の分野で、これは24時間ほど学ぶようになっています。その中では地方自治についてもしっかりと学ぶというふうになっています。ただそれが頭の中だけで終わらないで、実際の体験を通して学んだことを深めていく、これができるというふうに思っております。ですから、非常に大きな意味を持つ、非常に素晴らしい提案をしていただいたなというふうに思っております。

ただ、こんなこともありますので、明日に計画をして、夕べにすぐに実現できるかという、これはなかなか難しい点がありますので、関係する部署とやっぱりしっかりと調整

をして、効果があるように進めていかなければならない。特に学校との調整をしっかりとやる必要があるのかなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　　８番、多賀剛君。

○多賀剛　　教育長からご答弁いただきましたけれども、一昨日の少年の主張大会、私毎年楽しみにして聞かせてもらっておりますけれども、本当に皆さん、児童生徒の皆さん、高校生もいらっしゃいましたけれども、立派なお考えをお持ちであります。下手すればわれわれなんかよりも立派な話し方をするし、立派な考えを持っているという思いで、私は見ておりました。ですから、彼らの意見を、こういう議場で思う存分話をしてもらおう。町長、大変立派な話でありました。そうすれば、町長、執行部の皆さんも、われわれの提案とか、一般質問のご答弁は丁寧にされておりますけれども、なお以上に子どもたちの意見には真摯にご答弁いただけるのかなという思いでおります。ぜひ早期の実現に向けてご努力をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長　　お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。（１５時１６分）

平成26年第6回西会津町議会定例会会議録

平成26年12月9日(火)

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
2番	三留正義	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
3番	長谷川義雄	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		
6番	猪俣常三	11番	清野佐一		

欠席議員

4番 渡部 憲

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
総務課長	伊藤要一郎	会計管理者兼出納室長	会田秋広
企画情報課長	杉原徳夫	教育委員長	五十嵐長孝
町民税務課長	新田新也	教 育 長	新井田大
健康福祉課長	渡部英樹	教 育 課 長	成田信幸
商工観光課長	大竹 享	代表監査委員	佐藤 泰
農林振興課長	佐藤美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄 清久
--------	------	---------	------

第6回議会定例会議事日程（第5号）

平成26年12月9日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1. 鈴木 満子 | 2. 青木 照夫 | 3. 五十嵐忠比古 |
| 4. 清野 佐一 | 5. 長谷沼清吉 | |

○議長 おはようございます。

平成26年第6回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 7番、日本共産党の鈴木です。3点ほど通告しておりますので、随時質問いたします。

まず第1点目は、保育施設整備の考え方について、議会、あるいは保護者とは十分討議してきましたが、一般の町民がわからないと、こういうようなことが言われました。説明がやっぱり不十分でないかと思って、今回は再度質問いたしました。これは一般町民の要望ですので、わかりやすく説明していただきたいこう思います。

保育施設の整備を急がなければならない理由について、町の考え方を伺います。

運営内容については、保育所と小学校、連携していくところ言っております。それはどんな内容で連携していくのかは、私らは知りません。その辺説明してください。

各方面の保育所は老朽化しております。特に現在、尾野本保育所は危険な状態になっておりますので、一日も早く修繕するか、移設するか、望まれます。実施可能か伺います。

次に大きい2番は、小中連携、いち早く町は打ち出したわけです。そのことについてどうも伸展がみえないと私は思います。それで、平成27年の4月に開校することにあたり、小中連携が年間指導計画に具体的に載っているのか、載っているとすれば、我々に説明できるのではないかとこう思いますので、そこを伺います。

2番目には、連携教育はなかなか現場は忙しいので取り組みが遅れてしまいます。教育長と校長と話し合いをして、共通な見解を示して先生方と話し合いをすべきではないかと思うがいかがでしょうか。

それから、防災行政無線の放送について、これも要望がすごくきております。これは議会報告会でも尾野本地区から出ました。最近、家の中で放送が聞こえなくなっています。点検の必要があるのではないかとと思われるがいかがでしょうか。これはやっぱりお年寄りの発言ですので、耳も聞こえなくなってしまったような状態もあるかもしれませんが、このような状態では無線の役に立ちませんので、きちっと聞こえるようにしていただきたい。

室内で聞こえる器具があると聞きましたが、取り付けるべきと思うがいかがでしょうか。

以上3点について質問いたしますので、特に1番目の保育所の急がなければならないということが何回も私らは聞いておりますが、町民は聞いておりません。そういうことなので、わかりやすく説明していただきたい、そう思います。よろしく願います。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 7番、鈴木満子議員のご質問のうち、小中連携教育についてお答えいたします。

平成27年度は、小・中学校の校舎がつながり隣接します。施設一体型の小中連携教育ができる理想的な教育環境が実現します。小中連携教育の準備については、小学校が統合し

た平成24年度より段階的に進めてまいりました。小学校から中学校へ円滑に移行し中1ギャップを解消するため、小学校の5・6年生で、国語、算数の教科担任制を実施しています。また、交流に関しては、小学校と中学校の児童生徒が合同で清掃ボランティアを実施しております。

一方、教員は、算数の授業を小学校と中学校が合同で実施するなど、授業研究や授業参観を通して連携を深めてきました。また、小・中学校が連携した教育課程、教育計画を策定するため、小中一貫連携教育の先進地を視察研修してきました。

本年度は、これまでの取り組みを踏まえ、平成27年度より円滑に小中連携教育を推進できるよう、夏季休業中に小中学校教員と教育委員会が合同で研修会を実施し、さらに学校と教育委員会が連携し、小中学校連携教育推進委員会を立ち上げ、準備を進めてまいりました。

まず1点目のご質問にあった小中連携教育の指導計画への盛り込みについては、現在、来年度の指導計画作成を進めております平成27年度の教育課程に盛り込んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に2点目の教育委員会と学校長との共通認識に関するご質問については、教育長及び教育委員会事務局は、小中学校長と定期的に会議を開催し、お互いに情報交換をしながら共通認識に立つよう努めております。また、随時、学校長には教育委員会事務局においていただき、教育長も学校を訪問するなど、学校と教育委員会は、常に緊密に連携をしながら進めておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 7番、鈴木満子議員の保育施設整備の考え方についてのご質問にお答えします。

まず、なぜ保育施設の整備を急ぐのかとのご質問ですが、現在本町では、野沢・尾野本・群岡の3つの保育所と芝草分所の4カ所で保育を実施しております。4つの施設とも、建物建築後30年以上が経過し、特に尾野本保育所と野沢保育所においては、老朽化が進み、毎年修繕箇所も多くなっており、修繕だけでは対応が困難になっております。さらに、今年度より、野沢保育所では5歳児のみを芝草分所で保育しており、保育環境上好ましくない状況となっています。また、保護者の共働きなど、生活環境の変化により、ゼロ、1歳児保育のニーズが年々増加しており、現在の施設では基準面積上、全ての希望者を入所させることが困難になってきております。

これらの課題を解決するため、また、次代を担う大切な子どもたちの保育環境をより良いものとするため、早急に新たな保育施設を整備することが必要であります。

次に、保育所と小学校との連携の内容であります。保育所児童のスムーズな小学校生活への移行と保育所と小学校での情報の共有化を目的に、子ども同士の交流活動や保育士と教職員の交流の実施のほか、保育所と小学校の関係者による連絡会議の開催、合同研修会の開催、職場の相互体験などを考えております。

本町においては、新たな保育施設が小学校の隣接地に建設されることが予定されていることから、お互いの行動を目の当たりに見ることができ、日常的に交流ができることにより、さらに効果的な連携が図れるものと期待しているところであります。

次に、尾野本保育所の老朽化への対応であります。施設を根本的に改修することは困難であり、移設についても保育所の基準を満たす施設がないことから、先ほど申し上げましたとおり、新たな施設の早期完成に向け取り組んでいるところであります。新たな保育施設が完成するまでの間につきましては、修繕等による保育環境の改善や危険防止対策等を図ってまいりますのでご理解願います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 7番、鈴木満子議員のご質問のうち、防災行政無線についてのご質問にお答えいたします。

防災行政無線は、平成2年度から平成7年度までの6年間にかけて整備いたしました。近年、老朽化により故障が増加しております。町といたしましては、災害時等における町民に対する重要な情報手段であることから、毎年、専門業者による保守点検を実施するとともに、点検結果に基づく不良箇所の修繕を行ってまいりました。また、自治区等から不具合の連絡があった場合には、速やかに修繕や調整などの対応にあたってきたところであり、今後も同様の対応をしてまいる考えであります。

次に、室内で聞くことのできる個別受信機の設置についてのご質問にお答えいたします。現在、本町の防災行政無線は、大半がアナログ波、一部がデジタル波を使用しております。また、全国的にデジタル波への移行が進んでおりますことから、現在、アナログ波対応の個別受信機の製造は行われておりません。

一方、法律改正により、本町の防災行政無線の規格では、平成34年12月以降の使用許可が下りなくなることから、現在、町では完全デジタル化に向けた整備に係る調査を行っているところであります。

議員おただしの個別受信機の設置につきましては、その中で検討してまいる考えでありますのでご理解願います。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 保育施設整備の考え方について再質問いたします。私は保育所の年長組、5歳児が幼稚園の教育、いわゆる入学の準備としてやるということを私聞いたので、そうかなと思っていたので、全体的なものをやるんですか、連携については。いかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 連携についてのご質問にお答えいたします。

保育所の今現在の保育指針の中で、教育の部分につきましても、大変密度が濃く、教育の部分についてもちゃんとやりなさいよというようなことで保育指針が変更になってきておりますので、現在、西会津の保育所の中でも、その教育の部分についてはカリキュラムの中に入れてやっているところであります。

それで、交流につきまして、5歳児だけではなくて、全体的にやるかということですが、基本的には小学校に入る前の年が重点的にはなりますが、やはり小さいうちから小学校の子どもたちとの連携をしていくということは大切だと考えておりますので、そういった部分では、小さい子どもについても連携は取っていききたいというふうに考えております。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子　この前、保育所の特別委員会で猪苗代に行ってきました。猪苗代は、保育所と幼稚園といっばいありますので、3カ所くらいに連携、小学校と幼稚園の連携ということ正式にちゃんとうたっておりますが、午前中の4時間は幼稚園の教育で、そこまではこれはいいかなと思って見てきたら、午後になったら預かり保育になって、ちょっと1教室に50人くらいぼっとそこに入れて、みているわけです。そこからみるとうちは、いいなと思ったので、ちゃんと何組、何組、何組、それでやっているの、あっこれは連携はちょっとまずいなというふうなものを私見て感じましたので、その辺を考慮して、やっぱりなるべく同じ先生にずっと子どもらを接するように、そういうことが大事じゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　西会津の現在の保育所ではありますが、各年齢に応じて保育を実施しております。その各クラスに担任の先生がおりまして、担任の先生が、基本的には一日、朝から一日保育をするというようになっておりますので、基本的には同じ先生がずっとやっているということでありまして、猪苗代の保育所とは違うやり方でやっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　7番、鈴木満子君。

○鈴木満子　尾野本小学校の老朽化した保育所について質問します。保育所についてちょっと聞きたいことがありますので質問します。もうあそこの保育所は雨は漏るし、斜めになっているし、もう同僚議員も前に出したみたいですが、環境整備なんていうようなそういうものじゃないんですよもう。入ってられない、そういうような形で思っていたきたい。これを修繕するか、これをやっぱり取り上げてほしいと思っておりますが、いかがですか。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えいたします。

尾野本保育所の老朽化というのは、我々も痛切しているところでございます。ただその、現在、根本的な改修をこの時点でできるのかといいますと、あの建物が大変古いものですから、改修する際に関しましては、資金的にも大変ですし、工期的にも大変な部分がございます。そういったことを考えますと、現在、これから根本的な改修をすることは、ちょっとできないのかなというふうに考えております。

ですので、部分部分の修繕、それから危険防止ということに力を入れていきたいというふうに考えております。

○議長　7番、鈴木満子君。

○鈴木満子　今説明してもらいましたけれども、これは早急にやらないと事故になります。だから、修繕するといったら即修繕してもらわないと、これは崩れる、そういう状態になっていますので、よく調べてみて、それから取り組んでいただけないかどうか質問します。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えいたします。

当然、危険箇所については、点検をしながら危険箇所のないように修繕を行っていくというふうに考えております。

また、雨漏りにつきましては、天井については雨漏り防止ということで実施したんでありますが、横風等がありますと、やはりどうしても雨漏りというか、つたって落ちてくるような感じで室内にも入ってくるというようなこともございますので、そういったものについては、なかなか建設関係者の方に聞いても、なかなか対応が難しいというようなこともありますので、そういったことについては、なるべく漏らないようにというのはなかなか難しいのかなということで考えております。ただ、危険箇所ですとか、カビなど生えないような体制ですとか、そういったことではしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 次に入ります。小中連携教育の具体的な内容というのは、議会や役場に全然通じないというような、何もわからないんですよ。あれだけ立派なことをやっていたなら、これとこれとこれがこうなりますと、こう具体的に示してもらいたいなど、こう思っております。

まず連携教育とか、一貫教育とかというのは、教育現場、現場にうんと必要だなと思ったときに出すべきなのが、トップからば一んと出てしまいますので、言葉だけがそこにきてしまっているというような現状を察しておりますので、この辺がやっぱり教育長さんと学校側とよく相談して具体的な内容を私たちの議会にお示してください。こういうふうなことなんですが、いかがですか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 議員おただしのおりだと私は思っております。現在、平成24年度に統合いたしました小学校、それから中学校の間で、現段階でできるような連携教育を一部推進しております。実際に本格的に連携した教育ができるようになるのは、来年度以降だと私は考えております。学校が隣同士になりますので、そういうふうになればできると思います。

連携教育を進めていく大事なことはいろいろあるんですけども、現在、来年度に向けてどんなことが実際にやろうということで進んでいるのか、数点お答えしたいと思います。

一つは、小学校と中学校が渡り廊下で連結しますので、今まで個別にやっていた避難誘導訓練があるんですけども、これが小学校と中学校で合同でやろうと。子どもの発達状態、それから運動の状況も、動き方も違いますので、どんな形になるのか実際に合同でそれをやるようにしていきましょうと。そして児童生徒の安全をどういうふうに確保したらいいのか、両方で考えていきましょうということで、今、これは実現するように進めております。

それからあとは、一番それに次いで重要なのは、お互いの授業研究です。これは今まで校舎が離れておりましたので、年に何回か集まって研究会をやっておりましたけれども、今度は日常的にできるようになるのではないかと。中学校の教員が小学校に行って、小学校の授業の様子を見学すると、あるいは実際に参加する。逆のケースもあります。それをできる限りやっていきましょうと。そういうことをとおして、小学校と中学校の違い、これをお互いに認識した上で、そしてその違いを認識した上でどういうふうな連携をさらに進めていったらいいのかということを考えていきましょう。そういうふうな段階であります。

それから、連携教育を進める上で大事なものは、今言ったような共通点と違いを明確にお互い理解するということ。その上で発達段階に応じた子どもたちを連続的に、一人ひとりの子どもの状態をきちんと認識して、どういうふうな指導をしていったら一番効果的なのかと、そこを考えていく、ここが大事なところだというふうに思います。

なお、これから来年度の教育計画を具体的につくっていく段階ですけれども、今後も学校と教育委員会と連携しながら、できる限りのことを進めてまいりたいと思います。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 議会報告会で年間のカリキュラムを保護者に示してほしいという質問が出ているんですよ。だからやっぱり、私らもわからない、保護者もわからないというような内容ではないかと思うが、その辺をどのように考慮していくかということを質問します。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 その点については、例えば年度当初に行われます各学校の父母と教師の会の集まりですか、その集まりの中で、おそらく学校長のほうからは説明されていると思います。ですが、その内容について再度校長先生とお話をしながら、どういうふうに保護者の皆さま方に示すのが一番適切なのか、それはちょっと検討してみたいと思います。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 平成27年度に具体化するというふうなこととして受け取っていいですね。私は27年度に一緒になると同時に、こういうふうな形でというふうに示すのが一番妥当ではないかなと、こう思っていますので、教育長さんとはちょっとその辺が合わないんですよ。平行線なんです。やっぱり早く、そんな大きく連携することはないのです。学習面は、先ほど言った数学、生徒指導面はこれ、それから学校行事は、ボランティアはこれとあげましたので、その辺をちゃんと示して議会に出してもらえば助かるんです。連携教育、連携教育っていったい何やっているんだというのが一般的な言うことなんです。私たちもわからないので、説明することもできませんので、やっぱり議会にちゃんと示していただけるといいと思いますが、いかがですか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 その点についても、本当にそのとおりだと思います。お示しできるものについては、できるだけ具体的にお示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 保育所も連携、小中も連携、保育所は準備期間だけでいいんですよ、あとは保育の内容をきちっとやれば、格好はいいですよ、小学校の脇に建てて、連携をするんですなんていう、できるはずありませんから。やっぱり保育所本来の保育をしていく、そういった観点で、そんなに多くなくていいので、年長者に、これだけはというのを示しておけばいいと私は思うんですが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 連携の意味というのは、まったくすべてがその統一的にしなければならないという意味ではまったくないというふうに思います。今ほど学校教育、今度はこの教育委員会のあり方も変わりました、首長も直接教育現場、あるいは教育の方針に大きく携わることになります。そうした中で、これから開校ということも、町の方針として打ち出していか

なければなりません。それは、まさに27年度から新しい教育方針ということになるわけがあります。したがって、6、3の9年間の、このカリキュラムを一緒にどうこうするという、一貫型というようなどころまではっていないんですね。今ほどのやり取りの中で、どの部分をどういうふうに連携していくかというのについては、これまで試験的に実施してきているわけです。それを基にして、新しいカリキュラムをちゃんとつくって、27年度4月から、どういうところが、まず学業の面、そしていろんなボランティアの面とか、さらにどういうところが連携で必要なのかというその方針をやっぱり打ち出していかなければならないと、これは当然なことだというふうに思います。ですから、議会のみならず、それは保護者の皆さんにも、連携という形はどういう方法で取り組んでいくのかという方針は示していきたいというふうに思います。

そしてもう一つは、この小学校と保育所が連携しようたって、そんなに具体的なものまでとって何をやるかといっても、なかなか難しい面もあります。しかし、西会津の町では、幼稚園制度というものはありませんから、これが年長者になって、5歳児になった場合に、スムーズに1年生に行ける、移行のできるような教育環境というものはやはり整えていくということは当然でしょうということで、これも西会津だけではなくて、今、全体的な幼児教育という観点からすれば、当然そういったところには乗り遅れてはならないという方針のもとに、この連携をしていきたい。これも具体的な内容については、どの部分を連携していくかということは、これから方針として定めてまいりますので、ただ、連携、連携といって、何をやるんだ、ああするんだということについても、今ここではっきりと示されない部分もありますが、できる限りその年長者とそうした取り組みというものはしっかり行っていかなければならない、そのことだけは方針として打ち出してまいりたいということでもあります。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 今、町長さんの話を聞いておりますが、連携とか一貫とかというのは、町長さんの口から出たんですよ。そうするともう現場はどうしていいかわからなくなるという、そういう実態がありますので、あまり町側は連携とかあれとか言わないでもらいたいというふうな、そういう考えを持っているんです、私。現場を無視して振り回すようなことは、やっぱりよくないと私は思います。だから、連携は、ただあれすればいいというんじゃない、連携のカリキュラムは全部つくらなければならないんです。一貫なら一貫、全部、校長が1人で教頭が2人、こういうふうなことで、今、現場の先生たちがそれをやるとしたならば、すごく大変なことなんです。だから、一つ、2つ、3つからの方法でやりますというふうなほうが楽になるわけです。だから、あまり町のほうからガンガンと現場に言うておくということは、あまりよくない。現場の先生たちはそう思っていますよ。だからやっぱり、現場の中からこういうふうにするというふうなことを引き出しながら、やっぱりやる必要があると、こう私は思います。その辺がやっぱり見解の相違といたしましうか。それではうまくないと私は思いますが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 教育方針や、そして保育所の運営方針というのは、現場から上がってきたものだけが、それが方針として打ち出されるものでは決してないというふうに思います。まず教

育というのは、どういう教育のあり方かというのは、それは町や教育委員会の方針というものをしっかり教育の現場まで浸透させなければならない、これが私は、その町の指導性だというふうに思います。ですから、そういうことがまったくなければ、何のために教育委員会があるのか、あるいは何のために町で教育方針を打ち出していかなければならないのか、そういうことが見えなくなってしまうわけです。

ですから、これは下のものにできないことを押し付けるというようなことではなくて、こういう教育方針に沿って、そしてその具体的な内容は現場の先生方も認識をして、ちゃんと取り組んでいただきますよ、こういう指導性はやっぱり立場上発揮していかなければならないというふうに思います。

そしてまた、保育所の運営もまさにそうであります。そんなに現場を混乱させるような指導をとる、あるいは方針を述べるといようなことはしません。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 町長の言うことはわかりましたが、やっぱり取り組むのは現場の教師です。その辺の仲立ちをするのが教育委員会、そういうような形で私はおぼえておりますので、その辺はやはり考慮しながら、これから進めてもらいたいなど、やらせということにならないように、そういうことが一番気になることですので、その辺を考慮して、ぜひ進めてほしいと思います。

最後の質問、防災行政無線の放送について、先ほどデジタル化をすると言いましたね。その辺を早めに、これはやっぱり議会報告会で尾野本地区からも出ました。奥川、とにかく真下は聞こえないというんですよ、真下。こうなったところは聞こえてくるんですが、真下は聞こえないから何とかしてくれというようなことなんです。だからその辺を、すぐあるなら、備えてほしいなというふうに質問を出したんですが、その辺もう一度答えていただきます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

先ほど答弁の中で、平成34年12月までしか現在の規格の防災行政無線は使用できないと、それ以降は許可が下りないということになってございます。ですから、平成34年11月までは完全デジタル化の整備をしないと対応できないということでございます。先ほど答弁いたしましたとおり、その完全デジタル化の中で、各家庭に配置する個別受信機、室内で聞こえる受信機の整備を検討してまいるということでございます。

それからもう一つ、現在、地形等、今議員がおっしゃられたとおり、防災無線の真下ですとか、あと地形によって聞こえづらい家庭ございます。そういった家庭につきましては、アナログ対応の個別受信機、現在町内全部で91台、個別受信機配備している家庭がございます。まだ若干在庫がございますので、今、議員がおっしゃられた聞こえにくいというふうなお話があれば、町のほうに言っていただければ、そういった対応も可能であるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 在庫の機械ですが、やはり買ってでもいいから付けてくださいと、こういうふうな希望もあるんですね。だけでも、その辺をちょっと考えていただいて、余っている

なら 34 年までは変えられないんですから、この何年かはそれを付けて、ぜひあれしてください、対応していただきたいなど。耳が聞こえないからかなとこうやって言うんですけども、耳ばかりじゃないんですよ、やっぱり。私も行って聞いてみたら聞こえない。だからその辺が気になりましたので、老人世帯が多い中で、全然、事故が起こったのがわからないなんていうような状態も想定されますので、その辺をきちっと取り組んでいただきたい、これをお願いして私の質問は終わります。

○議長 9 番、青木照夫君。

○青木照夫 おはようございます。9 番、青木照夫でございます。

一般質問の前に、今回の衆議院議員の突然の解散で師走が慌ただしい総選挙となりました。今回の政権公約は、経済政策、アベノミクスの真意を問うための選挙といわれております。同時に一極集中の都市を地方に向けることを重要課題とし、地方創生改正法案が成立されました。内閣府が 10 月に発表した世論調査を見ますと、都市住民の 4 割が地方への移住に関心を寄せております。都市部に住む人のうち、農産漁村地域に定住してみたいという願望があると答えた人は 31.6 パーセントとなり、9 年前の前回調査と比べ、約 11 ポイント増加しております。年齢別では、20 代が最も高く、約 38.7 パーセントの人が願望があると答えております。政府では、こうした調査結果をもとに、若者や中高年層が希望する生き方を実現することにより、東京への一極集中、人口流入を変えることができる可能性があるとしております。

わが町でもこうした希望を実現するため、他の自治体よりもいち早く、企業誘致はもちろんのこと、ICT の活用、U ターン、I ターン、農業就労者の受け入れ、空き家バンクの活用、冬の除雪体制、安心安全な防火対策、増加をたどる高齢者対策などで、町、人、仕事創生につながる取り組みが必要であります。さらに豊かで魅力あるまちづくりを達成するためには、各分野での専門職員の採用などで、地方創生の受け皿となり得るなら、倍返しのまちづくりも予想されるのではないのでしょうか。

こうした課題の中で、今次の定例会の一般質問は、西会津町に行ってみたい、住んでみたい、そして終の棲家を西会津町で迎えたいという観点から、住民の目線に沿って質問をさせていただきます。

はじめに、まちなか再生についてであります。原町ポケットパークの変更と、上原公園整備事業計画の前倒しの変更がありますが、2 つの整備事業が、今後計画通り実施されるのかを伺います。

まず、原町ポケットパークが整備されれば、まちなかの休息場所として利活用されることが予想されます。しかし、予算を計上し、議会でも説明された中で、変更せざるを得なかった原因はどこにあったのかをお尋ねいたします。同じく、上原駅前通り公園整備事業を前倒しして施工する計画が示されました。この実施計画は、地元住民との要望の食い違いがあるにも関わらず計画が進められております。この用地は町の所有財産であり、元野沢幼稚園跡地で、約 800 坪近くもある、まちなかにある貴重な財産です。しかし、10 数年を経ても今日まで放置されたままとなっており、利活用することには、野沢町内の住民にとって誰しもが関心を示していたところでもあります。

そこで伺います。前倒しで 26 年度に計上された予算をどのように実施するのか、残され

た期日は約3カ月あまりであります。しかも冬期間であり、今後この2つの整備事業に対しては、計画通りに確実に実施できるのかをお伺いいたします。

次に、今後の役場庁舎計画についてお尋ねいたします。昨日、役場庁舎について同僚議員から事業計画や事業費などの質問がありましたが、私なりの質問をさせていただきます。また議会報告会の中で、町民から出された質問も含めてお伺いいたします。

役場庁舎は町民にとって一番関心のある身近な問題であります。私も昨年の3月議会で一般質問をさせていただいておりますが、町民の方々には庁舎の計画内容が示されていない中で、経費などの追加があると聞かされますと、不安と疑問が生じております。役場庁舎建設は町単独事業費で建設されることから、経費削減の上からも校舎跡を利用するものと理解しますが、町民に納得していただくには、庁舎として利用する、せめて概要などの計画案を示していただきたいと思っております。

次に、今後庁舎として重要なことは耐用年数であります。耐震工事はクリアをしておりますが、気になることは現西会津小学校建設は、昭和41、2年の建築とされ、築45、6年近く経過しております。今後、庁舎としての使用できる耐用年数は何年かを伺います。役場庁舎を利用する町民の不安の声でもあり、改めてお伺いいたします。

次に、現在の西会津小学校に通じる役場よりの進入道路の拡幅整備が進められるようであります。今後の役場庁舎を利用する道路と理解しますが、道路は同じ幅で通れる道があって道路の機能が果たせるとの町民の声があります。今後の拡幅道路の整備計画はどのようになるのかをお尋ねいたします。

次に、現在の役場庁舎は移転後に解体されますが、一部庁舎跡地と広大な周辺の空き地などがあることから、現在の野沢保育所の建設候補予定地として議論をされてきたところでもあります。しかし、町側のからの対案として、仮称町民文化センターの案が示されたことから、2つの施設を建設するには用地面積の不足などがあり、議会では今まで保護者会などとも十分に話し合い、熟慮した中で、野沢保育所建設地を現在建設地の西会津小学校隣接地としたことの経緯があります。

そこで伺います。まちなかに残される町の公共施設は役場庁舎と公民館の2つであります。2つの公共施設は西会津町の大切な顔であり、シンボルであります。役場庁舎は決定済みとしても、残されている施設は大きな役割が期待できる町民文化センターであります。今後どのような形の町民文化センターになるのか、幼少年、青年、老人、交流の場所として、また公演や趣味の教室、発表の場ができる複合型施設を期待するところでもあります。また施設の野外周辺地などは、イベント広場として若者が集える場所として期待される所でもあります。縮小されつつあるまちなかで、町民にとって明るい大きな夢が膨らむご答弁をお願い申し上げます。

最後の質問であります。統廃合される保育所の跡地計画についてであります。平成29年には、保育所施設が新たに一つに統合され、野沢、芝草分所、尾野本、群岡の4つの施設が統合され、使用されなくなります。また、奥川や新郷は空き保育所であることから、それぞれの空き保育所の今後どのような活用計画があるのかを伺いまして、私の一般質問といたします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長 失礼いたしました。

9番、青木照夫議員の質問のうち、私からは役場庁舎計画についての質問のうち、町民文化センター、仮称であります、この内容についてご質問にお答えをいたします。

ご質問の、仮称町民文化センターについては、町民の芸術文化活動や生涯学習活動等の振興を図るための拠点施設として、また、町公民館の老朽化が進んでいる実態等を踏まえまして、今次政策的に策定をいたしました総合計画、基本計画の重点プロジェクトの一つとして、仮称町民文化センター整備・推進プロジェクトを盛り込んだところであります。

今後、後期基本計画5年間の中で、施設の内容、整備スケジュール、整備の財源などについて検討し、基本的な構想を策定していきたいと考えているところであります。

本施設は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の皆さんが集い、学び、楽しむことができる施設とする考えであります。多目的な活動や行事にも対応できる施設として、また災害時の避難所としての機能を備えた施設として整備していきたいと考えております。また、本施設については、広く町民の方々に利用いただく施設であることから、基本構想の策定にあたっては、町民の皆さんに参加をしていただき、町民の皆さんの声を反映した施設整備を図っていきたいと考えております。

なお、議員から設置場所については役場跡地との話がありましたが、町としましても、役場跡地は立地条件も良く、大変に有力な候補地であると考えております。今後立ち上げる検討組織等で十分に検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 9番、青木照夫議員のご質問のうち、役場庁舎の移転計画についてお答えをいたします。

はじめに、庁舎移転に係る計画案についてであります。現在、実施設計業務を発注し、庁内検討組織での検討を踏まえ、繰り返し設計業者との打合せを行いながら、課題の整理を進めているところであります。全体事業費及び事業スケジュールにつきましては、この実施設計業務が完了いたしませんと、定まらないところであります。町民の皆さんが利用する大切な庁舎でございますので、今後、計画案がまとまり次第、議会並び町民の皆さんへ説明申し上げ、ご意見をいただきたいと考えております。

次に、新庁舎の耐用年数についてのご質問にお答えいたします。建築学会等の基準によりますと、一般的に、鉄筋コンクリート造の建物の耐用年数は65年以上といわれております。現西会津小学校の校舎は、昭和39年から41年の3カ年にわたり建設されました。築約50年となっておりますが、昭和59年度には屋上の防水や内壁・外壁などの大規模改修、平成21年度には、耐震補強工事を行ったところであります。

一般的には、耐震補強工事と建物の耐用年数の直接的な因果関係はないことから、耐震補強工事を実施したからといって、耐用年数が延びるものではないといわれております。しかしながら、設計会社によりますと大規模改修や耐震補強工事の際、校舎内部や外壁の改修を実施したことによりまして、長寿命化が図られ、一般的な耐用年数よりは長く使用できるとの判断がなされております。

したがって、あと何年使用可能であるということは、明確に申し上げることはでき

ませんが、今後、20年から30年程度の使用は可能であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 9番、青木照夫議員のご質問のうち、町道小学校線改良工事についてのご質問にお答えいたします。

町では、役場庁舎移転に伴い交通量の増加が見込まれる町道小学校線のうち、代官清水入口から町道松尾萱本停車場線との交差点までの約280メートルを全幅員7メートルの2車線で改良をする計画をしています。計画は、西会津小学校及び町役場の敷地を最大限に利用し、民有地の潰れ地面積が最小となる法線とし、さらに、町役場南庁舎横の交差点についても鋭角で見通しが悪く危険であることから、原町北1号線との交差点部の改良についても合わせて行うこととしております。

また、この事業は国土交通省道路局所管の社会資本整備総合交付金事業により実施して、本年度より測量設計及び用地測量に着手したところであります。今後は、早期の完成に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解願ひます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 9番、青木照夫議員の野沢まちなか再生事業に関するご質問にお答えします。

町では野沢中心市街地の活性化等を目的として、国土交通省の補助事業、都市再生計画整備事業を導入しまして、平成25年度から野沢地区の再生事業をスタートさせたところがございます。本事業で計画されております事業は、原町ポケットパーク整備事業、野沢駅通り公園の整備事業、ふるさと自慢館整備事業、町道上原中央線整備事業、観光サイン設置事業の5事業でございます。その内、ふるさと自慢館整備事業につきましては、町商工会事業として計画されております。

本事業につきましては、本年度、原町ポケットパーク整備事業にかかる、調査委託業務、建物補償、用地取得を実施する計画でございましたが、一部関係者との交渉ができず、年度内の事業実施が見込めなくなったことから、町道上原中央線整備事業を前倒しして実施することで、県との協議を行い、了承をいただいたところであり、今次の補正予算に事業費の組み替えを計上させていただきました。なお、今年度前倒しにより実施する町道上原中央線整備事業については、用地測量、建物補償、用地買収を実施する計画であります。建物所有者の方についてはご了解をいただいているところであります。

野沢都市再生整備事業の事業期間は、平成28年度までの4年間となっております。町としましては、計画に盛り込まれた事業にあつては、全て事業実施ができるように鋭意取り組んでいく考えでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

続きまして、保育施設の跡地利用に関してのご質問にお答えいたします。

新たな町保育施設については、町保育施設整備等審議会から、この度答申が出されたところであり、ようやく整備場所や整備基本方針の決定を見たところであります。また、新たな保育施設の開所時期は、平成29年4月を目標としておりまして、既存保育所については、これから2年以上は保育所として活用していくこととなります。そうした状況から、既存保育所の跡地利用につきましては、まだ検討は行っておりません。

今後、施設の状況を十分に調査し、活用が可能と判断された施設については、有効に活用していきたいと考えていますのでご理解いただきたいと思います。

次に、新郷保育所と旧奥川保育所の活用の計画でございます。現在、新郷保育所については、選挙の際の投票所、総合健診の会場、冬期間は除雪作業員の詰所として活用されているところであります。また、旧奥川保育所につきましては、これまでは地域づくり団体によるそばまつりの会場、それから、地域でのサロン等の会場、そういったもので利用されてきたところでございますが、奥川みらい交流館のオープン後は利用が減少しており、現在は奥川健康マラソン大会の休憩所としてのみ利用されている状況にあります。これらの施設については、十分に今後の活用も可能な施設でございますので、有効な活用策について、今後十分検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 再質問させていただきたいと思います。順番は、私の読み原稿の中から手順を追っていききたいと思います。

まちなか再生プロジェクトのほうで、まず原町、これは実施されないという報告であります。じゃなぜ実施されなかったのかと、そういう原因はどういうところにあったのかを伺いたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ただいま答弁でも申し上げましたように、所有者の方、一部関係者の方と交渉ができないというような状況にあるということでございまして、今後すべてやめるという話ではございませんが、繰り延べをして別な事業を先行して事業実施したいということでございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 繰り延べしておやりになるということなんですが、私はその前に、こんなにいい計画を、町がよくなる計画をお話して理解できなかったのか、私は普通であれば、話し合いがあれば、スムーズにあって、普通の常識であればいいのかなど、その話の接点がどういう交渉の中でやったのか、地権者のいろんな考えが当然あったんだろうと思います。住んでいる人はやっぱり大事にしたい、そこをやっぱり住みたいという考えが誰しもあると思いますが、その接点についてはどういう交渉の段階で、頓挫というか、挫折されたということの判断をされたのでしょうか、その点。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

個人的なことにちょっと関わるものですから、なかなかどこまで答えていいのかわかりませんが、町として接触を持とうとしても、なかなか接触できないという状況にあるということでございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 個人的なことですから、そういう事細かくは言えない、そういう心境もわかります。ただ、手順として、今までの流れの中で、本人は、地権者のほかで、こういう整備事業が決まったかのように流れて、それで本人のあとで耳に入ったのかどうかわかりませんが、そういう手順、その進め方、私は100パーセント実施するというのであれば、

やはり基本的な話し合い、それが了解して計画が進められるのが私は普通社会でのあり方なのかなと思います。最初の壁があった時点の中でも、計画通りやります。今は延長しても、繰り延べしても実施するということの答弁であります、それ以上のことは申しませんが、その辺の手順については間違いなかったと思われませんか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 今回の計画でございますが、まちなか再生プロジェクトというような団体をつくりながら、野沢中心市街地を活性化するためにはどんな取り組みが必要なのかということで、ご意見をいただいたすべての事業を取り組んだわけではございませんが、その中で、全体事業費の中に、先ほど申し上げました5つの事業を盛り込んで、とりあえず事業をスタートさせようということでスタートさせたところでございます。

地域の皆さんも、この事業に関しましてはなんとか実現したいというようなことで、さまざまな協力もするからというようなご意見もいただいていたところでございますが、なかなかそういったことには、やはりいたらなかったということでございまして、用地の承諾といえますか、同意まではまだいたってないということでございます。

我々こう事業を進めさせていただくわけではありますが、100パーセントすべての合意を形成して事業計画を立ててというようなことに、そうしたやり方というのが本当なのかもしれないかもしれませんが、やはり計画としてこういったメニューを取り組んでいこうというようなことで、計画の段階では盛り込みまして、その計画に沿って事業実施できるように努力していくと、そういう形で事業メニューを組んだということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 手順を踏まえて努力されてきたということではありますが、原町、上原駅前整備事業に関しても、同じような内容かなと思われるところがあります。というのは、読み原稿でもありましたが、町民の願っていることに対しての要望、請願、以前あったかと思っておりますが、その辺、杉原課長の中では、そういう要望事項に対しての資料がなかったかどうか、その辺ちょっと。上原駅前整備事業の住民の要望、そういうものがあつたかどうか、それをちょっと伺いたいと思っております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 野沢駅通り公園についてのご質問にお答えいたします。

議員のご質問にもありましたように、野沢駅通り公園につきましては、前の野沢幼稚園から町にご寄附をいただいたということでございまして、先ほども話の中でありましたように、何年もあつた空き地というような状況で放置されていたということでございまして、それもまちなか再生の活動の中で、地域の、やはり野沢まちなかを見渡しても、公園一つもないということでございまして、まちなかに子どもを連れてちょっと遊ぶような公園、地域の皆さんが、ちょっと一休みできるような公園、そういったものがほしいという、そういった話の中で計画したところでございます。用地につきましては、町の所有地になっているということでございまして、公園という形が理想だろうということで、地域のプロジェクトのご意見の中でそういった話でございましたので、公園というような形に盛り込んだところでございます。

この間の上原地区の区長さん、役員の方との話し合いといいますか、説明会も一度実施したところでございます。その中で、地域のコミュニティセンター、そういったものの計画という話も一部役員の方から出されました。ただ、上原地区の区長さん方にも確認をしていたわけでありましたが、地域の話の中では、そういったコミュニティセンター、集会所という話は一切ないということでございまして、地域として決定した話は全然ないというようなことでもございました。

それから、公園につきましては、町として公園を整備するという計画ではいるわけですが、実際の実施設計は、来年度、計画しております。実施設計の実施の際には、地域の皆さんの声を聞きながら、どんな公園がその地域の皆さんにご利用いただけるような形になるのかというようなことをお聞きしながら計画を進めることになっておりますので、決して町が一方的に公園を整備するという考え方ではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 一方的に今後進めないということだというお話ですが、どういう情報が入っていましたかということの内容については、一部お話されましたが、私も再生プロジェクト、平成22年から約十数回、そんな中での陳情要望、それから町民提案制度、町政懇談会制度の中での資料であります。そこには、野沢幼稚園跡地に高齢者コミュニティセンター、集会所を設置しては、という要望書があがっていると。これは行政の方がつくられた資料であります。ということは、そういう要望事項があつたにも関わらず、道路、公園、なぜ道路なの、そこに公園どういつながりがあるのというのが、一般の方の疑問なんです。住んでいる方の、今課長がそういうお話が一切ありませんと言いましたが、これ以前からの話であつて、切羽詰って、ここ近くなって自治区長さんたちの役員会の話の中での説明だったと思っておりますが、私はそういう資料をもとにして、まちづくりがされるのかと期待していた一人であります。そういうことのずれはなかったのかどうか、もう一度確認したいと思っております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

コミュニティセンターの話でございます。そのコミュニティセンターをつくってほしいという地域の皆さんからの要望書があがったということは確認しておりまして、こういった要望が地域からあがっていますよということを題材にして、あの公園をどう整備していくのかというようなことで、皆さんにこういろいろご意見をいただいたという経緯があるわけでございます。こういう課題として、野沢地区にはこういう課題がありますよというのを皆さんに提示をして、今回の計画づくりに臨んだということでございまして、その際に出したものだというふうに思います。

ただ、現在、今の上原地区の役員の皆さんに確認をしましたところ、上原地区では特に集会所を地域でつくろうという話は一切出ていないというような回答だったということは今申し上げたということでございます。それで、この間の上原地区の役員の皆さんとの説明の中でも、まだ公園の計画というのは、十分これから皆さんにご意見をいただいて検討するという考え方で説明をしたところでもございまして、ゲートボール場が必要であれば

ートボール場をつくりますよ。そういったことを地域の皆さんにはお話したんです。ゲートボール場ではなくて、コミュニティセンターの用地を確保してくれということであれば、そういった形でも用地の一部をコミュニティセンターと公園を一体化するような施設整備も可能ですよという話もさせていただきました。そういったことに関しましては、地域の皆さんの声を反映させていきたいというふうに考えております。

ただ、今回の事業の中で、コミュニティセンターを整備するということではできませんので、その辺は地域の皆さんの合意形成を図っていただかなければ施設整備というのは無理なのかなというふうに考えております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 地域の合意形成がなければ、それは当然進めない話だと思います。ただ、過去においても、平成19年8月だったと思いますが、これはすべて9町内の話とか、町内の話ではありません。1町内から10町内までの各自治区長さんの承諾を得た、これは野沢地区老人クラブ連合会、当時の会長さんが名前で申請されました。中身は、現町長宛てで出しております。何をしてもらいたいのか、今はやっぱり野沢地区の老人会の集まる運動場、コミュニティホールが今は必要でありますというような申請も出しております。その以前にも、前町長にも同じような内容で出していた経緯もありますので、私の中にはそういうことをもっと大事にしてもらえるのかなということでありましたので、今、確かに公園、緊急時の退避するような、またそこで散歩をするとか、そういうことも必要でありましょうが、以前のそういう要望、町民の声をくみ取れていないという不満もありますので、その辺のくみ取り、判断の方は、どう今までのことに対して判断されていたのか、ちょっと伺います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

陳情書が出されているということは確認しております、先ほども申し上げたように、プロジェクトの中でもこういった課題がありますよということは投げかけているわけです。ただ、この地域のコミュニティセンターは、あくまでも地域の皆さんが整備をする事業でございます。それに対して、町や国の補助金なんかをうまく活用して整備を図るという事業でございます、町の公共施設を整備するわけではないわけでございます。

したがって、その要望書を出したといっても、地域の皆さん、結局は上原自治区の皆さんにつきましては、そういった自治区として集会所をつくりましょうとか、そういう話をしたことが一切ないというような回答でございました。そういったことでございますので、要望をどういうふうな経緯で要望されて、それこそ、その施設整備の負担はどういうふうにされるのか、そういう計画がまったく町には示されておられませんので、そういったその事業計画でもあれば、今回の事業の中で十分考慮するということにもなってくるのかもしれませんが、現時点ではまったくそういったものが地域の中にも浸透していないというような状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 ずれがあるようではありますが、別に地域コミュニティセンターが一つの自治区でやろうという考えではありません。今の説明の中では、何かその辺が、受け取り方が

違うのかなど。町の財産であります、町民の財産でもないですか。町民の考え、そういうものをやはり大事にしてもらいたい。であれば、すべての進め方、手順によっては、もっともっと協力していただいて、前倒しとか、そういうものではなくて、ああどうぞ、ぜひやっていただきたい、私は反対しているんじゃないんです。その手順の中で、なぜ挫折があったり、障害が出るのか、そういう手順の踏まえ方が町民の心を本当にくんでいただいているのかと、そういうものがあるから質問させていただいているわけです。時間的にもあれですから、もう一度、その点のずれがあるかないか、あったのかということをもう一度聞かせてください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 旧野沢幼稚園の跡地は、以前から議員がおっしゃるとおり老人クラブの皆さんから陳情があったり、あの跡地の利用方法はどういうふうを活用するんだという質問も出たりしたことは十分承知しております。そこで、当時私もお答えした記憶があるんですが、ただあそこに建物だけをどんと建ててしまって、まったく使い勝手が悪いというようなことであってはならないと、まず道路の拡幅、道路をどう通すかというような計画をまず立てながら、そして相当面積がありますから、公園整備、やはり公園整備というのも必要でしょうと、それ以外に本当に施設が必要だということであれば、これは町が建物を建てるのか、あるいは地域のコミュニティセンターとしての活用を図るといふことの計画があれば、その面積は十分ありますから、そういうところの合意形成は、地域の住民の皆さんと一緒に考えていくということでもありますので、今後そういったことが現実的に、じゃあその一部のところにこういうセンター化を図ってほしいとか、あるいはそういう計画で地域住民と一緒に何か事業主体になるとかということであれば、やっぱり町としても検討はしていくことも必要だろうというふうに思います。

それともう一つは、やはりそういう拠点、拠点に町が、仮に建てていった場合に、今度は本町の地域はどうするんだと、あるいは中央部の、原町の中央部はいったいどうするんだというようなこともこれから出てまいります。ですから、そういったことも総合的に考えていかないと、町がそこにどんと建てているということは、今度、総合的に必要性があれば判断をしていかなければならないというふうに思います。

例えば保育所の跡地、これだって空けば、野沢保育所が老朽化しても、もっと整備をすればそこにサロンのようなものも可能でありましょうし、あるいは本町だって、別なサロンのような地域はないかというようなことも、話も出ておりますから、何かそういうところを見つけてやらなければならないだろうと。9町内、あっちのほうの対応はじゃあどうするのか、というようなことも、やっぱり総合的に今後、含めて判断をしてまいりたいというふうに思います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 総合的に判断して、これから進めていかれるということではありますが、やはり高齢者が多くなっているというのは現実であります。そういうコミュニティホール、イコール、サロンという考えがあったものですから、質問させていただきました。

質問を変えます。次、庁舎に関わる質問でございます。今、総務課長からの答弁がありました。いろんな形で、これから昨日の同僚議員の中の答弁の中にも、検討委員会、これ

から実施されている中で、来年の確か2月ごろまでは発表できるというようなお話でありましたが、そんな中で、一般の方が、そういう古い施設を直してどのくらいもつのかという、まず争点があったわけですね。今この答弁の中で、約20年から30年という答弁をいただきました、可能であると。耐震をしたからどうのこうのということではなさそうではありますが、やはり普通の専門的なことからうかがいますと、60年、65年が限度だということでありましたので、現在、45、6年経てば、もうその辺が限度だったのかなということであったものですから、であるならば、別な方法も、新しく建てたほうが経費がかからないのではないかとすることも想定しておりましたので、それは去年の3月に、同じような質問をさせていただいておりましたので、その点、本当に住民の方はそこで安心して、この、現在の野沢小学校で安心して使用できるんだという確実な保証がおりますか。その辺、もう少し、どうですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今後の使用年数ということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、これまで大規模改修、あるいは耐震補強工事、こういった大規模な修繕事業を行ってきたところでございます。施設については、日々の施設の手入れ、こういったものがその施設の長寿命化を進めていく上で非常に重要なことでございます。そういったところで、これまでやってきた大規模な改修を踏まえまして、町としては通常の耐用年数よりは20年から30年はもつであろうという専門家のご意見をいただいておりますので、そういったところで、今次、西会津小学校を新しい役場庁舎として活用していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 学校を庁舎にするということで、県内でも平田村が今年、工事の入札をされたということを聞いております。なぜ平田村の小学校跡地に庁舎としたのかということをお伺いしました。そこのお話の中では、小高いところに学校があると、庁舎はいざというときに緊急の避難防災基地としては、そういうところが適当だと、また災害指定地になっているという話を伺いまして、まわりが確かに地域に囲まれたような村であります。その中での築何年が経ったのかということ、25、6年であるということで、耐震工事はあてはまらないということではありますが、西会津町もそういう年数が経っていたということでありましたので、そういう条件が違っていたのかなということで、西会津町の今後の使用の仕方では、町民の方がやはり心配されたということで質問させていただいたわけでありました。

経費削減ということで、今の跡地を、跡地というか学校の施設を利用されるわけでありましたので、その点、今後、来年の3月に発表されるということでありましたので、町民に安心をいただけるような説明を、今後していただきたいと思ひます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今、議員のほうから3月ということでございましたけれども、2月が工期ということでございますので、それ前、早ければ1月、ないし2月には議会の皆さま、それから町民の皆さまに対しまして、その計画案をお示しいたしまして、ご意見をいただきたいというふうに考えております。その中で、町民の皆さんがこれから使用される大切な施設でございますので、皆さんのご意見を反映しながら、その整備をきちんと図ってまいり

たいと考えております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 仮称町民文化センター、これ町長のご答弁をいただきました。将来性のある、夢のある、本当に明るい、私は題材、材料であるということで期待をいただいております。後期基本計画の中で、5年間の間で実施されるという答弁であります、やはり適地として実施確実にしていただくには、これから町民の方も当然参加して、いろんな意見をいただきながら進められると思いますが、そういう、もう一度、その進め方の内容についてお伺いしたいと思っております、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず仮称の町民文化センター、これの意義というのは、議員ご承知のとおり、今、芸術文化活動を行うにしても、生涯学習を行うにしても、現在の公民館では手狭になってしまっているということと、もう一つは、やっぱりグループ全体でいろいろやるにしても、なかなか舞台、あるいは音楽、装置そのものも非常に今は進んでおりますから、そういったことも照明も含めて整備をしていく、こういうような考え方のもとに大ホール、あるいは小ホール、研修室、そしてできれば、子どもたちが自由に遊べるような、そういう施設も内部に取り入れて、子どもから大人まで、そしてお年寄りまで、そういう網羅したような複合的なものを想定していくということが必要だろうというふうに思います。

ただ、5年間の計画の中でプロジェクトをつくったわけでありまして、やっぱり私は計画をしっかりとここで策定をして、そして順次その計画の実施時期をこの5年間で目途をつけていきたいなというふうに思っております。

ですから、5年間を過ぎても、やはり5年間の計画の中にちゃんと盛り込むべきは盛り込みながら、実施計画に載せる、あるいは3年計画の中にどの年度からこれができるようになるかということは、5年間の計画の中でしっかりとそれを対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長 最後の質問になります。

9番、青木照夫君。

○青木照夫 答弁いただきました。そういう中で、ぜひ前進いただけるように望みたいと思っております。

次、保育所の、空き家保育所になる予定と、現在空き保育所となっているところの活用で話がありますが、現在のところ検討中であるということではありますが、例えば、町長もいろんなサロンのこととか、今お話しされましたが、例えば、今苦慮されているところが老人関係の施設であります、西平にある憩の家の中で、この冬期間、やはり坂を上って、下って、また役員の方は、そこで必ず総会なり、集まりがあります。車のない人は、やはりいろいろな面で交通の不便があります。ということは、空き保育所になるであろう予定であろうというところに、私はそういうところに移られて、苦労なく使用できるのであれば、そういう利用されている方が便利でいいのかなということがあります。また、いろんな若い人たちや、町に来る人が泊まりきれないということで、若い人の意見の中では、シェアハウス、そういうものもあったほうが、利用されればいいのではないかという意見もあります。現在、そういうまだ計画がないのであれば、今言ったことの点について、も

しそういうものに考えが賛同というか、気持ちがあればお答えをいただければ、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 現在の憩いの家については、そのまま現在の保育所に移行できる部分と、そうできない部分があります。お風呂の状態とか、そういったことについてはなかなか困難でありますけれども、ただ、現在の保育所の今後、まだ先の話でありますけれども、使用ができる限り使用していく、そしてその目的に合ったような活用方法を取っていくというのは当然でありますから、その時点になって十分検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 ふるさと創生ということで、いろいろ国でも地方創生ということでありましたので、やはりいろんなことをこれから前向きに取り組んで、やっぱり他の自治体にないような取り組みをこれから必要なのではないかと思います。いろんなことのそういう課題がありますので、ぜひ前進して取り組んでいただきたいと思います。

以上をもって私の一般質問を終らせていただきます。

○議長 暫時休議します。(11時45分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。

12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 12番、五十嵐忠比古でございます。まず今定例会におきまして、通告にしたがいまして一般質問を2点ほどさせていただきます。

まず1点目は、生活道路の整備等についてであります。町は平成8年度より、県工事で包括し、奥川地区から野沢地区をむすぶ町縦貫道路を整備中であります。現在まで、町道野沢柴崎線は橋立3号橋を残してほぼ完成し、橋屋橋や県道上郷下野尻線樟山バイパス、県道奥川新郷線中町工区を残すのみとなっております。また、このことを踏まえ、全線開通の見通し等について、次の点をお伺いいたします。

まず1点目でございますが、縦貫道工事に伴う橋屋自治区の水道管理設場所と水道管の更新事業計画についてお伺いします。

2点目でございますが、橋屋橋取り付け道路によってできた三角地の草刈り等の維持管理対応は十分かお伺いいたします。

3点目でございますが、橋屋橋完成後の工事詰所跡地の利活用について、計画等があればお伺いします。

4点目でございますが、集落内の阿賀川沿いには、堤防が整備されたが、危険であるため、進入防止柵等の設置する考えはないかについてお伺いいたします。

次、5点目ですが、町縦貫道路の全線開通の時期と今後の計画についてお伺いいたします。

次、西会津小学校新校舎移行後の児童の通学についてお伺いします。まず西会津小学校は、平成24年度に町内5地区の小学校が統合し、旧野沢小学校を使用しています。現在まで本町では平成27年度4月の開校を目指し、西会津中学校に隣接する場所に小学校校舎の新築工事が進められています。野沢地区から尾野本地区に学校が移ることから、自治区に

よっては通学方法がスクールバスから徒歩に変更となる児童もいます。このことを踏まえ、小学校が新校舎へ移行後の児童の通学とスクールバスの運行方法について、次の点をお伺いいたします。

まず1点目でございますが、西会津小学校新校舎への冬期間通学路の確保は十分か、また歩道除雪の対応について伺います。新校舎移行後、バス通学から徒歩通学に変わる自治区はどの程度あるかについても併せてお伺いします。

2点目でございますが、新校舎建設地はJR線路脇にあり、徒歩により通学児童については、通学路に踏切が存在する児童もいると思いますが、安全対策についてお伺いいたします。また、徒歩通学児童の安全対策についての考えと町の対応についても併せてお伺いいたします。

次、3点目でございますが、スクールバスの運行について、現行の運行計画から新校舎移行後に大きく変更する点はないか、あればその点についてお伺い申し上げます。

以上で私の一般質問といたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 12番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、生活道路の整備等についてのご質問にお答えいたします。

最初に縦貫道路の工事に伴う橋屋自治区の水道管理設場所と水道管の更新事業計画についてのご質問ですが、水道管の埋設場所は集落内の町道等に埋設されており、縦貫道路の工事に伴う影響はありません。また、水道管の更新事業計画であります。平成25年6月14日に橋屋自治区より陳情があり、平成27年度の実施に向けて計画中であります。

次に、草刈り等の維持管理についてのご質問ですが、町では町道の走行において、支障をきたさないようにするため、年2回程度、草刈りを行ってきたところであります。本年度は町により1回、集落により行っていただいたのが1回の計2回行っております。今後、同程度の回数草刈りを実施し、適正な維持管理に努めてまいります。

次に、現在橋梁下部工事施工業者が現場事務所を設置している箇所における跡地利用についてのご質問ですが、本箇所は整備を行っている町道の本線上にあり、完成の際には道路として利用することとしております。

次に、危険防止の観点から、阿賀川の堤防内に侵入防止柵等を設置する考えはないかのご質問ですが、本河川は一級河川であり、この区間については国からの委任により福島県が管理を行っていることから、町の判断による設置はできないこととなっております。今後は、管理を行っている福島県喜多方建設事務所と、侵入防止柵等の設置について協議を行ってまいります。

次に、町縦貫道路の全線開通の時期についてのご質問ですが、町施工分については、県代行事業により実施されている橋屋橋の完成に合わせて行っているところであります。当初橋屋橋完成については、平成29年から30年頃の予定でありましたが、国庫補助事業等により行われているため、国の財政状況などにより完成時期について遅れが生じている状況であります。今後町といたしましては、国・県に早期完成を強く要望してまいりますので、ご理解願います。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 12番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、西会津小学校新校舎移行後の児童の通学についてお答えをいたします。

1点目のご質問にあるバス通学から徒歩通学へ変更となるのは、尾野本地区の萱本、松尾、西林、西林東、さゆりが丘の5自治区です。学校から近い萱本を除き、全ての自治区から小学校まで歩道が整備されており、冬期間は除雪もされております。なお、歩道の除雪については、安全確保のため関係課と連携し万全を期してまいります。

2点目のJRの踏切を横断し徒歩通学する児童は、西林、西林東、さゆりが丘の3自治区です。いずれの自治区も下小島踏切を横断しますが、踏切には歩道が設置され、安全性を確保するため警報機と遮断機が付いております。来年度は、初めて徒歩通学を経験する児童もいることから、交通安全団体等と連携し、学校よりしっかりと通学の指導をしていただくとともに、家庭におきましてもこれまで以上に見守りなどをお願いできればと考えています。

3点目の平成27年度のスクールバスの運行計画は、本年度と同様に12台で運行し、大きな変更点はございません。なお、小学校児童の乗降場所は、中学生と同様にバスロータリーで実施することとしております。スクールバスにつきましては、今後とも、交通安全に十分注意し運行してまいりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは、生活道路についてお伺いいたします。まず1点目でございますが、縦貫道路工事ともなう自治区の水道管理設場所ですが、これは平成27年度の実施ということで、わかりました。なお、そのことについては、事業計画にそれは載っているんですよね、来年、27年度。じゃあそれはやることになっていますよね。その辺をちょっと確認したいんですけれども。載っているようなら別だけど、27年度分で。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

橋屋自治区につきましては、27年度に水道の計画というようなことで、計画中でございます。なお、27年度の予算につきましては、まだ審議して、確定しておりませんので、その辺のところはそういうことでお願いしたいと思っております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 ただ橋屋自治区は、水の便が悪いと聞いていますから、一日も早くその辺は実施できますようお願いいたします。

次、2点目でございますが、この草刈りの件ですけれども、年2回実施しているということですが、この件は部落で、業者がやっているんですよね、2回とも、その辺もちょっと確認します。まず、この草刈りをやって、後片付けなんかも、これはやっていると思いますけれども、ただ側溝に詰まったりするというお話も聞いていますので、その辺はちゃんと刈ったあとはちゃんと片付けて、清掃をやってもらえばいいと思いますけれども、その辺ちょっとお伺いします。これは業者がやっているのか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 本年度につきましては、1回、緊急雇用の方にやっていただいております。草刈りにつきましては、側溝等に草の入らないような、そのようなことで整備をして

草刈りを行っているということでございます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今の件はわかりました。

次の質問に移ります。まずこれは橋屋橋完成後の工事跡の利活用であります。今説明ありました、これは道路になるということで、その辺ちょっと私わからなかったもので、なんか町長、その辺ちょっと確認しますけれども、その空き地を部落で要望して、駐車場にしてくれとかという、そういうお話をうかがったもので、この問題を質問していますので、ちょっとその辺、町長にお伺いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 集落から、今議員がおただしの工事現場のところについては、町道の、これから橋が架かる町道の上に建っておりますので、それは町道になる。ちょうど集会所と町道の間に残地が若干できておりますので、そのところについて整地をしていただければという集落のご要望がありますので、今後、町道の整地とともに、有効活用を図ってまいりたいし、また集落の要望に沿った形であれば、そのとおりにしていきたいというふうに思います。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今の町長の答弁で了解できました。なお、これからも集落の要望を聞いて、よろしく実施できるようにお願い申し上げます。

次、4点目ですけれども、集落内の阿賀川沿いに、平成23年の福島新潟豪雨で堤防が設置されましたので、それで、部落の人がそこを散歩コースに、散策コースに利用していると私、聞いていますが、もしか川にまくれたり、危険でありますので、その辺は、先ほど建設水道課長の説明の中でわかりましたけれども、町の管轄ではないので、県に申し入れて、その辺はお願いするしかないんですけれども、その柵の設置というのはなかなか難しいんですか、その辺、課長に答弁お願いします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 ご答弁の中で、これは建設事務所の管理ということでございます。通常、堤防につきましては、堤防の上に工作物をつくるというのは、原則、できないということになっております。川に人が落ちるための転落防止柵というのは、堤防には普通つくらないというのが通常でございます。やるとすれば、堤防内に入れられないような、車が進入できないような、そういうような柵を設置するというようなことは、建設事務所との協議の中で可能かと思いますが、川沿いに転落防止柵等をつくるというのは、ちょっと許可にならないというようなことでございます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 課長の説明の中で、それはわかりました。なおそのことについては、集落内で十分話し合って、私はやってもらいたいと思いますので、私ここでどうのこうの言ってもしょうがないですから、県との協議あるそうですから、集落の人とそれは協議しながら、安全で事故のないようにそれは進めてもらいたいと思います。以上です。

次の質問に変えます。全体計画であります。これ29年から30年の計画が、今、それで樟山バイパスの件でありますけれども、あそこはどのくらいの進捗状況になっていきます

か。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 樟山バイパスのご質問にお答えします。

樟山バイパスにつきましても、橋台等もできまして、だいたい6割方完成しているのかなど、これにつきましても、平成29年か30年には完成するのかなというように考えております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それはわかりました。なお、一番工事が遅れるのは、奥川地区の中町地区かなと私は思っているんですけども、その辺の進捗状況はまだ手を付けていないんですよね、その辺を、今後の計画について説明をお願いします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 奥川新郷の中町工区につきましては、一応、1次改良は終わっているということで、今、2次改良に取り組んでいるような状況でございます。これにつきましては、本年度地質調査を行っておりまして、来年、実施設計に取り組むというように、これにつきましては、若干、29年から30年にずれ込むのかなど、このように考えております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今の答弁でわかりました。なお、今までの質問の答弁の中で、いろいろ橋屋自治区の堤防の草刈りなんですけれども、それは自治区で、部落ではやれないから、町のほうでやってもらいたいという、そういうお話も聞いていますので、その辺はどうですか。あそこ、川に滑って落ちたりすると、自治区の人もそういうお話がありまして、その点、町でやってもらえるのか、その辺ちょっと、課長から答弁をお願いします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 草刈りにつきましては、2回程度、町のほうで実施したいと、そのように考えております。

○議長 堤防の草刈りの話です。

○建設水道課長 失礼しました。堤防につきましては、管理が喜多方建設事務所になっておりますので、草刈り等につきまして、建設事務所のほうに要望してまいりたいと、このように考えております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 課長の答弁でわかりました。なお、喜多方建設事務所とその辺は綿密に打ち合わせて、実施できるようにお願いしておきます。

次に質問を変えます。まず西会津小学校新校舎移築後の児童生徒の通学についてでありますけれども、この件につきましては、尾野本地区の児童が、3地区ですか、これ徒歩通学となるということなんですけれども、一番保護者が心配しているのは、冬の冬期間ですよね、あそこ柵があっても、ただ風で歩道が吹き溜まりで歩けないという、ただ私が聞いていますのは、朝歩いて、家に帰ろうとしたら、道路がなくて、車道を通って帰ったという、そういうお話もありますが、その辺のこれからの体制について、教育委員会としてはどうお考えですか。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 冬期間の徒歩の通学についてということでご質問がございました。

新しい小学校の近辺の集落、どちらかといいますと平坦部でありまして、冬はどちらかというと風が強い場所でございます。先ほど申し上げましたように、一応歩道が全部設置されておりまして、早朝に除雪をして歩道を歩いております。なお、今後になりますと、やはり風が吹きまして、若干状況が悪くなったりと、先ほど議員からお話がありましたように、そういう状況がございます。したがって、関係課であります建設課とよく連携をしながら、道路状態をよく見極めながら対処はしていきたいというふうに考えております。

なお、学校につきましても、初めて徒歩通学する児童もおりますことから、じっくりと通学指導もしたいというふうに考えております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それはわかりましたけれども、ただ、やっぱり保護者が一番心配していますから、その辺は保護者と相談をしながらやってもらいたいと思います。

なお、これJRの踏切、線路にありますけれども、学校の近くにありますが、その辺の対策も合わせて、事故のないようにやってもらいたいと思いますので、その辺ちょっと答弁をお願いします。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 本当に徒歩の通学ということで、初めての子どももおりますし、また近くに踏切があるということで、遮断機、警報機等は当然ございますが、慣れていない子どももおりますことから、やはり学校と家庭、お互いに連携をしながら、しっかりと通学指導をして、事故のないように努めていきたいというふうに考えております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 あと野沢地区も、今度は学校の通学経路も変わるとは思いますけれども、その辺はやっぱりちゃんと交通会と打ち合わせながら、事故のないように進めてもらいたいと思いますので、その辺の対策としてはどう考えていますか。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 この野沢地区からの児童の通学ということで、現在西会津小学校は野沢地区にございますが、今度は橋を渡って野本地区に行くということで、若干通学の距離も長くなります。また、通学路もそういうふうに変更となるものですから、特に交通安全団体、交通会さん、また母の会さん、そういうところとよく綿密に連携をしながら、交通安全期間もちろんです、それ以外にもよくご指導受けながらやっていきたいと考えております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今の教育課長の答弁でわかりました。なお、事故がないように、それは保護者と相談しながら進めていってもらいたいと思っております。

なお最後に、建設課長に申し上げたいと思いますけれども、なお、今の橋屋の件ですけれども、堤防、その辺は県と、建設事務所の方と相談しながら、堤防の件のこと、安全柵と、あと草刈りについては、よろしく、事故のないように進めてもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、こんにちは。11 番、清野佐一でございます。師走に入り、今年も余すところあとわずかとなりました。慌ただしさが増す中、突如として衆議院が解散総選挙となり、慌ただしさに拍車をかけている今日このごろであります。

質問に入ります前に、今回のこの一般質問の、皆さんの一般質問の中で感じたことをちょっと申し上げますと、傾向として、それぞれの議員の質問が相当数重複しているような傾向にあります。これは、それぞれの皆さんが当面する重要な課題だというような意識が合致したせいであろうというふうに考えるものであります。そしてまた、質問の内容につきましても、我々が行ってまいりました議会報告会の中に、町民の方から寄せられたいろいろな要望等がかなり盛り込まれておるといふようなことで、議会報告会の一つの成果かなというふうなことで考えているところでございます。

それでは、さっそく質問に入ります。私は今定例会に農業政策についてと、町政への取り組みについての 2 点について通告をしておりますので、順次質問をいたします。

福島県における今年の作況指数は 104 となり、会津においては 103 でありました。本来、喜ぶべき豊作が、過剰在庫を生み、異常な米価の下落となりました。そして、かつての戸別所得補償制度から名前を変えました米の直接支払交付金が、10 アール当たり 1 万 5 千円から、半分の 7,500 円に削減をされ、米農家はダブルパンチを受けております。加えて農業従事者の高齢化が進んでいる中、生産意欲を失い、リタイヤが加速し、担い手不足になることが懸念されます。なんととっても本町の基幹産業は農業です。その中心は米生産農家であり、これらを守るためにも対応策が必要と思われませんが、考えを伺います。

次に、このたび西会津健康ミネラル普及会が、めでたく豊かな村づくり農林水産大臣賞、福島県知事賞、福島民友新聞社社長賞を受賞いたしました。平成 12 年、19 名の会員で結成した普及会は、現在 66 名で活動しているとのことですが、このたびの受賞にあたり、心よりお祝いを申し上げます。この受賞は、国より立派なお墨付きをいただいたことになり、町、農業発展の起爆剤になるものと考えます。今後、一層一流ブランド化に向け、生産量の確保など、安定供給への課題もあるかと思いますが、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次の質問に移ります。今年本町の農業にとって、米価の下落という暗い話もありましたが、一方で、健康ミネラル野菜普及会の農林水産大臣賞受賞をはじめ、出戸の三瓶鉄江さんの米が、米食味分析コンクール国際大会において、みごと金賞を受賞され、柴崎の会津きのこ工房代表の高久一志さんにおかれましては、全国キノコ食味&形のコンテスト in 鮭川村で最優秀賞と、そして福島林業祭において、福島県農業協同組合中央長賞のダブル受賞をするなど、明るい話題がありました。これは生産者の皆さんの並々ならぬ日々の努力と、その賜物であることはもちろんのことではありますが、そのほか、町や関係機関、団体との密接な連携があればこそと考えます。

本町の農業の発展についても、今の姿になるまでには、長い歴史があり、当時の山口博也町長が、農業の振興には土地の基盤整備が第一だということで、莫大な費用と長い年月をかけて基盤整備を行ってまいりました。その後も土地改良区を中心とし、歴代の町長自

ら理事長となり、農業振興のための基盤づくりをしてまいりました。土地改良区は農用地の改良、開発保全及び集団化に関する事業を行う団体であり、町との連携は必要不可欠であります。連携に向けた町の考えを伺うものであります。

次に、町政への取り組みについてのうち、マイマイガの被害防止対策について伺います。私は9月定例会において、この問題について質問をいたしました。その後、議会報告会において出席された町民の方からの質問があり、再度、卵の撤去を含む被害防止対策の進捗状況と今後の課題はないのかということについて伺うものであります。

次に、去る6月の議会定例会において、西会津町快適環境づくり条例が制定され、平成26年10月1日より施行されました。町では、町民の皆さんにどのように周知を図り、どのような啓蒙をされたか、その成果はどうであったか伺うものであります。

以上で私の一般質問といたします。明快なご答弁をよろしくお願いします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 11番、清野佐一議員の農業政策についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、米価下落対策について申し上げます。昨日、6番、猪俣議員、2番、三留議員にご答弁申し上げましたが、米の消費量の減少など全国的な余剰米の影響により、販売価格は昨年と比較し、概算金でコシヒカリ60キロ、2,100円の下落となりました。この減収額を補填するために、国のナラシ対策に加入されている方に対しては9割が補填されます。

町では、本町の基幹作物である稲作を次年度以降も継続して取り組んでいただくため、残りの1割について、稲作経営緊急支援事業として販売農家の皆さんに支援することとし、今次の補正予算に計上しております。西会津一うまい米は、米食味分析鑑定コンクール国際大会で最高位の金賞を受賞し、美味しさが実証されました。稲作農家の皆さんには、これからも自信と誇りを持って米づくりに取り組んでいただきたいと思います。

次に、ミネラル野菜のブランド化に向けてのご質問についてお答えします。町がミネラル栽培に取り組んで16年が経過しました。この間、取り組み農家の皆さんはもとより、関係機関の皆さまのご指導ご協力により、取り組み農家数、生産面積、販売額とも増加してきました。さらには、ミネラル野菜の生産だけでなく、加工品開発や農業体験など係わる人の輪が広がり、物づくりは人づくりにつながり、地域の活性化に大きく寄与しており、普及会員の皆さんにとってもこれまでの活動に対して高い評価をいただいたことで来年度の生産意欲につながったものと考えております。

町では、ミネラル野菜の生産拡大を図るため、今年度は総務省の過疎地域等自立活性化推進事業を活用し、ミネラル野菜の産地化、ブランド化、さらには販売のためのPRに向け各種事業に取り組んでおります。次年度も、平成28年度オープン予定の道の駅の農林産物販売施設の拡充に向け、引き続き生産拡大と販売力の強化に積極的に取り組んでまいりますのでご理解をいただきたいと思います。

次に、町と土地改良区との連携のあり方についてのご質問にお答えいたします。西会津町土地改良区は、これまで町農業の基盤である、農地の整備や水路、農道等の整備、維持管理など町農業振興にとって重要な役割を担ってきました。平成19年度からは、西会津町全域を対象に取り組んでいます多面的機能支払制度、水土里事業の事務局として町内全域

の農地、農業施設の維持管理について、町と一体となって取り組んでいます。

また、次年度以降は課題となっている農業施設の整備や改修箇所について西会津町土地改良区の事業として県の補助事業を要望しており、採択になれば順次実施する予定であります。さらには、現在の土地改良区の運営上の課題について、改良区の設立目的に沿った健全な運営ができるよう町と土地改良区とで協議を進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 11番、清野佐一議員のご質問のうち、町政への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

はじめに、本年大量発生しましたマイマイガの被害防止対策についてであります。本町では8月上旬に防除に係るチラシを全世帯に配付し、卵の除去や来春に孵化した場合の殺虫剤による駆除などを町民の皆さんにお願いしたところであります。

現在、町では来春に孵化する幼虫対策として、貸出用の薬剤噴霧機の導入を検討しているところでありますが、そのほか防除に係る有効な手段につきましても今後調査し、実施できる対策については早急に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、西会津町快適環境づくり条例についてのご質問にお答えいたします。昨日、3番、長谷川義雄議員にお答えしましたとおり、この条例の施行にあたりましては、条例をわかりやすく解説した冊子の全世帯及び事業所への配布、広報紙の掲載などにより、町民の皆さんへの周知を図ったところであります。

今後は、重点地域などにおける看板の設置や、ケーブルテレビ、広報紙などを通して、さらなる啓発に努めるとともに、パトロールの実施や、自治区長及びクリーン推進員等との連携を強化しながら、ごみの無い美しいまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 ではまず、米価の下落問題について再質問をいたします。このたび本町におきましては、稲作経営緊急支援事業というようなことで、即対応されたというようなことは、大変評価に値するのかなというふうに思います。そして、これは新聞報道でありましたけれども、鮫川村においては、まだ早い時期でありましたが、10アール当たり1万5千円を支援したというようなことが載っております。

この、せっかくの支援していただいた部分ではありますが、ナラシ対策については、4町歩以上の方で認定農業者の希望があれば加入できるというふうなようございまして、この4町歩以上で加入者、認定農業者ですね。それで何名で、また未加入者が何名なのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ナラシ対策の加入状況についてのご質問にお答えしたいと思います。

ナラシ対策につきましては、基本、認定農業者で4町歩以上ということになっておりますが、市町村によって緩和措置がありまして、町では2.7町歩以上であれば、地域的に集積がなかなか難しいということで、2.7町歩以上であれば、これも加入が可能となります。町内の認定農業者は現在45経営体がありますが、そのうち、その米づくりに関わる形態は

41 経営体、今回、ナラシ対策に加入されている農家は 26 であります。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 このナラシ対策というのは、私も最初加入するときに、積み立てをして、米価の大幅な下落のときに、それが返ってくるというような話でやっているわけですが、その内容をよく把握していないと、ただ普通の共済金みたいなに、積みっぱなしになってしまうのかなという勘違いをされている方もなきにしもあらずかなというふうに思うわけです。まだ認定農業者の半分くらいの加入であれば、その辺の内容をある程度皆さんに周知して、やはり大規模農家ほどこういうときには打撃が大きいわけですので、そこらの指導といいますか、そういう説明をすべきではないかと思いますが、どのようにお考えですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ナラシ加入の推進についてですが、米の戸別の部分の加入のときに、該当する農家の皆さんには、一応お話ししていたわけですが、これまで販売価格が大きく、通常年と下落した場合、国の制度で変動補てんというのがあって、交付された時期もありまして、それ以降、ちょっとナラシとその変動の部分で、きちっと理解が図られなかった部分もあるのかなと思うんですけれども、ナラシ対策については、来年からは一応面積要件もはずされますので、認定農業者であれば、ナラシに加入することができます。自分の作付け面積の減収額、1割から2割、相当される金額を掛け金として納めていただければ、その出資額が農家1、国3ということで、補てんがされますので、自己負担の4分の1については、ナラシ対策が発動されなかった年については、引き続きその方の積立金として、継続してその補てん財源として活かされますので、ぜひ有利な制度ですので加入をしていただくよう、来年度以降推進していきたいと思っております。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 かつてパイプハウスの、これは町からお借りして、リース代を払ってやっている契約の中に、共済に入ってくださいよという契約事項があったんですが、その中でも、やはり耐雪ハウスで使う期間と、使わない期間といろいろあって、保険も共済も入らなかったということで、過去にはそういう大きな被害があったというふうなこともありますので、それらは、やはりちゃんと内容をよく説明していただいて、いざというときの備えとございますか、そういうふうに啓蒙をしていただければと思います。

それでは、質問を変えまして、ミネラル栽培のほうに移りたいと思いますが、今回の農林水産大臣賞、いただいたというようなことで、大変大きなお墨付きだなというふうに考えています。そして、この今、道の駅が、湯川のほうにできまして、今後その西会津の道の駅との、ある程度の差別化といいますか、特徴を出すには何かというようなことで、振興公社さんなんかもいろいろ苦慮しながらやっていっておられると思いますが、そういう中で、大きな一つの看板ができたのかなというふうに考えます。そういうことで、いろいろな販売面についても大きなメリットになるというようなことでありますが、それらをPRといいますか、をしていく中で、これは振興公社で、よりっせの場合は振興公社であります。社長でもあります町長のほうから、今回の受賞をどのようにとらえる。どのように活かしていきたいというふうなお考えであるかお聞きしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回、豊かなむらづくり憲章ということで、ミネラル普及会の皆さんが農林水産賞を受賞されたということでありまして、これはもうかつてない快挙でありますし、これは町をあげて喜びたいということから、受賞祝賀会を開催をいたしまして、これまでいろいろとお世話になってきた、あるいはご指導いただいた方々、お招きをしながら、今後の普及会との皆さんと、あるいはこの普及会がますます拡大するよという意味を込めまして、この祝賀会をとおして、一つのこれからの起爆剤ということにしてまいりたいというふうに考えております。

そこで、今回、新しい道の駅が、いわゆるあいづ道の駅ということでできまして、私も非常に興味を持ちながら、何度か足を運んで、実際見てみました。うちの道の駅と、そして新しくできたあいづの道の駅の点を比べてみますと、私は西会津の道の駅というのは、地元産、本当に西会津だけの野菜の売り場面積を占めて、そして本物の西会津町の特産化を図っているなというふうに感じたところであります。

しかし、あいづ道の駅については、これは湯川と坂下さんが一緒につくったわけでありまして、双方の農産物や、あるいは加工品等々が並べられていても何らおかしくはないわけでありましてけれども、しかし今後は、やっぱり同じものを同じような形で並べてもなというふうな感じから、今、いろんな方々からご意見やご指導をいただいて、今後、西会津町の道の駅の差別化を図っていかなければならない。特に新しい道の駅構想をもって、農産物の販売力強化施設をつくろうとしているわけですから、そこにはひとつ西会津ならではの、その販売力強化施設に店頭並ぶ野菜等々について、これは真剣に考えていかなければというふうに考えております。

そこで、やっぱり一番は、同じような野菜が出回るころは、どんなところに行っても同じようなものが並べられる。いよいよ差別化というのは、どこに出てくるかということ、これから勝負じゃないかと、いわゆる冬期間の中で、どれだけの品物が店頭並べることができるかということに、やはり差別化の一番大きな狙いがあるのではないかとというふうに思います。

そうした中で、今、西会津町として軟白ネギとか、雪下キャベツとか、あるいはダイコンもそうです。カブもそうでありましてけれども、それら以外に何かないかということで、有効的なのは、やっぱりハウスで冬期間栽培のできるような工夫というものを、ミネラル栽培の方々に何とか研究していただいて、そして冬期間でも販売、寒締めハウレンソウ以外にも何かないかなということ考えて、お願いしながらこれから検討していこうかなということでありまして、そういった差別化を図りながら、本来のミネラル野菜のその商品というものを、もっともっと広くPRを図っていきたいなというふうに考えております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、今、差別化とか話が出ましたけれども、今までの野菜に、ミネラル栽培のほかに、さらに付加価値を付けて差別化を図るのに、これは私も以前に申し上げたことあるんですが、やっぱり機能性というやつを付加して、この野菜にはこういう成分が含まれています。こうこうこういうふうに、なかなかその表示は難しいという話は聞きますけれども、これはあるところで、スポーツ大会でナシを配る。ナシというのは、その

疲れを取る、成分的にちょっと忘れてしまいましたけれども、そういうのと、トマト、これもまた疲れを取るというようなことで、そういうことをPRしながら販売をしていると、スポーツ大会あたりで販売をしているというようなこともあって、そういう機能性も含めて販売すれば、またプラスミネラルと、そのまさに人間だれしも健康志向というのは持っているわけですから、それらも加えてやってみてはどうかと思いますが、そのお考えはありますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今ご提言がありましたので、そういうところで大いに効果が発揮しているということであれば、そういったものも参考にしていきたいというふうに思います。

また、今回の議会の中で報告がありました十和田のミネラル野菜の活動というのは、以前から私も知っておりました。やっぱりカレンダーとか、そのときに何が出てくるかというようなことも、やはり広くこうPRしていく材料にもなるんじゃないかと。これまでは土の分析だけではなくて、今度は食べ物の実際のミネラル成分という成分がどの程度その商品に含有されているのかとか、あるいはもっとわかりやすくそういったことを表示することによって、消費者がやっぱり同じトマトであればトマト、あるいはいろんなもの、キュウリならキュウリについても、わかりやすい表示の中で、やっぱり消費者が感じられるということに努めていくことが大事だろうということで、議員のそういった内容については参考にさせていただきたいというふうに思います。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、先ほどまた町長からの話がありました地域連携販売力強化施設、近々29年からですか、ができるというようなことでありますので、それまでの間にやはり、PRも大事でしょうけれども、またそれだけ販売量が増えてくれば、それに合わせて生産量もついていかなければ、せっかくのあれだけの立派な賞をいただいたことがもったいなくなってしまうということもありますので、その辺の販売量の増やしていくことへの取り組みですか、それらとあと合わせて、前にいろいろ野菜だけではなくて、果樹関係といいますか、そういうのも取り組みはじめたということでもありますので、それらの今までの経過といいますか、その成果といいますか、そういうのがありましたら一緒をお願いします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 28年の道の駅拡大に向けての具体的な取り組みということで、果樹につきましては、ブドウとキウイの実証的な取り組みを今年度始めました。キウイについては、既存の栽培者の栽培の仕方の指導、それから枝の選定の仕方等を普及所の専門の方をお招きして実践したところ、今年の秋のふるさとまつりに、果実の部でキウイが出品されましたが、大変すばらしいというか、その指導の結果がいい形で表れたということで、普及所のほうから評価をいただきました。ブドウについては、施設園芸組合の皆さんと相談をしまして、尾野本地区に1ハウス1棟をブドウの実証ほ場として取り組むことで現在進めております。

それから生産拡大につきましては、今年度初めて園芸施設用の機械購入の補助を行いました。250万計上して、どのくらいの利用があるのかなということで考えていたわけですが、若い後継者の皆さんが、経費削減のための消毒機械だったり、いろんな部分の

機械購入の希望がありまして、ほぼ予算額を消化したということで、そういう部分も規模拡大の一助となったのかなというふうに考えていますし、あと新たに、新規に取り組む方に対しては、品目ごとに面積当たり、それぞれの品目で規模拡大補助ということで、今年実施をしておりますので、それを活用して、一般栽培からミネラル栽培に取り組んだ方もいらっしゃると思いますし、既存の取り組み者で面積を拡大された方もいらっしゃると思いますので、次年度以降も引き続きそれらの補助制度なり、支援を続けながら生産拡大を図っていききたいと思います。

それから、今年度議員から、かねてからそういう機能性の部分のPRが必要じゃないかというお話もありましたし、今年の事業で夏から秋にかけて60点のミネラル野菜の成分分析を行いました。その結果糖度が高いこと、それからミネラル分、それからビタミン等の標準値を超過数値が出されておりました、栄養価も大変高いということが実証されたので、その辺もデータをもとに生産者向け、それから消費者向けのPRチラシをつくって推進を図ってまいりたいと考えておりますので、今年の事業、それから来年の事業等においても、強力的にその辺を進めていききたいと考えております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 これから生産拡大にも取り組まれるということでありますので、そして今回の受賞で、普及会の皆さんはともより、また本当に町内の方で、それらに対するまた意欲もわいて、栽培に参加してくれる人ができてくればいいなというふうに思います。これは本当に今まで長い間の積み重ねの結果でありまして、本当に間違いなくお墨付きだということですので、大事にまた育て、また大いに活用して、町の発展にがんばっていただきたいと思います。

それでは、次に質問を変えまして、改良区についてであります。改良区については、基盤整備を柱に、本当に大変な事業、長きにわたりやっただいてきました。本当に今日の西会津の農業が形になったということでもあります。最近では、職員の皆さんも少なくなり、そしてまた今、今度、正規の職員の方もいなくなるような状況でありまして、なんかこう私としては、個人的にはいろいろ、今の役員の方には、何もその心配というかそういうことはないんですが、なんとなく大丈夫かなというようなことがあります。そういうことに関しては、やはり町の農業発展のための今までのけん引役というか、そういうことでやってこられた組織でありますので、それらに対して町長の見解といいますか、併せて町長の場合、先ほど私、最初の質問の中で申し上げました、歴代の町長が改良区の理事長というようなことで携わってこられたんですが、それらも含めて町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これまで山口博也さんからずっと西会津町の、何と言っても農業の所得と、やはりこれから近代的な農業経営をするには、やはりもっとも基盤整備、大型化の機械を導入する基盤整備が必要だということで、これが西会津町の一大産業と、事業として取り組んでこられました。それで、そこには町の方針がしっかりあったわけでありまして、したがって、当時、土地改良区の理事長や、あるいは副理事長というのは、やっぱり町が中心となっていて行ってきたということでもありますから、その経緯については十分認識しているわけで

あります。

さて、5年前、私が町長になったときに、実際に土地改良区の事業内容を拝見をいたしましたら、もうすでに償還金はあの当時であと1年かそのくらいで、ほぼ償還金もだいたい終わると、実際の土地改良区の事業そのものについて事業経営を見ましたら、当時から行っておりました、いわゆる農地・水、水土里事業、これの事務局を行い、そしてまた、農地に関して特別な災害とか、そういった場合についての窓口として土地改良区の事業を行っておまして、そして、専任職員も1名ございました。そういう中で、ほぼ事業というのが、大型事業は終って、償還金計画もだんだん終わりに近づいてきたわけでありまして、そこで、いつまでもこの町長が理事長、あるいは副理事長が副町長というような形を、その理事の皆さんにお諮りして、では私が抜けたあと、やはりしっかりとこれからの運営管理についてやってほしいという要望を申し上げまして、抜けさせていただきまして。しかし、理事長が町長が抜けたからといって、その土地改良区の運営自体に支障を生じるようなことはないよということ、しっかりと農林振興課との連携を図り、そして町の事業をやっぱり委託しながら進めてきた経緯がございました。

最近にわたって、理事会がありまして、新しい土地改良区の理事長が町長室におみえになって、あいさつにこられました。その中で、これまで土地改良区の経営の問題等々についても、町として分析を実はいたしまして、行いました。その中でやはり問題なのは、一般的に一般賦課金で経営している内容については、これは剰余金を生んで立派に経営しているということについては理解をしておりますし、何ら問題ありません。しかし問題なのは、今まで償還をしてきた中で、もう滞って、どうしようもないという、金額申し上げませんが、これはやはり、この分についてはしっかりと償還をしていただくような、理事の皆さんにもお願いをして、そしてその課題解決のために、やっぱり十分にこれについて努力をしていただきたいという話を実はしております。

ですから、お互いにそういう内容については理解を深め、そしてこれまで何度も何度もやはり同じような凍結している、あるいは言葉は悪いんですが塩漬けになっているような課題について、このままではやっぱりなかなか大変だろうということで、来年度以降、町も入りながら、その、じゃあどうしたらこれを解除するなり、対応するか、町のほうから言えば、ああいう事業の中で、不納欠損なんていうのはなかなかできる問題ではありませんので、やっぱりその問題解決のために、今度は町がやっぱり内容に、相談に入りますという話をしながら、一緒に問題解決をすることに実は指示したところでありますので、今後、まだまだ土地改良区の事業として行っていたかなければならない課題がありますから、そういったことについて合わせ一体となって、私は土地改良区と運営も連携して進めてまいりたいというふうには思っています。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今、町長のほうから、私も心配しているのは、そういう未収金と申しますか、それが1千何百万と申しますか、かなり金額的には大きい数字があるというようなことも聞いておりますので、やはり専任職員もいない、そして本当に改良区の役員の皆さんというのは、4年に1回、地区からの推薦と申しますか、そういうのでこられた方々で、やはり本当に専門的なことと申しますか、そういうお金、今までも役員の方が一生懸命やって

きたということ、話は聞いておりますけれども、なかなかやっぱりどうにもならない部分もあるんだというような話も聞いております。ただいま町長のほうから、来年度からやるというような話をいただきましたので、まあひとつ安心したところでございます。

それでやはり改良区というのは、今、水土里事業の話が出ましたけれども、これは当初、なにか町が西会津方式で町がやりたいといったときに、やっぱり窓口は改良区じゃないとだめだというような話があったというようなこともちょっと聞いておりますので、いろいろなこれから、ここでも農業施設の整備というようなことも載っていますけれども、堤とか、そしてまた、いろいろなこれから担い手を育てていくためにも、根本的にまた農業施設の見直しなり、基盤整備のあとのいろんな今度施設が傷んできているというようなことがあって、大規模な改修が必要だというような場合には、どうしても改良区が中心となってやるようになるのかなというように思います。ですから、町と本当に一体となってやっていただくよう要望しておきます。

次、質問を変えます。西会津町快適環境づくり条例についてであります。これについては、昨日、同僚議員が質問をされまして、ほぼ回答をいただいたところでございます。ただ私としては、昨日の看板設置、重点地域、区域といいますか、に看板を設置すると、それもいいと思います。そのほかに私としては、町の入口、例えば国道49号で西会津町に入ったと、または県道に入ったというようなところで、やっぱり町外者の方に、この町はこういふことで取り組んでいますよというような啓蒙もあってもいいのかなと、そうすれば皆さんが、こっちに来てポイなんてこともなくなるのかなと、そんなことを感じたところでありますが、それらについてはいかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

国道等の町の入口に、いろんなところの、設置してはどうかというご質問でありますけれども、やっぱり国道であったり、県道であったり、待避所はかなりごみが捨てられる場所でありまして、この条例施行、10月1日施行ということで、その前に建設事務所、国道事務所にも行きまして、西会津町で今度こういう条例をつくりますので、ぜひ国、県にはご協力、連携を図りながらというような協議はしてまいりました。やっぱり国道についても、やっぱり待避所のごみはかなり頭が痛い問題だそうで、監視カメラうんぬんの話もしてきたんですけども、国道事務所では監視カメラは設置できないというような話もありまして、ただ今議員おっしゃるような、そういった場所に町の快適環境づくり条例の趣旨を入れた看板、それについてはある程度効果が望めると思いますので、そこら辺については十分検討してまいりたいと考えております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 それはまあ検討していただいて、実施に移していただければというふうに思います。

そのほか、10月1日施行されたということでありますが、その後、例えばの例をあげますと、自動販売機のあるところにはかごを設置してくださいよということをやっていますよね。それで、町内の全部それ確認とか、点検はされたでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 自販機の脇にはごみ箱設置ということで条例うたってございます。当然、把握はしなければいけないところでもありますけれども、今現在まだ終わってございません。早急に確認をし、ごみ箱のないところにつきましては、設置者に対してご連絡を申し上げたいと考えております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 ではそれもよろしくお願ひしたいと思います。

次にまた質問を変えまして、マイマイガについてであります。これは9月に質問したあとで、大変さゆり公園周辺、きれいに取ってもらったなというふうに私なりに感じました。ただ、議会報告会の中で町民の方から、まだその取り残しと申しますか、まだあるなと、だからどの程度まで指導と申しますか、話しているのかなみたいなことがありましたので、そういう場所があれば、やはり徹底してやっていただくというようなことも必要かなというふうにも思いました。

それでもう一つは、やっぱりそのときの町民の方の声としては、マイマイガの卵の駆除に対し、行政も苦勞しているようであると、日にちを決めて町民に働きかけ、みんなで実施してはどうかというような、本当に前向きというか協力的なね、ボランティアでもなんでも、協力的な町民の方の意見もありましたが、この声に対してはいかがですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

マイマイガの駆除につきましては、一番効果的なのは卵をはがす。それが一番効果的であります。取り残しがあった場合は、孵化してすぐ薬剤噴霧で殺傷はできると、ある程度大きくなりますと、薬剤噴霧だけでは効果が薄いということでありまして、それはある程度大きくなりましたら、薬剤を溜めたバケツ等に幼虫を入れないと殺せないというようなことでありまして、卵の時点で駆除するのが一番のいい方法だと思います。今、そういった町民の方からのお話につきましては、これから雪が降ってしまいますけれども、ただ、春先孵化する前の卵の除去は可能だと思いますので、そこら辺、十分町としても検討させていただきたいと思ひます。

ただ、一応基本的に、8月に出したチラシ、防除対策につきましては、あくまでも自分の敷地等の卵の除去等はお願ひしたいということによってございまして、例えば自治区等で一斉に駆除するとか、そういった際には、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、孵化したばかりの幼虫については噴霧機、町で一応整備をしまして、貸出し用ということで今考えてございまして、そういった面からも対応してまいりたいと考えてございまして。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 いろいろ丁寧にご答弁をいただきました。環境をよくしたり、そしてまた農業の振興もそうですが、とにかくみんなで一生懸命まちづくりに向けてやっていければというふうに思ひます。

これで私の一般質問を終らせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(14時19分)

○議長 再開します。(14時45分)

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 14番、長谷沼であります。一般質問をしてみたいです。

今議会、開会前に教育委員長、代表監査委員からあいさつがありました。教育委員長には、4月から教育の基本的な面で変わるわけでありますから、スムーズな移行にご尽力をお願いをしたいし、また、教育事務所で社会教育に携わったと聞いておりますので、社会教育の面にもご尽力をいただきたいなどをお願いいたします。代表監査委員には、今回の監査委員の例月出納検査の報告で、今までにない部分で監査委員としての感想が発表されました。私はいいことだなと思っております。私も監査委員、2年間やらせていただきました。東京の中央研修に行ったとき、監査実務に携わっている人の講演であります。監査の要諦として、仕事は間違いあるものと思ってやれよと、誤りゆうがあるぞと、それから不正も行われるぞと、そういうところに目を光らせて監査をしなければなりませんよということがあったわけです。私もそれを聞く前に、町でやっていることだから、何ら問題のあるようなことはしていないと思っておりましたが、やはりそういうことではなくて、厳しく監査をなささいということでありましたので、ご期待を申し上げたいと思います。

提案理由の説明で、農業関係で3件、表彰の関係で報告がありました。ミネラル野菜であります。決して私は伊藤町長になって、ミネラル野菜に特段の力を入れてきたとは思っていません。そういう中で、ミネラルよくやってきたなど。これからはきちっとミネラル野菜、道の駅での販売面積増えるわけでありますし、6次化との関係もありますので、ミネラル栽培の方々には、今後とも大いにがんばっていただきたいなと思います。

出戸の三瓶鉄江さんのお米であります。これも三瓶さんの努力の賜物だと思います。それと併せて、やっぱり出戸集落の条件がうまい米の条件に適しているのではないかなと思っております。そこで思い出したわけでありますが、何年か前、群馬県の川場村に研修に行ったときに、あそこでは献上米、皇室に献上しておりました米を、それを我々の値段の3倍で売っておられました。西会津も出戸の米を献上して、献上米ということで道の駅あたりで売っていけばいいのかなという気がしました。

それから高久君のキノコであります。これも技術がそこまで到達したということでありますから、キノコ生産の方々の励みになるわけでありますから、大いに仲間で連帯を深めて、全員がこのようないいキノコの生産に向けて努力をしてもらえればなと感じました。

それともう一つ感じたこととお話いたしますが、今年は合併60周年でありました。その児童生徒の作文集がありました。それから、過日、少年の主張の発表がありました。これの文集を読ませてもらいました。いろいろ提言等がありましたので、これら、我々議員もこの児童生徒の提言をどう町政に反映していくかと、課題を突き付けられたなど。これは町にとってもそのようなことではないのかなと、やっぱりこういう若い人たちの新鮮な意見、考えというものを、やはり我々積極的に反映をしていかなければならないのかなと思ったのでお話を申し上げました。

それでは一般質問に入るわけでありますが、まず事業の進捗状況の、野沢まちなか再生事業についてであります。原町ポケットパークについて、青木君からいろいろおただしがありました。それでお伺いしたいわけでありますが、提案理由の説明では、所有者や居住者の方と協議を行ってきたとおっしゃっておられますが、本当かどうか、ということであります。というのは、9月の議会では、いまだに関係者との協議が開始できない状況だと

いうわけでありますから、9月から今議会までの間に、どのような内容でどのような、どういう回数を、お話し合いをしてきたのか、それをお示ししていただきたいのであります。

駅通りの公園、町道上原中央線についてであります。これも公園整備に向けての住民説明会、住居移転のための用地交渉等を進めていきたいと、9月では答弁されております。そこで、用地交渉、住宅移転はわかりましたが、そのほかの用地交渉はどうなっているのかと、住民説明会はなされたのかと、役員の人とはしたということでありますが、全体の住民を対象としたことで、9月では住民説明会とおっしゃったと思っておりますので、この住民説明会についてもお答えをいただきたいと思っております。

ふるさと自慢館であります。事業の進み具合です。25年度で計画で、27年度で実施ですか、とありますが、ただ私の聞いておること、町側と商工会とで、ちょっとした意見の相違とあります。考えの違いとあります。それがあやに聞きましたので、そこら辺はきちっと町と商工会で一緒になって進んでおるのかどうかをお尋ねしたいわけであり。その進み具合は順調ですかというわけであり。

それから石川暎作の碑の移転ということであり。これは昨年今年と在京西会津会で、谷中の公園ですか、墓地にある石川暎作の碑の移転を余儀なくされておりますので、ふるさと自慢館のところに移転、在京西会津会に行って、私は、それは可能だというふうに町長と在京の方とのやり取りで、思ってきましたので、その移転はどうなっておるかお尋ねをするわけであり。

屋敷の水道であります。計画通り進んでいるかということで質問通告いたしました。進んでいないということであり。今後、26年度での進み具合と27年度に繰り越して事業を実施しなければならないと思っております。この屋敷の水道について進み具合と、いつごろ完成をするのか、それをお答えをいただきたいと思っております。

次、保育所と小学校、中学校についてであります。保育所と小学校と連携をするとのことであり。鈴木議員の質問にお答えをいただきましたので、連携の内容等はわかりましたが、強調して言わなければならないほどの連携かと、私は課長が言ったような連携というのは、当然保育所と小学校入学する時点では、連絡を密にして、いろいろやらなければならないなと思っております。そういう点で一般質問するわけであり。まずは保育所と小学校の連携というのは、全国規模ではどの程度取り組んでおられるのかと、私の聞いている範囲だと、幼稚園と小学校の連携というはあるが、保育所はそうないと聞いておりますので、お尋ねをするわけであり。

連携に関して、先ほど言いましたが、私はやはり基本理念とあります。大きな柱とあります。それを打ち立てて、そして連携をしていくべきではないのかと、そういう観点で基本理念はどうなんだと、そしてどのような効果を期待しておるのか、今までと同じような効果では意味がないわけであり。新しいとあります。期待をどう考えておりますかと、これはまだ先の話であります。時間的な余裕はあると思っております。連携という基本姿勢を打ち立てられたのでお尋ねをするわけであり。当然、小学校との関係でありますから、教育委員会でもこの保育所と小学校の連携について、教育委員会として議論をしていると思っております。その内容についてもお答えをいただきたいと思っております。

次は、これも9月の議会であり。町長が保育所の関係の答弁で、保育所と小学校

が連携することで、幼児教育から中学校まで、西会津町の教育の一貫性が図られると、図っていききたいという答弁でありました。連携教育、一貫教育と議論してきましたが、その教育の一貫性、私なりに考えてみましたが、とくと理解ができませんでしたので、この教育の一貫性とは何たることだと、わかりやすく説明をしていただきたいと思います。

小学校と中学校の連携の効果を示してくださいということですが、これは鈴木議員の答弁でわかりましたが、3つほど教育長はおっしゃっておられました。最初ですと、中1ギャップ、そのための連携だけだと私はとらえておりましたが、そうではないということでもあります。改めて鈴木議員に答弁した以外に、この効果に関してお持ちであるならばお答えをしていただきたいと思います。

保育所建設についてであります。補助金が付かないとのことでもあります。そこでもあります。例えば別な機能を合わせて持つことで補助がもらえる方法はないのかなと、例えば先ほどの60周年の主張でも言っておられましたが、高齢者の施設はほとんどできたが、若者や子どもの楽しめる施設がないということと、老人ホームと学童保育と合わせた施設はつくることはできないのか、なんていう提言もありました。それから、例えば乳幼児を保育所にお願する家庭と、自分で育てる家庭。自分で育てる人たちの集まる場がないと、いいですか、なかなか気楽に集まることのできないなんていう話を聞いておりますので、やはり保育所にそういう乳幼児の持っている親御さんたちが子どもと一緒にくつろげるといいですか、交流のできる、そういう施設を保育所と一緒に建てることによって、補助がもらえるのではないかなと、これ私、素人的な考えであります。やはり有利な事業を展開するとするならば、その補助の道も私は検討する必要があるのではないのかなということでご質問をしたわけでもあります。

以上で一般質問といたします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 14番、長谷沼清吉議員の保育所と小学校中学校についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、小学校と中学校の連携の効果についてお答えします。小中連携教育については、小学校が統合した平成24年度より、その準備を段階的に進めてまいりました。小学校から中学校へ円滑に移行できるよう、授業においては、小学校の5・6年生で、国語、算数の教科担任制を実施いたしました。また、交流では、小中学校の児童生徒が合同で清掃のボランティアを実施しており、小中学校の教員も合同での授業研究のほか、夏季休業中には小中連携教育についての研修会を実施しております。

この結果、小学校から中学校への接続に効果がみられ、中学1年生は、教科担任制の授業へスムーズに適応できているとのことでもあります。また、教員においても、合同で小中連携教育の準備を進めてきた結果、相互の教育活動への理解が進み、円滑な接続に関し意識の向上がみられるところであります。今後も施設一体型校舎のメリットを活かし、可能な限りの連携を進めてまいります。

次に、小・中学校に隣接し建設が予定されている保育所と小中学校が、連携する教育的な意義について申し上げます。各施設が隣接することで、保育や教育に携わる関係者及び幼児、児童、生徒が、日常的に交流しやすくなります。これにより、関係者は、保育所入

所時から中学校を卒業するまで、一人ひとりの成長に関する情報をきめ細かに共有することができ、個に応じた指導を一貫性を持って行うことが可能となります。一人ひとりの個性を活かし、その持てる能力を伸ばし、将来、さまざまな分野で活躍できる基礎を身に付ける良好な環境を提供することができます。保育所は教育委員会の所管でございませぬが、教育の一貫性の観点から、保育所と小学校の連携の重要性についての認識は同じでございませぬ。

子ども達のさまざまな情報を共有することで、保育所から小学校への接続を円滑にし、これにより幼児期から小学校、中学校まで心身の発達や学びの連続性を確保できるものと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 14番、長谷沼清吉議員の保育所と小学校における連携のご質問のうち、連携についての基本理念と効果、全国での取り組み状況並びに保育所建設にかかる補助事業についてのご質問にお答えします。

厚生労働省では、保育所運営の基本となる保育所保育指針について、平成21年4月に大きく見直しを行い、その中で、保育所と小学校との連携の推進に関する内容が初めて盛り込まれたところであります。また、同時に文部科学省においても、小学校学習指導要領の中に、幼稚園に加えて保育所との連携が新たに明記されたところであります。

これらの改定内容を踏まえ、町では、幼児期の教育と小学校教育が円滑に連携するためには、幼児期の教育を担う保育所と小学校とが緊密に連携していくことが重要であると考えております。そのためには、子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育内容の工夫を図り、就学に向けた幼児と小学校児童との交流、職員同士の交流、さらには、子どもたちの情報共有や相互理解など、保育所と小学校とが積極的に関わっていくことが、最も重要であると考えております。

町といたしましては、これらの考えの基に、保育所と小学校の学びの連続性の確保、きめ細かな情報の共有を基本理念に位置付けて取り組んでいるところであり、現在、保育所年長児が小学校の運動会に参加するほか、給食体験などの交流や、保育所の担任と小学校の先生との情報交換、また就学に向けた研修の場を設けているところであります。今後は、新たな保育施設が小学校の隣接地に建設されることが予定されていることから、お互いの行動を目の当たりに見ることができ、日常的に交流ができることにより、さらに効果的な連携が図れるものと期待しているところであります。

次に、全国での取り組み状況であります。多くの自治体で、子ども同士の交流活動や教職員の交流を実施しているほか、保育所や幼稚園と小学校の関係者による連絡会議の開催、職場の相互体験などが取り組まれているところであり、その重要性は全国的に認識されてきているところであります。

次に、保育施設建設にかかる補助事業についてであります。市町村が保育所を建設する場合には、建設費に対する国・県等の補助制度はありません。しかしながら、本町においては過疎対策事業債といった財政的にも有利な地方債の活用ができますので、新しい保育施設についてはこの地方債を活用していきたいと考えております。

一方、併設することを考えている子育て支援センターや放課後児童クラブの施設につき

ましては、それぞれ補助事業があります。また、木造公共施設整備に対する助成事業や、木質バイオマスエネルギー利用促進事業など、地元産材の利用促進に対する補助事業についても、該当になるかどうか現在調査中であります。

いずれにいたしましても、施設の整備におきましては、できるだけ有利な事業の導入に向け鋭意検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 14番、長谷沼清吉議員の事業の進捗状況のご質問のうち、野沢まちなか再生事業に関する質問にお答えいたします。

はじめに、原町ポケットパークの整備事業ですが、本事業については、全体計画の中で最も最優先で取り組むべき事業として位置付けており、事業初年度の平成25年度に物件調査などの事業を計画したところでありますが、関係者全員の同意が得られず、事業を先送りすることとなりました。また、本年度におきましても、本事業にかかる物件調査費、建物補償費、用地取得費等を当初予算に計上したところであります。

しかしながら、数回にわたり話し合いの場を申し入れたところでありますが、現在までのところ、まだ話し合いができない状況となっております。このため、本年度にあっては、事業を組み替えて実施せざるを得ないところでありますが、今後も話し合いの機会を持っていただけるよう、取り組んでいく考えでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、野沢駅通り公園事業と町道上原中央線整備事業に対するご質問にお答えいたします。野沢駅通り公園につきましては、野沢まちづくりプロジェクトの活動の中で、町内に子どもを遊ばせるような公園がほしい、買い物客などが利用できるトイレがあればいいなどの声を受けて、町にご寄附をいただいた旧野沢幼稚園の敷地を有効に活用し、地域の方々に気楽にご利用いただける公園の整備を計画したもので、町道上原中央線は、野沢駅通りからの公園利用を可能とするためのアクセス道路として計画したものでございます。

町道上原中央線は、昨年度、原町ポケットパークの代替事業として、測量設計業務を実施することとなったことから、地権者の皆さんには町から事業の趣旨を説明し、ご了解をいただいたところであります。合わせて町内の皆さんには文書でお知らせし、測量作業を実施させていただきました。また、本年7月には町内自治区役員の皆さんを対象とした説明会を開催し、事業計画の説明をさせていただいたところであります。現在、物件移転をお願いする地権者の方と、最終的な話し合いを行っておりますので、その作業が終わり次第、本事業に対する地元説明会を開催していきたいと考えています。

次に、ふるさと自慢館事業についてですが、本事業については、町商工会が事業主体となって事業が進められているところであり、昨年度に実施設計業務を実施いたしました。実施設計の結果、資材単価や人件費の上昇により、建設費用が大幅に上昇することが判明したため、本年度新たに制度化された補助率の高い補助事業を活用して実施する方向で作業を進めているところであります。いずれにしましても、ふるさと自慢館については、来年度の施設整備が計画されているところでありますので、ご了承いただきたいと思っております。

次に、石川暎作碑の移転に関する質問にお答えします。石川暎作碑の移転は、石川暎作碑保存有志会により進められているもので、商工会に問い合わせをいたしましたところ、

ふるさと自慢館の敷地内に設置することについては同意をしているとのことでありました。なお、設置工事は自慢館の施設整備工事の終了後となることを有志会にはお伝えしているとのことでありましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 14番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、屋敷の水道についてのご質問にお答えいたします。

平成25年7月29日に屋敷自治区から水道施設建設の陳情がありました。事業については屋敷簡易水道組合として11戸で実施したいとの意向があり、以後組合が事業主体として事業を実施されております。

まず、事業実施には水源の確保が必要ですが集落周辺に良好な水源がないため、地下水の開発しかないとの結論から平成25年度にボーリングを実施した結果、水量は1日に必要な水量11.5立方メートルに対して64.8立方メートルの揚水量がありました。しかし、色度・濁度や鉄分が水道法に不適合な水質であったことから、平成26年度は水道法に適合する水質に改善するためのろ過器の設置等の検討を図ってまいりましたが、ろ過器の価格が高額となったことや、薬品の注入など難しい維持管理をする必要があることなどから、この井戸の利用は大変困難となりました。

現在、新たな水源の確保を含めた調査検討を進めているところでありますのでご理解願います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 建設水道課長、26年度でできなとはっきりしているわけですから、27年度も責任を持って町が、この屋敷の水道は進めていくと、それを聞いたかっただけであります。そこだけ簡潔明瞭にお答えください。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 屋敷水道につきましては、今、水源が確保できないというような状況でございます。引き続き27年度につきましても、水道の敷設について十分検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 まちなか再生事業についてお尋ねをしますが、だいぶ年数も経っていますので、改めてこの3つの事業の狙いとすると、期待する効果についてお答えをしていただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

野沢まちなかの再生事業につきましては、野沢市街地の活性化ということ、それから地域の生活環境の改善、そういったことを合わせもつ事業でございます。今まで公園だとか、そういった小規模な公園につきましては、補助対象の事業がなかったわけですが、都市再生整備事業という形で事業実施することによりまして、まちなかの案内標識であったり、それから小さな公園であったり、そういったものもすべて、自慢館のような建物の改修工事であったり、そういったものがすべて取り組めるということでございます。都市再生整備事業を導入して、この一体の事業として取り組もうという計画を立てた

ところでございます。

内容的には自慢館を核としまして、道の駅に来たお客さんをまちなかに引き寄せようというようなことをごさいますして、宿場町のその野沢宿を活用しまして、まち歩きとか、そういったものもまちなかでやっていただけるようなまちづくりを進めましょうというような計画の中で、盛り込んだところでございます。

原町ポケットパークにつきましては、野沢中心部のちょうどいい場所だということでございまして、そこにちょっとしたイベントなんかできるような公園、さらにはまちなかにトイレもないというような状況でございましたので、トイレなんかも整備をしたり、そこでベンチがあったりと、そんな小さな公園が一つあってもいいんじゃないかというようなことの皆さんのご意見などをいただきながら、計画に盛り込んだところでございます。

それから、駅通り公園につきましては、あれだけの土地が活用されずに残っていたということでございます。あと先ほど答弁の中でも申し上げましたように、まちなかには公園、子どもを遊ばせるような公園がないというような声を受けまして、公園として整備を図って、地域の皆さんに活用していただこうと。さらには駅通りを利用する方に、あの辺で全然本当に公衆トイレもございませんので、トイレなんかは、東屋なんかも整備しまして、気軽にご利用いただけるような形をつくらうということでもあります。

そのために、裏通りからはあの敷地に入れるわけですが、駅通りと接続しなければ、あの公園の価値が半減してしまうということでございまして、道路についても裏通りと、一本こう接続しようということで、上原中央線については計画をしたということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 お答えをいただきましたが、私はまちなか再生という事業でありますから、これは道の駅に来たお客さまをいかにまちなかに来ていただくかと、そういうことでこのポケットパークも、それから公園の整備も、ふるさと自慢館も工事を始めたんだなと思っておるわけであります。それで、なぜ計画通りにいかないのかと、私3つとも順調にしているとは思えないわけであります。

そこで、これも少年の主張大会であります。ゴミですか、廃棄物の関係の成田さんの発表ですと、住民がぜひというのをやらないと積極性に欠けると、住民から出たお願いというか、出た要望だとスムーズにいくが、そうではないのはなかなかいきませんよと、私はこの事業は、住民主導というよりも、町が主導して、まちなか再生のためにやるということだと思っています。こちら辺で、その住民の理解を得る努力というのは、私は少し足りなかったのではないかなと、もっと町の積極性をアピールしていけばという気がしますが、そこら辺、簡単にいかがですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 今回、この事業計画を立てた際には、まちなか再生プロジェクトというような組織を立ち上げまして、地域の若い方々を中心にしまして、いろんな意見をいただいていたということであります。そういった計画ができあがりまして、そのあと、この事業を進めていくにあたりまして、商工会、商店街の代表であったり、それから老人クラブの代表であったり、それから区長さんの代表であったり、そういった方々に参加をしてい

ただきまして、一つこう組織を立ち上げたところでございます。その中で、今後の事業推進をお願いして進めていこうというようなことで考えていたところでございます。

ただ、なかなか個人のそういった理解を得る作業まで、そういった委員の皆さんに立ち入っていただくことはなかなかできなかったということでございまして、町独自で今、用地といいますか、そういった作業を進めているということでございます。

なかなか、一つの自治区で、集落の事業ですと、区長さんを中心というようにことができるわけですが、野沢地区の場合、広い町内が次から次、いくつもの町内に関わるという部分でございまして、そういった事業を地域の事業というふうにはなかなかとらえてくださっていないのかなというふうに考えております。なかなかちょっと考え方が甘かったのかもしれないというふうに考えているところでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 上原の公園化であります。私はさっき言ったように、その公園も道の駅に来た人も想定して、そこに来てもらう。誘客を図るといふ施設かなと私は思っていたんですが、今までの議論を聞いておると、地域の皆さんの声を聞きながら、地域の皆さんに利用していただける公園、そうすると、再生の狙いと若干ずれがあるのではないかなと気がしているわけでありまして、そこら辺はどう理解をすればいいわけですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 都市再生整備事業につきましては、そういったいくつかの目的を、先ほど申し上げましたように、宿場町という野沢の昔からの歴史を活用して、地域に観光客が歩いていただくようなまちづくりを進めましょうとか、あと生活環境の整備、地域に住む方が安全安心に暮らせるようなまちづくりを進めましょうと、そういったその二つ、大きな狙いをもって事業に取り組んでいるということでございまして、上原の公園については、防災的な広場、そんなことも兼ね備えて公園整備を図ろうというようなことで考えているところでございます。

ただ、野沢のまちなかを歩いてもらうということでございますので、そういったその観光客が立ち寄っていただくような拠点にも利用していただける公園ではあるということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 時間ですから、この件に関しては基本計画の中でも議論できますので、こちらでしたい。あるいは今日も時間があればもう一回お尋ねをしたいと思えます。

いわゆる保育所と小学校の関係であります。鈴木議員にもお答えしていただきました。私にも保育所、小学校の連携ということでご答弁があったわけでありまして、私は、これは、通常、日常的にしなければならぬこと、何も連携なんていう大げさに構えなくても、当然保育所から小学校に上がるといったときには、今までだって私はそうしていたと思っています。それを乗り越える理念というのがあるのかということでお尋ねをしたわけでありまして、これも保育所の開校がだいぶ先でありますから、よくよくそこら辺は、これからいろいろ研鑽を励んで、連携とうたう以上は、それにふさわしい内容、全国どこにもないような連携の中身、そばにあつて恵まれているわけですから、それはご期待をしておきます。

それで、一貫性であります。まだまだ理解はできないわけではありますが、ご答弁を聞いていますと、個に応じた指導を一貫性を持って行うこと、指導を一貫性、教育の一貫性ではありませんが、指導の一貫性を持って行うことができるという教育長の答弁でありました。それから健康福祉課長では、一貫した教育がうんぬんというふうにご答弁をされておるわけではありますが、ここら辺、教育長、その一貫性と一貫教育、一貫性とは何だと、保育所と小学校と中学校がそばにあるから、それだけで一貫性かと、教育の効果、保育所、小学校、中学校、一緒にあることによって、どのような教育の効果을期待しているのか、連携、一貫、それ別にしても、この保育所、小学校、中学校、一緒にあることによって、西会津の教育はどのような特色、効果を出せるのか、それがなければ私はならないなと思っておりますので、その点についてお答えをいただきたいと思っております。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 私は教育の中で一番大事な視点は何かと、そのことについて考えたときに、やっぱり一人ひとりの持っている個性、その中で伸ばせるものを最大に伸ばしていくこと、そして将来的には社会で自分の持っている個性を活かしながら、社会の中でそれぞれが自活して社会にいろんな面で貢献することができる。そういうふうにも子どもたちを育てていくと、これが一番大事な視点ではないかなというふうに思います。

それから、幼児期から中学、高校生までずっとみていったときに、議員さんもこの前、青少年の主張をお聞きしたということですが、小学生、中学生、高校生の話す内容、その視点がそれぞれ違っているなということをおそらくお気づきになったと思います。小学生は、自分が体験した、直接的な体験をもとに話を展開しています。中学生になると、少し長い期間、自分がどういうことをやってきたのか、それは自分にとってどういう意味があるのか、それを将来どういうふうにつないでいけるのか、そういうふうな視点があったと思います。それで高校生になると、社会をこう批判的に見る目ができてきて、町政についてもかなり批判的な視点を持ちながら話を展開されていた。そういうふうな発達の段階に違いがあります。保育所については、私よく実際にはわかりませんが、ただ重要なことは、保育所から中学校を卒業するまでの間、西会津町で今育って教育を受けている子ども一人ひとりについて、その個性をしっかりとそれぞれの段階で見極めて、それを認識した上で子どもたちを最大限伸ばせることを伸ばしてやると、こういうふうにするのが大切なことだと。

それを一貫性を持ってやるというのは、その情報をきちんとこうそれぞれの保育所から小学校、中学校まできちんとつないでいく、それが大事だと。どんなに指導しても、子どもに響かない指導をしたのでは、子どもは育ちません。きちんと持っているものを十分に伸ばしてやって育てていくためには、子ども一人ひとりについてきちんと指導するものが、客観的に、正確に把握しながら、子ども一人ひとりに応じた指導がきちんとできるかどうか、そこにかかっていると思います。それが保育所から小学校、中学校まで、同じ隣接したところで毎日の活動が行われるようになれば、それが離れてばらばらになるところよりはやりやすくなって、本当に個に応じた指導が、今まで以上に適切にできるんだと。そういう意味での一貫性ということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 鈴木議員への答弁であります。中1ギャップの解消、あるいは避難の誘導と一緒にやることによって安全が確保されるとか、授業研究とか、もう年何日かを日常的に交流といいますか、するとか。発達段階に応じて一人ひとりということでもあります。答弁があったわけですが、これも私は当然であろうと、これはどんな、どこの学校であろうとやはり、これは普遍的なことだと思います。

ただ、それだけで私はいいのかなという気がしたわけです。例えば保育所から中学校まで一緒にあることによって、学力の向上にはどういうプラスがあるんだ。あるいは小学校の高学年から中学生にかけては思春期に入りまして、心の問題といいますか、悩みとかがあって、そういう私にすれば、そういう悩みとかがあることによって人間は成長していくんだなと思っています。やっぱり感性豊かな児童生徒にするために、今の連携がどう利点があるのかと、やっぱりそういうところまで出していただいて、大きな目標を持って、さすが西会津の小学校だ、中学校だと言われるような教育を私は、この連携を図ることによって目指していくべきではないかなと思っていますので、その件に関してどうお考えですか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 今ほど長谷沼議員さんがお話されたとおりだと私も思っております。西会津町の基本条例の中に、心豊かな子どもを育てるというのがあります。どんなふうにそれを実現していったらいいのかと、基本的なところは、おそらく家庭にあるんだろうというふうに思いますけれども、ただ、保育所と小学校と中学校が連携することによって、日常的に交流することによって、例えば小学生が保育所の子どもたちと一緒に交流したときに、どんな気持ちを持って保育所の子どもたちに接するだろうか、自分よりもまだまだいろんな面で、まだまだ小さい子どもたちをどういうふうに接していったらいいだろうか、具体的に目の前に子どもたちが来たときに。そのときにやっぱり小学生は考えると思うんですね。どういうふうに接したら保育所の子どもたちは自分のところに近づいてくるのか、あるいは遠ざかっていくのか、そんなことを感じると思います。そんなことを通して、私は心の教育につながっていくだろうというふうに思います。中学生が小学生をみたときにも同様だというふうに思います。

それからもう一つの学力向上ということですが、それは、基本はやっぱり一人ひとりの子どもたちの特性をきちんと指導する側が理解をして、そして一斉の授業と同時に、その個に応じた指導をどういうふうに展開できるかで、学力は大きく私は変わってくると思います。その子どもに合ったような指導の仕方、それができれば、学力も私は向上していくと思います。それには、一人ひとりの子どもの状況を適切に保育所から小学校、中学校へつないでいかなとけない。それがお互いに隣接したところに施設としてあれば、今以上に可能になってきます。そういうふうにして、西会津町の子どもたちを、本当に中学校を卒業するまでは責任を持って育てていくようになれば、すばらしい教育になっていくのかなというふうに思っています。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 最近は聞かれなくなりましたが、かつては知徳、徳育、体育ですか、三育ということで、知識だけではだめだよと、特に道徳、道徳教育に関してはいろんな意見も

あるようであります、正式な教科ということになるということでは、体育ですね。やっぱり健康な体、丈夫な体になってもらわなければならないと、これだけ保育所から中学校までの一貫性を持った連携教育をしていくんだと、一貫性というのは、そういうふうには私とらえたわけでありまして、そうすると、やはり私は体育の面で、これだけの施設があって、学校内にプールがないというのはやっぱり問題だなど、かねて主張をしてきたわけでありまして、やっぱりいい学校環境の中で、伸び伸びと育ってもらおうと、低学年がさゆりに行って、プールで、それも高さを調整してなんていう、私は授業の時間の時数ではないと思いますよ、町の姿勢ですな、教育委員会の姿勢ですね。私は小学校が移転をしたならば、やはりプールについても再考といえますか、考えていかなくちゃならないのではないかなと思っていますが、昨日、答弁で聞いてなおさらそう思ったわけでありまして、そのプールに関してもご答弁をしていただきたいと思っています。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 私は教育長に就任した直後にお話し申し上げたときに、西会津町の子どもたちは、知的で心身ともに逞しい子どもたちに育ててほしいというような話をいたしました。西会津小学校、中学校、この敷地は全部で12ヘクタールほどございます。県内でおそらく一番広い、高校も含めて、これほど広い敷地を持っている学校はないと思います。私はそこで今、プールのお話ですけれども、これは今までそういうふうな方針でやってまいりましたので、ございません。しかし、それ以外の施設は、本当に整っておりますので、これらを有効に活用していただいて、小学校は12ヘクタール全部が小学校だと、中学校は12ヘクタール全部が中学校だと、そういうふうな思いで、あの施設を十二分に活用していただくことによって、知的で心身ともに逞しいと、これは成し遂げられるのではないかなというふうに思っています。まだまだ努力すべきところはいっぱいありますが、そういうふうな思いでやってまいりたいと思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 プールに関してなかったような気がしますが、過日、内堀、今の知事が西会津に遊説に来たときに、一緒に私乗りましてご案内をしました。あそこを通ったときに、おお、すばらしいなど、西会津の中学校と小学校、そう感嘆の声をあげられました。そういう立派な施設にプールがないというのは、やはりこれは、私は本当にその整った環境の中で子どもを育てていくためには、私はプールが必要だと思っています。今すぐとは言いませんが、その12ヘクタールの敷地の中にプールをつくるというようなことで、前向きに教育委員会としては検討する考えはありませんか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 ご意見としてはそのとおりだと思いますけれども、私は今の段階ではですね、将来的にはちょっと私の答弁の中では申し上げることはできませんけれども、今整備される、あのすばらしい学校施設ですね、町民の皆さま、それから議員の皆さまご支援をいただいて、ああいうすばらしい施設ができて、プールを除けば、ほぼ100パーセントに近いすばらしい施設設備が整いますので、それらを有効に活用してですね、本当に知的で心身ともに逞しい、そういうふうな子どもたちを育てていきたいと思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 時間ですからやめます。今回も、ちょっと私も準備不足だったせいもありまして、かみ合わない部分もありましたが、3月、6月と議会があるわけでありますから、また議論をしたいと思いますので、そのときにはよろしく願いをします。どうもありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(15時45分)

平成26年第6回西会津町議会定例会会議録

平成26年12月10日(水)

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
総務課長	伊藤要一郎	会計管理者兼出納室長	会田秋広
企画情報課長	杉原徳夫	教育委員長	五十嵐長孝
町民税務課長	新田新也	教育長	新井田大
健康福祉課長	渡部英樹	教育課長	成田信幸
商工観光課長	大竹享	代表監査委員	佐藤泰
農林振興課長	佐藤美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第6回議会定例会議事日程（第6号）

平成26年12月10日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第1号 平成26年西会津町一般会計補正予算（第7次）の専決処分の承認について
- 日程第2 議案第2号 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例
- 日程第3 議案第3号 職員の自己啓発等休業に関する条例
- 日程第4 議案第4号 職員の配偶者同行休業に関する条例
- 日程第5 議案第5号 西会津町地域連携販売力強化施設条例
- 日程第6 議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第9号 西会津町文化財保護条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 平成26年度西会津町一般会計補正予算（第8次）
- 日程第11 議案第11号 平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第12 議案第12号 平成26年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第13 議案第13号 平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）

散 会

(各常任委員会)

(各常任委員会会場)

- 総務常任委員会……〔議員控室〕(第1会議室)
- 経済常任委員会……〔議会委員会室〕

○議長 おはようございます。平成 26 年第 6 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 1 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 1 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）の専決処分の承認について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、去る 11 月 21 日に衆議院が解散され、同日の閣議において、第 47 回衆議院議員総選挙が、12 月 2 日公示、投開票日を 12 月 14 日とすることで、選挙期日が決定されたところであります。

この衆議院議員総選挙及び併せて実施される最高裁判所裁判官国民審査に係る所要の経費につきまして、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、11 月 21 日、専決による予算の調製を行なったところであり、同法同条第 3 項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

それでは、予算書をご覧いただきたいと思ひます。

平成 26 年度西会津町の一般会計補正予算（第 7 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,148 万 7 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68 億 2,532 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

専決年月日は、平成 26 年 11 月 21 日であります。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。

4 ページをご覧いただきたいと思ひます。

まず歳入であります。14 款県支出金、3 項 1 目総務費委託金 1,148 万 7 千円あります。これは、本選挙に係る全ての経費について、県からの委託金であります。

次に、5 ページをご覧いただきたいと思ひます。歳出であります。

2 款総務費、4 項 5 目衆議院議員選挙費 1,148 万 7 千円あります。これは、当該選挙の執行に必要な、報酬、時間外勤務手当の人件費や、消耗品費、燃料費などの需用費、6 ページにまいりまして、ポスター掲示場設置撤去委託料、機械器具や施設借上料などを計上するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 1 点だけお尋ねしておきますが、2 年前の同じ衆議院選挙費用と比べて、

今回、それなりに金額多いと思っておりますが、そこら辺のこの前との比較、お手元にあればご報告してください。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 お答えをいたします。2年前の選挙との経費の比較ということでございますが、2年前と比較いたしますと、燃料費、冬季間の選挙ということで、前回は比較的突発的な感じでありましたので、今回はその実績を踏まえまして冬季間の燃料費、そういったところで少し余計に交付になる見込みでございます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1点だけお尋ねをいたします。選挙に関してですが、現在の有権者数、男女別にわかればお教えいただきたいと思っております。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 現在の選挙人名簿の登録者数で申し上げたいと思っておりますが、6,098人でございます。

男性で2,910人、女性で3,188人でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第7次)の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第7次)の専決処分は、原案のとおり承認されました。

日程第2、議案第2号、職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第2号、職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員からの申し出による修学に係る部分休業と高齢者に係る部分休業の制度について、必要な事項を条例として定めるものであります。

その概要であります。まず修学に係る部分休業につきましては、職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該修学が職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるとき、また高齢者に係る部分休業については、高齢職員が地域のボランティア活動への従事や加齢等への対応のため、公務の運営に支障

がないと認めるときは、それぞれ勤務時間の一部について勤務しないことを承認できるとするものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

第1条は、趣旨であります。地方公務員法に基づき、ただいま申し上げました休業制度に関し、必要な事項を定めることを規定するものであります。

第2条は、修学部分休業の承認の方法について規定するものであります。修学部分休業の承認は、1週間を通じて職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定による当該職員に係る1週間当たりの通常の勤務時間、一般的には38時間45分の2分の1の範囲内で、5分を単位として認めるものであります。

第2項は、修学する教育施設を規定するもので、学校教育法に規定する大学、高等専門学校、専修学校等とするものであります。

第3項は、修学に必要なと認める期間は2年とするものであります。

第3条は、修学部分休業に係る給与の減額について規定するものであります。修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない全時間について減額するものであります。

第4条は、修学部分休業に係る承認の取消事由について規定するものであります。修学に係る教育施設を退学した場合、あるいは正当な理由がないままに休学又は頻繁に欠席しているような場合については、休業の承認を取り消すものであります。

第5条は、高齢者部分休業の承認について規定するものであります。高齢者部分休業の承認は、修学部分休業と同様に、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1の範囲内で、5分を単位として認めるものであります。

第2項は、対象年齢を規定するもので、職員の定年等に関する条例に規定する年齢から5年を減じた年齢、一般職員については60歳が定年でありますので、55歳以上の職員を対象とするものであります。

第6条は、高齢者部分休業に係る給与の減額について規定するものであります。減額方法は第3条で規定する修学部分休業の規定を準用するものであります。

第7条は、高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮について規定するものであります。高齢者部分休業をしている職員の業務を処理することが著しく困難となった場合は、当該職員の同意を得たうえで承認を取り消し、又は当該休業時間を短縮することができるものとしてあります。

第8条は、休業時間の延長について規定するものであります。高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で、公務の運営に支障がないと認めるときは、延長を承認することができるものとしてあります。

第9条は、規則への委任について規定するものであります。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきます。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛　全員協議会でもこの件に関してはお尋ねしたわけでありまして、これ、3号議案、4号議案に共通するところであります。この制度を利用して休業をしたいという申出があったときに、私ひっかかったのはすべてに関して公務の運営に支障がないという項目が入っております。これは総務課長の説明では、これは一応入っているけれども、申出があれば対応するという旨のご答弁をいただきましたけれども、これ実際に単なる休業ができる条例、できる規定になっては意味がないなという思いであります。

実際に有給休暇にしてもなかなか、民間もそうですけれども、全部が消化できないような状況であります。この制度を利用して休業したいという申出があったときに休業できる何らかの担保はあるのか。

特に高齢者の休業の場合は、55歳以上というようなことでありますので、ポジション的には重要なポストについてるケースが多いかなという思いであります。公務の運営に支障がないということにものすごくひっかかったものですから、その辺をもう一度ご答弁いただきたいと思っております。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　今おただしのありました公務の運営に支障がないということでございますけれども、現在の職場の環境から申し上げますと職員数はもうぎりぎりで行っているというところは正直なところでございます。

ただ、こういった修学部分休業とか、この後出てまいります自己啓発の休業とか、そういったものについては職員のいわゆる自己啓発、さらには職員自らの資質の向上に努めていきたいというその強い思いを、職場としては周りでサポートしながら支えていきたいというふうに考えております。

この職員の修学部分休業、それから高齢者の部分休業につきましては、先ほど説明申し上げましたように、時間単位でとる休業でございますので、この休業の部分については、例えば臨時職員とか、そういったところで補填ということはなかなか難しい状況でありますけれども、このあとの長期の休業については臨時職員、あるいは任期付き職員ですか、そういったところの職員制度を活用してサポートをしていきたいというふうに考えております。

○議長　8番、多賀剛君。

○多賀剛　ぜひそのようにしていただきたい。おそらくこの制度を利用して部分休業したいと申し出る職員の方というのは、一般的に見れば相当前向きに取り組んでいる方が多いのかなと私はとられておりますので、こういう休業制度を利用したいというときは気持ちよく送り出していただけるような職場内の雰囲気とシステムをつくっていただきたいと思っております。以上であります。

○議長　11番、清野佐一君。

○清野佐一　この休業のとり方ではありますが、1週間のうちの2分の1と、1週間を通じて勤務時間の2分の1、あるいはその5分単位とありますが、例えば勉強するという場合に1日なら1日という考えになるわけですが、それを細かく5分単位という狙いといいま

すか、その意味というものはどういう意味があるのでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今回取得する時間の単位を5分単位とさせていただいております。5分単位とした理由でございますけれども、この休業をとりますと給料が減額されます。したがって、できるだけきめ細かく時間を設定することによって職員の支給減額をできるだけ抑えたいというところが一つの狙いというところでございます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 私も清野議員と同じことをお尋ねしようと思ったんですが、現在、ひときり、就業時間、8時間労働じゃなくて7時間労働ですか、そういうこと叫ばれた時期があったんですが、現在は就業時間というのは何時間になってるんですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 1日の勤務時間は7時間45分でございます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 7時間45分、その中の5分単位に、5分刻みで休暇をとることができる。例えば15分であれば7時間30分の労働時間になりますね。それで15分は休業しましたよというようなこととなるのでしょうか。わかりました。それを給料に引かれるということですね。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 減額する場合、1日で5分単位で何分、あるいは何時間ということで、そのまとめは1週間を一つのくりとして減額の計算をするようになります。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ちょっと私気になったのは高齢者等の部分休業なんですけど、その中で当該時間の延長申出があった場合は延長を承認することができる。上限をもうけない狙いは何でしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 この休業時間の延長でありますけども、申請して、例えば今日の何時から何時まで休みたいということがあった場合に、その申請の内容に対して、もう少しちょっと休ませてもらいたいというようなときに再度延長することができるということでありまして、全体の上限は先ほど申し上げましたように1週間の2分の1の範囲内ということでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 私はこの条例の趣旨があまりよくわからないんですけど、これ全国一斉に4月1日から行われるのか。やらない町村もあるのかなと私は思うんですけど、ただ、これやはり年齢的にして課長とか重要なポストにある人が、58歳で私は2年間やりますと、あとそのまま退職と、そういう形もあり得るわけですよ。

そうなった場合に、予算編成とかいろんな面で支障出ることもあり得ると思うんですけど、それから大学の2年といえはつまり大学院とか何かに行くとかそういうものになってしまうと思うんですけど、本当に町のためになるのでしょうか。それちょっとお答え願います。

○議長 4番、これ今、議案2号だから、3号と一緒にしてしまうとがちゃがちゃになってしまうから。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まずこの部分休業、修学と高齢者の部分休業と二つの種類がございます。あくまでも部分休業でございますので、長期にわたっての休業ということではなくて、1週間の、先ほどから申し上げておりますように1週間の2分の1の範囲内で5分を単位として取得できるという制度でございます。

これまで全国的に、全国的にといいますか、これはそもそも地方公務員法の改正によりましてこの制度が新たに設けられたということでございまして、県内においても、これ25年度の状況でございますけれども、修学部分休業についてはまだ11市町村、それから高齢者部分休業については9市町村ということで、まだまだその制度化がようやく始まったということでありまして、本町といたしましては修学部分休業については、先ほども申し上げましたように、職員の自己啓発、資質の向上、そういったところで大いに活用してもらいたいと。

それから高齢者の部分休業についてはそういった申出があれば職場の状況に応じて判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今も説明ありましたが、地方公務員法の改正でこの条例を制定するというところでありますので、この地方公務員法の改正の背景といいますか、現状といいますか、なぜ今この第2号から第4号までにかかわるわけでありましたが、地方公務員法を改正してこのようにしたいと、その背景をお聞かせいただきたいということと、しからば町の現状といいますか、では今までこういうような修学をして資質の向上を図りたいというようなことがあったのかなのか。

資質の向上と一口に言ってもその職員の、例えば技術ですとか、技能ですか、これを高めたいというようなときには今までどうしていたのか。町のほうでこれらの技術を習得してこいとか、そういうことがあったのかなのか。

もし仕事に関しての今言ったような技術と技能の習得の場合にはどうこの個人といいますか、じゃなくて町としてもしかるべき配慮をしなくちゃならないのか。特にこれと関係なくなってしまうかもしれませんが、例えば建設水道課で技能、専門職員がいないとか、少ないとかということで、こういう制度を使って技術の習得等も図られるのか図られないのか、そこら辺も併せてお答えをしていただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず、今提案申し上げました職員の部分休業、それからこのあと議案第3号で出てまいります自己啓発、議案第4号で出てまいります職員の同行休業、これらにつきまして地方公務員法で新たに制定されたということでございますけれども、この大きな背景としましては、一つには職員の多様な勤務形態に合わせられるようにというようなことが一つ。

それから、職員が自ら勉強して、頑張っていきたいというようなときに支援できるような体制をつくっていくということでございます。

それから、議案第4号の配偶者同行休業の関係につきましては、これはいわゆる女性の社会進出といいますか、雇用の確保という視点から、どうしても配偶者、例えばご主人が海外に行く場合に同行していきたいというときには、これまで仕事を辞めて同行していくというようなケースがあったわけでありますけども、これを仕事をやめないで、身分を置いたまま行ってまた戻ってきて、またその仕事に復帰していただきたいと、そういった視点からこういった制度が出てきたということでございます。

それから、この修学等、仕事にかかるいわゆる公務上の、本当にその仕事に必要な部分でいろんな研修がございます。そういった部分については当然公務で資格を取得する、あるいは技術を磨いてくるということであれば、それは通常の勤務時間の公務の中でそういった研修制度がございますので、それはそういった制度を活用しながらやる。

今回の修学部分休業、自己啓発については自分のといいますかね、自己都合の部分でこういった勉強をしてさらに視野を広げていきたい、あるいは自分の今やっている公務員人生の中でもっと幅を広げていきたいと、そういった視点でもって勉強していきたいというようなときに活用していただくものでありますので、先ほど例が出されました建設水道課の例えば技術職員の技能の習得だとか、そういった部分については通常の勤務時間の中での研修で技術を取得していただくということになりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 わかりましたが、町の現状ということでお尋ねしたわけですが、今までこういうような、この条例で言うような、該当するようなケースが今まであったのかなかったのか。

それとこの議案と違いますから言いませんが、やっぱり、町の職員構成ですが、例えば栄養士だとか保健師だとかというのはきちっとした資格の人を、それ相応といいますか、職員を勤務してもらっているわけですが、建設課の技術関係ではそういう面からいくと決して充実はしてないと思っておりますので、それは本来の議案ではありませんからそういうことも頭に入れながら職員全体に配慮していただきたいと、これ要望だけしておきます。

じゃ、その町の現状についてお答えください。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 先ほど答弁漏れがございまして大変失礼いたしました。これまでそういった事例があったのかということでございますが、1件ございまして、自分自らが大学院のほうに行って勉強したいということで、これはいわゆる修学部分休業的なとり方でやってみました。

それから要望ということでございましたけれども、現在の資格、免許職といいますか、専門職の雇用の状況でございますけれども、参考までにちょっと申し上げたいと思っておりますが、現在、建設水道課の土木の専門職につきましては2名おります。

それから来年の4月にもう1名採用する予定になっておりますので、合計3名の専門職を雇用するということでございます。

そのほか、社会福祉士が現在1名、あとは保健師、それから管理栄養士ということで、昨今非常に業務が専門化しておりますので、そういった視点からもできるだけ専門職、そ

ういったところを今後とも採用に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第2号、職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、職員の自己啓発等休業に関する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議案第3号、職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本案につきましても、地方公務員法の一部改正に伴い、職員が自発的に職務を離れて大学等における修学や国際貢献活動を行うことを希望する場合、その身分を保有したまま職務に従事しないで活動することができる休業制度について、必要な事項を条例として定めるものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

第1条は、趣旨であります。地方公務員法に基づき、ただいま申し上げました休業制度に関し、必要な事項を定めることを規定するものであります。

第2条は、休業の承認の方法について規定するものであります。職員としての在職期間が3年以上である職員が当該休業を申請した場合、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、申請をした職員の勤務成績、申請に係る大学等の課程の履修又は国際貢献活動の内容等を考慮した上で、休業を承認することを定めるものであります。

第2項は、職員が当該休業の申請をしようとする場合、期間並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにして、申請しなければならないことを定めるものであります。

第3条は、休業の期間を規定するものであります。大学等の課程の履修のためには2年、ただし、当該履修の成果をあげるために特に必要な場合にあつては3年、また国際貢献活動のためには3年を超えない期間とするものであります。

第4条は、修学の対象となる教育施設を規定するものであります。対象とする大学等の教育施設は、学校教育法に規定する大学、当該大学に置かれる専攻科及び大学院、また

学校教育法に規定する以外の教育施設で、独立行政法人大学評価・学位授与機構が大学等に相当する教育を行うと認めるもの、その他これらに相当する外国の教育施設とするものであります。

第5条は、国際貢献活動における奉仕活動の内容を規定するものであります。当該奉仕活動とは、独立行政法人国際協力機構が行う開発途上地域における奉仕活動又はこの他国際協力の促進に資する外国における奉仕活動とするものであります。

第6条は、休業期間の延長について規定するものであります。休業をしている職員が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長できることを定めるものであります。

第7条は、休業承認の取消事由について規定するものであります。休業をしている職員が、正当な理由なく、教育施設の課程を休学し、若しくはその授業を頻りに欠席していること又は国際貢献活動の全部若しくは一部を行っていないような場合には、承認を取り消すことを定めるものであります。

第8条は、報告等について規定するものであります。休業をしている職員は、当該休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について報告しなければならないことを定めるものであります。

第9条は、休業職員の復帰時における処遇について規定するものであります。当該休業をした職員が職務に復帰した場合、他の職員と均衡上必要があると認めるときは、復職時調整ができることを定めるものであります。

第10条は、規則への委任について規定するものであります。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第3号、職員の自己啓発等休業に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、職員の自己啓発等休業に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、職員の配偶者同行休業に関する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第4号、職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本案につきましても、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の配偶者が外国で勤務することとなった場合、その職員が離職をせずにその身分を保有したまま、外国において配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度について、必要な事項を条例として定めるものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

第1条は、趣旨であります。地方公務員法に基づき、ただいま申し上げました休業制度に関し、必要な事項を定めることを規定するものであります。

第2条は、休業の承認方法について規定するものであります。職員が当該休業を申請した場合、公務の運営に支障がないと認めるときは、申請をした職員の勤務成績等を考慮した上で、休業を承認することができることを定めるものであります。

第3条は、休業の期間を規定するものであります。3年を超えない期間とするものであります。

第4条は、休業の対象となる配偶者の外国滞在事由を規定するものであります。対象とする事由としては、外国での勤務や事業等を行う場合、又は外国の大学において修学する場合とするものであります。

第5条は、休業承認の申請方法について規定するものであります。職員が当該休業の申請をしようとする場合、期間並びに当該申請をした職員の配偶者が外国において滞在する事由等を明らかにして、申請しなければならないことを定めるものであります。

第6条は、休業期間の延長について規定するものであります。休業をしている職員が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長できることを定めるものであります。

第7条は、休業承認の取消事由について規定するものであります。職員の配偶者が外国に滞在しなくなった場合や、当該職員が出産休暇又は育児休業を取得するような場合には、承認を取り消すことを定めるものであります。

第8条は、届出について規定するものであります。休業をしている職員は、配偶者が死亡した場合や配偶者との関係に変化があったときには、届出しなければならないことを定めるものであります。

第9条は、休業に伴う任期付採用及び臨時的任用について規定するものであります。職員からの休業申請期間において、他職員の配置換え等においてもその職員の業務を処理することが困難である場合、休業期間中に限定して任期付採用又は臨時的任用ができることを定めるものであります。

第10条は、休業職員の復帰時における処遇について規定するものであります。当該休業をした職員が職務に復帰した場合、他の職員と均衡上必要があると認めるときは、復職時調整ができることを定めるものであります。

第11条は、規則への委任について規定するものであります。この条例の施行に関し必

要な事項は、規則で定めるものであります。

次に、附則であります。第1項は施行期日でありまして、平成27年4月1日から施行するものであります。第2項は、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。第2条は育児休業をすることができない職員、第7条は育児短時間勤務をすることができない職員について規定するものであります。各条の第1号中、育児休業法の前に地方公務員法第26条の6第7項を加える改正を行うものであります。第3項は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。第3条は報告事項について規定するものであります。新たに第4号として、職員の休業に関する状況の項目を加えるものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛　1点だけお尋ねしますが、これ、配偶者の外国の転勤に伴ってこの制度を利用して休業したい旨の中身はわかりました。その際、国外においてもいわゆる公務員の兼職の禁止の規定には該当するのか、2年、3年となると相当長期になりますが、その際国外で仕事に就きたいといった場合はこの兼職の禁止の規定に該当するようになってしまいか、その点をお尋ねいたします。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　今の議案の説明でも申し上げましたように、この同行休業を取得して休む職員については身分を保有したままということでございますので、当然地方公務員法の対象となつてございます。したがって、例えば外国のほうで別な仕事に就きたいというようなことであれば、そういった申請をした上で適法な処理をして対応したいと思います。

○議長　8番、多賀剛君。

○多賀剛　適正な対応するというのは、向こうで配偶者のいわゆる勤務期間内、2年とか3年以内に仕事には就いてはいけなと、就く場合は日本国内の仕事を退職しなければいけないということですか、その点確認します。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　ちょっと言葉が足りなくて大変失礼しましたが、いわゆる外国における営利企業等の従事の許可につきましては、国内と同じように、公務の信用を失墜する恐れがないような場合については必要に応じて弾力的な運用を行うことができるということでありまして、兼職の届出をして、その内容が大丈夫だということであればこれは認めることができるということでありまして。

○議長　14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　附則の3項であります。職員の休業に関する状況と新しく加わったんですが、これも法の改正によって義務づけられたのかということと、この議案第4号で出てきましたが、2、3ではこういう休業に関する状況というの出てきませんでしたので、そこら辺の関係、なぜこの第4号にだけ休業に関する報告が義務づけられたのかというあたりを説明してください。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例ということでございまして、これまでいろんな報告事項といたしまして職員の任免状況だとか、職員の給料の状況だとか、そういったことで公表してきたところでございます。

今次の地方公務員法の改正に伴いまして、こういった各種休業制度がこのようにできた場合については、この人事行政の公表の中で報告しなさいということでございますので、こういった職員の休業に関する状況について新たに1項目設けるということでございます。

それから、議案第2号、議案第3号とこの規定がなかったわけでありましたが、最後の第4号の中でこれらを一括して休業制度ということでございますので、この職員の休業の関係についてはこの第4号で一括して改正をお願いするというものでございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 これは3年と決まっておりますけれども、これ病気とか育児の関係でちょっと延長したいんだという場合は認めることはできるのでしょうか。

もう一つは、帰ってきた場合、例えば管理職で行って帰ってきた場合、そのポストがないとか、必ず課長だから帰ってきて課長というとはないと思うんですけど、そういうポストには配慮してあるのでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず、この休業の期間の期限でございますけれども、先ほど申し上げましたように、最長3年ということでございます。その中で、これも申し上げましたけれども、例えば出産休暇、育児休業、そういったものはこの休業の対象にならないと。別に出産休暇、育児休業の制度がございますので、そちらを適用するというところでございます。

ただ、それらを含めてもこの同行については最高3年ということでご理解をいただきたいと思います。

それから、戻ってきたときのそのポストということでございますけれども、出ていくときの身分は保有したままでございますので、一旦戻ってきたときにはそのポストに戻ることが原則になろうかと思えます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、職員の配偶者同行休業に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、職員の配偶者同行休業に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、西会津町地域連携販売力強化施設条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 議案第5号、西会津町地域連携販売力強化施設条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、交流物産館よりっせの隣接地商業団地A区画に農林水産省の補助事業である農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用して、地域連携販売力強化施設の整備に向けて現在作業を進めているところであり、本年度は実施設計業務を実施し、今月中には設計業務が終了する予定であります。

本条例案につきましては、来年度からの施設整備と併せ、具体的な施設運営についての事前準備や関係者との協議も必要となることから、早期に関係者の募集などの作業を進めるため、施設の管理運営や利用料などを規定した、本条例案を提出したところでありますので、ご理解願います。

それでは、議案書をご覧ください。

第1条は、本施設の設置について、規定しております。

本施設は、本町の農林産物等の販売や地域情報の発信などを通して、農林業の振興、地域間交流に寄与するとともに地域経済の活性化に資する施設として設置するものであります。

第2条は、本施設の設置場所及び設置される施設について、規定しております。

第1項は、設置位置を定めております。

第2項は、設置される施設を定めております。

第1号の農林産物直売施設は、本町の特産品であるミネラル野菜や米、菌茸類などの農林産物の直売施設とするものであります。第2号の農林産物加工品販売施設は、本町農林産物の消費拡大につながる加工品等の販売や食材を提供する店舗等に供する施設であります。第3号の地域交流施設は、短期間の展示販売などを行う店舗等が利用できる施設であります。第4号のその他附帯施設は、トイレ、倉庫、事務室、湯沸室、機械室、オイルタンク室、受変電施設などを設置いたします。

第3条は、本施設の業務内容について、規定しております。第1号にありますように農林産物等の地場産品、飲食物その他物品の販売に関することなどが本施設の業務内容等でございます。

第4条は、本施設の管理、運営について、指定管理者に行わせることを規定しております。

第5条は、指定管理者が行う業務の範囲について、規定しております。第1号にありますように、第3条各号に掲げる業務に関することや開館日、開館時間の変更に関する業務など8項目について記載しておるところでございます。

第6条は、利用の承認を規定しております。

第7条は、本施設の利用の制限について、規定しているところでございます。

第8条は、本施設の利用の承認の取消し等について、規定しております。

第9条は、本施設の利用に係る保証金及び利用料について、規定しております。

第1項は、第6条の規定により利用の承認を受けた利用者は、保証金及び利用料を指定

管理者に納めることを定めております。

第2項は、保証金の額について事前に町長の承認を受けて決定することを定めております。

第3項は、別表第1及び別表第2の利用料の額に消費税率、1.08であります。を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者が事前に町長に承認を受け、利用料の額を決定することを規定しております。

第10条は、本施設の利用料の免除の事由について、規定しております。

第11条は、本施設の利用について、権利譲渡の禁止を規定しております。本施設の利用承認を受けた利用目的以外に利用し、権利を他人に譲渡し、転貸してはいけないことを規定しております。

第12条は、本施設の施設や設備、展示物品等の損害賠償について、規定しております。

第13条は、この条例に定めているもののほか、必要な事項については、規則で定めることを規定しております。

附則第1項は、本条例の施行日を定めております。

第2項は、本施設の利用の手続きや必要なその他の行為については、指定管理者が決定するまでの間、町長が行うことができることを規定しております。議案が承認されました後、出店者の募集や利用料の決定など、指定管理者が指定されるまでの間、町が中心となって募集作業を進めることができる旨を規定しております。

別表第1につきましては、農林産物加工品販売施設の保証金及び利用料について、規定しております。町内者と町外者に区別して利用料、補償金を設定しております。金額等については、記載のとおりでございます。

別表第2については、地域交流施設の利用料を規定しております。こちらも町内者、町外者に区別して、利用料を設定しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛　私も1点だけお尋ねします。この施設、大変有効に使ってそれなりの効果出していただけることを期待しているわけでありまして、11月にオープンした坂下と湯川の道の駅、あそこのいわゆる出店を募集したときの、テナント募集なんですが、相当苦労されたと聞いております。なかなか募集しても集まらなかったということをお聞きしておりますが、この施設のテナント募集に関して、これから募集するんだということでもありますけれども、坂下、湯川の道の駅の状況などを参考にして募集しようとしているのか、あるいは事前にこの施設のテナントの問い合わせ等があったのかをお尋ねいたします。

○議長　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　8番、多賀議員のご質問にお答えしたいと思います。今議員おっしゃったとおり、道の駅あいづにつきましてもテナントを募集して町内、町外から募集をしたところなかなか応募がなかったというようなことでかなり最終的に出店者がごく間近になったというようなそういったお話を聞いているところでございます。

町としましても、今回の募集にあたりましてはそういった情報なども頭に入れつつ、本当に今回この条例案を提出させていただきまして、早めにテナントの募集を開始したい。それが今回の条例案の提出の最大の理由でありますし、また、今回の条例案承認いただいた後、商工会等とも連携しながら町内のそういった出店者などに呼びかけていきたいなどというふうに思っております。

なお、問い合わせ等につきましては、そう具体的なお話ではないんですけども、2、3、いつだとか、そういった問い合わせ等、2、3あるような状況でございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 また附則にいくわけでありまして、公布の日から施行するということで施行の期日入ってませんが、はっきりすれば期日入るんでしょうが、ですから、おおよそいつから条例は施行されるのか。で、それはなぜ、ということは逆に言えば、なぜ今この条例を議決しなければならないのかということになりますので、そこら辺を説明してください。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 附則の件についてのおただしであるわけですが、公布の日からということで記載させていただいているわけですが、通常は議会が終わりまして1週間くらいしてから公布するというようなそういった作業の流れになっております。

なぜこの時期に条例を提出したのかというようなおただしであるわけですが、先ほども申しましたように、来年度から施設整備というのがこれから国の補助を受けて進めるわけですが、その工事と並行しまして指定管理者、それからテナント、そういった方々を募集しまして、実際に入居される方々が決まれば、そういった工事と合わせながら、例えば店舗づくりとか、店舗の販売戦略、またあとテナントの方についてはテナントの店舗の配置とか、配管とか、そういったのも併せて工事と並行してできるのかなというようなことで、そういった面で早期の事前準備をしたいということで今回条例を提出させていただいたというようなことでございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 第5条の時間の変更に関するということでちょっと伺いたいと思います。これ、指定管理者が行う業務の範囲ということですから、全体的な時間だと思います。例えばその中でテナントで入られた方で、通常大型トラックが10時、11時までくるから私は業務内で商売をしたいというような方の時間なんかは、そういうことは認められるとか、そうでなくて全体的な指定管理者の中での決めなのか、個人のそういうものはあるのかどうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 開館時間についてのおただしでありますけども、この条例のもとに規則をつくっているわけですが、今基本的に開館時間については午前9時から午後9時を開館時間にしようかなということで規則では今そういう形にしようかなということなんですけども、実際にまだ出店者等が決まってないわけですので、その出店の業種によりましていろいろな出店時間の、この時間がいいとか、そういった希望があると思いますので、それはこれから指定管理者などを交えながら十分協議して開館時間を決めていきたいなど

いうふうに思っております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今条例ということで今審議しているわけですが、ここに議案第5号の参考資料というようなことでもらっておりますので、これに関連して質問させていただきます。

この地域販売力強化施設の建てる場所ですね。これにアーケードがかなり、アーケードのずっと手前に施設が建つというようなことで、あのアーケードが撤去されるというような話でありました。

これについてはあれですか、これ、図面見ますとこの右側のほうにまだスペースがあるというようなことと、かつてアーケードを作るときに、かなりの経費を投じて、たぶん作ったと思うんです。これらを生かすというか、そういうことも含めて設計とか、そういうところに依頼というか、しなかったのか。

それといろいろ中にカフェとかいろんなもの幅広くいろんな店舗が入るというようなことで、大変期待はされるんですが、アーケードを本当に生かして、今までもあそこアーケードだけだけでも、雨の日なんかみなさん、あそこずうっと通路としてよりっせのほうに使っていたというようなこともありますので、その辺の内容等をお聞かせください。

それで、参考までにアーケードの工事費といいますか、いくらくらいだったかもしわかっているようでしたらお知らせください。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 アーケードについてのご質問にお答えしたいと思います。アーケードについては平成16年度から供用開始ということで、事業費としましては2,480万というような事業費でありました。2,480万でございます。過疎債を活用したというようなことでございます。

それで今回補正予算にもアーケードの撤去費ということで計上させていただいているわけですが、今回のこの施設を整備するにあたり、商業活性化委員会というようなことで商業関係者とか、農業関係者とか、有識者とか、そういった方々20人くらい集まっていたいて、いろいろこの建物の計画にあたりましていろいろ協議いただいたわけでありまして、その中でも、例えば今既存のよりっせについては入り口がわかりづらいとか、逆にアーケードがあるために除雪がしづらいとか、またあと、アーケードができた後、今度は新しい施設の、施設全体が見づらいんじゃないとか、それから、テナントが入るわけですが、テナントの搬入口、品物の搬入口など裏側から入るということで、そういった除雪なんかをするにも除雪が入るようなそういう通路の確保も必要じゃないとか、そういったいろいろなお意見がありまして、最終的にやっぱり裏側に除雪の処理がしやすいような、ある程度のスペースも必要じゃないかというような、そういうことで、それからあと、既存のよりっせと新しい施設を景観上、直線的になるようなそういった施設構造なども必要じゃないかなどという、そういった景観上の問題もありまして、最終的に委員会の中でもアーケードの撤去については仕方ないんじゃないかというようなお話になりまして、今回アーケードを撤去して新しい施設をつくると、そういった計画、施設づくりにさせていただいたということでございます。

そういったことで今回の補正にアーケードの撤去費用を計上させていただいたところで

ございます。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 この委員会の中で、アーケードについてそれ相当、今お話があった2,400万という経費がかかっているということのお話はされましたか。

というのは、これは以前の商業団地をつくる上での一つの全体像の中で作られたということは承知してありますが、そういう中でこれがちょっと設計を工夫すればまだまだ生かせる部分があったんじゃないかなと思うんですが、その辺は話されましたでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 アーケードについてお答えしたいと思います。委員会の中では費用的なお話は、具体的にどのくらいかかったとか、そういったお話はなかったわけですが、確かにせっかくあるアーケードですからこれを生かすような形がどうかとか、いろいろ何とおりに計画図面なんかも出しまして、それらを比較しながら、最終的にやはり景観上の問題とか、先ほどの裏側の除雪をするにはやはりこういった通路が必要じゃないかとか、そういった総合的な判断のもとに、やはりアーケードを撤去するしかないんじゃないかというような、そういった意見が多数占めたということで今回のアーケード撤去に至ったところでございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 第2条に農林産物加工販売施設とありますよね。この前ミネラル野菜の方々と、農家の方々と我々経済常任委員会がお話したときに、野菜類、これすたれの足が早いからすぐ悪くなっちゃうんだと。すると自分たちで全部引き受けなきゃなんないと。だったらこの農林産物加工施設をそのそばに作ってもらえないかと。そうすればこんな野菜なんかあっちこっちと持って歩いたんではなお悪くなってしまう。できればそのそばに作ってほしい。

それで、その加工施設も一緒に作ってほしいんだと。そこで作って見せながら販売できると。そうするとそういう無駄なものもなくなると。そういうことお考えございませんか。

あともう一つは、この10条にその他指定管理者が必要と認めるとき、これ、利用料金が全部又は一部を免除することができる、その3番目にその他指定管理者が特に必要と認めるときという場合の何か想定しておられる条件というものはどういうものなんでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 農産物のそういう残ったものをうまく加工できないかというようなお話ですが、今実際によりっせもそういった野菜等余った残ったものというか、例えば今ロータスインあたりで、レストランでミネラル野菜を使ったビュッフェ方式なんかやっているわけですが、そういったところと提携しながら、なるべく残らないような方向で野菜ができるように、そういった形で今ロータスと提携しながら、通常の販売ですとこのくらい残るところを同じ振興公社の中のロータスインで使うようなそういった形を今やっていますけども、今後も新しい施設の中でも、直売施設の中に短期販売施設、そういったのもできますので、そこで例えば加工ネットワークの方々とか、そういった野菜を使っているいろいろな加工品なんかを作っている方々なんかにも活用していただいて、実演販売なんかし

ていただくことによってさらにPR、販売促進につながるのかなというような、そんなことを今考えているところでございます。

それからあと指定管理者の利用料の免除関係ですけども、これはあくまでもやっぱり国県とか公共関係の方々がイベントなどをやる場合について、そういったことで利用料の免除というのを考えているところでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 その販売力強化が目的でしょうが、利用料が20パーセントとなっておりますが、最低、基本料金は設けないのでしょうか。それが1点。

それとあくまでも20パーセントといいますと、それはいいとしても、商売の原点から言いますと、例えばセールをやりたい場合に売上があればあるほど赤字になるという。だから一生懸命に量を売りたいと思ってもできないような状況で、あくまでも展示販売するのはいいんですけど、実際商売、自分がやろうとすると意欲をそがれるような数字なんですけど、例えば基本料金いくら、上限はどの程度でしないと競争の原理にならないように思うんですけど。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 利用料についてのおただしであるわけですけども、この間の全員協議会でもお話しましたように、今回、条例上は町内の方については15パーセントということで規定しておりますが、実際に募集にあたってはその2分の1というか、7.5パーセントで今募集をかけようかなということで内部で協議しているところでありますけども、この利用料を検討する際に、出店者の選定委員会というのを作りまして、これは例えば経営コンサルタントとか、そういった方々に入っていて、実際にどの程度の利用料がこういったテナントなんかで必要なんだというようなお話がありまして、通常こういうテナント、例えばほかの道の駅もそうなんですけども、だいたい15パーセント程度をとっているというようなことでありまして、そういったことを一つの基準にさせていただいたというようなことで、今回条例上は15パーセントにさせていただいたところです。

例えば議員おっしゃったように、下限を設けないかとか、上限を設けないかとか、こういった具体的な数値等については、これから実際にどんな業種が入るか、それから実際にどんな売上状況か、そういうのが見通せないというようなことでありまして、基本的に例えば7.5パーセントであれば家賃収入が売上の7.5パーセントであるわけですから、全体の売上の中で伸びようが下がろうがそれに応じた家賃ということになるわけですので、逆に固定することによって、それが負担になってしまうとか、そういったことも考えられるということで今回そういう歩合制にさせていただいたということでもあります。

ただ、上限、下限についてはやはり出店業種とか売上状況がよくわからないということでもありますので、今後そういった推移を見ながら実際には指定管理者と出店者で協議していきたいと考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 確かに書いてあるのは、当面3年間は少ないです。でも、その後上がるわけというふうに解釈すれば、長くテナントに入るといった意欲がそがれるような気がするので、その点だけお聞きします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 利用料についてですけれども、決して3年後見直すという場合に、その状況を見て上がるかそれとも現状維持か、その辺は十分売上の状況とか出店業種の状況を見ながら十分、指定管理者、それから町も入りながら検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、西会津町地域連携販売力強化施設条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、西会津町地域連携販売力強化施設条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第6号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、職員の給与改定に係る一部改正であります。ご承知のように、公務員の給与につきましては、その職務の性格上、労働基本権の一部が制約されており、民間企業のように労使交渉によって自らの給与を定めることが出来ないことになっております。そのための代償措置といたしまして、国においては人事院、県においては人事委員会による給与勧告制度が設けられているところであります。

また、市町村職員の給与改定にあたりましては、地方公務員法第24条に職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与等を考慮して定められなければならないと規定されていることから、本町における給与等の改定につきましては、従来から勧告制度の意義を尊重し、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じて改定を行ってきたところであり、今次の改定にあたりましても国・県の勧告等に準じて行うものであります。

今次の改正内容についてであります。去る8月7日、国の人事院は、民間給与と公務員給与の格差を解消するため、国家公務員の若年層に重点をおきながら、職員の俸給について、平均0.3パーセントの引上げと勤勉手当0.15月分の引上げ、また俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的な見直しなどについて、勧告を行ったところであります。

これを受け、県人事委員会は10月16日、人事院勧告に準じて職員の給料について、平均0.18パーセントの引上げと勤勉手当0.15月分の引上げ、また人事院勧告の内容を踏まえた給与制度の総合的な見直し等の勧告を行ったところであります。

本町におきましては、これらの勧告の意義を尊重し、県と同様に、職員の給料について平均 0.18 パーセントの引上げと勤勉手当について 0.15 月分の引上げを行う改正等を行うものであります。

なお、今次の改正につきましては平成 26 年度分の改正に係るものについて行なうものであり、給与制度の総合的な見直しなど、平成 27 年度以降に係るものについては、県の動向がまだ決定されておられませんので、今後、県や周辺市町村の動向等を注視しながら引続き検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げます。併せて、条例改正案新旧対照表の 3 ページをご覧くださいと思ひます。

まず、改正条例案第 1 条の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります、同条例第 21 条は職員の勤勉手当にかかる規定であります。第 2 項第 1 号は職員の支給率について、100 分の 67.5 を 100 分の 82.5 に 0.15 月分引上げるものであります。

第 2 号は、再任用職員の支給率について 100 分の 32.5 を 100 分の 37.5 に 0.05 月分引上げるものであります。今次の支給率の改定にあたりましては、平成 26 年度の引上げ率を 12 月支給分で一括して調整を行なうものであります。

次に、附則第 15 項の改正は、行政職 6 級で 55 歳以上の職員に対する勤勉手当の減額率をそれぞれ引上げるものであります。

次に、別表第 1 は行政職の給料表で、若年層に重点をおきながら平均 0.18 パーセント引上げる改正、別表第 2 は医療職の給料表で、行政職に準じて改正するものであります。

次に、本改正条例案第 2 条についても、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

同条例第 21 条第 2 項第 1 号に規定する職員の勤勉手当支給率について、100 分の 82.5 を 100 分の 75 に引下げるものであります。この改正は、平成 27 年度以降の支給率を 6 月、12 月とも同じ率とするため、6 月、12 月とも 0.075 月分引下げるものであります。

第 2 号は、再任用職員の支給率についてであります、同様に 6 月、12 月の支給率を同じ率とするため、100 分の 37.5 を 100 分の 35 に 0.025 月分引下げるものであります。

次に、附則第 15 項の改正につきましても、行政職 6 級で 55 歳以上の職員に対する勤勉手当の減額率をそれぞれ引下げるものであります。

次に、本改正条例案の附則であります、第 1 項及び第 2 項は施行期日でありまして、第 1 項の改正条例案第 1 条の規定は、公布の日のから施行し、平成 26 年 4 月 1 日に遡及して適用するものであります。ただし、第 21 条第 2 項第 1 号及び附則第 15 項の規定は、平成 26 年 12 月 1 日に遡及して適用するものであります。次に、第 2 項の改正条例案第 2 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものであります。

第 3 項は、給与の内払いの規定でありまして、改正後の条例を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

第 4 項は、町長への委任規定でありまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案の

とおりが議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　給与改定は県の人事委員会を参考にしてやってきましたが、それはそれでいいわけですが、新旧対照表の7ページで開いていただきたいわけでありましたが、4級ですと84号給で39万円、5級ですと76号給で40万2,500円、6級ですと68号で42万4,900円からは改正にならないというわけです。

先ほど若年層ということですが、お年になってる方は、これも職員の給料は年齢相応ということもありますが、それだけじゃなく、やはり給料にある程度差が出てくるわけでありまして、ここら辺のこの39万、40万2,500円、42万4,900円でちょっと理解しづらかったわけでありまして、ここでなぜ線引きになったのかというあたり、わかればいいです。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　なかなかちょっと説明が難しい部分もございますけれども、今回平均改定率は0.18パーセントでございます。先ほど申し上げましたように若年層、いわゆる若手の職員に重点を置いて改定をしていくということでございます。

これは国県も全く同じでありまして、いわゆる民間との給料を比較した場合、若年層の給料が民間よりも比較的低いということがございます。逆に高年齢の部分については民間と比較すると高いというようなことがございますので、今回、平均で0.18でありますけれども、年齢からいきますとおおむね50歳から上については据置という形になっております。

その据置になった分を若いほうにスライドしてその引き上げ率を上げるということがございます。

そういうことがございますので、あとは各1級、2級というのはそれぞれ1級は若手職員、2級、だんだん上がってきます。5級、6級が管理職ということがございますので、その辺にいる職員はほとんど据置ということがございます。

○議長　14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　わかりました。おおよそ50歳以上で線引きされているというふうに理解を
していいということでもありますね。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　今ご説明申し上げましたようにおおむね50歳以上が据置ということがございます。

○議長　10番、荒海清隆君。

○荒海清隆　公務員は人事院、このデータを作るわけですが、民間ということのデータは誰がどのようにしてまとめてその比較対象になるのかを1点お願いします。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　まず、国の関係で申し上げますと、国は人事院がこの調査を行います。いわゆる民間の企業規模50人以上、それから事業所規模50人以上の事業所を対象としまして、約50万人の従業員の4月分の給与を国家公務員と比較するということでございます。

それから県の場合でありますと、県は人事委員会というものがございます。こちらの県

の人事委員会が国と同じように、民間企業の県内の企業規模 50 人以上、かつ事業所規模が 50 人以上の民間事業所を無作為に抽出いたしまして、同じように 4 月分の給料について比較を行うということで調査をしてございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 6 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 7 号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　議案第 7 号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、公益上必要がある場合は不均一の課税をすることができるという地方税法第 6 条の規定に基づき、過疎地域内などに事業用の建物や設備を新設または増設した場合に、固定資産税の課税を免除することができる内容を規定した条例であります。

この度の改正は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条の地方公共団体等を定める省令が改正されたことに伴い、本条例につきましても所要の改正を行うものであります。

それでは、改正内容についてご説明を申し上げますので、議案書と併せて条例改正案新旧対照表の 16 ページをご覧ください。

西会津町税特別措置条例の一部を次のように改正する。

第 5 条は集積区域における課税免除についての規定であり、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用期限を、平成 26 年 3 月 31 日から 2 年間延長し、平成 28 年 3 月 31 日までとするものであります。

次に附則であります。施行期日について規定するものであります。

なお、この改正による本町の課税免除の取り扱いについては、従前と変更はありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5 番、伊藤一男君。

○伊藤一男　それでは、現在、町の企業等において設備投資等による固定資産税の課税免除を受けている企業はあるのかお伺いしたい。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えをいたします。平成26年度課税免除を受けた企業は2社で、免除額が約310万円であります。ちなみに昨年度25年度につきましては、同じく2社で360万円、24年度につきましては3社ありまして320万ほど免除をしております。

ただ今回の改正、企業立地促進法の改正でありますけども、本町の場合課税免除はすべて過疎法の課税免除適用ということで、今回の改正部分の適用はいまだかつてございません。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(11時48分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第8、議案第8号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第8号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例改正案の概要であります。産科医療補償制度の見直しに伴い出産育児一時金の支給額が変更になったことによる改正であります。

出産育児一時金とは、国民健康保険に加入している被保険者や被扶養者が出産したときに、出産に要する経済的負担を軽減するために支給される制度で、実際にかかる価格を反映させるため条例にその金額を規定しております。

その金額は、平成23年4月からは39万円となっており、そこに、3万円を上限に加算金を加え総額では42万円を支給しています。

この加算金であります。この加算金は出産に関連して発症した重度脳性まひの子どもと家族の経済的負担を補償する、産科医療補償制度の掛け金であり、その金額が現在は3万円であることから3万円が加算されています。

その3万円の掛金が、来年1月から1万6千円に引き下げられることに伴い規則で定められている加算金も引き下げられますので、支給総額を現行の42万円のままだに据え置くために、一時金の額を1万6千円引き上げて40万4千円とするものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。あわせて、新旧対照表の18ページをご覧ください。

西会津町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第6条は出産育児一時金の支給額等を定めたものですが、第1項中の子出産育児一時金の支給金額を39万円から40万4千円に改めるものです。

附則であります、1項は施行期日を定めており、平成27年1月1日から施行します。

2項は経過措置で、施行期日の前に出産したものについては、従来の支給額とするものということでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る11月21日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、荒海清隆君。

○荒海清隆　1点お伺いをいたします。39万から40万4千円に、1万4千円が育児一時金として支給するということなんですが、この1万4千円という根拠なんですが、なぜ1万4千円を支給するかということと、あと今加算金ですか、1万6千円下げたというようなお話なんですが、これはなぜ下がったのかということとお伺いいたします。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えをいたします。1万4千円の根拠であります、今ほど議員おっしゃられましたように、その加算金が3万円から1万6千円に引き下げられたことにより、その差額1万4千円分を出産育児一時金で引き上げたものでございます。

この3万円が1万6千円に引き下げられたということでございますが、これにつきましては先ほど説明申し上げましたとおり、産科医療補償制度の掛け金が3万円から1万6千円に引き下げられたことにより、加算金も1万6千円となったものであります。

○議長　10番、荒海清隆君。

○荒海清隆　ということは、出産育児一時金ですか、これは変わらないというような見方でいいんですか。町ではこれ、子育て出産というやつですか、応援してるわけなんです、そういう意味から言っても変わらないということは、何か違和感があるんですが、その辺はどうなんですか。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えをいたします。この出産育児一時金につきましては、国民健康保険法のほうで決められた金額でございまして、町で金額を増減できるものではございません、今回の改正につきましてもその法律が変わったことによる改正ということでございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長　10番、荒海清隆君。

○荒海清隆　今、国民健康保険法が変わったというようなことではあります、それはわかりましたが、それに対して審議会で答申されたということなんですが、町として特別に援

助ですか、支援するというようなことはなかったんですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。町としましては、現在、妊婦さん、あるいは出産に対する助成金としまして、妊婦健康診査、おおむね妊娠から15回ほど健康診査があるんですが、その健康診査のすべてを助成したり、あるいは出産時、第3子目以降になりますが、出産祝い金等を支給しているということでございますので、その辺で援助しているということでご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私も1点お尋ねします。この産科医療補償制度の医療機関というのは、適用になる医療機関とそうでないところがあるというようなことを前に聞いたような気がするんですが、この会津管内の産婦人科ですか、ではみなこの医療補償制度は適用になると理解してよろしいですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。会津管内には出産が可能な産婦人科、4医療機関ありますが、4医療機関ともこの補償制度はすべて該当になるということになっております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、西会津町文化財保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

教育課長、成田信幸君。

○教育課長 議案第9号、西会津町文化財保護条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

西会津町文化財保護条例は、文化財保護法の定めに基づき、町にある重要な文化財の保存及び活用に必要な措置を講ずるため、制定されております。

今次の改正は、文化財の保存及び活用に関し調査・審議をいただく文化財調査委員会の組織を見直し、広い分野からの委員のみなさんに調査・ご審議いただけるよう、委員の定数を増やすとともに、文化財保護審議会と名称を改める改正をするものでございます。

本町の歴史・文化行政に関しては、これまで、町史の編さんを行い、それを中心とし、文化財等の資料の収集や保存そして整理を進めてきました。町史が発刊した今後の文化財

行政は、マスタープランとなるような、仮称ではございますが歴史・文化基本構想を策定し、それに基づき進めていくことといたしました。

その基本構想の策定に関し、調査・ご審議をいただく機関として、町文化財保護審議会を位置づけるものでございます。

それでは、条文についてご説明いたしますので、議案書をご覧いただきたいと思います。併せて新旧対照表もご覧いただきたいと思います。

第4条は、文化財の指定等が定められておりまして、第2項中、西会津町文化財調査委員会を西会津町文化財保護審議会に改めるものです。

次に、第5条第2項及び第16条第4項、並びに、第17条第3項は、西会津町文化財調査委員会を審議会に改めるものでございます。

第6章の見出し、次の第35条中ともに、西会津町文化財調査委員会を西会津町文化財保護審議会に改めるものでございます。

次の第36条は、審議会の任務を定めており、委員会を審議会に改めるとともに、法律の定めにより表記をあわせ、重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議するに改めるものでございます。

第37条は、審議会の構成を定めており、委員の定数は6名以内から10名以内に増やし、また、関係行政機関の職員を加え、県の博物館等の職員も委嘱できるよう改めたところでございます。

第2項は、臨時委員を定めたもので、特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、臨時委員を置くことが出来るよう追加いたしました。

第38条第3項は、臨時委員の任期を定めておるところで、臨時委員は、特別の事項の調査審議が終了したとき、任期も終了することとしました。

最後に、附則でございます。

第1項は施行の期日を定めたもので、公布の日から施行することとしております。

第2項は、現在の委員の経過措置でございまして、残任期間でございます平成28年3月31日までは、新しい条例での審議会委員とみなすことを定めております。

第3項は、この条例によりはじめて委嘱される新委員の任期を定めており、これまでの委員と任期を合わせるため、平成28年3月31日までとしております。

第4項は、委員の報酬と費用弁償を定めるもので、記載の条例の別表の委員名を改める事に対応するものでございます。

以上で、西会津町文化財保護条例の一部を改正する条例について説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、荒海清隆君。

○荒海清隆　町の文化財を保護するということで委員を増やし、そして名称を変えて新たに文化財を保護するというような大変いい条例制定かと思います。それでお伺いするんですが、現在町では文化財と指定している文化財は何点くらいあるんでしょうか。

○議長　教育課長、成田信幸君。

- 教育課長　ただいまのご質問、町で指定をしている文化財の数ということでございまして、町指定の重要文化財は現在 35 点ございます。
- 議長　10 番、荒海清隆君。
- 荒海清隆　これは町指定の重要文化財ですね。それでもしできましたら、県ですか、県の指定もあると思いますが、それは何点くらいですか。
- 議長　教育課長、成田信幸君。
- 教育課長　町以外の指定文化財ということでございまして、県の指定の重要文化財、これについては 11 点ほどございます。なお、国の指定文化財もございまして、これについては 2 点となっております。
- 議長　10 番、荒海清隆君。
- 荒海清隆　それぞれ保護されておるわけなんですけど、その持ち主ですか、その人たちには特別保護するにあたっての費用とか何かは出しておられるんですか。
- 議長　教育課長、成田信幸君。
- 教育課長　この指定の文化財につきましては、それぞれ所有者がいろいろございます。その所有者についてその保存、またそういった管理費は、基本的には所有している方にやっていただくということでございますが、その文化財の、例えば看板とかちょっと修繕、これについては町のほうからも支援をしております。
- 議長　4 番、渡部憲君。
- 渡部憲　その文化財の現在の保存状況というのはどのような状態にあるんでしょうか。そして、神社・仏閣・史跡、いろいろあると思うんですけど、その具体的な名前少しわかりますか。あったら教えてほしいんですけど。
- 議長　教育課長、成田信幸君。
- 教育課長　文化財の保存の状況ということでございまして、文化財も絵画から天然記念物からさまざまございますが、中にはかなり古いものがございまして、状況的にかなり厳しいものから、わりかしきれいなものまでございます。
- なお、本当に修繕をだんだんしなければならぬというようなものもございまして、これについて所有者と相談をしながら、町としてできることはやっていきたいなというふうに思っております。
- 議長　4 番、渡部憲君。
- 渡部憲　やはり、ある程度予算は取ってあると思うんですけど、やっぱり大事なものはある程度予算を取って保存をちゃんとしていくと、そのような考えございますか。
- 議長　教育課長、成田信幸君。
- 教育課長　指定の文化財ということで、町にあります重要な文化財でございますので、教育委員会としてもできるだけ修繕等、あとそういった周辺環境も含めながら親愛していきたいと考えております。
- 議長　8 番、多賀剛君。
- 多賀剛　歴史文化基本構想を策定するということでもあります。先日の一般質問でもありましたが、いわゆる文化財保護の観点から、ものばかりでなくて、いわゆる風土記といえますか、生活習慣、風習、しきたりなどの伝承もこれからは必要ではないかという話

がされました。

今、そういう知ってる方が最後の人だというようなところも結構あるようでありまして。最後の伝承者が亡くなってしまうと途絶えてしまうというようなところもありますので、まずこの歴史文化基本構想をいつごろまで策定したいと思うのか。

それで今言ったようなものも構想として入れてもらえるのか。これは急がないともう途絶えてしまう可能性もありますので、その点お尋ねいたします。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 歴史文化構想についてのご質問ということでございまして、この構想については文化財行政のマスタープランとなるような構想ということでございまして、策定については来年度から策定の作業を進めていきたいというふうに考えております。

そういった中でこの新しい審議会の中でご審議をいただきながら、じっくりと策定をしていきたいということでございます。できれば、できるだけ早く構想については策定をしたいんですが、こういう構想の策定作業等がございますので、はっきりいつまでというのはいちよと現段階ではお答えは難しいのかなと思っております。

またこの構想の中で、ございましたように文化財だけでなく、その周辺環境、また先ほど議員からお話がありました件、こういうのもご審議をいただきながら、どういう形の構想をつくって、どこら辺の範囲まで持っていくか、それは十分検討しながらやっていきたいと思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今、文化財だけではなくて幅広くということに私も理解をしました。いわゆる文化財に指定するようなもの、物件というものはそれなりに保存されて、価値があるからであります。今多賀君が言ったような民具だとか、風習だとかそういうものはいわゆる人の暮らしがわかるそれをどう次に伝えていくか。これはやはり大きな仕事だと思うんです。

そこでかつて20年、30年前に町では民具を集められました。私も何点か出品しましたが、その民具今どこにあってどこに展示されているかわからないわけです。そういうことでは、意欲を持って民具を提供しようというふうにはならないわけでありまして、やはりその民具の整理、土器の整理、古文書も相当数出されておりますのでその町史編さんだけではなくて、もう一回整理といいますか、系統別にまとめるとか、そういう仕事をしていってほしいなと思うわけでありまして。

それをするには専門の職員一人配置するくらいで、委員の人が調査・審議すること、それはそれで調査していただくなくてはならないでしょうが、その調査する前の段階で、やはり専門の職員がいて、調査をしていかなければ、充実した面にならないのではないかなと。

塩川の町史を見ておりましたならば、六角形の六地蔵、会津で何十点といたしましたっけかな、30点以上だったかな、その中に西会津で2点書かれておりました。1点はお能化さまの六地蔵です。もう1点が高目、示現寺の六角形の地蔵です。

これ西会津の町史には何ら触れておりませんが、塩川の町史にはそれこそ重要ないわゆる文化財だというようなことで紹介をされているわけでありまして、もっともっと、立

派な町史は作っていただきましたが、その後もやはり見る人によっては、だいぶ違いますので、そこら辺までやっていくにはぜひ専門職員を1人張り付けておやりになる考えあるかないかをお尋ねします。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 今回基本構想ということで策定をさせていただきます。その策定に際しましては、やはりしっかりとした指導者というのをできればお願いをして、その指導者のご指導のもとに策定をしていきたいというふうに考えております。

また、今ほど民具とか民俗資料ということでお話ございまして、これは今旧群岡中学校の2階と3階、ちょっと保存させておいていただいておりますが、それとあと文化財、埋蔵文化財のほうについては寄宿舍のほうにございます。

これらについてもこれまで保存はしてきましたんですが、なかなか整理、分類という形で展示のほうまでなかなかいかなかったということがございますので、この基本構想策定するとほぼ同時並行の形でこれらの整理についてもやっていきたいというふうに考えております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 石に刻まれた建て物で残っているというのはある程度年数、余裕があると思いますが、今回も和紙が文化財か何かに指定されましたね。西会津の出ケ原和紙、会津の三大和紙の一つなんです。こういう和紙の、紙の道具だとか、方法だとか、今それを保存といいますか、調べておかなければもう永久に残らなくなってしまうのではないかと。

例えば屋根葺きですね。屋根葺きなんかもう西会津でおそらく5人といないはず。ちょっとわかりませんが、そう大勢おられません。こういうのをきちっと後世に残して、生活習慣、そういうものを調査委員で発掘とか調査しなさいといっても私は無理があるんじゃないのかと。

やはり教育委員会の職員がお一人、そういう町の実態を調べて、誰が、例えば紙漉きに携わった家がどこにあるんだと。そういう人、家調べをして専門委員をお願いをしてというようなことでやっていかないと、私はこの狙う効果が出ないのではないかと。なかなか役場職員も今なかなか厳しい状態ですが、やはりいい仕事をするということにはそういう職員を専門に1人張り付けるということで私はやっていくべきだと思っていますので、その点に関して答弁がなかったの、ひとつお願いします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 ただいま長谷沼議員から本当に支援をしていただけるようなご発言がありました。本当に心強く思っております。できたらそういう形でやっていけるようになればいいなと思っておりますので、今後ともいろんな面でご指導よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、西会津町文化財保護条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、西会津町文化財保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第8次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第10号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第8次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。人事院勧告等に伴う職員給与等の調整や、携帯電話等鉄塔施設整備、稲作経営支援交付金、西会津小学校新校舎への空調設備設置工事などを新規に計上したほか、今後の町政運営に必要な経費を調整するものであります。

これらの財源といたしましては、国・県支出金等を充当することとし、不足する財源につきましては、財政調整基金から繰り入れすることといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成26年度西会津町の一般会計補正予算(第8次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,616万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億6,148万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。

8ページをご覧いただきたいと思っております。

まず歳入であります。11款分担金及び負担金、1項1目総務費分担金131万7千円の増であります。電気通信格差是正事業の事業者への分担金であります。

次に、13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金592万8千円の増であります。障がい者福祉事業に係る負担金であります。2項1目民生費国庫補助金430万1千円の増は、保育緊急確保事業の県補助金からの組替えなどであります。4目土木費国庫補助金340万円の減は、都市再生整備計画事業の補助事業枠の減によるものであります。

次に、14款県支出金、1項1目民生費県負担金483万8千円の増は、障がい者福祉事業に係る負担金と災害弔慰金にかかる負担金であります。2項1目総務費県補助金987万7千円の増は、携帯電話等エリア整備事業補助金の追加計上であります。2目民生費県補助金170万円の減であります。10ページの1行目をご覧いただきたいと思っております。昨年度までの安心子ども基金特別対策事業補助金が、新たに保育緊急確保事業費補助金として制

度の改正がありましたことから、組替えするものであります。5目農林水産業費県補助金824万1千円の増は、農地制度実施円滑化事業や広葉樹林再生事業などであります。8目教育費県補助金1,864万7千円の増は公立学校等校舎内緊急環境改善事業の追加計上であります。

次に、15款財産収入、2項2目物品売払収入217万2千円の増は、除雪機械の売払収入であります。

次に、17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金1億7,480万1千円の増は、今次補正に係る不足財源を繰り入れるものであります。この結果、補正後の財政調整基金の残高は、9億633万1千円となる見込みであります。

次に、19款諸収入、5項4目雑入941万8千円の増は、後期高齢者医療療養給付費負担金の過年度分に係る精算であります。

次に、20款町債、1項2目過疎対策事業債70万円は、都市再生整備事業の増であります。

次に、12ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

1款議会費、1項1目議会費であります。職員の人事院勧告等に伴う人件費の調整と高速道路使用料などあります。なお、この後、各款にわたり人件費の調整が出てまいります。いずれも職員の人事院勧告等及び人事異動等による調整でありますので、以下の人件費に係る説明は省略させていただきたく、ご了承をいただきたいと思っております。

次に、2款総務費、1項5目財産管理費1億円の追加は、役場庁舎移転整備に係る経費について、庁舎整備基金に積立てするものであります。6目企画費1,542万3千円の追加は、小杉山地区携帯電話等鉄塔施設整備事業の新規計上などあります。10目ふるさと振興費772万円の追加であります。14ページをご覧くださいと思います。15節の工事請負費で道の駅に設置されているアーケード施設の解体撤去工事の計上などあります。次に、2項徴税費及び3項戸籍住民登録費は人件費の調整、4項選挙費は農業委員会委員選挙が無投票になったことによる減額調整であります。

次に、17ページをご覧くださいと思います。

3款民生費、1項3目老人福祉費2,681万7千円の追加は、後期高齢者医療療養給付費負担金で1,353万2千円、18ページにまいりまして、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金1,270万3千円などあります。4目障がい者福祉費1,465万4千円の追加は、障がい者に係る各種福祉サービス事業の調整であります。2項2目児童措置費207万3千円の追加は、新保育施設に係る基本設計委託料の追加計上と、保育所業務委託料及び放課後児童クラブ委託料の組替えなどあります。3項1目災害救助費249万9千円の追加は、本年2月に発生した雪下ろし作業中の転落事故に対する災害弔慰金であります。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費769万5千円の減は、人件費の調整と20ページにまいりまして簡易水道等事業特別会計の事業費精査による繰出金の減であります。4目健康推進費175万6千円の追加は、沖縄県宮古島市との健康運動推進員交流事業に係る研修旅費などあります。

次に、6款農林水産業費、1項1目農業委員会費151万7千円の追加は、農地基本台帳

システムの改修委託料などであります。

次に、22 ページをご覧くださいと思います。

3 目農業振興費 996 万 7 千円の追加は、農業施策に係る各種事業費の調整と稲作経営支援交付金の新規計上であります。5 目農地費 109 万 6 千円の減は、農業集落排水処理事業特別会計の事業費精査による繰出金の減であります。

次に、24 ページをご覧ください。

7 款商工費は人件費の調整と観光費の事業費組替えであります。

次に、26 ページをご覧くださいと思います。

8 款土木費、3 項 3 目都市再生整備計画事業費 85 万円の追加は、原町ポケットパーク整備事業と町道上原中央線新設事業の組替えであります。

次に、9 款消防費は人件費の調整であります。

次に、28 ページをご覧くださいと思います。

10 款教育費、2 項 3 目学校建設費 7,301 万 2 千円の追加は、小学校新校舎落成記念事業に係る経費と新校舎への空調設備設置工事の新規計上などであります。

次に、30 ページの 11 款災害復旧費は、人件費の調整であります。

5 ページにお戻りいただきしたいと思います。

5 ページは、第 2 表地方債補正・変更であります。過疎対策事業費につきまして、都市再生整備計画事業の事業費調整に伴い、限度額 5 億 9,920 万円を 70 万円増額し、5 億 9,990 万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

9 番、青木照夫君。

○青木照夫 1 点お尋ねします。都市再生整備ということで今説明がありましたが、前の 3,400 万円が予算が組まれていた。それが前倒しで 85 万円ということは、これは中身を見ると調査測量代だということですが、3,400 万円の補助、その余りというのは返還されたという解釈でよろしいんですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 都市再生のご質問にお答えします。都市再生整備事業につきましては補助対象事業費で今年、年度当初 3,350 万円の事業費を見込んでおりました。それがちょっとシーリングがかかりまして、本年度の配分額につきましては 2,900 万円というようなことになりましたので、450 万円減額というような形になりまして、補助金ベースでは 340 万円の減というような形になったところでございます。

○議長 9 番、青木照夫君。

○青木照夫 ということは数字の中身はよくわかりませんが、単純に解釈すると、予定どおりの価格、あれは使えなかったと、そういうことで余ったものはどこにやられたのかとか、返還されたのかということなんですが、数字は別としても。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 町の、もう説明しましたようにポケットパークで今年事業費を予定して

いたのが使えなくて、上原中央線のほうに事業費を振り向けたということでございます。先ほど申し上げましたように、今年の補助金といいますか、事業費の配分額、県のほうから割り当てになったわけでありましたが、その金額が減額になったということでございまして、配分になった金額を振り向けたということで今回減額が生じているということでございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私も何点かお尋ねします。まず、この8次の補正の中の総額2億3,616万円、各課に渡り人件費の調整があったということでありますが、この2億3,600万の中で人件費に占める割合というか、金額はどの程度になっているのかまずお尋ねします。

それと歳入の部分、10ページの15款物品売払収入、これ除雪ドーザ3台を処分されたということでありますが、どのような方法で処分されたのか、見積合わせ、入札等があれば何社ぐらいの応札があったのかその辺をお尋ねいたします。

それと歳出に移りまして13ページ、企画費の携帯電話鉄塔整備事業、これ小杉山地区の携帯電話の鉄塔を建てるということでありますが、現在までいわゆる人口カバー率97～8パーセント携帯電話エリア完成されたと私認識しておりますが、この小杉山地区建って100パーセントになるのか、ほぼ完了するのかをお尋ねします。

それと14ページ、先ほど商工観光課長から話ありましたが、アーケードの施設解体撤去工事800万円、補正で出てますが、2,400万程度で過疎債を使ってこれは整備したということでありましたが、この過疎債の償還はもうお済みになっているのかどうなのか。撤去するのには問題ないのか、それをお尋ねします。

それと、ちょっと飛びます。29ページ、小学校の校舎の空調設備設置工事、これはもう1月にはほぼ完成して完成検査を受けるような状況と聞いておりますが、これ、おそらく今年度はできないのかなと。子どもたち4月からもう開校するわけなんです、子どもたちの授業等に影響がないようにするということでありますが、そうすると私考えると、4月開校すれば長期の休みというのは夏休みぐらいしかないのかなという思いがありますが、この夏に実際間に合って、使える状況になるのかどうか、それとも夏休み前に何らかの手立てをして工事をする段取りになっているのか、その点をお尋ねいたします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 何点かご質問いただきましたのでお答えをしたいと思います。まず1点目の人件費の今次補正に占める割合ということでございますが、今回約2億3,600万ほど増額しておりますが、人件費につきましては、逆に1,792万5千円ほど減額ということでご理解をいただきたいと思っております。

それからドーザの売却でございますが、これにつきましては、古殿町から払い下げの要請がございまして、こちらのほうに随意契約で売却をさせていただいたところでありまして、その額の算定にあたりましては、市販の売買価格の状況を調査しまして、その価格で売却をさせていただいたところでありまして。

それからアーケードの過疎債の償還の関係でございますが、あと償還期限は平成27年1年だけということで、金額につきましては約260万ほどでございます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 携帯電話のエリア整備のご質問にお答えします。今回、本年度は当初予算に杉山地区計画しておりまして、それから今回追加で小杉山地区というようなことで2地区実施するということでもあります。これによりまして、99パーセントまで上がるだろうということがございます。そのほかちょっと大舟地区の一部であったりとか、一部携帯電話の使用ができないという地区がございますが、町の計画としてはこれですべて計画としてはエリア整備は終わったというようなことでございます。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 新しい小学校へのエアコンの増設についてお答え申し上げたいと思います。これにつきましては、今回の議会でご議決をいただきましたならば、まず設計のほうを発注したいと考えております。設計については年度内で設計をいたしまして、工事については繰り越しをさせていただきます、年度が明けてから工事を発注したいと考えております。

なお、児童の学校生活に支障がないように工事をしたいということで、土曜日とか休みでかなり数が多いもんですから、実際のところは夏休みも使いながら2学期から使えるような形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 アーケードのご質問で答弁漏れがございましたのでお答えをさせていただきます。撤去しても問題ないかというようなご質問でございましたが、貸付先のほうと協議した結果、問題はないということでございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 まず人件費のことなんですが、今回の人事院勧告では久しぶりにアップの勧告であったということではありますが、この1,700万ほど減額になるというようなその要因はどのようなことなのか、ちょっとわかりづらかったので教えていただきたい。

あとドーザに関しましては1台は古殿町に払い下げたというのわかりませんが、3台と聞いておりますが、残りはどうなされたのかお尋ねします。

それとあと、教育委員会、土日等でできるのであれば、実際2学期からなどと言わないで、この夏、7月になれば相当暑くなりますから、これ、この夏対応できるような対応はできないものか再度その辺をお尋ねいたします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず人件費のご質問でございますが、今次の人事院勧告等の引き上げの関係で一般会計で773万ほど増額にはなっております。ただ、それ以上に、当初予算の計上の時点で人件費計上した後に、職員の退職があったり、あるいは採用を予定した者が辞退をしたりということがございましたので、それらの人件費の関係で減額が生じたということでございます。

それからドーザの関係でございますが、今回売払収入として見ましたのは3台でございます、いずれも古殿町に売却ということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 小学校のエアコン増設につきまして、何とか土日で早くできないかということでございますが、実際これにつきましてはこれから設計を組ませていただきますので、

その設計の中でどのくらいの工期が必要か、また諸手続き等もごございますので、それを見ながらできるだけ早くというふうを考えておりますが、なかなかちょっと土日だけでは金額的に考えましても難しいのかなというふうに考えています。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 私 1 点だけお聞きしたいと思います。13 ページのふるさと振興費、手数料ですが、アスベスト含有分析手数料とありますけど、放射能検査手数料というならいろいろな原発事故の関係ということになりますけど、アスベスト、こういうことについては遠い昔の話だなというような感じ受けたわけですが、これについての中身をご説明願います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 アスベスト含有分析手数料についてのご質問にお答えしたいと思います。調査をするわけですが、建物の調査ということなんですけども、これはさゆり公園の今電気設備の更新を来年度計画してるわけですが、その電気設備を、機器等が入っている受電施設、下小島側、それから管理棟の裏、それからさゆり公園と3カ所あるんですけども、その室内の機器等の更新をするのに、あそこの室内の壁等にアスベストのそういったものが含まれてないかどうかまず調査をしまして、来年度の更新等の工事費、そういうものを積算しようということで今回調査費だけ上げさせていただいて実際含まれるかどうかというのを調査するものであります。

この建物自体が、さゆり公園できた当時、本当に昭和の60年代ころですので、かなり古い建物であるということで、そういったことから調査させていただく手数料でございます。

○議長 12 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは1点ほどお伺いいたします。まず22ページの農業振興費の中で、これミネラル野菜栽培振興農業機械の購入の補助金でありますけど、これ減額になってますけど、これからミネラル野菜、今大臣表彰などいろんな賞を受けて、これからというときに、ちょっと減額になっているということは、これは買う人がいなかったのか、その点をお伺いします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子。

○農林振興課長 ミネラル栽培農業用機械購入費補助、37万7千円の減額についてご説明いたします。この事業につきましては、当初250万の予算で事業に取り組んだところです。ミネラル栽培に取り組んでいる農家のみなさん、8軒から事業要望がありまして2分の1ということで上限50万ということで、事業費が212万2千円ということで事業費が確定しましたので、この事業費については過疎地域の1千万の事業の中で行っている事業ですので、この事業が2月中旬までの事業期間になっておりますので、補助残につきましては他の事業に活用するために今回減額をさせさせていただいたところです。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 何点かお尋ねします。まず歳入でありますけど、青木君もおっしゃっておられましたが、都市再生関係でマイナス340万です。これ、いろんな、町で仕事をするのに物件費、人件費等の単価も上がっているという中でマイナス340万というのは、これは県とのシーリングの結果だというわけではありますが、これでまちなか再生プロジェクトの仕事ができるのかということをお尋ねしたいわけです。

その関係でポケットパークと公園の組み替えをしたと言いましたが、そこら辺をもう少し金額的、それからその内容といたしますか、それについて説明をしていただきたいと思えます。

それから歳出に入りますが、今もアスベスト出ました。これ、公共施設はすべてアスベストは私は撤去されておるといふふうに理解をしたわけです。アスベストが問題になったときには結構議会でも議論をして、これは早急に健康被害がないようにということでやったわけでありまして、まだ、そうするとアスベストの残っている公共施設というのはさゆり公園の今の関係以外にあるのかなのかということをお尋ねをします。

それからアーケードであります、これも先ほど条例の中で出てました。2,480万をかけて、解体費用で800万、3千万からのお金ということになるわけでありまして。アーケードをつくるときの議論で、A区画でしたっけ、今建てる。そこに店を建ててもこのアーケードは何ら支障にならないという、テナント、予定でしたっけかれ。

それが今になって邪魔になるというのはちょっと理解しづらいわけでありまして、そこら辺、もっとなぜ最初の計画では支障がないという建て方をしたのに、今の支障を生じたのかということと、もう一つはアーケードはアーケードの役割があって使用してきたわけですが、そうすると今の撤去した後新しく建てる建物の中にはこのアーケードの役割を果たすような機能といたしますか、そんな設計になっているのかなのか。

それから図面を見ますと、後ろ余裕があります。これは除雪ということでしょうが、8メートルほどかな、余裕があるわけでありましてから、このアーケードにかかる部分を後ろに下げるといことはどうしても無理を生じたのかなと。あるいはそれじゃアーケードを残すために建物面積をいくらか減らすというような検討もしたのかどうか。そこら辺もお答えをいただきたいと思えます。

それから、17ページで後期高齢者の関係で1,353万2千円ですか、余計に、17ページでしたね。1,353万2千円負担金が増となっております。その次のページで繰出金で462万も計上されております。この後期高齢者の負担、歳出がこれだけ増えるというその要素といたしますか、それをお聞かせいただきたいと思えます。

それからこれも出ました。小学校の空調設備であります。中学校の空調設備のときで疑問に思っていたんですが、いわゆる工事をしまして竣工検査、完了検査といたしますか、設計どおりに工事をしていて。この空調施設の性能検査はどうなっているか。例えば1時間に何度下がるとか、効果があるとかという性能、なんで性能どおりにクーラーが機能しているかしてないかという検査、いつどこでどのようにするんだと。

あったかい、28度ですか、それ以上になればということで、その性能検査というのはしないのかするのか。例えば今自動車のリコール大騒ぎになってますね。あるいはストープ等もリコールということが多々あるわけです。そういう性能の検査をいつどういう形でするのか。それは竣工検査に関係あるのかなのか。

小学校は夏休みでできるでしょうが、中学校の場合なのはどうなんだということもありますので、お尋ねをするわけでありまして。

それから全般的に言えることではあります、特別会計から一般会計へ繰出金が戻っています。これは決算で余裕が出たから一般会計へ戻すわけでしょうが、この12月の会計で戻

す方法と、私は年度の終わり、3月で、その特別会計の最終段階で戻すというのも一つの方法ではないのかなと思うところもあるわけですが、そういう点ではどうでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私からはアーケードの関係で申し上げたいと思います。当時、このアーケードを道の駅のわきに設置するときに、私も議員という立場からこういう発言をした記憶があります。まだ、A区画の中に商業団地として団地造成が定まらない中で、アーケードだけを作って果たしてこれ邪魔にならないのか。そして家をつくる前に塀だけをつくるということはどうなのかという議論をしたのが今鮮明に実は覚えております。

その場合に、買いやすいようにということで、いや、邪魔になりませんということで、当時設置をされた。当時はテナント方式という大きな建物をあそこに設置するというちゃんとした明確な構想ではなかったわけでありまして、必ずしもA区画という区画の中でそれを建てるという方向でずっときていたわけでありまして。そんな関係で、アーケードにかかる内容というのは当時の状況について鮮明に私自身に覚えがあったと。

さて、今回このアーケード撤去に対して、これまで審議会等々でいろいろ委員のみなさんとこれまで4～5回あったんでしょうか。私も参加してまいりまして、最終的に2、3回設計図を書き直しながら、設計業者といろいろ委員のみなさんとやりとりをしながら行ってきた経過がございました。

まずは、現在の道の駅とそして新しく販売強化施設をつくる。これはやっぱり分離することなく、外観上やはり見栄えのする建物にしようじゃないかということで連携したような、外から見てしっかりと連携とれたようなものにしていくことが必要だということでありまして。

もう一つは、後ろの空きの部分でありますけれども、当初10メートル近くあるわけでありまして。そこで雪の始末に対して具体的にどういう方法がいいのかということで、当初設計業者さんが出してきたのは、全くの平屋的に雪が降っても耐えられる耐震型といたしますか、そういう状況でありました。

しかし委員のみなさんからやはりここの地域は雪が一番問題なんだということで、それはやっぱり片屋根にして、正面には雪が落ちないように、そして片屋根にして後ろで始末のできるような工夫は必要じゃないかということで、これも設計をし直しながら、最低限あれだけの大きい建物ですから、相当雪の量もたまるであろうということで、ある程度幅を持たせ、そして後ろから荷の出し入れができる。こういうスペースも必要だろうということで設計の中でそれらが議論されてき、最終的にはお渡しをいたしましたような設計の内容になってきたわけです。

さてじゃあ、今のアーケードのような役割をその中で果たすことができるのかどうかということではありますが、ご覧のとおり、現在の道の駅とそして新しくできる施設は中で一体型通路で、全部通路でつながれております。ですから、売り場面積、そしてテナントの部分、これは一体でずうっとつながっているという方法でありますから、アーケードがなくても中でいろいろ対応できるということの設計に実はなっているわけです。

そこで私からも言いましたけれども、あまりにもアーケードの前に出てきた。あまり出すすぎるとやっぱりこれは駐車場のスペースがなくなってしまうので、できる限りアーケ-

ドよりに建物を建てながら対応してほしいということを行ないながら、最終的に現在の形に至ったということでありますのでご理解をいただければなというふうに思っております。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 私のほうからは公共施設のアスベストの関係と、特別会計との繰り入れ、繰り出しについてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず1点目の公共施設のアスベストの関係でございますが、これは基本的にはもうないものというふうに考えております。今回の商工観光課のほう、さゆり公園の関係で要求されましたのは、このアスベストがあるのかないのか、そこを調査したいということで経費をお願いしたということでございます。

それから2点目の特別会計の繰り入れ、繰り出しの関係でございますが、今回の調整につきましては、一つは議員もおただしのように繰越金の調整が一つ。それからもう一つは一般会計と特別会計の職員の異動の関係で人件費の調整がございますので、その調整ということで大きなものはこの二つ。あとは事務費で一部システム改修だとか、そういったところで繰り出しが必要になりましたので、特別会計との繰り入れ、繰り出しの関係につきましては基本的にはその必要性が生じたときにその調整をしていきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。都市再生事業に関する質問にお答えしたいと思います。先ほど申し上げましたように、今年の都市再生につきましては国の配分額が、補助対象額で申し上げますと3,350万から2,900万というような形でございまして、450万事業費ベースでマイナスでございました。そういったことがあったわけでありまして、都市再生整備は4年間の事業でございまして、その4年間の中で事業費については均していくような形になります。今年配分が少なければこの4年間の中でカバーするというような形で補助金は交付されるということになりますので、計画してる事業は実施できるのかなというふうに考えております。

そして今年のポケットパークの事業につきましては、建物の補償のための委託料、それから用地費、それから建物の補償費という形で3,100万ほど計上しておりました。それを今回上原中央線、道路のほうに回したということでございまして、上原中央線につきましては今回委託料という形で用地測量、そういった関係で200万円、それから用地費で360万、建物補償費として2,650万ということで3,210万ということでございます。

事業費がポケットパークより上原中央線のほうが上回っています。これにつきましては今年補助の額は決まっていますので、その金額の中で町費を余計出してるわけですが、その分町が余計出した分は来年度補助金が余計入ってくるというような形で4年間の中で均されるということでございまして、そういったことで予算を組み替えして今年度実施するという計画でございます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問のうち後期高齢者医療の部分についてのご質問にお答えいたします。まず、負担金の部分、後期高齢者医療費療養給付費負担金でございますが、この療養給付費負担金については後期高齢者医療の広域連合のほうに直接支払うものでありまして、

県全体の医療費を町村の人口ですとか、高齢化の状況に応じてとりあえず概算で支払うというようなことでありまして、この金額が今回確定して、県のほうから確定したということで通知が来ましたので、不足分を追加させていただいたものです。

なお、このものについては概算でございまして、最終的には次年度で精算されるというものでございます。

それから繰出金の462万8千円につきましては、これは町の一般会計から特別会計のほうに繰り出すものでありまして、これは事務費等の繰り出しということで、今回につきましてはシステム改修にかかる分の経費を繰り出したものであります。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 私からは空調設備の性能の検査という点についてお答え申し上げたいと思います。空調取り付けをいたしますと、最終的には竣工の検査というものをを行います。竣工検査の中では、主に動作の確認ということでスイッチを入れて実際動くか、動いたときに冷風が出るかといったような形の検査をすることです。

実際の性能については設計を組んだときにその設計の中でその容量なり、その大きさに合わせた形での計算がされておりまして、その後、できあがりましてから実際夏に使うわけですけれども、その中で、使用した中で実際に伺っているその性能が出ないという不具合等があれば瑕疵担保という中でやらせていただくというふうになっております。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 アーケードの軒先の通路というようなおただしかと思えますけれども、軒先についてはほしい屋根が2メートルくらい軒先出しまして、あとその下というか、正面側ですけれども、ほしい1メートル50くらい通路になるような、そういったテラス代わりというんですかね、そういったものをつくりまして、その正面側を歩けるようなそういった通路というか、そういったものがこの施設の中で整備していきたいというふうに考えてます。

○議長 そうでない、残してやるという考え方はなかったのかと。

○商工観光課長 すみません。先ほども町長のお話があったように、いろいろこういう設計図というか、例えばアーケードを生かした場合はどういう形になるのかとか、そういったものは設計業者のほうもいろいろ試案を出したわけですが、やはり基本的に先ほど言ったように、今のよりっせと一体的に結ぶ場合にどうしても入り口付近などはジョイントする部分ということで、そこがアーケードはどうしても潰さなくていけないとか。またそこから一部新しい施設に入る場合、その一部をまたその部分もアーケードを潰さなくていけないとか、そういった形で、ほぼ残すにはかなり厳しいというか、そういった設計などを出されたということではございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 都市再生は最終的には計画どおりに交付されるということで理解をしましたが、今までの議論の中で、特にふるさと自慢館ですか、単価がアップしてるのにどうのこうのという話が出ましたが、この交付金についてはそういうふうな物価の変動とか単価の上昇分については加算といいますか、上乘せといいますか、それがされる見込みがあるのかどうかということをお答えをいただきたいと思えます。

それからアーケードで町長から答弁いただきましたので、そこでまたお尋ねをするわけですが、あそこの一帯の整備はこれで終わるのかどうか。というのは、これ、青木議員から聞かされたわけでありますが、よりっせでの何かの講演だか会議で、町長は道の駅に100万人の誘客を目指すとおっしゃったというわけで、それはそれであまり膨らますなど私言いませんが、ただ、今言われているのは駐車場が狭いのじゃないかと。今あそこへ建物を建てれば駐車場のスペースが、今まであそこを駐車に使っていましたが、駐車場のスペースがなくなるわけでありますが、そこら辺は誘客の増を目指すということで建物を建てた。だが、駐車場のスペースがないというようなことに関してはどのように対応をされるのかということ。

それと後期高齢者で1,353万追加ですが、そうすると当初予算と比べて全体で何十億かな、何億かな、に負担金、になりますか。以上です。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回道の駅あいづを見たときに、ものすごい駐車場スペースをとっておかれている。これと西会津町の道の駅よりっせの部分見たときに、あれの半分ぐらいしかないのかなというふうに思っていたわけです。

そこで現実的に、じゃ、どうしようかなというふうにこれから実は考えているわけですが、できれば、道路を横切るということであれば、これは町の土地でありませぬけれども、古いパチンコ屋等々がございます。ああいう近辺の中に道の駅の関連するような駐車場スペースなどはできないものかなというふうに、これはまだはっきりとそうするとは決まったわけではありませぬけれども、やはり道路の国道わきにおいて、そういう一つの考え方なども出しながら開発をしていくということも必要なかなというふうに実は思っているところです。

ですからあれ以上今、拡張する場所もないわけでありまして、ただ、冬の期間はどうしても片勾配になっておりますから、雪が今の段階、これから新しく建てる場合の後ろは使うことがなかなか困難であります。

しかし夏場になりますと、それこそ相当スペースも若干出てきますので、その裏のスペースも若干使えるだろうということでもあります。

そんなことで今後いろんな角度から、駐車場スペースというものも本格的に考えていかなければというふうに思っているところであります。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 都市再生、ふるさと自慢館の質問が出されました。都市再生の中で事業費がオーバーした部分につきましても当然補助金の対象にはなるということでございます。ただ、昨日ちょっと申し上げましたように、ふるさと自慢館につきましては商工会が事業主体であるということで、補助金を差し引いた10パーセントについては受益者負担という形で商工会が負担をして事業を実施するという形態になっております。

そういったことで、金額がかなり上がっているということで商工会にとってもなかなか負担増で大変だという話、昨年からいただいているところでもございまして、昨日ちょっと答弁の中で申し上げましたように、新たな中小企業庁の補助事業が昨年度からできたということでございまして、こういった町の商店街の拠点になるような施設についても補助の

対象にできるというようなことをございます。

この都市再生はいろんな事業に使えますが、補助率が40パーセントしかございません。そういった中小企業庁の補助事業でいきますと3分の2の補助が使えるということでございまして、そういった形に補助金を移行して事業実施できないかということも視野に入れて来年度の事業実施を考えようということで今検討しておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 後期高齢者医療の療養給付費の負担金の総額であります、1億1,396万1千円、1、1、3、9、6、1千円という金額になります。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 アーケード撤去してもアーケードの機能は、いわゆる汚れないで今の施設に入ったら既存の施設へは廊下といいますか、通路で行かれるという理解をしましたがそれでいいかということを確認します。

それと一挙に100万というわけにはそれはいかないでしょうが、やはり大きな希望を持って、何か私言われたことあるんです。道の駅も今度は競争だよと。その競争に下手なことすると負けてしまうよと、山形県に行ったときに指摘もされてきましたので、強力なライバルといいますか、それができたので、年次目標でも立てて、今年は40万、次は50万というふうにしてやっていただきたいなど。

それと都市再生で私一般質問したその件なんですね。商工会の負担の関係で、町と商工会で必ずしも、なんと言ったらいのかな、納得といいますか、してないというような話も漏れ聞いていますので、そこら辺も留意しながらやっていただきたいなど。二つの件で、要望でございますから答弁はいいですかアーケードの代わりに役割果たすか果たさないかだけ確認をしておきたいと思ひます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 アーケードの通路というか、新しい施設と旧のよりっせを結ぶ通路があるんですけども、当然中にも先ほど町長がご説明したように、一直線の通路もありまして、新しい施設からよりっせにも行けるというような、そういった中にも通路ができます。

また表側にも、先ほど言いましたように軒先を少し延ばしまして表側を通りながら旧よりっせのほうにも行けるような、そういった通路も確保したいというふうを考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 先般、一般質問のときに町長のほうから稲作緊急支援の交付金のお話をいただきました。大変ありがとうございます。その中身なので、若干課長のほうからご説明をいただければということをお話を申し上げたいと思ひますが、本町におけるところの基準反収、そしてまた25年度2,100円になった平成26年度産、これに対する減収、概算金に対する減収もまた1億円というようなことになってはおるんですが、そこら辺のところの減収額等の詳細などを述べていただければというふうに思ひます。

それからまた支払いについていつごろというふうにしていただけるのか、お尋ねをしておきたいと思ひますが、お願いできますでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 稲作経営の緊急支援事業の内容についてご説明したいと思います。減収額は概算金で2,100円の減収ということになりましたので、その分に対して町の基準反収は反あたり524キロですので、それを基にやった場合、町内で1反あたりの減収額はおよそ1万8千円程度になりますので、その9割がナラシ対策に加入されている方については今後交付されます。その額が約1万6,500円ですので、その残りの1割相当額、1,800円について町が緊急的に農家のみなさんに支援をしたいというふうに考えております。

それから町全体の減収額につきましては、1俵あたり2,100円の減収で、約1億円の減収になる見込みであります。

今後この緊急支援の分につきましては、今回約1千万の支援を検討してありますが、国のナラシ対策とナラシ対策に入っていない方の円滑化交付金で約4千万程度が交付される予定であります。

また、経営所得安定化対策の米の戸別補償の部分につきましては、明日交付が予定されております。その金額については約4千万ほど農家のみなさんに直接口座のほうに入る予定であります。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 非常に細かい点説明していただきましてよく理解いたしました。ありがとうございました。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第8次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第8次)は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号、平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第11号、平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、人件費の調整、一般管理費で需用費の追加、消費税及び前年度繰越金が確定したことによる調整であります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 26 年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 169 万 5 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 930 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

4 ページをご覧ください。まず歳入です。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金 169 万 5 千円を増額です。これは、前年度繰越金が確定したことによる補正であります。

5 ページをご覧ください。歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 171 万 3 千円を増額です。これは人件費の調整と需用費におきましては、浄化センターの電気料及び修繕費の追加、公課費においては、消費税確定による減額です。

2 款施設整備費、1 項 1 目下水道施設費 1 万 8 千円の減額です。人件費の調整であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号、平成 26 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、平成 26 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号、平成 26 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 12 号、平成 26 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、歳入におきましては、繰越金の確定、それに伴いまして繰入金の減額、歳出におきましては、人件費の調整と一般管理費で需用費・役務費の追加であります。

それでは予算書をご覧ください。

平成26年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,204万1千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

4ページをご覧ください。まず歳入です。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金109万6千円の減額です。繰越金が確定したことから、不要となった額につきましては、一般会計繰入金を減額いたしました。

6款繰越金、1項1目繰越金216万5千円を増額です。これは、前年度繰越金が確定したことによる補正であります。

5ページをご覧ください。歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費106万9千円を増額です。人件費の調整と需用費において電気料、役務費において汚泥処理手数料の追加、公課費においては、消費税確定による減額です。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、平成26年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、平成26年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次）は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号、平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第13号、平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、歳入におきましては、事業費精査によること、繰越金及び消費税還付金が確定したこと、歳出については、人件費の調整と一般管理費で需用費役務費の追加及び、施設整備費で工事請負費の減額が主なものでございます。

それでは予算書をご覧ください。

平成26年度西会津町の西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ213万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,239万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

6ページをご覧ください。まず歳入です。

2款国庫支出金、1項1目循環型社会形成推進交付金131万1千円の減額です。個別排水処理事業につきましては、循環型社会形成推進交付金を活用し、合併浄化槽の設置を計画していましたが、国の補助金が確定したことによる減額です。

3款県支出金、1項1目個別排水処理事業費県補助金25万円の減額です。これも同じく県補助金確定による減額です。

5款繰越金、1項1目繰越金76万5千円の増額です。これは、前年度繰越金が確定したことによる補正であります。

6款諸収入、2項2目消費税還付金16万円の増額です。前年度消費税が確定したことによる増額です。

7ページをご覧ください。

7款町債、1項1目下水道事業債150万円の減額です。事業費精査による減額であります。

8ページをご覧ください。歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費43万4千円の増額です。人件費の調整と需用費において電気料及び役務費において汚泥処理手数料の追加であります。

2款施設整備費、1項1目個別排水処理事業費257万円の減額です。当初浄化槽20基で計画しておりましたが、16基の申し込みであったことによる工事請負費の減額が主なものであります。

4ページにお戻りください。

第2表、地方債の補正について説明させていただきます。変更です。

下水道事業費補正前限度額 1,120 万円から 150 万円減額し、970 万円といたします。なお起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆　1 点だけお尋ねいたします。今年の予定が 20 基。それが 16 基に減ったというようなことですが、現在までできた合併浄化槽は何基なのでしょう。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　290 ほどでございます。

○議長　14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　20 基が 16 基ということですが、以前は申し込み件数が多くて次年度というようなことがあったと思っているわけですが、そうすると、4 基マイナスということは今は希望すれば全部工事できるというふうに見ていいわけですか。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　これは国庫補助金でやっておりますので、国のシーリングが若干今年もかかったわけなんです。だいたい申し込めば、だいたい工事はできるというように今のところ進んでおります。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号、平成 26 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、平成 26 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。（14 時 52 分）

平成26年第6回西会津町議会定例会会議録

平成26年12月11日（木）

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
総務課長	伊藤要一郎	会計管理者兼出納室長	会田秋広
企画情報課長	杉原徳夫	教育委員長	五十嵐長孝
町民税務課長	新田新也	教 育 長	新井田大
健康福祉課長	渡部英樹	教 育 課 長	成田信幸
商工観光課長	大竹享	代表監査委員	佐藤泰
農林振興課長	佐藤美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第6回議会定例会議事日程（第7号）

平成26年12月11日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第14号 平成26年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）
- 日程第2 議案第15号 平成26年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第3 議案第16号 平成26年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第4 議案第17号 平成26年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第5 議案第18号 平成26年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）
- 日程第6 議案第19号 西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第20号 西会津町温泉リハビリプールの管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第21号 西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第22号 西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第23号 西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第24号 西会津町野沢保育所の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第25号 西会津町へき地保育所の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第26号 西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定について

- 日程第14 議案第27号 西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第28号 西会津町さゆり公園の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第29号 西会津町ふれあい交流施設の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第30号 西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第31号 西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第32号 西会津町総合計画基本計画（後期）の策定について
- 日程第20 議案第33号 西会津町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第21 議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第1 提案理由の説明
- 追加日程第2 議案第35号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第3 議案第36号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 追加日程第4 議案第37号 平成26年度西会津町一般会計補正予算（第9次）
- 日程第22 陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情
- 日程第23 陳情第6号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情

- 日程第24 陳情第7号 町公共施設へのLPガス供給に関する陳情書
- 日程第25 意見書案第1号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める意見書
- 日程第26 意見書案第2号 「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書
- 日程第27 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第28 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第29 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 日程第30 保育施設運営に係る調査特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(全員協議会)

(保育施設運営に係る調査特別委員会)

(議会活性化特別委員会)

(議会広報特別委員会)

○議長 おはようございます。平成 26 年第 6 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 14 号、平成 26 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 14 号、平成 26 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 次)についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療システムの委託業者変更に伴うデータ移行作業にかかる委託料を計上したものであります。

現在、町の住民基本情報などの総合行政情報システムは、平成 22 年にシステムの提供元の会社、ベンダーを変更したところでありますが、後期高齢者医療と介護保険のシステムにつきましては、その時点で契約期間が残っていたことなどから会社の変更をせず運用してまいりました。

来年度以降、マイナンバー制度への対応が始まり、今まで以上に住民データ等との連携が必要になります

そのため、事務の効率化や住民情報等の伝達の誤りを防ぐことなどを目的に、庁内の総合行政システムと同じシステムに変更することとしたことにより、データ移行等の作業委託料が発生したところであります。その分を今回計上させていただきました。

なお、その財源につきましては、一般会計からの繰入金で対応するものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成 26 年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 462 万 8 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 665 万 1 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。

4 ページをご覧ください。

まず歳入であります。2 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金 462 万 8 千円を増額は、後期高齢者医療システム改修委託料に対する一般会計からの繰入金の追加であります。

次に、歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 462 万 8 千円の追加は、後期高齢者医療システム改修に係る委託料の追加であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長 これから質疑を行います。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
これから議案第14号、平成26年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第14号、平成26年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。
日程第2、議案第15号、平成26年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)を議題とします。
本案についての説明を求めます。
健康福祉課長、渡部英樹君。
- 健康福祉課長 議案第15号、平成26年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)についてご説明申し上げます。
今回の補正につきましては、事業勘定では、人件費の調整と制度改正にかかるシステム改修の委託料の追加などで、診療施設勘定では、人件費の調整と訪問看護事業所にかかる収入と委託料の追加などが主なものであります。
それでは予算書をご覧いただきたいと思います。
平成26年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。
第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ287万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,124万9千円とする。
診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,581万1千円とする。
第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。
主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。
5ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。
3款国庫支出金、2項1目財政調整交付金32万4千円を増額は、制度改正に伴うシステム改修費への交付金であります。
9款繰入金、1項1目一般会計繰入金254万9千円を増額は、職員の人件費の追加分を一般会計から繰入れするものであります。

次に、6ページの歳出をご覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費287万3千円の増額は、職員の人件費の調整による追加及びシステム改修委託料であります。

13ページをご覧くださいと思います。

診療施設勘定の歳入であります。

2款介護保険収入、1項1目介護保険事業収入90万円の追加、及び3目一部負担金収入10万円の追加は、訪問看護事業の件数が当初見込みより増えていることによる追加であります。

14ページをご覧ください。歳出であります。

1款総務費、1項1目一般管理費619万1千円の増額であります。訪問看護事業所の管理者として、今まで委託職員であった者を任期付職員として採用したことや人事異動による給与等の増減によるもの及び、訪問看護事業所において、にしあい福祉会に委託をしておこなっております、訪問リハビリの件数が増加したための委託料の増加によるものなどであります。

5款予備費、1項1目予備費519万1千円の減額は、今回の増減額の不足分を予備費で調整するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る11月21日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

よろしく、ご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛　診療施設勘定で2点ほどお尋ねします。歳入の介護報酬分が当初の計画より伸びたということでありましたが、これは訪問看護事業が効果的な運営をしているための結果だという思いでおりますが、当初これはどれくらい人数、件数を見込んでいて、現在のどのくらいになったのか、わかればお示しいただきたい。

あと、同じく診療施設勘定の歳出の分で、委託職員を任期付職員としたというご説明がありましたが、この委託職員と任期付職員の差というか、なぜこういうふうにしたのか、その点お尋ねいたします。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　質問にお答えいたします。まず、介護報酬の伸び、介護保険診療の伸びの部分でございますが、4月当初は74件ほどでありました。昨年の訪問看護ステーションにしあい福祉会に委託をお願いしていた当時も90件前後で推移をしておりましたが、現在、10月現在では147件ということで大変訪問件数が伸びているということでございます。

次の委託職員から任期付職員にした経緯でございますが、訪問看護事業所の管理者につきましては、やはり職員で正看も持っていて、職員でなければならないということがありまして、今回委託職員であった者を任期付の職員として採用したということでござい

ます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 15 号、平成 26 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、平成 26 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 16 号、平成 26 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　議案第 16 号、平成 26 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の人件費の調整と、訪問介護や短期入所の利用が増加しているため、介護サービス給付費の支払いに不足が生ずる見込みであることから、それぞれ所要額を増額補正するものであります。その財源につきましては、国・県等の交付金、町からの繰入金を充当し、なお不足の分につきましては、介護給付費準備基金より繰入れるものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 26 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,371 万 2 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 5,968 万 3 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。

5 ページをご覧ください。歳入であります。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 586 万円の増額、2 項 1 目調整交付金 322 万 3 千円の増額、4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金 849 万 7 千円の増額、5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 366 万 2 千円の増額、及び 6 ページ、7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金 366 万 3 千円の増額は、居宅介護サービス給付費等が増加したことにより、それぞれの負担が増加したものであります。

7 款繰入金、1 項 4 目その他一般会計繰入金 441 万 2 千円の増額は、職員給与等繰入金と介護保険システム改修に係る事務費繰入金の増であります。

2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金 439 万 5 千円の増は、国・県等の交付金、町からの繰入金を充当し、なお不足の分に付きまして基金を取り崩すものであります。

次に、7 ページの歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 441 万 2 千円の増額は、職員の給与等の調整及び介護保険システム改修委託料の増によるものであります。

2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費 3,900 万円の増額は、要介護 1 から要介護 5 の認定を受けている方の訪問介護、ホームヘルプサービス、通所介護、デイサービス、通所リハビリ、デイケア、短期入所生活介護、ショートステイなどの利用者が増加したことによるものであります。

2 目地域密着型介護サービス給付費 1 千万円の減額は、9 月に開所しましたグループホーム及び小規模多機能型居宅介護の利用人数を両施設とも 9 月から満所で見込んでおりましたが、現在グループホームで 10 人、小規模多機能型居宅介護で 9 人の利用となっていることから減額するものであります。

8 ページ、6 目居宅介護サービス計画給付費 330 万円の増は、介護サービス利用者が見込みより増加していることによるものです。

2 項 1 目介護予防サービス給付費 300 万円の減は、要支援 1、要支援 2 の認定を受けている方に係る在宅サービスであります。要支援 1、2 の介護予防のサービス利用者が減ったことによる減額であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　今回、給付費が不足したということでありまして。その中で給付費のほう結局は伸びたということで、その要因として私はしなのきと啓和会、これの入所といいますか、利用が始まったからかなと思ったら啓和会は見込みより少ないということですが、しなのきは満床、満室といいますか、利用と聞いておりますが、それで間違いがあるかないか。啓和会のこの 10 人と 9 人というのは何割が入所しておるのかということ。そうすると啓和会が開業したということじゃなくて、給付費が不足したということは、この今言った 2 つの施設以外に入所して利用している人が多くなってきたというふうな理解でいいわけですか。

その多くなった要因といいますか、それはどんなふうにとらえておられますか。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えをいたします。まず、しなのきについては現在満床で運営をしております。それからしょうぶ苑のほうでございますが、グループホームがおおよそ半分、それから小規模多機能型については 3 割程度というような状況であります。

ただ、現在、入所希望者がおまして、現在、調査等をしながらこれから入所なり、利用については増えていくのかなということで考えております。

在宅のサービスが増加した要因でございますが、やはり西会津、一人暮らしの高齢者、後期高齢者、75歳以上の方が増えているという部分ありますし、一人暮らしの高齢者の方が増えている。それから認知症の方も増えているというような状況でありまして、やはり在宅だけではなかなか地域で暮らしていくこともできずに、ショートステイを利用したり、デイサービスを利用したり、そういった方々が現在、今増えているのかなというようなことが要因であると考えております。

○議長　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第16号、平成26年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、平成26年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第17号、平成26年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　議案第17号、平成26年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）の調製について、ご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、歳入におきましては、繰越金の確定、それに伴いまして繰入金金の減額、歳出におきましては、一般管理費で人件費の調整と需用費の追加及び消費税の減額、公債費において利子の追加であります。

それでは予算書をご覧ください。

平成26年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,372万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

4ページをご覧ください。まず歳入です。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 262 万 3 千円の減額です。繰越金が確定したことから、不用となった額につきましては、一般会計繰入金を減額いたしました。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 329 万 8 千円の増額です。これは、前年度繰越金が確定したことによる補正です。

5 ページをご覧ください。歳出です。

1 款水道費、1 項 1 目一般管理費 54 万円の増額です。人件費の調整と需用費において電気料の追加と消費税確定による減額です。

2 款公債費、1 項 2 目利子 13 万 5 千円の増額です。青坂飲料水供給施設拡張に伴う、借入期日が確定により借入額が早くなったことにより地方債償還利子の増額です。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第17号、平成26年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、平成26年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第18号、平成26年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第18号、平成26年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、支出におきまして水道事業費の営業費用で原水及び浄水費と配水及び給水費間の修繕料、材料費組替えと人件費の調整であります。

それでは予算書をご覧ください。

第1条、平成26年度西会津町の水道事業会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

第2条、平成26年度西会津町の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入ですが収入はございません。

次に支出です。

第1款水道事業費であります。既決予定額1億6,097万1千円については変わりありません。その内訳ですが、第1項営業費用について動力費、材料費及び人件費を調整いたしまして、補正予定額をゼロといたしました。

第3条、予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費既決予定額1,171万9千円を7万4千円増額いたしまして、合計1,179万3千円といたします。2ページをご覧ください。

平成26年度西会津町水道事業会計補正予算実施計画により補足説明をいたします。

収益的収入及び支出の中の支出です。

1款水道事業費、1項1目原水及び浄水費157万4千円の減額です。修繕料及び材料費において大久保浄水場テレスコープ修繕と、ろ過砂の入れ替えが終了したことによる減額であります。

2目配水及び給水費150万円の追加です。漏水箇所の対応のための追加です。

4目総務費7万4千円の追加です。人件費の調整による追加であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　人件費7万4千円の減ということですが、この件に関してであります。ひねくれた見方、うがった見方といわれるかもしれませんが、この7万4千円を生み出すために修繕料や材料費で調整したのかなという気がしたわけですが、純粋に修繕、それから材料費で実際こういうふうになったのか、その人件費生み出すためにしたのかなという、大変失礼な見方しましたが、そこら辺をお答えしていただきたいと思えます。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　お答えいたします。まず修繕料でございますが、これは大久保ろ過池のテレスコープといいましてろ過した水を調整する装置なんです。これにつきましては当初ほとんど入れ替えを考えていたわけなんです。精査した結果、モーターの修繕だけで済んだということでこれによる減額でございます。

あと材料費におきましては大久保ろ過池におきましてろ過砂を足したわけなんです。これにつきましては、入札により安くなったというようなことで減額になったということでございます。

○議長　ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第18号、平成26年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)を採決し

ます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成26年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第19号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定についてから日程第18、議案第31号、西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、総括質疑を行ない、一議題ごとに質疑・採決の順序で行いますのでご協力をお願いします。

地方自治法第117条の規定により、11番、清野佐一君の退場を求めます。

(清野佐一議員退場)

○議長 職員に議案を朗読させます。

事務局長、高橋謙一君。

(事務局朗読)

○議長 指定管理者の指定に係る選定方針等の全体的な説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第19号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定についてから、議案第31号、西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定についてまでの13議案の説明に先立ちまして、これら公の施設の指定管理者の候補者選定に至る全体の総括についてご説明を申し上げますので、みなさまのご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

まず、公の施設の管理につきましては、平成15年6月に地方自治法が一部改正され、新たに指定管理者制度が創設されました。それまでは、公共団体及び町の出資法人等に限定されていた施設の委託管理が、民間事業者あるいはNPO法人等にも委託可能となったところでもあります。この制度改正により、町の公の施設に係る管理は、直営もしくは指定管理者制度のいずれかにより、行うこととなったところでもあります。

本町においては、平成17年9月の町議会定例会におきまして、西会津町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例をご議決いただき、平成18年4月からの3年間は第1期、平成21年4月からの3年間は第2期、平成24年4月からの指定を第3期として、それぞれ指定管理者選定委員会での審査、及び議会のご議決をいただき、各施設の指定管理者を指定してきたところでもあります。

第4期の指定となります今回につきましては、これまで6回にわたり指定管理者選定委員会を開催し、慎重に選定作業を行ってきたところでもあります。まず、制度の運用にあたりましては、原則は公募により指定管理者の候補者を募集することとされておりますが、第4期となります今次の指定管理者選定委員会では、第2期、第3期と公募によらないで選定した12の施設につきましては、引き続きこれまでと同様に公募によらないで選定する

ことといたしました。

その理由であります。西会津町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定に基づき、施設の性格・規模・機能等を考慮し、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理運営を行うことにより、事業効果が相当程度見込まれるときには、公募によらないで選定できるとされておりますことから、この規定に基づき、現在指定管理を行っている団体に対して、申請時に提出されました事業計画に対する実績見込みの提出を求め、これまでの管理運営状況等のヒアリングを実施するなど評価検証を十分に行ったところであります。

その結果、現在管理している団体が蓄積しております管理運営に係る技能や専門的スキルなどを活用することによって、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成でき、各団体とも管理運営状況が良好と判断できたこと、また各団体の設立経緯や社会的役割を考慮した場合、さらには長期にわたる町との連携や運営実績等により、今後も効果的かつ効率的な運営が期待できると判断したことから、引き続き、公募によらないで選定することといたしました。

一方、今次の指定管理者選定において、初めての指定管理施設となる西会津町ケーブルテレビ施設につきましては、原則に基づき公募による選定手続きとしたところであります。

なお、審査の具体的な基準といたしましては、1つには、町民の平等な利用を確保することができるものであること。2つには、関係法令を遵守するものであること。3つには、当該公の施設の効用を最大に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。4つには、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。5つには、業務の遂行上知り得た個人情報その他の情報を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。の5項目を重点審査項目として審査を行ったところであります。

次に、各団体ごとの審査結果であります。まず社会福祉法人にしあいつ福祉会につきましては、今年から、民間同業事業者が参入するなど、町内の介護事業を取り巻く環境が大きく変化している中で、利用者本位の接遇に重点を置き、町民福祉とサービスの向上のために職員研修に努めていることを評価したところであります。その一方で、介護業界全体として人材の確保が困難になってきており、福祉会としても特にこの人材の確保・育成対策が最重要課題であるとのことであります。

町が掲げている、健康がいちばんの町づくりを推進するためには、町と福祉会が事業展開に関する方向性や考え方について歩調を合わせることが不可欠であります。福祉会は施設開所以来、長年にわたり町との緊密な連携のもとに管理運営を行ってきており、その実績は大いに評価できるものであり、今後もさらに町との連携を強化し、隣接する福祉施設を一体的に管理運営することによって、より機能的かつ効率的な運営が行われることが見込まれますことから、引き続き公募によらないで指定管理者とすることが適当と判断し、候補者として選定したところであります。

次に、株式会社西会津町振興公社については、振興公社内部に経営戦略会議を設置し、部門毎に責任者を配置した組織の強化や外部専門家からの経営指導、事業の見直しなどを行い、効率的な管理運営の推進や累積欠損金の縮減等に向けての改善・解消の努力を評価

したところでもあります。また、東日本大震災以降の風評被害の影響が続く中、教育旅行の受入れやなつかしカーショーなど各種イベントの開催により集客に努め、施設の有効活用を図っているところでもあります。

振興公社の町経済活性化の先導的担い手といった設立の趣旨や地域内の雇用の確保、地域経済への波及効果などと併せ、施設の設置当初から管理運営を行ってきた実績を有していること、また温泉健康保養センター、さゆり公園等の周辺施設及び地域資源活用総合交流物産館について、一体的に管理することにより、それぞれの相乗効果が発揮されるとともに、効果的かつ効率的な管理運営と経費の縮減が期待されることから、引き続き公募によらないで指定管理者とすることが適当であると判断し、候補者として選定したところでもあります。

次に、新たに公募したケーブルテレビ施設に係る一般社団法人西会津ケーブルネットにつきましても、町ケーブルテレビ開局以来からの委託業務に携わってきた全職員を従業員としており、施設の設置目的の理解や管理運営の経験と実績及びノウハウを有しているところでもあります。また、ハード面の伝送路をはじめとするケーブルテレビ施設・設備の保守管理や、ソフト面の放送番組制作についても十分に熟知していることから、指定管理開始と同時に遅滞なく事業を実施できるものであります。

これらのことを踏まえ、今後、町との連携を強化しながら、事業の推進と施設の管理運営を進めることによって、ケーブルテレビ施設の効果的かつ効率的な管理運営と経費の縮減が期待されることから、指定管理者とすることが適当と判断し、候補者として選定したところでもあります。

次に、各施設に係る指定期間ではありますが、指定の期間につきましても、法令上特段の規定は設けられておりませんが、公の施設の効果的かつ効率的な管理の観点から、1、2年の短期間や、20年、30年といった相当長期にわたる期間を指定することは望ましくないとされております。総務省の調査によりますと、全国の地方公共団体の傾向として、指定管理者の人材確保や安定・継続したサービス提供の面から、その指定期間は長期化の傾向が顕著になっております。直近の平成24年度調査によりますと、5年間の指定が最も多く、全体の56.0パーセントを占め、前回、平成21年度の調査と比較いたしますと、8.7ポイントの伸びを示しているとの報告がなされているところでもあります。

今次の福祉会及び振興公社に係る指定の期間につきましても、これまで3年間としてきたところではありますが、総務省の調査結果や今次の評価検証時のヒアリングの結果、またこれまでの指定管理の実績や町との信頼関係等を十分に踏まえ、指定管理を受ける側の計画的な人材の確保と育成、また施設の計画的な管理運営、さらには持続・安定したサービスの提供等の面から判断いたしまして、一定の長期的な視点に立てる適切な期間とするため、指定の期間を平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間としたところでもあります。ただし、3年を経過する時点で中間評価を実施することとしております。なお、保育所につきましても、新施設の整備状況によりまして、新たな施設設置条例の制定が伴いますことから、その時点で改めて指定管理者選定の手続きを行いたいと考えているところでもあります。

一方、西会津ケーブルネットの指定期間につきましても、今回が初めての指定管理とな

りますことから、これまでの各施設の指定期間でありました3年間を参考として、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間としたところであります。

最後に、今回、指定管理者の候補者として選定した団体には、それぞれに町民の財産である公の施設を事業計画に基づき適正に管理運営するとともに、その価値を活かし、施設の設置目的や制度の趣旨を十分に理解のうえ、効率的かつ効果的な運営と住民福祉の増進に向け、民間団体の活力を最大限に発揮されることを期待するものであります。

以上で、今次の各種公の施設の指定管理者の候補者選定に係る経緯等につきましてご説明を申し上げましたが、各議案の説明につきましては担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げ、総括の説明を終了させていただきます。

○議長 議案第19号から議案第25号までの説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第19号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定についてから、議案第25号、西会津町へき地保育所の管理に係る指定管理者の指定についてまでを一括してご説明申し上げます。

指定管理者の選定経過と結果につきましては、今ほど総務課長からご説明申し上げましたとおりでありまして、西会津町介護老人保健施設、西会津町温泉リハビリプール、西会津町介護センター、西会津町地域ふれあいセンター、西会津町高齢者グループホーム、西会津町野沢保育所、西会津町へき地保育所につきましては、現在、施設の管理運営をしております社会福祉法人にしあいづ福祉会を指定管理者候補として選定したところであります。

それでは、議案第19号からご説明申し上げます。

議案第19号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体は、社会福祉法人にしあいづ福祉会であります。指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間であります。

議案第20号、西会津町温泉リハビリプールの管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体は、社会福祉法人にしあいづ福祉会であります。指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間であります。

議案第21号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体は、社会福祉法人にしあいづ福祉会であります。指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間であります。

議案第22号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体は、社会福祉法人にしあいづ福祉会であります。指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間であります。

議案第23号、西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体は、社会福祉法人にしあいづ福祉会であります。指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間であります。

議案第24号、西会津町野沢保育所の管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体は、社会福祉法人にしあいづ福祉会であります。指定の期間は、平

成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

議案第 25 号、西会津町へき地保育所の管理に係る指定管理者の指定についてであります
が、指定管理者となる団体は、社会福祉法人にしあいつ福祉会であります。指定の期間は、
平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第 26 号から議案第 30 号までの説明を求めます。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 議案第 26 号、西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の
指定についてから、議案第 30 号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定
についてまで、一括してご説明申し上げます。

指定管理者の選定経過と結果につきましては、先ほど総務課長からご説明申し上げたと
おりであり、西会津町温泉健康保養センター、西会津町森林活用交流促進施設、西会津町
さゆり公園、西会津町ふれあい交流施設、西会津町地域資源活用総合交流物産館につつま
しては、株式会社西会津町振興公社を指定管理者候補として選定したところであります。

それでは、各議案についてご説明いたします。

議案第 26 号、西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定についてで
ありますが、指定管理者となる団体は、株式会社西会津町振興公社であります。指定の期
間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

議案第 27 号、西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定についてで
ありますが、指定管理者となる団体は、株式会社西会津町振興公社であります。指定の期
間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

議案第 28 号、西会津町さゆり公園の管理に係る指定管理者の指定についてであります
が、指定管理者となる団体は、株式会社西会津町振興公社であります。指定の期間は、平成 27
年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

議案第 29 号、西会津町ふれあい交流施設の管理に係る指定管理者の指定についてで
ありますが、指定管理者となる団体は、株式会社西会津町振興公社であります。指定の期間は、
平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

議案第 30 号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定につ
いてであります。指定管理者となる団体は、株式会社西会津町振興公社であります。指
定の期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第 31 号の説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第 31 号、西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指
定についてご説明させていただきます。

西会津町ケーブルテレビにつきましては、平成 9 年 2 月に開局して以来、これまで町直
営で管理を行ってまいりましたが、多様化する町民ニーズに 대응するとともに、さらなるサ
ービスの向上を図るため、平成 27 年 4 月から民営化を図ることとしたものでございまして、
今次初めて指定管理者の選定作業をさせていただきました。

指定管理者選定経過と結果につきましては、総務課長から説明があったとおりでございます。西会津町ケーブル施設につきましては、一般社団法人西会津ケーブルネットを指定管理者候補として選定したところであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思っております。

指定管理者となる団体の名称ですが、一般社団法人西会津ケーブルネットでございます。

指定の機関につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間となります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから総括質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　今回で前回の3年から5年ということに提案されたわけでありまして。この前の振興公社の3年というのは、5年をお任せするにはちょっとした不安と申しますか、があると。それは経営状況が赤字というようなこともあって3年にしたいということだと私は理解しているわけです。

それで、振興公社の努力、安定性に多少問題性あるということで3年にした。それならば、3年たって振興公社の経営状況はどのように好転をしておるのか。そういうこの前3年といった不安がきれいに払拭できたのか。

もう1つ、長くすることによって身分の安定を図るとおっしゃっているわけですが、振興公社について、どれほど正確かはちょっと私も確認していませんからわかりませんが、人事、人の入れ替えが激しいというような声も聞いておるわけでありまして、本当にそのようになっているのかいないのか、なっているとすればその身分安定という関係でいけば何がそこに問題があるのか。そういう振興公社に問題点があるのかないのかということをお聞きください。

それから福祉会であります。町は5年と申しましたが、議会サイドで3年ということになったわけでありまして、私は、その1つは町と福祉会の意思の疎通が決して十分ではなかったとみていました。

それともう1つは、いわゆる介護計画が1期3年ということになっておりますのでやはり介護に関する指定管理が多いわけでありまして、3年というのが一つの選択肢だと思っております。

今回5年ということでありまして、この前全員協議会で老人保健施設に関しての町の方針が示されました。そのようにしていくということでありまして、それも町と福祉会の意思の疎通がスムーズにしているならばもっと前に老人保健施設については改善といえますか、あってもよかったのではないかなと思っておりますが、そういう点で、これはどの指定管理者にもいえることではあります。検証をどうしているんだと。

一年一年町の狙いどおりにそれぞれの団体が、会社がやっているのかいないのか、その検証というのは毎年検証する必要があるのではないかなと思っておりますが、そこら辺はどうでしょうか。

それとケーブルテレビですが、私ら議会報告会をしたならば、いわゆる社団法人を設立

して民営化するということの理解がまだ浸透していないというふうに感じられたわけであり、一般社団法人って何だ。民営化するということは町の責任を逃げるんじゃないかという人もおられましたので、ここら辺は正確にその狙いというのは十分に町民の皆さんに理解をしてもらわなくちゃなりませんし、ケーブルテレビの役員になれる人も働かれる人もやはりそういうのを意にとめてやっていくべきではないのか。

特に振興公社や福祉会は職員数が何十人とおられるわけではありますが、ケーブルテレビの社団法人はその人数が何十人というわけにはいきませんから、そこら辺でやはり仕事上留意をしながらやっていったほうがいい仕事ができるんじゃないのか。

マンネリ化だとか人と人との関係とかが、少人数ですとどうしても問題が起きやすいと聞いておりますので、そこら辺はきちっとケーブルテレビに関しては1年の検証ということでなく、この1年くらいは毎月話し合いをすとか、報告を求めるとかして私はやっていくべきではないのかなと思います、その点についてお答えをしていただきたいと思えます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは各団体共通するような部分からお答え申し上げたいと思えます、まず、最初のご質問でありました振興公社、前回3年としたその経過でございますけれども、議員からおただしありましたように、当時、債務超過は解消されておりましたけれども、まだ累積欠損金がまだまだあるということも一つの要因でございました。

そのほかに、当時の状況としまして、組織、それから経営戦略、そういったところがまだまだ弱いということで経営改善、経営努力による組織の健全化が必要であるということで、そういうところを総合的に判断しまして前回は3年ということで指定をお願いしたところでございます。

今回その実績見込みを提出していただきまして評価、検証のヒアリングをさせていただいたところであります。先ほども説明の中で申し上げましたけれども、そのヒアリングにおいて振興公社内部においては経営戦略会議を設置いたしまして、また部門ごとに責任者を配置するなど、組織の強化、あるいは外部専門家から経営指導、事業見直しなどを受けて経営改善に努めてきたということで、その点については大いに評価をしたところでございます。

そういったところを踏まえまして、今回はさらに安定した経営をしていただく、あるいは人材確保、育成の面から5年ということで指定をお願いするものでございます。

なお、公社にかかる経営状況の詳細、さらには人事管理につきましては担当課長からご説明を申し上げたいというふうに思います。

それから1年ごとの検証ということでございますけれども、これは年度ごとに協定を結びます。その年度協定を結ぶにあたりましては当然評価、検証を行うわけでありまして、その前段として予算の編成を行う時期がございます。その際に各団体とのヒアリングを行いまして、次年度に向けたその年の実績等の見込み、あるいはその事業の管理の状況、そういったところを検証しながら新年度の予算を編成しまして、新年度に入る際に年度協定を締結する。そのときにもまたお互いに話し合っ、次の1年間の管理運営について話し合いをするというようなシステムをとっておりますので、そこで年度ごとの検証は

行われているというふうに判断しております。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それでは私のほうからは振興公社の経営状況、それから人事等についてというようなお話でございますので、それについてお答えしたいと思います。

公社が今次の指定管理者となりまして、24年度、25年度、2年が経過したわけですが、24年度では収益的には220万の黒字、それから25年度については190万の黒字ということで、今25年度の累積赤字は1,140万というような数字になっております。一番多かった平成16年度の3,700万から大幅な累積赤字の解消に努めてきたというようなことでございます。

こういった累積赤字があるというようなこと、それから前回の指定管理者を受ける際にいろいろと公社に対して課題があるというようなことで、公社としましても経営改善に向けてこの2年半取り組んできたというような状況でございます。

先ほども総務課長から話あったように、経営戦略会議等を開きまして、赤字部分の解消に努めようというようなことで、特に赤字部門でありました料飲部門の改善に努めてきて、今年度などその成果といいますか、レストラン部門などについては対前年から比べると5割増しというような収益の改善が見られてきているというようなことでございます。

また、ロータスの宿泊部門につきましても営業強化を図り対前年によりも微増ではありますが、現在収益の増が見られるというような状況でございます。

まだまだ改善後、結果的には、収益的にはそう大きな収益にはつながっていないかもしれませんが、こういった改善の結果が長期スパンによって大きな収益につながるというようなことで5年という指定期間をお願いしたところでございます。

それから人事関係についてでございますけれども、確かに職員の退職、それから採用というような、そういった面もあるわけでございますけれども、当然振興公社、サービス部門関係がありますので対人関係などがありましてなかなか適材適所というようなことで、本人にとってなかなかそういった対人関係が難しいとか、そういった個人的な理由で退職される方もいらっしゃるということで、どちらかといえばそういった個人的な理由が多いのかなというふうに考えているところでございます。以上であります。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 にしあいづ福祉会に関するご質問にお答えをしたいと思います。

まず、にしあいづ福祉会と意思疎通はしっかりしているのかということでございます。これにつきましては議員のおただしの中でありました介護老人施設の改善について全員協議会の中で説明申し上げましたわけですが、本当に以前につきましてはお互いに曖昧だったというような部分とか、あと任せきりになっていたというような部分があったことから現在本来の運営ができていないというようなことがあったために、今回新たに基本方針という形で定めたところでありますが、その基本方針を定めるにあたりましては、にしあいづ福祉会と町と何回も話し合いを続けてきたという部分がございます。

現在はそういったことで大変いろいろな話し合いをする場が設定できているということでございます。

特に、以前は、理事会、評議員会等には町のほうから出席はなかったんですが、現在は

理事会、評議員会については町からオブザーバーというような形での出席もありますし、あと町長と理事長との話し合いの場も毎年設けているというようなことで、現在はにしあいつ福祉会とは良好な関係で進んでいるということで考えております。

それから、その期間のことです。介護保険計画が3年なので3年という考えもあるのではないかと考えておりますが、介護保険事業計画は3年でございまして、介護事業そのものにつきましては3年で途切れるものでございまして、それぞれの人を継続して介護していかなければならないということがありますので、やはり長期間の指定というのは必要なかなというふうに考えているところであります。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ケーブルテレビに関するご質問にお答えします。

ケーブルテレビにつきましては町民ニーズに基づいてさらなるサービスの向上を図ろうというのが民営化の主な目的でございます。こういった公設・公営のケーブルテレビ業者、事業所につきましては全国的にも民営化という流れの中にございまして、西会津町も民営化を図り、さらなるサービスの向上を図っていきこうと、民間事業者ならではのサービスの向上を図っていきこうというふうな考えでいるところでございます。

今回、西会津ケーブルネット、一般社団法人ケーブルネットを選定させていただいたわけですが、この理事には町の職員1人、理事という形で参加していきます。

さらには当分の間、町職員を事務局長という形で派遣していきこうというふうなことで考えているところでございまして、十分町と連携を図りながら業務を進めていくというふうな考え方でいるということであります。十分町と意思疎通を図りながら業務を進めていただくという考えであります。

それから民営化の趣旨がよく町民の皆さんに伝わっていないんじゃないかというふうなお話がありました。これから、4月から民営化するというところでございまして、町民に向けても広報等を通じまして、今次、新たな組織でケーブルテレビを運営していくことになったということをお伝えして、十分周知を図っていきこうというふうな考えております。ご理解いただきたいと思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 大竹課長の答弁であります。サービス業で、そこら辺で個人的なことではあります。そこへ勤めたいという人はサービス、接客したいから私は来てるんじゃないのかなと、ほとんどの人はね。だから、お客さまとのサービスで問題があるというところをわかってないわけですね。それはやはり職場の環境で何らかの問題があるのかなと思いましたが、これも我々が口出すものでもありませんし、町が直接人事に介入するわけにもいきませんが、やはりそこら辺はよく、心に止めておいて振興公社との力が十二分に発揮できるようにお願いをしておきます。

それから、私は福祉会には会議にまぎって一緒に働くことは大事だと思いますが、例えば保育所は保育料もらってということではあります。福祉会の特老の部分は町が一切、一切といいますか、関係しない別でありますから、そうすると主力は老健等になるわけですが、それらは介護保険、介護収入でやっているわけですから、そういう面では町がこうというよりも福祉会の人たちが仕事をやりやすいように、効果が出るように、そういう面

で私は配慮していくべきではないかなと思っておりますが、その件について簡単でいいですから、お答えをしていただければありがたいであります。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。にしあいづ福祉会の働きやすい環境づくりということでございますので、先ほど申しましたように老健との話し合いをしながら、今回基本方針を定めたわけですが、その中でも町としっかりと話し合いをしながらやっていくというような部分も入っておりますので、そういったことで介護老人保健施設とは定期的に毎月1回の定期会議なんかも開催しておりますので、その中で職員等の問題等あればその辺の中でもしっかりと話し合いをしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私も総括で簡単にちょっとお尋ねいたします。指定管理者の候補者の選定に関してはわかりました。非公募、あるいは公募にせよ今回指定されようとしている3団体、3事業所以外、私はこの町の状況を見ますとなかなか見当たらないのかなという思いします。

指定にあたっては5年の指定であれば毎年のいわゆる予算、委託料の算出のときも話すし、3年ごとの中間評価もして、5年ごとにしっかりと評価は検証していくということでありました。

ただ、いわゆる今ほど言ったように、この3事業所ではだめだから、じゃ別なところにやらせるかというのは現実的にこれはできないのかなという思いします。

そんな中で、いわゆる評価をしたとき、なかなか改善できない、うまくないという事例が、おそらくないと思いますが、発生したときに代替りの事業者がないということであれば町はどれだけこのいわゆる指定管理者、指定されようとしているところに関与できるのか。直営ではない。

それで6月には毎年振興公社の経営状況の報告を受けますけども、その際、民間の事業者だから経営に関することは余計なことは言うなといわれるわけですが、いわゆる指導体制というか、関与の仕方はどのようにお考えになってますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それではお答えをいたします。議員がおただしのように、町内の現状を見ますと、実際ほかに受託できる組織があるのかというところと全くおっしゃったとおり、今の福祉会、それから振興公社、さらには新しく西会津ケーブルネットということで、実質的に受託できるのはこの3団体かなというふうに考えております。

そこで、指定管理をお願いして、管理運営をお願いするわけでありましてけれども、この指定管理というのはあくまでもその団体をお願いしたからといって任せっきりでないということでもあります。町の方針をきちんと伝えて、町はこういう方針でやるんですよ、こういうふうにやってくださいよということでお伝えしながら、お互いに協議しながら、その良好な管理運営をしていくということでもありますので、その中で管理運営上何らかの問題が発生すれば、それはお互いに話し合いながらその問題解決にあたっていくということが基本になろうかと思っております。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 総括ですので、1点だけお伺いをいたします。

管理委託業務をなぜ指定管理にしたかということなんですが、これはいろいろ以前からお話をされておりますのでわかるんですが、その中で民間のノウハウ、あるいは効率的なものを経営に役立てたい。そして地域経済の活性化に波及効果ですか、相乗効果、それを求めるというところでありますが、指定管理者になって3期目ですか、今度4期目になるわけなんですが、その地域経済に及ぼした経済効果ですか、そういうものを検証するならば、どのくらい進んでいるのかということ1点をお伺いしたいと思います。

あともう1つは、そういう経済効果、効率、そういうのを追求するというようなことになれば、福祉会でやっております保育所ですね、野沢保育所、あと地域保育所ですか、そういう保育所関係はこの指定管理者にそぐわないのではないかなというふうに考えます。

つまりそういう教育というようなことは、効率ばかりではできないんじゃないか。随所に全員協議会で説明ありましたが、その経費の節減、効率、効果ですか、そういうこと上がっております。それと教育は何か相反するものであるのではないかと思います。

できればこれは今後2年間で新しい保育所できるわけですが、その間検討されて、私は教育課所管でいいのではないかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 荒海議員の本来あるべき保育所とあるいはこれから連携をしようとするそういった教育に関して連携が図れるような施設が果たして指定管理にふさわしいかということですが、基本的に私なりの考え方では、やはりこうした直営というよりも町が幼児教育なりあるいは学校教育というのは、本来やっぱり町自体がしっかりとこれを支えてやるべきではないのかなというふうに思ってます。

ただ、これまでのここに至る歴史、経過がございますので、現在、こうした形で対応しておるわけでありましてけれども、今後そういった観点からも含めて検討するということは私はやぶさかではないというふうに思っております。

今回5年という内容でお示しをさせていただきましたけれども、今後こういったことも含めながら、これはまるっきりじゃあ指定管理から外すかという極論ではございませんけれども、議員ご指摘の中身については十分検討させていただきたいというふうに思ってます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 指定管理を行う目的につきましては、先ほど議員が申されたとおりでございますけれども、一つには民間の活力を生かして、町ではなかなかできないような業務について民間にお願いして良好な管理運営をしていただくということも一つ。

それから、経済効果ということでございますけれども、なかなかその経済効果、じゃあ、指定管理をやったからどのくらい経済効果があったんだということでお示しすることは、ちょっと今金額でお示しするのはなかなか難しいのかなというふうには思いますけれども、これが指定管理で各団体にお願いすることによって、そこに新たな雇用が生まれると。

雇用が生まれればそこに経済の効果が大きく出てくるということにもつながりますので、そういったところで経済効果、あるいは雇用の効果といったところが出てまいりますので、

なかなか町で直営でできないものについて指定管理という手法をとって、良好な管理運営に努めていきたいということをお願いしているところでございます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 確かに今すぐ経済効果がどうかというふうなことでは出すのは難しいと思います。これは今ほど言われました雇用の創出ですか、そういうことがあればまたこれが経済効果になっていくことだと思います。

それで、町長、今ほど言われました保育所のことなんですが、やっぱり私はこれは効率、効果一辺倒じゃなくて、教育というものは町、国、やっぱりあげて地元で育てていかなければならないというような意味で、教育的な面もあるんじゃないかと思います。

これは効率じゃなくて、金もかけなくちゃならないと思うので、指定管理というようなことにはちょっと私はなじまないんじゃないかと思います。その点、教育委員長さん、どのようにお考えですか。

○議長 これ保育所だから、保育所はまだ健康福祉課のほうのあれだから、それはちょっと取り下げてください。じゃあ、総務課長のほうからその方針及び主旨に関して答弁がありますのでそれを許します。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議員からご質問の中で、保育所の運営に関して効率的な部分を導入しているんじゃないかということでございますけれども、指定管理全体についてはそういった効率的、効果的な管理運営に努めていただくということが大前提でございますけれども、保育所の指定管理、運営管理、運営にあたりましてはそういった効率的な部分は導入はしてございません。

子どもたちが保育にかかるいろんな経費についてはすべて町が責任を持って対応するというのでやっておりますので、そこに効率的なものを導入して、例えば子どもたちの教材、あるいはおやつ代、そういったものを削ったりしてやっているということは一切ございませんので、その点は十分にご理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そういう意味でそぐわないというようなことで申し上げたわけなんですが、これから町長の言われましたように、検討材料としていただければありがたいと思います。以上です。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 1点だけお尋ねします。ケーブルテレビのことで、3年間ということの説明であります。今課長からもこれからはサービス、ニーズに合わせた戦略的に取り組まなくちゃいけないということのお話の中で、私は逆に3年でなく5年のほうがいいのかと思います。

というのは、やはりタッチすればこの内容で1年、2年、それで戦略的に改革するのであれば2～3年はかかると。はじめてのそういうスタート台ということで3年ということで解釈しますが、今言ったように私はこれからネット社会、またテレビの内容等、これからは大いに活用する時代であります。

とするならば、私は課長が言われたこと実現とするならば、私は5年間がいいので

はないかなと思いますが、いかがですか、その点は。

○議長 総括ではないんだよな。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 ケーブルテレビの期間の関係についてお答えをしたいと思います。

今議員がおただしのように、長期的な視点に立って安定したサービスの提供という面からすればやはりある程度の期間があったほうが良いというふうに考えております。そういったところで今回ケーブルテレビは3年ということをお願いしたところでございますけれども、福社会、それから振興公社につきましては各団体の長期的な視点に立った人材の確保、育成、それから持続、安定したサービスの提供という視点から、今回3年から5年とさせていただいたところであります。

ケーブルテレビにつきましては、議員がおただしのように、今回初めての指定ということでございますので、その状況をつぶさに判断するためにも、まずは3年ということで指定をさせていただきます、その後良好な指定管理、管理運営をしていただいているというふうに判断できれば、その時点でさらにその期間の長短については検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 簡単にやります。この指定管理者の3年、5年なんて私言うのは、これやる気があるかないかだけの話だと思います。だいたい、保育所のことに関しましても全然福社会で見に来たことあるのか、一度でもね。実際運動会にしたって何したって、福社会の人たちが本当に保育所がどのような状態になっているのかということ、今いうこと違うかもしれないけど、健康福祉課のほうでそういうことはちゃんと指導してないから、だから、尾野本保育所にしたってそうじゃないですか。2年間も危ないところにぶん投げておく。テレワークセンター、出してもらって、尾野本保育所にして入ってもらっていいわけです。子どもが優先なんだから、テレワークセンターが優先じゃないんだから。

そういうことをね、指定管理者というのはやる気がなかったら2年も5年も3年も同じだということです。自分でまめにやって。だからロータスインだってね、なにかとってこわれる。

○議長 質問はまとめて。

○渡部憲 そういうこと。健康福祉課の課長さん、あなた福社会のほうにちゃんと指導して、ちゃんと見にいけど。どういうことになっているのか、ちゃんと自分で見に行つて、ちゃんとやるようにそういう指導してくださいと言ってるんです。いつまでたつたって同じよ。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 保育所の指定管理の関係についてお答えいたします。保育所につきましては各保育所の所長がおりまして、所長からいろいろ課題がある場合については町のほうにしっかりと来ておりますし、その所長からしあいつ福社会の常務、理事長等にはちゃんと話がいつているということで、そういう体制で管理をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 私が言いたいのは、指定管理者になってんだったら自分の目でちゃんと見て確かめろ、どういうふうになってんだか。それを健康福祉課のほうからちゃんと指導しろということなんですよ。

○議長 言葉を選んで。

これで、12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 総括ですから私も1点ほどお伺いいたします。振興公社のロータスインについてお伺いいたします。

○議長 総括は全体のやつやってください。

○五十嵐忠比古 振興公社でありますけども、中でも累積欠損ありますが、その中で努力はしていますけども、昨日ですか、1周年記念の太陽のレストラン、それやっていますけど、企業努力はしていると思えますけども、その中で個人個人の努力はしていると思えますけども、町から持ち出しがありますけども、その中で町はどう考えているのか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 ロータスインのレストランのお話ということでご質問なのかなということですけども、昨年度、レストランをリニューアルという形したわけですけども、本当にこれは20年来の、ロータスインができてから初めてのリニューアルというようなことでございます。今まで料理形式を変えまして、地産地消、それから地元のミネラル野菜を活用したビュッフェ方式というふうなことで、今の時代にあったような料理を提供して多くの方に来ていただくというふうな、そういった趣旨のリニューアルでございます。

これについても今まで料飲部門が赤字体質ということでなかなか収益が上がらなかったことに対してロータスイン自ら改革しようというふうなことで実施した内容でございます。

このリニューアルについては、これはロータスイン独自の資金でリニューアルしたところでありまして、町からの持ち出しはしてない状況ですのでご理解いただきたいと思えます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 だいたいわかりました。今後、振興公社を含め全体的に企業努力をしてもらって、教育旅行やいろんなイベントなどを積極的に、各関係者に働きかけて、宣伝ですか、その辺をやってもらって、町の活性化に少しでも努力してもらいたいと思えます。以上です。

○議長 これで総括質疑を終わります。

11番、清野佐一議員は入場願います。

(清野佐一議員入場)

○議長 日程第6、議案第19号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 19 号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 20 号、西会津町温泉リハビリプールの管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 20 号、西会津町温泉リハビリプールの管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、西会津町温泉リハビリプールの管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 21 号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 21 号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 22 号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定

についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 22 号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 23 号、西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 多賀議員と総務課長とのやりとりを聞いて感じたわけですが、今回は福祉会というだけということの選択肢であります。ご承知のように啓和会がグループホームの経営に乗り出しているわけでありますから、今すぐ評価といきませんが、5年後となれば十分に民間の業者でも今の介護センターの経営もできるのではないかと。最初から福祉会しかないよというふうにとらえたのでね、5年後はこの啓和会の道が開ける、開けるといっておかしいか、それも考慮して選考していくという、しないように捉えたので、そこら辺を、5年後のことをはっから、おかしい。課長の答弁、やりとりだと、福祉会しかない。ところが啓和会というものが進出してきて、同じ事業を営んでいるから、この次はやはり開けるよというあたりもきちっと言っとかないと、お互いに競争関係でやってもらわないとうまくないわけですから、どうですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今回の各種福祉施設の指定管理者の選定にあたりましては、先ほど申し上げましたように、この指定管理者全体、原則は公募でございます。今回の選定委員会の中でも公募がいいのか、あるいは非公募でいいのか、そういったところも十分に検討をさせていただきました。

その中で、今回の福祉会にあたりましては、議員がおただしのように新しい民間の参入ということもありました。そういったところも十分に踏まえた上で、今回の指定にあたりましては、これまでの福祉会の設立の経緯、あるいは社会的な役割、そういったところも十分に考慮させていただきまして、また、福祉会自体も民間の団体でございます。

そういったところを総合的に判断をさせていただいて、今回についても非公募というような選定方法を探らせていただいたということでございます。

今回、5年ということをお願いしているわけでございますけれども、この指定期間が終

了する際にはまた新たな指定のお願いをするわけでございますけれども、そのときに再度その公募、あるいは非公募について十分に検討をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第23号、西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。（11時58分）

○議長　再開します。（13時00分）

日程第11、議案第24号、西会津町野沢保育所の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

10番、荒海清隆君。

○荒海清隆　先ほどの総括でも申し上げましたが、一部ちょっと足りないところがありましたので改めてお願いしたいと思います。

全員協議会資料の2ページの中ほどであります。保育所については新施設の整備状況により新たな施設設置条例の制定が伴うことから、その時点で改めて指定管理者選定の手続きを行うこととするという文言がありますので、この点について、少子化というようなことが心配されておりますが、人材を育てるということは少子化だからこそできるというようなときもあるという話もありますので、この点についてお願いですが、今後ご検討いただければと思います。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　それでは保育所の指定の期間の関係についてのご質問がございましたので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

資料の2ページの中段にあります内容でございますけれども、今次の指定管理の指定にあたりまして、その中に野沢保育所とへき地保育所とそれぞれございます。これは議案でもお願いしておりますように、今次の指定につきましては5年間をお願いをしたいということでございます。

ただ、保育所の施設につきましては、現在、新しい施設の建設に向けて検討を進めているところでございます。この新しい施設ができあがりますと新しい保育所の施設設置条例ができますので、そうなりますと新たな指定管理の選定という形になりますので、そういったことでその時点で改めて選定手続きをさせていただきたいということをお願いして

る部分でございますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 24 号、西会津町野沢保育所の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号、西会津町野沢保育所の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 25 号、西会津町へき地保育所の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 25 号、西会津町へき地保育所の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、西会津町へき地保育所の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

地方自治法第 117 条除斥の規定により、11 番、清野佐一君の退場を求めます。

(清野佐一議員退場)

○議長 日程第 13、議案第 26 号、西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 26 号、西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 27 号、西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 27 号、西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 28 号、西会津町さゆり公園の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 28 号、西会津町さゆり公園の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号、西会津町さゆり公園の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 29 号、西会津町ふれあい交流施設の管理に係る指定管理者の指定に

についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 29 号、西会津町ふれあい交流施設の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号、西会津町ふれあい交流施設の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 30 号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

8 番、多賀剛君。

○多賀剛　簡単にお尋ねします。今、新しい、よりっせに、A 区画施設整備されますけれども、これも保育所と同じように新しい施設ができた場合には指定管理者の指定のやり直しというか、そういうの再度やるようになるのかお尋ねします。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　現在の地域資源活用総合交流物産館、いわゆるよりっせでございますけれども、今次の指定で 5 年間お願いするというところでございます。議員おただしのありました地域連携販売力強化施設につきましては、昨日議案第 5 号でご議決いただきましたけれども、ここで設置条例として昨日ご議決をいただいたところでございます。

この中に指定管理者の項目がございますので、新しく指定管理者を選定いたしまして、そこを管理していただくというような形になります。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 30 号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

11 番、清野佐一君は入場願います。

(清野佐一議員入場)

日程第 18、議案第 31 号、西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

9 番、青木照夫君。

○青木照夫 先ほど総括にふさわしくないということでありましたので、再度、やはりケーブルテレビという重点的なことを考えると、その年数に対してもう一度検討が必要ではないかと思います。良好な管理をするには5年と。国の状況は3年から5年と流れがあると。初めてのケーブルネットのスタートということの理解はありますが、もう一度その点をこれからニーズに合わせた、またサービス向上を図るためにはその年数を考えていただければと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 ケーブルの指定期間の関係につきましては、先ほども総括でお答えしたとおりでございますけれども、一般的な考え方としまして、この指定管理を行う場合、ある程度一定の長期的な視点に立てるその指定期間というところが一つのポイントになってこようかと思えます。

そういったところで今回、指定管理をしていただく立場に立って、計画的な人材の確保と育成、また施設の計画的な維持管理、あるいは持続安定したサービスの提供といったところから言えば、今ほど申し上げましたように一定の期間が必要であるというふうに考えております。

ケーブルテレビにつきましても、そういった視点から見れば一定の長期に立った視点が必要かというふうには考えますけれども、今回は初めての指定期間ということでございますので、まずは3年を指定とさせていただきまして、その3年後の指定の見直しするとき、再指定のときに再度その期間について十分に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 31 号、西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号、西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 32 号、西会津町総合計画基本計画（後期）の策定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

- 企画情報課長 議案 32 号、西会津町総合計画基本計画（後期）の策定について説明をさせていただきます。

総合計画につきましては、まちづくりを進めていく上で、最も上位に位置する計画であります。その中の、基本計画前期計画につきましては、本年度が計画期間の最終年度となりますことから、本年度の年度当初から後期計画の策定作業を進めてまいったところでございます。

後期計画の策定にあたりましては、町づくり基本条例に基づき進めてきたところでございまして、総合計画検討会議を組織し、町民参加の基に策定作業を進めてきたほか、町内 5カ所で町民懇談会を開催し、ご意見を賜ったところでございます。また、意見公募についても実施しまして、町民の皆さんのご意見を十分反映した計画策定を行なったところでございます。

また、総合政策審議会委員の皆さんに対しましても、11月14日開催の審議会で素案説明を実施し、ご意見を賜り、11月27日開催の審議会において最終計画案を諮問し、原案が適当であるとの答申をいただいたところでございます。

それでは、後期計画書の概要を説明させていただきます。計画書をご覧いただきたいと思っております。

表紙をめくっていただきますと、まず目次でございまして、1ページから10ページは、はじめにということで、前書きを載せてございます。基本計画の位置付け、策定の趣旨、町の現状と課題等を記載しております。

11ページからが基本計画の本文でありまして、ご覧のとおり、基本計画については、基本構想の体系に合わせた形で、計画書を策定しているところでございます。

それでは、2ページをご覧いただきたいと思っております。1は基本計画（後期）策定にあたってということで、基本計画の位置付けについての説明させていただいております。

1は、策定の趣旨であります。総合計画については、町の将来像とそれを実現していくための取り組みを定めた、最も基本となる計画であり、協働のまちづくりを進めるうえで欠かせない計画であります。今次の基本計画後期計画の策定にあたっては、「みんなの声が響くまち にしあいつ」を基本理念とし、まちづくり基本条例の考え方にに基づき、社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに即した計画の策定を目指し作業を実施したところでございます。

次に、2の計画の位置付けですが、ただいま申し上げましたように、総合計画は最も基本となる計画であることを、総合計画は町づくり基本条例のなかで、町民みんなでつくる計画とされていることなどを記載してございます。

次に3の計画の構成と期間でございまして。基本構想は平成22年から31年度の10年間、今次策定しました、基本計画後期計画は平成27年度から31年度の5カ年の計画となります。

4ページをご覧ください。大きな2であります。町の現状と課題でありまして、9ページまでの間に、人口、世帯数、就業者数、産業別町内総生産額、1人あたりの家計所得

の推移を最新の統計資料を用いて掲載してございます。

また、4から5ページについては、平成22国勢調査の結果を基に平成52年までの将来人口を推計した表を掲載させていただきました。5年前総合計画を策定した際の平成22年度の予測人口は7,469人でした。残念ながら、本町にありましては、5年前の予測を上回る形で人口の減少が進んでいる状況にあるところでございます。

10ページをご覧いただきたいと思います。大きな3の総合計画の体系を表した表でございます。後期計画も本体系にそって策定しているところでございます。

11ページからは、基本計画のここからが後期計画になります。

12ページをご覧いただきたいと思います。基本計画後期計画の重点プロジェクトであります。

前期計画の中では、こうした形の記載はございませんでしたが、今後5年間の間に町はどんなことに重点を置き取り組んでいくのかを、町民の皆さんに明らかにするため、本計画から設けさせていただきました。重点プロジェクトは全部で15ございます。

まず、1のこころ豊かな人を育む町づくりですが、3つのプロジェクトがございます。まず、1つ目が認定こども園整備・子育てサービス充実プロジェクトでございます。少子化が著しい本町においては、こどもは町の宝だというふうと考えております。新たな保育施設として認定こども園を整備していきます。新たな保育施設には子育て支援センターや放課後児童クラブなどを併設しまして、子育て支援の一層の充実を進めていく考えでございます。

2つ目が、小中連携教育強化・学力・体力向上プロジェクトでございます。小学校の新築工事がまもなく終了します。後期計画では、小中連携教育を推進し、教育のさらなるレベルアップを目指していきます。

3つ目でございますが、(仮称)町民文化センター整備・推進プロジェクトでございます。町公民館は老朽化しております。町民誰もが集い、学び、交流ができる施設、(仮称)町民文化センター施設の整備向けの準備作業を進めてまいります。

次に、豊かで魅力あるまちづくりでございますが、5つのプロジェクトを掲げております。1点目は、農林産物ブランド化・農林業活性化プロジェクトでございます。農林業は町の基幹産業でございます。現状は大変厳しい状況にございますが、ミネラル野菜や菌床きのこの生産産拡大や産地化・ブランド化を推進します。また、稲作にあつては集落営農や法人化などを推進してまいります。

2つめでございますが、地域連携販売力強化施設整備・道の駅にしあいづ利用者拡大プロジェクトでございます。本年度、道の駅にしあいづに地域連携販売力強化施設を整備します。これにより道の駅利用者の拡大を図り、それを既存商店街の活性化にも活かして行きます。

3つ目でございますが、商業・地場産業活性化・企業誘致プロジェクトでございます。若者が定住できる町を目指し、新たな企業の誘致を推進するとともに起業する若者を支援していきます。また、既存企業や地場産業・商業の振興も推進していきます。

4つ目は、観光・交流・定住推進・地域活性化プロジェクトでございます。町は「行ってみたい住んでみたい町へ」をテーマに町づくりを進めています。本分野は今後の町づく

りの切り札だというふうに考えているところでございます。本年度設立されたにしあいづ観光交流協会との連携のもと、着地型観光の推進を図り、定住人口の拡大にもつなげていきます。

14 ページに入ります。5 つ目は、ケーブルテレビの町・情報化推進プロジェクトでございます。本町は、他の自治体にはない公設のケーブルテレビを有しています。これらの情報基盤を有効に活用し、活力あるまちづくりにつなげていきます。

次に、人と自然にやさしいまちづくりですが、6 つのプロジェクトがあります。

まず1 つ目は、「健康がいちばん」町民健康づくり・医療充実プロジェクトです。町では「健康がいちばん」を合言葉に、食・運動・検診の3 つを柱とした健康づくりに取り組んでおります。町民すべてが健康で長生きできる町を目指して健康づくりを推進していきます。また、医療分野にあつては、医師4人体制を維持し、在宅医療についても充実を図っていく考えでございます。

2 つ目は、高齢者地域包括ケアシステム構築プロジェクトです。高齢化は町の大きな課題でございます。高齢者の皆さんが、この町で安心して生活できるよう、地域と医療・介護、関係機関が連携し、包括的な支援体制を構築していきます。

3 つ目は、地域コミュニティ活性化プロジェクトでございます。集落対策も町にとっては大きな課題でございます。集落支援員制度、地域おこし協力隊などの制度を有効に活用しまして、集落の維持と活性化を図っていきます。

4 つ目でございますが、西会津町縦貫道路整備促進・安全安心の道づくりプロジェクトでございます。町縦貫道路の早期完成を目指すとともに、安全・安心の道づくりを推進していきます。

5 つ目でございますが、エネルギー地産地消のまち推進プロジェクトです。町内での再生可能エネルギー導入を推進します。また、地域の森林資源を燃料として生産しまして、地域の燃料として活用する、エネルギー地産地消のまちづくりを推進していきます。

6 つ目でございますが、災害に強い安全安心な町づくりプロジェクトです。近年、全国各地で様々な災害が発生しております。日頃から防災対策に取り組み災害のない安全安心なまちづくりを推進していきます。

次に、計画の推進に向けての項目でございますが、1 つプロジェクトがございます。

新町役場庁舎整備プロジェクトでございます。西会津小学校舎を改修まして新しい町役場を整備します。町民誰もが利用しやすい施設となるようアクセス道路も含めて総合的な整備を図ってまいります。

つづきまして、基本計画の内容説明に入ります。なお、本計画は大変ボリュームがございますので、特徴的な部分に限定し説明をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思ひます。

16 ページをご覧いただきたいと思ひます。まず第1章、こころ豊かな人を育むまちづくりでございます。

1 の子育ての充実ですが、少子化の進行が著しい本町にとっては、定住人口の拡大を図る上でも、力を入れていくべき施策と考えております。新たな保育施設整備を明確に掲げたほか、その他の子育て支援策についても後退することなく推進していく考えでございます。

す。

次 20 ページでございます。2 の学校教育の充実ですが、小学校整備が完了しまして充実した教育環境が整います。小中連携教育の推進を図り、児童生徒の学力・体力の向上を推進します。また、町の情報環境を活かし、タブレット端末を活かした教育の推進も新たな施策として計画に盛り込みました。また、西会津高校の支援も継続していきます。

次 24 ページでございますが、3 の生涯学習の推進でございます。町民の高齢化が進んでおり、生涯学習の役割も重要になっています。本分野にあってもさらなる充実が必要です。その拠点となるのが公民館です。公民館は老朽化が進行していることなどから、今次計画で（仮称）町民文化センター施設整備の検討を新たに盛り込みました。後期計画期間の中で、施設整備に向けての基本構想の策定作業を進めていきたいと考えております。

次に 26 ページでございます。4 のスポーツの推進です。定期的な運動を行うことは、心身の健康にとっても大切であり、推進していきます。町は町民の健康づくりを推進しています。本分野にも 1 人 1 スポーツの推進を盛り込みました。

次に 28 ページでございます。5 の芸術文化活動の推進です。高齢化により古くからの民俗芸能の継承等が課題になっており、いち早い取り組みが必要になっています。また、多くの埋蔵文化財が未整理のまま保存されています。町歴史文化基本構想の策定、埋蔵文化財・民俗資料の展示に向けた整理、保存を新たな取り組みとして盛り込みました。

次に 30 ページでございます。第 2 章、豊かで魅力あるまちづくりに入ります。

はじめに、1 の農林業の振興です。農林業については、主要作物である米価の低迷、原発事故による風評被害、担い手不足、鳥獣被害の拡大など様々な課題があります。農業は町の基幹産業です。ミネラル野菜や菌床きのこ栽培などを拡大し、産地化・ブランド化を推進します。稲作の経営改善への支援、集落営農・法人化の支援・新規就農者支援などに取り組む他、特産品開発・新規農作物の導入等にも積極的に取り組んでいく考えでございます。

次に、34 ページでございます。2 の商工業の振興です。町商工業は依然厳しい状況が続いています。商工業は若者定住のための最大の受け皿でございます。継続して生産・営業活動が継続できるよう、積極的な支援をしてまいります。また、企業誘致を推進するとともに、若者の起業支援も進めていきます。

また、地域連携販売力強化施設整備、ふるさと自慢館の整備など施設整備を行い、商業の活性化にもつなげていきます。

次 36 ページです。3 の観光の振興と地域資源の活用でございます。本分野については、検討委員の皆さんの提案により、前期計画を一新しております。本年度設立されました、にしあいつ観光交流協会を軸に、これまでの見るだけの観光から、着地型観光に力点をおき観光の振興を図ることとしたところであります。交流・定住等の施策と連動しながら推進していく考えでございます。なお、39 ページに西会津町の観光の道しるべとタイトルをつけました、図表を掲載しております。これは、これからの観光・交流・定住等の取り組みの方向性を図式化したものでございます。

次 40 ページをご覧くださいと思います。4 の定住と交流の促進です。町を活性化し元気にしていくためには、交流人口拡大に向けた取り組みが必要でございます。本分野に

つきましても、新たな発想の基に計画の全面見直しを図りました。様々な取り組みにより、交流人口を拡大し、定住人口の拡大につなげていきたいと考えております。

次 42 ページをご覧くださいと思います。6 の情報化の推進です。本分野については、時代の変化に合わせ、内容の見直しを図りました。本町ならではの情報基盤を有効に活用する取り組み、最新のソーシャルメディアを活用した情報の発信などにも取り組む考えでございます。

次 46 ページでございます。第 3 章、人と自然にやさしいまちづくりに入ります。

1 の健康づくりでございますが、本分野にあつては、「健康がいちばん」をキャッチフレーズとしまして、食・運動・検診の 3 つを柱とした健康づくりを推進してまいります。後期計画におきましても、これらの取り組みをさらに拡充し、町民の健康づくりを進めて行く考えです。

次 50 ページでございます。2 の医療体制の整備でございます。今後も、医師 4 人体制を維持するとともに、医療スタッフの確保、医療設備の充実を図り、保健、福祉と連携した医療を進めていくこととしています。特に町民の高齢化が進んでいる状況を踏まえ、訪問診療・訪問看護など在宅医療の充実を図っていく考えでございます。

次 52 ページでございます。3 の福祉の充実です。高齢者対策は町の課題です。高齢者福祉については、本町にあつては特に力を入れて取り組んできた分野であり、充実したサービスを提供してきましたが、後期計画にあつても後退させることなく、取り組んでいきます。また、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、地域と医療・介護等の関係機関が連携しまして、高齢者地域包括ケアシステムの構築を図っていくこととしております。

次に 56 ページでございます。4 のコミュニティづくりでございますが、高齢化が進行しまして、集落機能や地域の活力が低下しております。今後も継続的に集落支援員を配置し集落の支援を図ります。また、活力ある地域づくり支援事業や、地域おこし協力隊との連携強化を図り、地域づくりや地域活性化についても支援していきます。

次に 58 ページでございます。5 の交通体系整備でございますが、町では平成 24 年度にデマンドバスの導入を図ったところであり、町内どこに住んでいても、町民バスを利用できるようになりました。今後も利用者の声を聞きながら、利用しやすい町民バスの運行に努めていく考えでございます。

次に 60 ページでございます。6 の道路網の整備でございます。本分野にあつては、西会津縦貫道路・町道野沢柴崎線の早期完成を目指し事業を推進する他、幹線道路整備では、新しい町役場となる小学校線、野沢消融雪事業などの事業を計画するとともに、地域からニーズの高い集落内生活道路の整備についても計画的に取り組めます。また、道路・橋梁は全体的に老朽化が進んでいます。これらの修繕事業も計画的に推進していく考えでございます。

次に 62 ページをご覧くださいと思います。7 の克雪と利雪でございます。雪対策も町の大きな課題です。冬期間も快適に生活ができるよう、適正な除雪体制を継続します。また、高齢者の住宅の雪処理などを支援する、雪処理支援隊、仮称でございますが、の設置についても後期計画の中で検討していきます。

次に 64 ページでございます。8 の上下水道の整備でございます。町は、多くの水道施設を所有しています。いずれも老朽化が進んでいます。安定した水を供給できるよう、施設の良好な管理に努めていきます。また、水道未整備地区の集落営水道整備事業については、積極的に支援をしております。下水道施設についても適正な維持管理に努めるとともに、個別排水処理事業については、誰もが快適な生活ができるよう、今後も推進していく考えでございます。

次 66 ページでございます。9 の快適環境づくりです。町は本年、快適環境づくり条例を制定いたしました。本条例に基づきゴミ捨てのない快適な地域づくりを進めます。また、町民が安心して生活できるよう、放射線量やPM2.5などの情報提供にも努めます。また、温室効果ガス削減対策として再生可能エネルギーの導入、木質燃料の活用推進を進めます。さらに野沢駅通り公園、原町ポケットパーク等の整備も新たに計画の中に盛り込みました。

次 70 ページでございます。10 の安全安心のまちづくりでございます。近年においては、これまで想定できなかった自然災害が発生し、多くの命が奪われています。本町においては、こうした災害の発生はありませんが、町民全員が日頃からの防災意識持ち生活していくことが必要です。また、地区防災組織の育成を後期計画に盛り込みました。

次に 72 ページでございます。11 の土地利用でございますが、引き続き、それぞれの目的に応じた適正な土地利用に努めることを計画に盛り込んでおります。

次 76 ページをご覧くださいと思います。

計画の策定に向けての説明に入らせていただきます。

この部分につきましては、基本計画後期計画の実現に向けてどの様に推進を図るかについて定めているところでございます。

1 の協働のまちづくりの推進でございますが、町民・議員・町長や町職員の意識改革の推進、情報共有の推進、町民参加の促進と意見の反映、多様な人材の参画の4つを具体的な取り組みに盛り込んだところでございます。

なお(1)の町民・議員・町長や町職員の項目の中に、この度町、町民憲章を制定しましたことから、町民憲章の積極的な周知により、協働のまちづくりに対する町民の自発的な行動意欲の喚起を図るとした取り組みを新たに盛り込んだところでございます。

次に2の効率的・効果的な行政の推進でございますが、行政評価の推進、効率的な行政執行体制の構築、役場本庁舎移転に伴う利用しやすい施設の構築、民間委託や広域行政の推進、幅広い視野を持った行政運営の推進、タブレット端末を活用したペーパーレス化の推進の6つを具体的な取り組みに盛り込みました。

この内(3)の本庁舎移転、(6)のタブレット端末の活用については、新たに追加した項目でございます。

次に、3の健全な財政運営の推進でございますが、計画的な財政運営、財政運営の健全化の2つを具体的な取り組みに盛り込んだところでございます。

以上で、総合計画基本計画後期計画の説明を終わらせていただきますが、本議案につきましては、西会津町議会基本条例第8条第1項第1号の規定により議会のご議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議くださいますと、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申

し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9番、青木照夫君。

○青木照夫　ボリュームのある説明をいただきましたが、結論で言えば、行ってみたい、住んでみたいというまちづくりだと思います。その中で人口が減少している。どういう取り組みをするのかということ是一般質問の中でもお話しましたが、今、国会では地方創生改革法案が成立されました。

その受け皿としてはどういう体制でいくのか。私は端的に言えばやはり各ポジションに専門職が必要であろうと。受け皿を達成するには必要であろうと。

例えば空き家バンク、平成26年度でゼロ件です。これは建設会社に委託しておるバンクであります。それも法的な問題、人間関係の問題から必要であろうかと思いますが、例えば、専門職であれば、やはり外交にあって町のPRをして、責任をもって来てもらいたいというようなことであれば、私はもっともっと成果があるのではないかと思います。

各自治体ではそういう事例があって成功しているところもあります。また、その中でいろんな方策、今課長が言われたタブレットの端末の利用ということもこれからは絶対に必要、欠かせない時代がきます。

私の今知っているとこで、ある病院にかかっていらっしゃる方、それは退院をしていらっしゃるんですが、タブレットを持ってきて、そして病院との状況を往診なしで、操作をすれば顔色を見たり、そこで診断できると、そういうもう進んだ活用がされております。

そういう中で、決論的に言えばやはり受け皿をしっかりと、今せっきくの地方創生ということをやっていますので、受け皿を100パーセントということにいかないと思いますが、やはりそこには専門職員、今言ったように、しっかりとしたことがあれば、例えば国際芸術村でもそういうネットワークでいろんな展開が幅広くされておられるのは知っています。

もう一つの例は、一つの店を借りて約半年間で600人来ております。その中では地元の人以外の方であります。それで携わっているのは都会から来た方が一生懸命やっている。隣の市では約、農業就労者であります。40世帯住んでおります。住む状況というか、もう満杯であると。西会津町をそういうターゲットというか流れがあるということも聞いておりますので、専門的なことをこれから取り組む必要があると思いますが、その点はいかがですか。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　お答えします。議員が申されましたように、町としましては、行ってみたい、住んでみたいまちへということで定住、交流、そういったことを今後のまちづくりの切り札にしていかなくちやなんないのかなというふうに考えているところでございます。

専門職員というようなことではありましたが、どういった分野の専門職員なのか、なかなかちょっと判断しにくいところあるわけではあります。今度、町に観光交流協会ができあがりまして。そこには3人の専従職員の方がいらっしゃるということでございます。そういったことを中心にしながら、連携をとりながらこういった定住、交流の事業を推進していくべきだろうというふうに考えております。

町としましても、さらに地域おこし協力隊なんかもう少し増員できればというようなことも一つ視野に入れているところがございます。そういった皆さんの力を結集して取り組んでいく必要があるのかなというふうに思います。

地方創生の話が出ました。こういった5年間にこんなことをしたい、あんなことをしたいというような形で今回の計画に盛り込みました。地方創生、そういった活用できるような交付金であったり補助金であったりというようなものが創設された際には、こういったものの実現に向けて取り組んでいくという形で考えておりますのでご理解いただきたいと

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私もこれ、ずうっと隅から隅まで見させていただいて、細かいところいくつか指摘していきたいところあるんですが、まずそれよりも、26ページの計画の推進に向けてというところ書いてあります協働のまちづくりの推進、この計画がいろいろプロジェクトの方々、また町民の方の意見公募等々で仕上げられたものと理解しておりますので、これから5年間この計画に基づいて進めていくんだということでもありますから、これがうまくいくかいかないかは全てこの中段に書かれている積極的な町民の方の町政への参加、これができるかできないかに、私はかかっていると思います。

最近の状況を見ますと、なかなかこれがうまくいってない。まちづくり基本条例の原点に立ち返れば町民が主役である。行政でも我々議会でもない。町民の皆さんが自ら主役のまちづくりを進めていくんだということを、原点に帰って、これをいかにしたら進められるかということに、私かかっていると思うんですが、それをまずするにはどうしたらいいか。そういうことは計画作る上で考えませんでしたでしょうか、お尋ねします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 やはりまちづくり基本条例にもうたっておりますように、協働のまちづくりというような形で西会津町はまちづくりを進めましょうというようなことでございます。そういった形で地域づくりを進めていくというのが原点であるということで、議員がおっしゃるとおりだというふうに思います。

この計画策定の中で、協働のまちづくりの部分はどうやったらもう少し原点に立ち返って町民参加をもっと進められるのかという議論まではちょっとしてなかったということでございます。

どんなふうに進めていくべきかちょっと頭の中にはないわけではありますが、常に町がやっていますように、さまざまな分野で町民参加を呼びかけながら、やはり参加していただかないとどうしようもないので、さまざまな機会に参加を呼びかけていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 確かにこれは簡単なことではないと思います。しかし、いくらいいもの作っても本当にそれができていなければ絵に描いた餅になってしまうような気がする。本当に私、最近のいろいろな審議会等の委員の公募の状況だとか、いろんな意見を集約するための集まりだとか、我々の議会報告会も含めてですけども、なかなか町民の皆さんに集まっただけでない、声を聞かせていただけない。これは計画も大切でありますけども、私はそこ

からまず議論をしていくべきじゃないかなと常々思っております。

これは今日こういうふうにするから明日から、じゃあ、すぐできるようになるということではありませんが、やっぱり以前から私いろんなところで申し上げているように、いわゆる小さい成功事例の積み重ねが最終的には結果につながって、多くの町民の方が声を出していただける、集まっていただけるという状況になるのかなという思いであります。

まず、具体的な策は今のところないということではありますが、これはある程度後期計画できた以上は、じゃあ、これをいかに実現するか、町民の方にいかに主役となっていただけるかということを再度見つめていただく必要あると思うんですが、この辺いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 おっしゃるとおりでございます。こういった計画を立てても、町民の皆さん一人ひとりのご理解やご協力がなければ実現できない事項だというふうに考えております。

今回、またきちんと印刷をして町民の皆さんに、各戸に配布をしていきたいというふうに思います。

また、あらゆる機会を捉えて、今回の基本計画の中身につきましても皆さんに浸透するように広く広報していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 私は 34 ページの商工業の振興の中で、課題を解決するための取り組みの具体的な取り組みということで 3 つほど上がっております。その中で 2 番目の企業誘致戦略に基づく誘致活動の推進ということがあります。私としては、これを本当は①に上がっていればなという感想を持ったところです。

それはなぜかといいますと、今、本町においての少子化、高齢化、過疎化というようなことで、これどこの町村見ても同じではありますが、そういうことで進んでおります。いろんな方のお話聞きますと、やはり定住をしてもらうには、若い人がまた来てもらうには働く場所だというようなことがよく言われます。

今まではいろいろな環境といいますか、社会的な状況の中で企業誘致は難しいという現状でありました。しかし今、先ほどらい話ありますように、地方創生というような形で国のほうも大きく地方に目を向けててこ入れをするというような雰囲気には見えません。そういうことへの取り組みを積極的に取り組む上では、1 番に上がっていればなというふうな感想を持ったところです。

そして本町においてはかつて ICT のまちづくりでシリコンバレーの日本版を作ろうかというようなことで取り組んできて、テレワークセンター等ができてきたわけですが、それがそれ以上、今以上には進まなかったというような現状があります。

徳島県の神山町というところですかね。そこでは本当にまさにシリコンバレーそのもので、大変人口増につながっているというような事例もございます。これは一つの参考でありますから、なにも同じことをどうのこうのとは言いませんが、町長としてこれからの取り組み、企業誘致についての、具体的に何をどうするというのではなくて、取り組みに対する姿勢といいますか、それらをお聞きしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員のおっしゃるとおり、やはり町の活性化を図るためには働く場所の提供というのは絶対条件であると思っております。

そこで、これまで国の動向なり、あるいは日本全体の経済関係の流れにおいては、かつては地方に工場が進出してきた時代があります。でも今はほとんどが海外への子会社なり、あるいは海外進出を図りながら進めてきた結果、地方における工場がこれは倒産余儀なくされてしまうというような縮小傾向にずっときたわけでありまして。

しかし最近この地方創生という言葉が出て、全てバラ色のような関係というか、要素もあるみたいですが、決して明るい見通しだけではないんじゃないかなというふうに思っております。

それにはこれから地方創生というのは、ただ働く場所だけではなくて、いろんなメニューがあるわけでありまして、その地域に合ったものについて、その地域でできるものについて具体的に地域が、あるいはその町が具体的に提示をしていく。あるいはそれを取り組んでいくという方向付けがなされない限り、ただ与えられるだけの問題では決してないということでありまして、その点についてはこれからいろんなメニューについてしっかり受け止めながら、これは国、あるいは県、さらにはいろんな人材、人脈を凝らして、しっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そして企業誘致、これはどういう企業が西会津に最も適しているか。これは東京事務所にもそれぞれ働きかけを実は行っております。こういったことで何か西会津町に適するような企業誘致というものはないのか、これは真剣に取り組んでいかなければということでもありますので、これから機会あるごとに今後この企業誘致という観点についてはしっかり町の中で取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 いろいろな新聞報道なんかには、この町がこういう企業を誘致したとか、そういうニュースもそんなに多くはないですけども、やっぱりあるわけですね。だからそういうところはそれなりに目に見えない努力と申しますか、いろんなことやった結果であろうと思うし、最初から、企業側から見て、本当に適した場所だ、立地条件がいいというような要素もあるかと思いますが、やはりこれからそういう努力を積み重ねていただいて、1つでもそういういい働く場所、また、いい条件ですか、町の条件がよくなればというふうに思いますが、それに向けてもう一言お願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 経済との関係もありますので、確かにいろんなところで企業誘致されているところはたくさん全国にはあるかと思えます。そうした実例をしっかり学びながら取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 何点かお尋ねをするわけでありまして、最初にこれは全員協議会で申し上げました。町が提案する議案に（案）なんていうのが私はふさわしくない。前例、先例にとらわれないでやはり改めるべきは改めるべきだなというふうに思っておりますので、申し上げるわけでありまして。この件、議題にちょっとはずれてしまうのはお許しただいてお話

するわけでありますが、例えば成人式、今年参加しておかしいなと思ったんです。

なぜ、教育委員会が成人証書に名前を載せなければならないのか。載せているならばなぜ謝辞を、あるいは記念写真のときに教育委員会で誰も入ってない。ふとそう思ったんです。先例、前例にとられるとこの計画もなかなか進まない恐れがありますのでそういう点は留意をしてやっていってほしいなど。

5年間の計画であります。これだけの計画を立てたというならば、速やかに検討して、早めに計画を立てる。地方創生等の話もありますが、そのような国や県の新たな動きに即対応できるように検討して計画を早めに立てておくべきだということでもあります。

これには今言ったような前例、先例にとられないで前向きにこの総合計画の後期基本計画が実現できるように努力していただきたいなど。

前期は、課長のお話では9割方はできたと思っているということでもありますので、そのようにいくようにお願いをしますし、これに対するやり方ですか、それについてお答えをしていただければと思います。

数字による目標もかなり出ていますが、私これを全部読んで、ふと思ったのは5年後、じゃこの計画を実施したならば5年後どういう姿に西会津は実はなってるんだろうかと。そうなるとなかなか数字による目標だけでは私はつかむことができなかつたわけです。

例えば人口動態もお話ありました、予測されましたが、じゃあ、予測どおり、あるいは予測よりも人口増にするにはどうするんだなどということも実は思ったわけです。

そこで人口関係では高齢化率がいったい5年後はどうなってるんだろうか。そうなった場合、介護の施設は間に合うのか、待機者はどうなっているんだろうか。あるいは健康がいちばんで、今一生懸命やっておられますが、この計画を見ますと、健康寿命という言葉が出てきてます。

私は健康がいちばんで、一番大事なのは健康寿命を延ばすことだろうと。そのために計画を立ててやっていかなくちゃならないのではないのかな。あるいはまちなか再生を計画どおりしたならば野沢の町の中5年後どうなっているんだと。あるいは西高が魅力ある西高にしていきますということでもあります、5年後どういう形であらうかと。

あるいは農業が遊休農地は現状維持でというふうにうたってありますが、それならばそれをしていくのにはどうするのかなというふうなことを思ったわけでありまして。5年後の姿、私今聞いたこと全部お答えにならなくても結構ですが、全体的に企画調整課長からは、5年後は西会津はこういうふうにして町民の参加を得て、したいんだということ、あればという失礼ですか、お答えをいただければと思います。

その次であります、この計画を実施した場合にいかほどのお金といいますか、事業費投資しなくちゃならないのかなと。その場合ほとんど国や県との補助金だとか交付金だとか起債ということになるんでしょうが、おおよそで結構ですが、この計画を実施していった場合にはどれほどの財政的な投資をしなくちゃならないのかと。その財源はどうお考えかということと、そうすれば一番気をつけなくちゃならないのは財政の指数です。こちら辺はこれだけの計画をすれば、今だんだんいい方向に、財政指数、年々少しずつですがいい方向にきてますが、これはどんなふうになるんだろうかと思いましたが、そこら辺でつかんでおられればお答えをいただきたい。

これはぜひ確認をしたいわけではありますが、これも全員協議会の中で申し上げました。役場周辺の開発であります。町では検討するということが、議会とすれば保育所の問題で条件付きというのは役場周辺を、再開発を、文化センターを核とした再開発をしてくださいということでもあります。

その中で課長の答弁は2、3年で計画をつくりたいという答弁をいただきました。町長からは基本的な構想を策定すると。5年間で、お二人からおっしゃっていただきましたので、これは検討しますと書かれてありますが、実際はこの5年間で計画を策定するというふうに私は捉えたわけではありますが、そうでないなんてまさか今さら、立てます、しますと言っておるわけですから、ないと思いますが、ここはやはり確認をしておきたいと思えます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私からは役場周辺の開発についてであります。これまで議会の皆さんの同意をいただきながら順次いろんな計画が進められてまいりました。やはりいよいよこうした役場周辺の開発と仮称町民文化センターについても、やっぱり町民が今一番望んでいるところはということなのかということになりますと、これは5年後の将来計画にもかかわってくるんですが、やはり町民が豊かで文化的な生活を送れる。

そしてみんなが西会津町に住んでよかったと、こう言われる中においてはいろんな趣味やあるいは芸術文化に自分の持てるそうした中身を披露できる、あるいはみんなで集えるということが絶対条件になってくるんじゃないのかなというふうには思っておりますので、これは5年間の中でしっかり財政計画も含めながら、できる限り早期に実現する方向でこの計画内容というものを皆さんにお示ししてご意見を賜りたいと思えます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。この計画書を作ったわけではありますが、この全てが新たな計画ではございませんで、前期計画、当然ソフト事業、高齢者対策であったり少子化対策であったり、そういったものについては、あと農業にしても、商工業の分野にしても、これまでの取り組みを継続しているという部分が95パーセントくらいあるわけです。そこに新たな事業をいくつか追加しているということでもあります。

この中の計画の中で大規模プロジェクトと言われる部分につきましては、来年度予定をします道の駅の整備であって、それから役場新庁舎であって、それから保育所でございます。それからそういったそんな大規模なプロジェクトをこの5年間の中で取り組むということで、なかなかその町民文化センターというようなところをこの5年間のスケジュールの中に入れていくことはちょっと困難だろうということでスケジュール的なことで今回町民文化センターについては検討という、計画策定ぐらいまではきちんとこの後期計画の中で取り組んでいこうということで計画を盛り込んだということでございます。

したがって、なかなかこの大きなプロジェクトがあるわけではありますが、突出して大きな事業を入れてしまったというような感じの計画にはなっていないというふうに考えているところでございます。

通常の事業取り組み、それにいくつかの事業をプラスして取り組んでいくような形の計画になっているということで考えているところでございます。

あと、この計画を取り組むことによって町がどう変わるのかと。5年後の姿というようなお話がありました。一口で5年後の姿を説明するというはちょっとできないんですが、まず、とにかく交流、定住、住んでみたい、行ってみたい町へというようなことに力を入れた形での計画を策定しました。

で、子育て、それから教育、そういった形で特に力を入れて、この町にぜひ住んでみたいというような計画を盛り込んだということでございます。

それから先ほど言いました企業誘致であったり、そういったこと、なかなか大きな企業を呼ぶことは難しいのかもしれませんが、6次化であったり、先ほどちょっと計画の中で言ったバイオマスの取り組みであったり、この町ならではの企業をつくる、働く場をつくる。そういったこともこの計画の中で取り組んでいく。それを今回の地方創生は応援しますよというようなことで言っているもんですから、そういったものを創生の財源をうまく活用して地域の若い人が働く場を少しずつつくっていけるような取り組みをしていきたいというふうに考えております。

今住んで子どもよりも子どもの数が出生者の数が増えるようなまちづくりを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 財政の今後の推移ということでご質問がありましたのでお答えをしたいと思います。今回の後期の基本計画は平成27年度から5年間ということでございます。実際に事業を実施していく中にあるはそれに基づく3年間の実施計画ということでさらに事業費を精査しながら事業を進めていくということになりますけれども、今後の、今現在の計画をある程度基にして推計していきますと、ここ平成28年、29年、このくらいまではまだ下がり傾向といたしますか、良好なほうにまいますけれども、これまでやってまいりましたケーブルテレビのデジタル化、また今現在進めております小学校の新築整備工事、こういったものの起債の償還が本格化してまいますと、また指数が上昇傾向に転ずる可能性があるということでございます。

この計画の中にも今ほど申し上げましたような道の駅の整備、あるいは保育所の整備という大規模なプロジェクトが今後控えております。さらにはそのあとに続く防災無線の整備とか、そういったものが今後想定されますので、財政状況は決して予断は許さないという状況で考えております。

そこにこの指数を計算するにあたりましては、やはり一番大きいのは地方交付税の見込みであります。これが厳しい状況になるか、あるいはある程度の推移でいけばというところがございますので、その交付の多い少ないによって指数も大きく変わるという可能性もありますのでその辺を十分に、財政の担当としては十分に見極めながら今後の財政運営にあたっていきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 実際この後期計画を実施していってもらわなくちゃならないわけですが、していくためにはやはり、最初私が言ったようなやっぱり速やかな検討が必要だと思うんですよ。早めに。そしてその検討によって早めに速やかに計画を立て持っている。例えば国の地方創生でこういうメニューだと。これはおらほうの計画にぴったりだと。すぐ、あ

るいはかつてはね、国の補正予算の中に町が早めの計画を立てていたもので、その補正予算に組み入れることができ、中学校が町の財政負担にならないでできた。これはなぜできたかという、それがきちっとした計画あったからです。

その場になって計画を立てたでは事業進展というのは遅いだろうと。その計画を立てるのにはやはりこの5年間の計画ですから、5年後の姿、目標、姿、がきちっとあればそれに向かって検討、それに向かって計画が立てられるのではないのか。

課長がおっしゃったように、説明では観光関係を一新しましたということで、そのほかはやはり前をやったのをさらに発展させてやっていこうと。こうすれば充実しますということで計画を立てていかなければと思います。

これは昔の話になりますが、私も農委の会長をしたときに経験したんですが、出稼ぎの応援ですか、それは農業委員会の仕事、住民課の仕事だと。縄張りといったらおかしいか、仕事を振るんですよ、自分でやらないで。あの係だこの係だって。今はそういうことないと思っていますが、国や県ですと我がの縄張りは絶対守ると。これはほかの課には絶対やらないというふうなことで動いているという話を聞いておりますが、やはりそこらへん俺の係じゃない、俺の課でないというのはやっぱり積極的でないからであります。今はそんなことないでしょうと思います。で、切っておきます。

課長には今言った速やかな検討、早めの計画、それは5年後の姿を描いて、私はやっていったほうが立派な計画、事業が推進できるのではないかなと思います、その件についてお答えをしていただければと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議員がおっしゃったとおり、これからの補助事業は市町村から計画を、むしろ提案して採択を受けるような事業がメインになっているわけでございます。そういう意味ではおっしゃったように、早めの計画を立てて、そういった事業が、応募、そういったことができる際には積極的に取り組んでいけるような体制づくりというのは必要だというふうに考えております。

各分野にまたがる事業でございますが、政策調整会議等でそういった事業推進についても今後いろいろ話し合いをしていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 私はこの克雪と利雪、62ページにあります。私は今町民の皆さんが何を求めておられるのか、ポケットパークでもない。自慢館でもございません。上原中央線でもないんです。冬の除雪なんです。これどうするんだ。朝起きて家の前開けたら、庭見たらバーっと。これプロレスとか相撲やっている人誰かいればいいんですけど、そういう人おりません。ですから、ばあちゃんが一人でスノーダンプ押しながらやっこ押ししてんですよ。それが現状なんです。これ時間内に片づけないとだめなんです。1時間しかないんです。年寄りの人が、こうやってやっこ押しして、1時間で片づけられるわけない。目の前こんないっぱいあるんだから。

そういうことを、ここにありますよね。消雪、融雪、これをやってもらいたいんです。東京から来る人、空き家にこい、こいと言ったって、そんなの入ったって冬どうするんだ。こんなほど雪あったら誰もきませんよ。

そういうことなんだと私は思います。我々克雪委員会って野沢にあります。青木議員が委員長です。優秀な方ですから。でも、私はこれみなボランティアでやっているんですよ。野沢の区長さん11町内までありますけど、そのほかに20何人の方おられます。水抜いたり流したり、その人たちは4カ月やったって、4カ月で2万5千円くらいなものですよ。もらってるの。

だから、そうするとその人たちは時間に拘束されるわけです。ですから、私はあまり余計なことと言いませんけど、自慢館よりも、上原中央線よりも、ポケットパークよりもまずこの雪を何とかしていただきたい。それが町の皆さんの、町民の願いだと思います。どうですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 除雪のご質問にお答えいたします。今現状におきましては、除雪はタイヤドーザで路肩に排雪しております。それにつきまして、野沢町内につきましては、他地区から見れば流雪溝は配備されており、それをきれいに片づけることにより冬季間の生活空間が確保されているというような状況でございます。今高齢化というようなことでだいぶお年寄りの方が大変だというようなことでございます。野沢町内におきましては、かつて消雪パイプが配置されておりましたが、水量があまりないというようなことでなかなかうまくいってないというような状況でございました。

今後につきましては、十分水量の調査等行ないながら検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 私はそういうことを本当に町民の願いだと思います。なるだけそっちのほうに力を入れてやってほしいと私は思います。よろしく願いいたします。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 2点ほどお伺いいたします。私も全員協議会の中でお伺いしてありますけども、また再度お伺いします。

まず1点目でございますが、36ページの観光の振興と地域資源の活用であります。まず地域資源の発掘、磨き上げの中で、その中で大山祇神社や鳥追観音ありますけども、また銚子の口もあります。その中で町長には全員協議会の中で銚子の口だけじゃなくて滝坂の地滑りについても質問したわけですが、それで滝坂の地滑りは日本でも最大級の地すべり区域となっておりますけど、そこを国直轄で工事を実施しております。

またその後の、終わった後は観光地とかそういうふうに町の活性化を図るためにその辺の町長の考えはどうですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 滝坂周辺の地滑りについては、これは日本国内最大級の地滑りということで、県から国直轄に移り変わって今事業進めているわけでありまして。そして年に何度か阿賀川河川事務所所長がまいりまして、今年の予算の方向付けとか事業内容の進捗状況、あるいは新しいトンネル化の計画等々について説明を受けておりますし、同時にこの直轄事業が継続されますように、毎年北陸整備局に、これは阿賀町の町長と一緒に陳情しているわけがあります。

そこで観光に対する考え方について、いろんな先生に聞きますと、今、危険箇所としてこれが整備されているときに、ここに観光というところについてはあまりそぐわないんじゃないかと。

ただ、地質学上こういうところというのは非常に全国的に珍しい、あるいはこういう工事を行っているということでそれを広く興味のある方とか、あるいは今こうしたことが日本国内にはあるということの看板とか、あるいはそれをもっとリアルになんかで報告するとか、あるいは見せるという観点だったらいいんですけども、そこに人を呼んでバスでいくというようなことはなかなかこれはそぐわないんじゃないかと、こう言われております。

したがって、そうした観点からの西会津町のこの状況について、広くPRすることは可能であります。そして、いつかこれがちゃんと事業が終わり、完全に地滑りが終わったという時点については、非常にこれはある意味ではその観光地として大いに利活用もできる場所ではないかなということで、そうした観点で今取り組みを進めております。

同時に向かいの銚子の口については、議員ご承知のとおり、今度新しく200万円をかけてトイレを設置いたしましたし、そして遊歩道もしっかりと木道にしながら対応しておりますし、また来年度整備を図ってまいります。全体的にやはりこれから2、3年かけながらもっと整備を進めれば、西会津町の非常に有効な観光地として大いにPRできる場所だと、風光明媚な場所だと思っております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 ただいま町長の答弁、理解できましたけども、ただ、今工事中でありまして、工事終わったらということで私は、そういうことで申し上げております。

今、いろんな写真撮りとか老人クラブの視察とかあんですけども、その中で少しでもPRしてもらって、まあいいことではないですけども、町の活性化に少しでも観光資源としてのPRをしてもらいたいと思います。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第32号、西会津町総合計画基本計画(後期)の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、西会津町総合計画基本計画(後期)の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第33号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題としま

す。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第 33 号、過疎地域自立促進計画（変更）について説明をさせていただきます。

議案書並びにお手元に配付しております、過疎計画自立促進計画の変更計画書をご覧くださいと思います。

計画変更の内容の説明の前に、過疎計画自立促進計画について簡単に説明させていただきます。この、過疎計画自立促進計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域での都市部との格差是正を図るために、市町村ごとに策定している計画でございます。策定のメリットにつきましては、ご承知のとおり、過疎対策事業債を活用し、各種事業が実施できることにあります。

本町にありましては町全域が過疎地域として指定されていますことから、様々な事業に過疎債を活用し、事業を実施しているところでございます。

本計画の計画期間は、平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間、現計画でございますが、6 年間の計画でございます。今次、新たに過疎債を活用し整備を実施したい事業が生まれたことから、計画変更をさせていただくことで考えたところでございます。計画したところでございます。

それでは、過疎地域自立促進計画計画書の 1 ページご覧いただきたいと思います。

今次の変更項目ですが、区分 3 の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に事業名（1）市町村道、道路、事業内容に上原中央線（新設）L＝85 メートルを追加するものでございます。

本路線は、県道野沢大久保停車場線、野沢駅前通りから町道上原西 6 号線を結ぶ路線でございます。旧野沢幼稚園跡地に整備する、野沢駅通り公園へアクセスする道路となります。野沢駅通り公園は、野沢町内に子どもを遊ばせるための公園がないという地域の皆さんの声、さらには地域の皆さんの憩いの場となるような公園がないというようなことから、町所有地を有効活用して整備を図るもので、地域の避難場所としても利用する予定でございます。上原中央線は本公園の利用者や地域住民の利便性向上のため整備するものでございます。

本路線の整備費は、野沢駅通り公園と同様に、国土交通省所管の補助事業でございます。都市再生整備事業を活用して計画しているところでございますが、町負担金に過疎債を活用できるよう、過疎計画に新たに盛り込むものでございます。

なお、本事業の工事の事業計画は、3 ページに記載しているとおりでございまして、26 年度、27 年度ということで 2 カ年で整備をする計画でございます。

以上で、説明を終わらせていただきますが、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項により準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 33 号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

議案配付のため暫時休議します。(14時38分)

○議長 再開いたします。(14時41分)

日程第 21、議案第 34 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 34 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現職委員の辞職により、現在 1 名の欠員となっております固定資産評価審査委員会委員についてであります。その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、奥川、塩在住の伊藤重人さんを適格者として認め、選任したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

伊藤さんについてご紹介を申し上げますと、昭和 23 年 3 月、新郷、呼賀の生まれで、県立西会津高等学校を卒業後、昭和 41 年 6 月に西会津町職員として採用され、建設課を振り出しに、建設課工務係長、水道課課長補佐、教育委員会教育次長兼学校教育課長、水道課長などを歴任され、平成 19 年 3 月、地域整備課長を最後に町職員を退職されました。

退職後は、平成 24 年 4 月から 2 年間、塩自治区長を務められ、本年 4 月からは、県産業廃棄物不法投棄監視員を務められるなど、温厚誠実な人柄から地域の厚い信頼を得られている方です。

以上、略歴等についてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、伊藤重人さんを固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、何卒、満場一致をもって、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 34 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

追加日程第 1 に入る前に皆さんに申し上げます。

追加議案として町長から議案第 35 号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議案第 36 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例、議案第 37 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算（第 9 次）が提出されました。

議事日程を調整する前でありましたので、議会運営委員会に諮り、追加議案にかかる日程を追加し、本日の議事日程に加えることとし、提案理由の説明を追加日程第 1、議案第 35 号を追加日程第 2、議案第 36 号を追加日程第 3、議案第 37 号を追加日程第 4 として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明、及び議案第 35 号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議案第 36 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例、議案第 37 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算（第 9 次）を日程に追加し、追加日程第 1、第 2、第 3、第 4 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 追加日程第 2、議案第 35 号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 35 号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、ただいま、町長が提案理由で申し上げましたように、先にご議決をいただきました、議案第 6 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により、職員の給料につきましては、若年層に重点をおいて平均 0.18 パーセント引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を 0.15 月分引き上げたところであります。

町長等の特別職に係る給与の改定につきましては、これまでも職員の給与改定に準じて

行ってきたことから、今次の改定につきましても、このうち町長等の特別職に係る期末手当について、支給月数を0.15月分引き上げる改正を行うものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げます。併せて、本日お配りをいたしました条例改正案新旧対照表の1ページをご覧くださいと思います。

まず、改正条例案第1条の町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。同条例第4条は町長及び副町長のその他の給与に関する規定であります。このうち、期末手当の12月分の支給率について、100分の150を100分の165に0.15月分引上げるものであります。

次に、本改正条例案第2条についても、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。同条例第4条の期末手当の6月分の支給率について、100分の140を100分の147.5に、12月分の支給率について100分の165を100分の157.5とするものであります。

次に、改正条例案第3条の教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例であります。同条例第4条は教育長のその他の給与に関する規定であります。このうち、期末手当の12月分の支給率について、100分の150を100分の165に0.15月分引上げるものであります。

次に、本改正条例案第4条につきましても、教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例であります。同条例第4条の期末手当の6月分の支給率について、100分の140を100分の147.5に、12月分の支給率について、100分の165を100分の157.5とするものであります。

次に、本改正条例案の附則であります。第1項及び第2項は施行期日でありまして、第1項の改正条例案第1条及び第3条の規定は、公布の日のから施行し、平成26年12月1日に遡及して適用するものであります。次に、第2項の改正条例案第2条及び第4条の規定は、平成27年4月1日から施行するものであります。

第3項は、期末手当の内払いの規定でありまして、改正後の条例を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第35号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 3、議案第 36 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 36 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、ただいまご議決をいただきました町長等の期末手当の改正に伴い、議会議員の期末手当についても同じく改定するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、本日お配りいたしました条例改正案新旧対照表の 3 ページをご覧くださいと思います。

まず、改正条例案第 1 条の議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例であります。同条例第 7 条は議会議員の期末手当の規定であります。同条第 2 項の 12 月分の支給率について、100 分の 150 を 100 分の 165 に 0.15 月分引上げるものであります。

次に、本改正条例案第 2 条についても、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例であります。同条例第 7 条第 2 項の期末手当の 6 月分の支給率について、100 分の 140 を 100 分の 147.5 に、12 月分の支給率について、100 分の 165 を 100 分の 157.5 とするものであります。

次に、本改正条例案の附則であります。第 1 項及び第 2 項は施行期日でありまして、第 1 項の改正条例案第 1 条の規定は、公布の日の日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日に遡及して適用するものであります。次に、第 2 項の改正条例案第 2 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものであります。

第 3 項は、期末手当の内払いの規定でありまして、改正後の条例を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 36 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 36 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 4、議案第 37 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算（第 9 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 37 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算（第 9 次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。町長等及び議会議員の期末手当等の額を調整し計上したほか、消費者行政活性化交付金を活用した風評払拭事業の実施に要する経費を追加計上したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成 26 年度西会津町の一般会計補正予算（第 9 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 275 万 6 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70 億 6,423 万 6 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。

5 ページをご覧いただきたいと思えます。

まず歳入であります。14 款県支出金、2 項 6 目商工費県補助金 200 万円の増は、消費者行政活性化交付金の追加計上であります。

次に、17 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 75 万 6 千円の増は、今次補正に係る不足財源を繰り入れるものであります。

次に、6 ページをご覧いただきたいと思えます。歳出であります。

1 款議会費であります。議会議員の期末手当であります。

次に、2 款総務費であります。町長の期末手当等であります。

次に、7 款商工費は消費者行政活性化交付金を活用して、現地ツアー企画運営委託料など風評払拭事業の実施に要する経費を追加計上するものであります。

次に、10 款教育費は教育長の期末手当等であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 37 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算（第 9 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算（第 9 次）は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(15時06分)

○議長 再開します。(15時20分)

日程第 22、陳情第 3 号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情、日程第 23、陳情第 6 号、国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情、日程第 24、陳情第 7 号、町公共施設への LP ガス供給に関する陳情書を一括議題とします。

なお、審議の方法は、委員会の報告終了後、1 議題ごとに質疑・採決の順序で行いますのでご協力をお願いします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、青木照夫君。

○青木照夫 陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第 93 条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第 3 号、付託年月日、平成 26 年 9 月 5 日、件名、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情。

審査の結果、採択すべきものと決定した。

受理番号、陳情第 6 号、付託年月日、平成 26 年 12 月 5 日、国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情。

採択すべきものと決定しました。

○議長 経済常任委員長、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第 93 条。記、受理番号、陳情第 7 号、付託年月日、平成 26 年 12 月 5 日、件名、町公共施設への LP ガス供給に関する陳情書。

審査の結果、不採択すべきものと決定しました。

以上であります。

○議長 日程第 22、陳情第 3 号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正など

を求める陳情の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第3号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、陳情第6号、国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第6号、国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第6号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号、国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、陳情第7号、町公共施設へのLPガス供給に関する陳情書の質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛 経済常任委員長に1点お尋ねしたいんですが、この陳情書を見ますと3つの公営住宅はいわゆる地元の業者を利用してない。今後利用していただきたいというような陳情書になっております。

まず、地元の業者を育成していく、利用していくというのは基本的にあると思いますが、この3つの公営住宅がなぜ地元の業者を使っていない状況に至っているのか、その点1点

と、まず、これ不採択にしたということではありますが、どういう経緯でこれを不採択にされたのかお尋ねいたします。

○議長 委員長。

○五十嵐忠比古 ただいまの質問に対して、町の公共施設だって、入居者がお金を払うわけで、我々は誰でもそうですけど、安いほうの料金をやると思っていますので、そういうことです。

まず、不採択の理由を申し上げます。町公共施設のLPガスの供給は、町役場、公民館等の町がガス料金を支払う施設については地元業者の育成という観点から地元業者を利用しております。

しかしながら、本陳情に記載の3施設につきましては、ガス料金を支払うのは入居者であり、より安価なガス供給が望まれる施設であります。

また、そのため現在その施設へのガスの供給につきましては、条件を満たす業者による競争入札により供給業者の決定がされております。適正に処理されていることから、本陳情につきましては、本委員会において審議した結果、不採択すべきものと決定させていただきました。

また、最終的な競争入札における事業所の選定等につきましては、町の判断に委ねるものといたします。以上でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第7号、町公共施設へのLPガス供給に関する陳情書を採決します。お諮りします。

陳情第7号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号、町公共施設へのLPガス供給に関する陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、意見書案第1号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、青木照夫君。

○青木照夫 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正など要請する意見書。

標記の意見書案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。

提出者、青木照夫、多賀剛、長谷沼清吉、清野佐一、猪俣常三、長谷川義雄、三留正義。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣であります。

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正など要請する意見書。

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭

部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う軸索と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気である。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様である。

この病態は、世界保健機構WHOにおいて定義付けがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができるかと報告されている。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において知られておらず、また、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいために、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状である。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々ある。

以上のことから、医療機関をはじめ、国民、教育機関への啓発・周知が重要と考える。

国においては、現状を踏まえて下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

1. 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺症が残存した労働者を、労災の障害年金が受給できるよう、労災認定基準に改正すること。

2. 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。

軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって意見書案第1号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第26、意見書案第2号、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支

援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、青木照夫君。

○青木照夫 「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書。

提出者、青木照夫、多賀剛、長谷沼清吉、清野佐一、猪俣常三、長谷川義雄、三留正義。

提出先、内閣総理大臣、法務大臣、復興大臣、環境大臣、経済産業大臣であります。

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書。

東日本大震災に福島第一原子力発電所事故の発生から3年が経過した。

この間、被災者又は被害者、被災者自治体、国の関係機関の努力により、復興には徐々に進んではいるものの、その進捗は十分とはいえない。

2014年3月10日の朝日新聞の報道によると、同日現在で、避難者は全国で26万7,419人、被災三県では岩手県3万4,847人、宮城県8万9,882人、福島県8万5,589人にも上り、未だ多くの被災者又は被害者が避難生活を強いられている。

他方、同報道による、災害公設住宅完成戸数の進捗率は、被災三県で9パーセント前後と遅れが目立つ。

また、原発事故は、放射能による被害が多種多様であり、かつ広範囲に及んでいる実態から、今後、その被害の全容が明らかになるほど、賠償問題が法的紛争に発展する可能性がますます高まると思われる。

このように、多くの被災者又は被害者が避難生活を余儀なくされ、また、原発事故による賠償問題も解決にはほど遠いことから、生活再建の道のりは未だ遠い状況にある。

東日本大震災と原発事故は、人々の生活基盤をことごとく破壊し、様々な問題を抱えることとなった被災者又は被害者の法的ニーズは極めて大きなものがあつた。

ところが、本来は民事法律扶助の被援助者であるはずの者が、被災者生活支援金、義援金、建物損害保険金、原子力損害賠償金などを受給して一時的に資力要件をオーバーし、扶助相談を受けられないことが大きな問題となった。

そこで、被災地の弁護士会及び自治体から被災者又は被害者の法的支援に対応する法整備を求める要望が寄せられ、2012年3月23日に東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律、2012年3月29日公布法律第6号。以下、本特例法が成立した。

本特例法は、東日本大震災に際し被災救助法が適用された市区町村の区域における被災者又は被害者を対象として、日本司法支援センターが実施する民事法律扶助業務に付随する形で東日本大震災法律援助事業を創設したものです。

この東日本大震災法律援助事業は、従来の民事法律扶助業務に比し、1. 援助を受ける被災者の資力の状況を問わず、2. 対象事件の範囲も裁判外紛争解決手続や行政不服申立手続にまで拡大し、また、3. 立替金の償還・支払も事件継続中は猶予するものであり、被災者又は被害者にとって法的紛争解決のための有益なツールを提供するものとなった。

本特例法に基づき、弁護士が行った法律相談援助は2012年、4万2,981件、岩手県、宮城県、福島県、2013年で4万8,418件、岩手、宮城、福島に上る。

また、代理援助件数は、2012年度で2,699件、岩手、宮城、福島、2013年度で2,607件、岩手、宮城、福島、山形に上る。

書類作成援助件数は、2012年度で8件、2013年度で13件に上る。2013年度の数値は2014年5月13日現在の速報値である。

このように、未だ被災者又は被害者の生活再建に向けた法律相談援助などの需要が多く存在するものといえる。

以上のように、被災地の復興はまだ途上にあり、本特例法に基づく法律相談援助などの需要は、東日本大震災及び原発事故の発生から3年を経ても、未だ大きいといえる。

むしろ、今後、仮設住宅からの退去、新居への移転を進めていく中で、換地や補償に関する法的問題、その前提となる相続、住宅ローン問題なども多く発生するものと思われ、また、原発事故による賠償問題は、区域の見直しによる損害賠償打ち切りを契機とする訴訟化、区域外避難者による損害賠償請求、逸失利益又は各種不動産に関する損害賠償請求など、さらに増加するものと思われる。

ところが、本特例法附則第3条第1項では、この法律は、この法律の施行の日から起算して3年を経過した日に、その効力を失うとあり、現行法のままでは、2015年3月31日に同法は効力を失い、被災者又は被害者は同法に基づく法律相談援助などを受けることができなくなってしまう。

その後は、一般の民事法扶助制度で対応することになるが、本来は民事法律扶助の支援者であるはずの者が、受給した被災者生活支援金、義援金、建物損害保険金、原子力損害賠償金などの残りを預貯金として保有しているがために、資力要件を満たさないとして民事法律扶助を受けられなくなるおそれがある。

これでは、東日本大震災及び原発事故の後の混乱から本格的に復興に向かっていかなければならない被災者又は被害者の生活再建に水を差すことになりかねない

以上、地方自治法第99条の規定により、本特例法の有効期限を延長する立法措置を講ずるよう意見書を提出する。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第27、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第28、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第29、議会活性化特別委員会の継続審査申し出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第30、保育施設運営に係る調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

保育施設運営に係る調査特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

保育施設運営に係る調査特別委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、保育施設運営に係る調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 12月議会定例会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、議案37件につきまして慎重にご審議を賜り、全議案とも原案どおりご議決をいただきましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本議会では、各種条例の改正をはじめ、町総合計画後期基本計画の策定、米価下落に対する緊急支援策や指定管理者の指定など重要案件をご審議いただきました。審議の中で賜りましたご意見やご要望につきましては町政執行において十分配慮してまいりたいと考えております。今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、今年も残すところあと20日となりました。本年は本町にとって町制施行60周年という節目の年を迎え、新たなまちづくりに向かって町民憲章が制定されました。町民、議会、行政が一体となった協働のまちづくりの精神をこの町民憲章に生かされるものと確信しております。

また、本町の農政の三本柱である米、ミネラル野菜、キノコの生産においてそれぞれ名実共に日本一の賞を受賞するなど大きな成果を上げることができました。生産者の皆さまにとっては大きな励みとなったところであります。来年度はさらに充実した経済基盤の確立に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

大震災、原発事故から今日でちょうど3年9カ月となりました。今、全国各地では地震や土砂崩れ、豪雪など災害が多発しておりますが、幸いにして本町は大きな災害もなく、安心・安全な町民生活を維持しているところであります。被災地においては一日も早い復旧、復興を願うものであります。

町では今後も健康で安全・安心な町政運営に一層努めてまいりたいと思っております。

来年の干支は未年であります。ひつじは群をなし、行動することから家族の安泰を表し、平和に暮らすことを意味すると言われております。ひつじにまつわるいろんなことわざがありますが、多岐亡羊、あるいは羊頭狗肉、それぞれの意味をしっかりとわきまえながら、新たな方針である長期総合計画でしっかり取り組んでまいりたいと思っております。議員各位のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

皆さまにおかれましては、ゆく年を健康で送り、希望に満ちた新たな年を迎えられますことを切にお祈り申し上げ、ますますのご活躍をご期待いたしまして閉会にあたってのあいさつといたします。まことにありがとうございました。

○議長 閉会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

去る12月5日以来、本日まで7日間にわたり議員各位におかれましては年の瀬を迎え、何かとご多忙中にもかかわらず、熱心にご審議を賜り、本日をもって全議案原案どおり議決、成立を見ました。

会議を通じて議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

町当局におかれましては執行にあたっては本会議において議員各位から述べられました意見なり要望事項につきまして特に留意されるとともに、適切なる運営をもって進められ、町勢発展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

今年も残り少なくなりました。議員の皆様方、執行部の皆様方におかれましては一層ご自愛の上、よいお年を迎えられますようご祈念申し上げますとともに、今後とも町政の積極的な推進にご精励賜りますようお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。

これをもって、平成26年第6回西会津町議会定例会を閉会します。(15時59分)